

昭和五十七年十二月九日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

四日市市議会

○議事日程 第一号

昭和五十七年十二月九日(木)午前十時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第二三三号 専決処分の報告について

第四 報告第二四号 専決処分の報告について

第五 報告第二五号 専決処分について

第六 議案第一二三号 昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………説明

第七 議案第一二四号 昭和五十七年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)……………〃

第八 議案第一二五号 昭和五十七年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)……………〃

第九 議案第一二六号 昭和五十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)……………〃

第一〇 議案第一二七号 昭和五十七年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)……………〃

第一一 議案第一二八号 昭和五十七年度四日市市老人保健医療特別会計予算……………〃

第一二 議案第一二九号 昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算……………〃

第一三 議案第一三〇号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………〃

第一四 議案第一三一号 四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について……………〃

第一五 議案第一三二号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について……………〃

第一六 議案第一三三号 四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について……………〃

- 第一七 議案第一三四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………説明
- 第一八 議案第一三五号 四日市市特別会計条例の一部改正について……………〃
- 第一九 議案第一三六号 四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について……………〃
- 第二〇 議案第一三七号 四日市市農業委員会の委員の選挙区並びに各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………〃
- 第二一 議案第一三八号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について……………〃
- 第二二 議案第一三九号 町及び字の区域の設定及び変更について……………〃
- 第二三 議案第一四〇号 町及び字の区域の設定及び変更について……………〃
- 第二四 議案第一四一号 町及び字の区域の廃止及び変更について……………〃
- 第二五 議案第一四二号 町及び字の区域の変更について……………〃
- 第二六 議案第一四三号 市道路線の認定について……………〃
- 第二七 議案第一四四号 市道路線の変更について……………〃
- 第二八 議案第一四五号 工事請負契約の締結について……………〃
- 第二九 議案第一四六号 工事請負契約の締結について……………〃
- 第三〇 議案第一四七号 工事請負契約の締結について……………〃

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

後	後	小	粉	訓	喜	川	川	金	大	大	小	伊	伊	小	青
藤	藤	林	川	覇	野	村	口	森	谷	島	川	藤	藤	井	山
長	寛	博		也		幸	洋		喜	武	四	雅	信	道	峯
六	次	次	茂	男	等	善	二	正	正	雄	郎	敏	一	夫	男

○出席議事説明者

市長公室長
助 役
助 役
収 入 役
総務部長

加藤 寛嗣
三輪 喜代司
坂倉 哲男
平井 清三
片岡 一三
菽田 裕

○欠席議員（一名）

森 真吉
山 孝
山口 生
山 剛
山中 一
山本 勝彦
渡辺 一彦
宇治田 良市

坂野 正次
佐野 三夫
高井 勲
高木 保介
田中 基
谷村 信夫
中田 正巳
永川 平藏
生呂 平
野本 平
橋本 増藏
平野 行信
古市 元一
堀内 弘
堀川 辰
前川 良
松島 一郎
水野 幹郎

財政部長	阿南輝彦
市民部長	毛利道弘
福祉部長	岩山義弘
産業部長	宮田利雄
環境部長	樋口照一
都市計画部長	内田忠泰
建設部長	奥山武助
下水道部長	石井三夫
消防長	渡辺靖三
次長	河村昭郎
病院事務長	田中利夫
水道事業管理者	村山仁了
次長	奥村仁人

教育長	館増男
次長	伊藤藤長

代表監査委員 吉田耕吉

○出席事務局職員

事務局長	川合一郎
議事課長	板崎大之丞
議事係長	山崎克彦
主事	玉田耕士
主事	鈴木木隆

午前十時二分開会

○議長（青山峯男君） ただいまから、昭和五十七年十二月四日市市議定会定例会を開会いたします。
 ただいまの出席議員数は、三十七名であります。
 なお、今定例会の議事説明者は、市長初め二十二名であります。

○議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号により取り進めますので、よろしく願います。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（青山峯男君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において田中基介君及び橋本増蔵君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（青山峯男君） 日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から十二月二十一日までの十三日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から十二月二十一日までの十三日間と決定いたしました。

日程第三 報告第二三号 専決処分の報告について、及び

日程第四 報告第二四号 専決処分の報告について

○議長（青山峯男君） 日程第三、報告第二十三号専決処分の報告について、及び日程第四、報告第二十四号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第二十三号は、市有自動車による交通事故及び昨年十二月に西陵中学校で発生いたしました生徒負傷事故に係る損害賠償の額の決定について、それぞれ地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

なお、職員の交通事故防止につきましては、これまでも注意を喚起してまいりましたが、今後も安全運転の一層の徹底を図ってまいりたいと存じます。

報告第二十四号は、本年六月にご決議いただきました三重平中学校増築工事ほか七件の工事請負契約の変更を、地方自治法第八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

○議長（青山峯男君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 本年の五月の議会の報告の中でも私申し上げたんでございますが、学校内において子供たちがけがをするということは非常に問題あるし、同時に、そのあった後にどういうふうな教育委員会は善処したかということも尋ねてまいりましたし、またこういう事故のあったときには、教育民生委員会の席で報告をすべきではないかということも、申し上げてあります。ところがきょうの報告の中に、昨年の十一月事故を起こして一年以上たって私たちが初めてこの場で、西陵中学校でこういう事故が起こったということを知ったわけでございますが、しかし、知ったということは、起こったということがわかっただけでありまして、その内容は何にもわかっておりません。どうして教育委員会は機会があるにもかかわらず教育民生委員会で報告しなかったかということと、それから同時にどういう事

故が起こったかということ、ここで説明をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（青山峯男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） お答えをさせていただきますと思ひます。

この事故は、昨年十二月十日、十二月議会の前でございましたが、新聞にも載りました関係上、昨年十二月議会の常任委員会で、たしかご報告申し上げたと思ひますが、西陵中の講師、これは産休代替の講師で体育の補充に來ていた講師でございますが、勢い余つてといひますか、柔道をやつていてそれがたまたま担任の女子教員が出張したので、その学級指導に行つていろいろ世話をやいたところが、少し反抗的な態度に出る生徒をたしなめて、あげくの果てに相当手荒い指導をした。その関係でつい投げ飛ばしたという形で、当時新聞社も、これぐらいの先生があつていいんじゃないかと、そういう話で私ご報告申し上げたと思ひますが、そういうことで、実はその後頭骸骨の一部にひびが入つたということから、入院を十日ばかりしておつたわけですが、経過は良好で、あと七日ほど通院をいたしましたけれども、そういった治療費等の示談をやつておつたわけですが、たまたま父親の方が母親と離婚をして、なかなか示談に応じてくれるような状態でなかつたということから、示談が長引いておつたということで、先ごろ締結、示談が成立いたしましたので、このように補償の額を出させていただいたと、こういうわけでございますので、ご了承をいただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 先ほど伊藤議員が指摘をされましたこととほぼ趣旨は同様でございますけれども、報告第二十四号に關係をしてお尋ねをしたいと思います。

ここでは特に學校關係が多いわけでございますけれども、工事請負契約についての變更が出ております。減額になつてるところもありますけれども、多くは百万を超える變更になつておるわけです。これだけを見てまいりますと、どういふ内容が變更になつたのか、総務委員会等では説明があつたかも知れませんが、他の委員会の私たちにつきましては、一体どういふ内容が變更になつたのか、あるいは追加になつたのか、そういう点がわかりません。その説明を願ひたいわけでございますけれども、しいて言うなら、あえて私たちがこういう場で質問をしなくともいいように、もう一段階を設けていただいて、今後の問題としては内容變更の、變更の内容を記載していただければ幸いだと思ひますけれども、特にこの大きな金額についてどういふ内容に變更になつたのか、その内容をちよつとお尋ねします。

○議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 報告第二十四号の専決処分件でございますが、工事請負契約の變更でございますが、これが八件あるわけでございますが、その中の五件につきましては、基礎關係でございます。學校の基礎等につきましては、その校舎の建てる場所、約二カ所についてボーリングをやるわけでございますが、ボーリングをやりましたそのデータによりまして地盤を推定いたしました、杭径、杭長、それから杭の本数、基礎の大きさというようにものを設計するわけでございますが、その推定地盤と実際とが異なつていたということ、それからもう一点は、議会等でご指摘ございました學校の施設の安全につきまして、學校の先生、それから教育委員会、それから管轄課で學校施設安全委員会というものをつくりまして、検討しておつたわけでございますが、それがその結論が出ましたのが八

月十二日でございます。その結論に沿って、たとえばテラスをやめた、それからもう一点、議会でもご指摘がございました。便所、家庭科とか理科室の準備室の天井を張ったというようなことが、この二点が大きな設計変更の理由でございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 他にご質疑ありませんので、これをもって報告を終了いたします。

日程第五 報告第二五号 専決処分について

○議長（青山峯男君） 日程第五、報告第二五号専決処分についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の報告第二五号は、本年六月議会でご決議いただきました泊山幼稚園改築工事において、杭の長さ、本数を変更する必要が出てまいりましたので、急施を要するため、やむを得ず地方自治法第七十九条の規定に基づき、専決処分により契約変更を行ったものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この変更につきまして、いまのご説明だけでは少し理解ができません。六%以上の金額の変更にもなっているわけでございます。もう少し詳細な説明をいただきたいと思っております。

それで、先ほどちょっと私、この二十五号、それから二十四号とも関連をしておりましたのですが、二十五号に主を置いていまお尋ねをするわけでございますけれども、二十四号関係の中におきましても、たとえば河原田かどこか知りませんが、型枠支保工等の工事の過程で、あるいはコンクリ打ちの過程で、相当無理があるというふうなことをお聞きするわけでございます。一たんつくったものも壊すというふうな事態もあったとか、なかったとかと言われるわけでございますが、共通の設計、標準設計といいますが、そういうものに基づいてやられて、個々の学校でいろいろそれにマッチしない面もあったり、もう少し設計上考慮したら、当初から考慮したならば、仕事もより厳密にスムーズにいくというふうなことも考えられる。私は素人判断でございますけれども、そういうふうな考えられる面もあるのではないかと、たとえば桜中学校なんかでも、型枠支保工やってからコンクリ打ちまでに一週間も検査で、なかなか検査が通らないというような事態が起こっているというふうにも聞くわけでございますが、こうした点も何らかの改善の余地がないのかどうか、そうしたことがあるいは設計変更等にもかかわって来てはいいのかどうか、こうした点をあわせてお答えをいただきたいと思います。

○議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） まず泊山幼稚園の件でございますが、この件につきましては、私がさきにお答えいたしましたように、ボーリングを二カ所やったわけでございます。私どもはそのデータによりまして設計をするわけでございますが、極端な地盤のところだと、メーター変わっても地層がぐっと変わっているというふうなとこ

ろもあるわけでございまして、泊山幼稚園の場合は、設計の場合、長さ十二メートル、径三十五センチの杭を八十九本打てばよいというような設計を、データから判断してやったわけでございます。ところが杭を打っていく段階におきまして耐力が出ないということで、径につきましては三十五センチでございますが、長さにつきましては、十二メートルが三十一本、それから十四メートルが六十六本、それから十五メートルが二十二本、二十メートルが一本というような杭を打たなければならなかったというわけでございます。一番初めにボーリングをやりました際には、杭の支持力も一本で二十トン得られるというように、地質調査の会社の方からも報告が出ておりましたので、私もどもも検討いたしました。進めていったわけでございますが、支持力も十五トンしか出なかったということで、こういう設計変更をさせていただいたという次第でございます。

それから次に、河原田でございますが、河原田につきましても長さの変更でございまして、ボーリングから推定いたしました設計をやりました段階では、十一メートルの杭を八十三本ということでやってたわけでございますが、それが四十二本と、それから十二メートルを六本打っておったわけでございますが、それを二十五本というように変更したということでございます。それから河原田につきましては、一部体育館の内装ベニヤを難燃ベニヤに変えております。これは中央工業高校が体育館が火災を起しまして、消防署からの指示で変えたということでございます。

それから桜中学校の変更につきましては、これもボーリングから杭を、長さを決定しておったわけでございますが、あそこにつきましては地盤が傾斜しておりまして、杭を打つと先っぽが横に流れるというようなことになりまして、どうしたらいいかということで、ちょっと設計の判断をするのに時間がかかっておりまして、それをどういふぐあいにして杭をとめるかということで、先端を十字型の金物を打つということで、解決をいたしました。打ったというような次第でございます。主な原因は以上でございます。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 そうしますと、泊山幼稚園、あるいは河原田、桜中の屋内体育館基礎の工事にかかわったボーリングの問題が出たわけですけれども、この工事請負契約を出すに当たって、地質調査委託はしてないんですか。地質調査委託をして、それも行ってお金も払ってやって、それで間違いないということで、上屋の設計もして進めたんではなかったんですか。そうしますと、その地質調査を委託した、どこへ委託しているか知りませんが、これだけ幾つか地質調査に問題があったということになりますと、一体地質調査を委託したところが、技術的にも十分耐えられないというか、何というんですか、余り信頼のおけないところになるかと違うかということなんです。その辺はどういうふうに判断したらよろしいんでしょうか。この点すっきりするようにしていただきたいと思っております。

それから、河原田の場合ですか、どこですか、体育館の工事にかかわってせっかく組んだやつを、ちょっと壊さなければうまくはまらぬというような事態が起こったとか、起こらぬとかということも聞くんですから、そういう事実はあるんですか、ないんですか。

それから桜中学校なんかで、そういう型枠してからコンクリ打つまでに一週間も検査にかかる。そうしなけりゃコンクリが打てない。それもそういうアンカーボルトとか、鉄筋の配置の仕方等の設計のあり方なんかにも、若干かわるんではないか。もつとその辺を、一つはスムーズにいくような設計の余裕の持ち方をする必要があるんではないか。あるいは元請と下請、孫請との関係を十分調整する。たとえば工事施工図がずっと後にならなければ出てこない。そういうこと。いろいろなトラブルもあり、そして弱い下請、孫請が泣かされるというような形になっている。というような面もあるようでございますが、こうしたところを一体どういふふう改善なさるのか、お尋ねをしたいと思

います。

○議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 第一点の地質調査をやっておるか、おらぬか。またやっても非常に資料が悪いのではないかというような質問でございますが、私初めにお答えさせていただきましたように、ボーリングにつきましても、大体校舎とか体育館を建てる場合に二カ所ぐらいやるわけでございます。二カ所やるわけでございまして、大体両端ぐらいやるわけでございますが、それはペナントレーションテストと言いまして、打ちまして、その回数によりまして耐力を見るときか、それから資料をとりまして、それから判断するというようなことでございまして、地質会社といたしましても、また私どももいたしましても、その二カ所から推定いたしました。これなら大丈夫ということ。で、基礎の杭の長さ、径、本数というようなものを推定して設計するわけでございます。地盤の中と言いますのは、比較的海寄りとか、そういうようなところで、大体標準的にとれるわけでございますが、非常に地層が上下しておるといようなところもございまして、今度の場合ですと、六カ所杭の変更が出てきたというような次第でございます。地質調査をもっと多くやるかというような問題もございまして、それかもっと余裕を持ってやるかというような問題もございまして、私もいたしましては、やはりこれ大丈夫という線であったわけでございますが、ボーリング会社、設計担当者いたしましたも、これでいけるといところと、実際の地盤が違っておったというようなわけでございます。私が経験いたしましたままのところ、極端なところ、一メートル離れますと、地盤がもう違ったというところもございまして、土の中というのは、それを推定する最善を尽くすわけでございますが、なかなかむずかしいというのが現状でございます。

それから、河原田と桜中学校で仮枠を何遍も取り壊してやり直したというようなことが、私もどういことであつたかということ、ちょっと存じておりませんが、施工図というのは、役所は設計図までは書くわけでございますが、施工図につきましては、業者がこういうぐあいにやらしてくださいということを出してくるわけでございます。大体施工図というのは非常に大きな図面で書くわけでございまして、それで判断して、市の監督者がこれによろしいというところで施工図を認めて、工事を進めていくということでございます。その施工図が間違っておつたか、検討の余地があつたか、そういうようなことではないかというふうに思いますが、やはり市としましても、今後もっと施工図の指導につきましては慎重にやりたいと、かように思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 地質の状態を的確につかむという問題もむずかしい問題だと思ふんですけれども、しかし、わざわざ予算を組んで地質調査を委託しているわけです。その結果に基づいて設計をするということになるわけでして、それが今度の場合でもそうですが、相当件数が多いわけです。ですからその地質調査のあり方、基礎が揺らいでは、せっかくの建物もゆがみも出てくるわけでございます。出てこないとも限りません。またそういうことのないように設計変更もされるわけでしょうけれども、やはり一番基礎になる地質調査、基礎工事、こういう点で今度のようにたくさんそういう問題が出てきますと、やはりわれわれもそのまゝいまの説明をよしとできないと思ふんです。ですからその辺のあり方を、やはり慎重に一遍十分ご検討いただいて、今後具体的に改善されるようにしていただきたいと思ふいます。

それから、この桜中あるいは河原田屋体工事に関連しまして、われわれがお聞きする限りでは、工事施工図なんか

が非常に遅いという問題もありますし、それから型枠工事等支保工、あるいはコンクリ打ちまでの検査の過程上、いろいろ設計上の問題もかかわって改善される余地があるやに聞くわけでございまして、この点なお一層研究されまして善処願いたいと、こういうことをもって終わりたいと思います。

○議長（青山峯男君） 他にご質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれを承認することに決しました。

日程第六 議案第一二三号 昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第三〇 議案第一四七号 工事請負契約の締結について

○議長（青山峯男君） 日程第六、議案第二百二十三号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第三十、議案第四百七十七号工事請負契約の締結についての二十五件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第二百二十三号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

今回補正の主なる内容は、現年発生災害復旧費を初めとする国県補助割当の決定によるもの、老人保健法の施行並びに経済対策閣僚会議で決定された総合経済対策に基づく所要の補正のほか、緊急に措置を要する物件費、単独事業費等の追加補正と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の追加額は三億三千三百三十九万八千円となり、補正後の予算総額は五百四十四億六千八十四万八千円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、水沢谷町はかの集会所建設費補助金、過年度国県支出金返還金、市税過納返還金及び臨時備人料等を追加し、選挙費では、来春執行の統一地方選挙に係る公営ポスター掲示場設置費の追加補正と債務負担行為の計上を行いました。また、株式会社平山物産の廃業経費につきましては、三重県、本市及び北勢ハイミール事業協同組合の三者が応分の負担をすることで基本的な合意を得ておりますが、今回の補正におきましては、当面本市が負担する経費を計上いたしましたものであります。今後とも三者で十分協議を重ね、一日も早く廃業契約が締結できるよう一層の努力をいたす所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

第三款民生費のうち社会福祉費は、歯科医療センター運営費補助金及び臨時備人料等の不足見込額を追加補正するとともに、地方改善施設整備事業費及び赤堀小集落地区改良事業費につきましては、国県支出金の決定と実施事業に合わせそれぞれ所要の補正を行いました。また、老人保健法の来年二月施行に伴う予算措置につきましては、同法に基づく保健事業の実施に入るための諸経費並びに今回新しく設置する老人保健医療特別会計への繰出金を計上し、老人医療扶助費を減額補正いたしております。児童福祉費では、臨時備人料等の追加補正のほか、県支出金の決定と低年齢児保育増に伴う簡易保育所運営費補助金を追加いたしました。

第四款衛生費のうち保健衛生費は、老人保健法に基づく経費を計上し、清掃費では、じん芥及び尿尿処理事業費の

追加補正のほか、北部清掃工場及び南部埋立処分場における施設修繕料を追加し、電気集じん機増設工事費を減額補正いたしました。また病院費は、公営企業会計への繰出金を減額するものであります。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました農用地高度利用促進事業費、広域的集団転作推進事業費等を追加するとともに、麦、大豆等地域農業生産総合振興対策事業及び農林業、同和対策事業等に対する補助金を追加補正し、畜産業費では、県支出金の決定に基づき、家畜ふん尿処理施設設置事業及び小草地造成改良事業補助金を追加補正いたしました。農地費は、県支出金の決定により県単土地改良事業費の新規計上のほか、団体営土地改良事業費及び農村総合整備モデル事業費の減額補正を行い、市単独土地改良事業費等を追加いたしました。なお、団体営土地改良事業につきましては、国の総合経済対策に基づく債務負担行為を計上いたしました。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、国庫補助事業費の決定に基づき、大沢中野線ほかの道路改良事業費並びに記念橋、現在は神前橋と呼んでおりますが、記念橋ほかの橋梁改良事業費を補正するとともに、住宅地関連公共施設整備促進事業につきましては、松本貝家一号线ほかの道路改良事業費の追加補正と予算の組み替えを行いました。市単独事業としましては、道路新設改良費及び道路維持補修費を追加するとともに、江田橋改良工事費におきましては、災害復旧工事との合併施行によるものであり、その一部について債務負担行為を計上いたしました。河川費は、国庫補助事業費の決定に伴う名前川改修事業費と市単独改良事業費を追加し、港湾費では、四日市港管理組合負担金を減額いたしております。都市計画費は、国庫補助事業費の決定に基づき、千歳町小生線街路事業費の追加と磯津西公園ほかの整備事業費の減額補正を行うとともに、四日市中央線駅前広場整備工事費、街路樹移植工事費の追加と、土地区画整理事業特別会計への繰出金の減額を行いました。公共下水道費は、特別会計への繰出金を増額し、都市下水道費では、羽津茂福都市下水道新設改良事業費の予算組み替え、及び関連する債務負担行為の計上を行いました。また、

国の総合経済対策に基づき、道路改良事業費、街路事業費及び都市下水道新設改良事業費について、それぞれ債務負担行為の計上を行いました。

第九款消防費は、国庫補助金の決定に伴う防火水槽設置工事費を計上し、救急車購入費、自主防災組織育成費補助金を追加補正するとともに、耐震性防火水槽設置工事費につきましては、減額補正いたしております。

第十款教育費につきましては、小学校費、中学校費及び幼稚園費におきまして、校医等の報酬改定に伴う所要見込額のほか、国庫支出金の年度割当変更等による西笹川中学校等の校舎等譲受費並びに臨時備人料、私立幼稚園就園助成費の不足見込額を追加補正し、校舎等建設費を減額補正いたしました。社会教育費は、指定文化財保存事業補助金を、保健体育費では、スポーツ広場整備補助金を計上いたしました。

第十一款災害復旧費のうち過年発生災害復旧費は、事業の実施見込額により減額補正し、現年発生災害復旧費は、磯津漁港施設災害復旧費の新規計上を含め、いずれも国庫補助割当の決定によりそれぞれ追加補正するものであります。これにより本年度内におおむね復旧が完了する見込みであります。なお、江田橋災害復旧費の一部について、市単独橋梁改良工事と合併施行となる関係上債務負担行為の計上を行いました。

第十二款公債費は、文化会館建設事業等の前年度からの繰越事業に係る起債の借入時期の延伸に伴う利子不用額を減額いたしました。

以上、歳出並びに関連する債務負担行為の概要を申し上げますが、歳入は、競輪事業特別会計からの繰入金を減額し、歳出各科目に対する特定財源のほか、一般財源として前年度繰越金を計上して、収支の均衡を図ったのであります。

議案第二百二十四号から議案第二百二十七号までは、各特別会計の補正予算案であります。

競輪事業特別会計の補正につきましては、近年各公営競技事業が全国的に不振傾向にあり、鈴鹿及び桑名市営競輪におきましても業績が悪化してきているため、来年二、三月以降の開催につきまして返上の申し出がありましたので、これを本市が開催することとし、本年度における二開催分並びに国際科学技術博覧会協賛競輪に係る予算を計上し、あわせて本年度実績による調整を行ったものであります。歳出におきましては、本市開催に係る諸経費を所要見込みにより追加計上し、施設整備費及び予備費を減額補正するとともに、一般会計への繰出金を減額いたしております。歳入は事業収入を追加し、財産収入、諸収入及び前年度繰越金を減額補正いたしました。

国民健康保険特別会計の補正は、老人保健法施行に伴う所要の補正を行うものであります。新制度により、七十歳以上の者及び六十五歳以上七十歳未満の寝たきり老人等に対する医療事業について、市は別途に特別会計を設置し、国、県、市の負担と各保険者の共同拠出金により同事業を行い、本会計においては、療養の給付を行わないこととなりましたので、歳出におきましては、療養給付費等を減額し、新たに老人保健医療費拠出金を計上いたしました。歳入においても、国庫支出金の補正を行いました。

公共下水道特別会計の補正は、業務費におきまして、燃料費等施設管理経費の不足見込額を追加し、建設改良費におきましては、国庫補助事業費の決定に伴う新富洲原合同ポンプ場築造事業費を追加いたしました。歳入につきましては、国庫補助金、市債及び一般会計繰入金を追加いたしました。

土地区画整理事業特別会計の補正は、国の事業認可と実施事業に基づき、末永・本郷並びに常磐土地区画整理調査費をそれぞれ補正いたしました。歳入では、保留地処分収入及び国庫支出金を追加し、県支出金及び一般会計繰入金を減額補正いたしました。

議案第二百二十八号老人保健医療特別会計は、老人保健法に基づき、新しく会計を設置するものでありまして、歳出は、同法に規定する医療事業に要する諸経費を所要見込みにより計上いたしましたものであり、歳入では、この事業経費の負担割合等により収入見込額を計上いたしましたものであります。

議案第二百二十九号市立四日市病院事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして、薬品費、器械備品修繕料並びに過年度損益修正損等を追加するほか、医事計算業務の迅速化、合理化を図るため、電算導入経費を計上し、病院用地取得費割賦金利息の不用見込額を減額補正いたしました。収入では、入院及び外来収益、預金利息収入及び県補助金を追加し、一般会計からの負担金を減額いたしております。資本的収入及び支出につきましては、看護学生等修学資金等の不用見込額を減額補正し、収入において交付決定に基づく国庫補助金、修学資金返還金を計上し、企業債及び一般会計からの負担金を減額補正いたしました。

続いて、条例その他の議案についてご説明申し上げます。

議案第三百十号は、地方交付税算定基礎の引き上げに伴い、学校医、学校歯科医、保育所嘱託医及び嘱託歯科医の基本額を、本年四月にさかのぼって引き上げようとするものであります。

議案第三百一十一号から第三百三十五号までは、いずれも本年八月に成立いたしました老人保健法が、来年二月一日から施行されるのに伴い所要の条例改正を行おうとするもので、まず、福祉事務所設置条例の一部改正につきましては、福祉事務所で行う事務に、老人保健法に関する事務を加えようとするものであります。

老人の医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、現在この条例に基づき医療費の助成を行っております七十歳以上の老人及び六十五歳以上七十歳未満の寝たきり老人等が、老人保健法による対象者に含まれることとなるに伴いこの規定を削除するとともに、六十八、六十九歳の者に対し、入院の場合の一部負担金を増額しようとするものであり、また、心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正につきましても、同じく老人保健法に該当

する者を削除しようとするものがあります。

国民健康保険条例の一部改正は、国民健康保険法の改正によるものでありまして、老人保健法により医療を受けることができる者については、療養の給付を行わないこと、保険料の賦課総額の算定方法の変更など所要の改正をしようとするものであり、特別会計条例の一部改正は、老人医療に関する収入及び支出について、新たに特別会計を設けようとするものであります。

なお、現在、本市におきましては、老人、心身障害者、母子及び乳幼児の医療費の公費負担を行っておりますが、老人保健法の施行に伴い、今回老人及び心身障害者について制度の見直しを行ったものでありまして、残る母子及び乳幼児につきましても、来年三月議会に提案いたしたいと考えております。

議案第三百三十六号地方卸売市場業務条例の一部改正は、国の通達に従い規定の整備を行おうとするものであります。議案第三百三十七号から第三百三十九号までは、町の新設に関連するもので、大矢知地区の十志町、西富田町の各一部を来年二月一日から「富田栄町」として富田地区に編入するとともに、あわせて関係条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第四百十号から第四百二十二号までは、鵬、県及び菅原の土地改良事業による町及び字の区域の設定、変更及び廃止を、それぞれ地方自治法第二百六十条の規定に基づき行おうとするもので、区域は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第四百十三号及び第四百四十四号は、三滝台松本団地線を市道として認定し、環状一号線の起点を変更しようとするものであります。

議案第四百四十五号から第四百四十七号までは、いずれも工事請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結

果、あさけリリージョンプラザ建設工事のうち電気設備工事につきましては、金額一億一千七百万円をもって四日市電機株式会社と、空調設備工事につきましては、金額一億六千万円をもって三建設備工業株式会社名古屋支店と、また、消防本部・中消防署庁舎電気設備工事につきましては、金額一億七百万円をもって吉住電工有限会社とそれぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（青山峯男君） この際、報告いたします。

監査委員から報告が十三件参っております。すでにお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（青山峯男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、十二月十三日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時五十六分散会

昭和五十七年十二月十三日

四日市市議会議定例會議錄（第二号）

四日市市議會

○議事日程 第二号

昭和五十七年十二月十三日(月) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

川 川 金 大 大 小 伊 伊 小 青
村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山
幸 洋 喜 武 四 雅 信 道 峯
善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫 男

○出席議事説明者

○欠席議員（一名）

宇	渡	山	山	山	山	山	森	森	水	松	前	堀	堀	古
治	辺	本	中	路	口	口			野	島	川	内		市
良	一	忠	信	安	真	幹	良	辰	弘	新	元			
					寿					兵				
市	彦	勝	一	剛	生	孝	吉	朗	郎	一	男	士	衛	一

平	橋	野	生	永	中	谷	田	高	高	佐	坂	後	後	小	粉	訓	喜
野	本	呂	川	田	村	口	中	木	井	野	口	藤	藤	林	川	霸	野
行	増	平	平	正	信		基		三	光	正	長	寛	博		也	
信	蔵	和	蔵	巳	夫	保	介	勲	夫	信	次	六	次	次	茂	男	等

日程第一 一般質問

○議長(青山峯男君) これより一般質問を行います。

通告一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

山口 孝君

(山口 孝君登壇)

○山口 孝君 皆さんおはようございます。通告に従いまして質問をいたします。

一昨々日の岐阜県安八郡の長良川堤防決壊に係る裁判がありまして、河川管理者である国側の管理責任を問われる約十五億余円の賠償額を支払えとの判決が下されました。長良川堤防決壊は、台風下にあつて未曾有の大震災害でありまして、万やむを得ないものだとの一般認識を覆した、大変ショックな判決ではないかと思えます。いかがでしょうか、理事者の皆さん。私らの住んでいる四日市の町に照らして、市の管理責任を問われるような河川、排水路の状況はないと断言できるでしょうか。常時浸水地域の解消はできたでありましようか。私はここにその極端な一例を挙げて理事者の皆さん方の誠意を尋ね、一刻も早く改善への実行を促すものでございます。

日永五丁目、旧百五銀行日永支店周辺であります。この地区は台風が来なくとも、ちょっとどしゃ降りの雨が二時間余りも続くものなら、排水路がはらんして市道は冠水し周囲の民家は床下浸水して便所が流れ出すという始末でございます。市長は数年前の助役当時に、私が現地を案内いたしましたして浸水時にお見せしましたので、よくこの辺の事情はご存じのほすでございます。あれから何年かたちました今日、一向に改善がなされておりません。先般もその付近の住民が、この近くには市会議員がないから何年たつてもよくなるないと、私に聞こえよがしに話してお

りました。私はこれまで、雨池二号幹線が築造されたなら、これにこの付近の支派線をつないで改善されますからと地域の人に話をしてまいりました。住民の人たちも私の説明を信じて、雨池二号幹線の排水路工事が六呂見地内を過ぎることを一日千秋の思いで待ち望んだことであります。ようやくにいたしまして昨年度海軍道路を横断して、工事は上流に進んでいきました。ことしの雨期は、ことしの台風時は大丈夫と思つていたやさき、従来と何ら変わらない状態で二度も水路がはらんしたのでございます。住民が、能なしだと陰口を言う心理が、私にはよくわかるような気がいたしてなりません。百五銀行日永支店も、毎年のようにはらん、浸水する被害を受け、この地に見切りをつけまして子西八王子線の方へ移転をしていきました。そして、経済的に余裕のある住民の方々は、自分の屋敷を何百万という費用を費やしまして地上げをし、みずから床下浸水から逃れようとしておりますが、しかし、まだまだ多くの住民は市に改善をしていただくことを待ちわびております。

では、市はここ数年間何も改良策を講じていないかと申しますと、決してそうではございません。都市下水路課におきましては、予算の許す範囲で局部改良工事をやっておりますが、しかし、周囲は全都市街化区域でありまして、開発の方が改修よりもどんどん進んでおりますから、はらんする輪勝排水路にはおびただしい水量が流れ込み、とてもとても収容できがたいところに来ておるのではないかと思われれます。また、現況の水路は国道一号線の暗渠の拡幅も必要でありましようし、下流の雨池二号幹線につきま込むためには関西線という大きな障害がございます。これらの思い切った改良工事をするためには、現在の都市下水路予算ではとうていでき得ないのではないかと心配するものがございます。いかがでしょうか。技術面で豊かな専門知識を持たれる坂倉助役の見解をお聞かせいただきたいと思えます。そして、一日も早く、水路のはらん、浸水のない住みよい環境の町にしたいと思っております。明快なるご回答をお願いいたします。

次に、防犯外灯についてお尋ねをいたしたいと思います。

去る十一月、日永地区連合自治会長会で奈良市の自治会のあり方などの勉強をするため訪問をいたしました。いろいろと参考になることがありましたが、その中で防犯外灯について、本市と比べ大変進んだやり方をしておりますので、そのことをお伺いしたいと思います。

奈良市では毎年約四百基程度全市にまたがって防犯外灯の新設をしているようですが、これは全額市負担で自治会は一銭も負担をしていないというものであります。しかも、毎月の電灯料も全部市が払っており、自治会は設置個所の希望を市へ連絡するだけで経済的負担は一切なし、こういうようなお話でございました。ちなみに四日市の例を申し上げますならば、防犯外灯新設一基当たり市の補助金は五千円であります。今日の値段にいたしまして、仮に電柱に取りつけたといたしましても最低一万二千円は工事費がかかります。したがって、自治会におきましては一基当たり七千円以上の負担をしており、自分たちの町を明るくし防犯に努めておるのでございます。また、月々の電気代も市の補助は七〇％でありますから、残りの三〇％は各自治会が負担しております。私もいま自治会長をやっておりますが、私の自治会におきましては年間約四十万円余りの電気代を支払っておりますので、奈良市と比べた場合電気代だけにおきましても十二万円余りを持ち出しているわけでございます。これに新設費を加算をいたしますならば相当な額になるので、驚いている次第であります。この勉強視察に参加した自治会長さんは、四日市もこの方式を取り入れられないかと強い要望がございました。財政難の今日の状態から一挙に奈良方式とはいかないまでも、現在の方法を見直すお気持ちはないのか、お尋ねをいたしたいと思います。

以上で第一回目の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまのご質問の排水問題についてご答弁申し上げます。

ただいま山口議員から申されましたように、長良川の決壊につきましては河川管理者の管理瑕疵を問われて補償を出すという裁判の結果になったわけでございます。本市といたしましても、市の管理瑕疵のないよう全力を挙げて河川排水路の整備に努め、ご迷惑のかわらないようにいたしていきたいというふうに存じておるわけでございます。

さて、ご質問の内容でございすけれども、日永五丁目の旧百五銀行の周辺の排水につきましては、大変ご迷惑をおかけしておることをここにおわびを申し上げる次第でございます。地域の排水対策の基幹施設になります雨池都市下水路事業につきましては、本年度に公害防止事業といたしまして二号幹線を小屋下川に取りつけることができまして、これによって地域の排水対策は若干よくなったというふうに考えておるわけでございます。しかしながら、まだまだこれからやる事業も多うございます。今後の事業の進め方といたしましては、現在整備の計画を進めております雨池川の最下流部の大井の川の河川改修事業につきまして、これと整合性を持たせながら地域の排水方法の技術的な検討を加えまして、五十八年度早々には事業認可を得られるよう努力をしていきたいというふうに思っております。

そこで、地域の浸水個所の解消についてでございますけれども、地域の水系は輪勝用水水系ということになっております。これは雨池都市下水路の五号幹線ということでございます。これを整備するよう考えておるわけでございすけれども、先ほど申されましたように、国道の横断あるいは国鉄の横断問題等もございすので、これにつきましては早急に国鉄とは協議を進めてまいりたいというふうに思っております。そういったしまして、来年度には補助事業としての実施設計に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、五号幹線に並行する既設水路でございますけれども、これのネック個所が、先ほど申されましたようにあるわけでございますが、このうち通称海軍道路の横断とか、あるいは周辺のネック個所がございましたが、これにつきましても来年度早々単独費で着手するように進めてまいりたいというふうに思っております。以上、具体的な問題を含めまして、雨池都市下水路事業の早期完成を全力を挙げてやっていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を今後とも賜りたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） 先ほどご指摘を賜りました防犯外灯についてご答弁を申し上げたいと思っております。

いまだご指摘いただきましたように、四日市の防犯外灯につきましては、設置費については一万円の二分の一度額、それから電灯料については七〇％ということでご助成を申し上げておるわけでございますけれども、ご質問の、四日市の場合今後いまだお話に出ておりました奈良市の例にならって何とかもつと住民負担の軽減ができないかというご指摘でございますが、現在のこの防犯外灯に対します助成の制度につきましては、まだ全国的にも余りたくさん例が見られておりませんし、県下を例にとりましても、この防犯外灯に対する助成を行っておる都市も比較的まだ少ないような状況でございます。そういった中で、いま四日市の場合は、先ほど申し上げましたように設置費と、それから電灯料への助成をさせていただいておるわけでございますが、現状の昨今の市の財政力から考えまして、すべてこの設置費の必要経費全額あるいは電灯料の全額を市で負担をさせていただくということにつきましては、かなりむずかしい問題ではないかというふうに考えております。しかし、少なくとも現状の制度そのものの維持には今後ともできる限り努めてまいりたい。したがって、今後自治会の皆さん方にもそういった面でもまだまだ多分にご協力を賜ら

なきやならない問題だと思えます。

最後に、いまだご指摘をちょうだいいたしました奈良市の例でございますが、若干私どもの方でお伺いしておりますのは、奈良市の場合には防犯外灯の助成といえますのは、すべて性格的に言えば街路灯ということで処理をなさっていられるようでございます。したがって、本市の場合のように防犯外灯と街路灯の二本立てといったような措置はないようでございますけれども、四日市の場合も、現在二本立てになっております街路灯とそれから防犯外灯、これらの調整を十分建設部等とも協議を重ねながら、少しでも自治会の皆さん方のご負担が軽くなるように今後とも十分検討を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 山口 孝君。

〔山口 孝君登壇〕

○山口 孝君 先ほどはご答弁いただきましたありがとうございます。坂倉助役のご回答によりまして、排水問題につきましましては五十八年度事業認可を得て、いわゆる雨池二号幹線につき込みの五号幹線の整備を単独事業としてかかるというような回答をいただいたわけでございますが、先ほど私がお伺いいたしましたように、この地域は加藤市長が助役時代でございますからもう約十年経過をしております。そのときに当時助役でありました加藤市長に見ていただいで、非常にこの辺の地域が低地帯でありまして多くの排水路がこの付近へ集中をしております、大変水路は狭うございます。十年たちましてもまだ一向によくならない。先ほども申し上げましたように、私はすぐそばに住居を構えております。どうかこの付近の住民の方が非常に熱望をしておりますこの排水対策について市も真剣に努力をしていただきたいと思うわけでございます。ここに申し上げます一例は、ほんの一例でございます。日永地区にもこれに類似したところが二、三カ所ございます。また、全市的にはこのような個所も数多くまだ残っております。

はないかと、こういうふうに思うわけでございます。

先般も私の地区内で、文化会館へ四日市は四十九億もかけてりっぱに文化会館を建てたと、何が音楽だ、何が芝居だ、われわれの地区から要望しておる排水問題も何一つ解決をしてくれていない四日市市が、何が文化だ、何が音楽だというようなことも陰では市民は言うておるわけでございます。水害にやられるということは、自分の財産を水に浸し失うことでございます。どうか理事者の皆さん、その点に十分配慮をいたされまして、一市民のこのような困惑を一日も早く解消していただきますことをお願いいたしますして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（青山峯男君） 橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 おはようございます。質問に入ります前にご理解を賜っておきますが、青少年の非行問題が幅が広く、奥行きが深い。私たちの質問には時間が制限されておりますので、両方の質問をしておりますと問題は減らさなくてはなりませんので、今回は時間いっぱい質問に充て、答弁は篤とその内容を検討し、納得できなければ後日再質問を含めてもう一度質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、近年家庭内暴力と校内暴力の頻発化傾向が大きな社会問題の一つとして話題に上っております。これらの中学生を中心とする若年者の暴力を、他の一般生徒への影響を考え合わせるとき、単なる子供の成長過程における一過性のものと見逃すことはできません。子供たちの人格形成の上で大きな役目を持つであろう家庭内、学校内での生活をあえて否定するところから始まる暴力は、その結果を想像するだけに戦慄を覚えざるを得ないのであります。これらを踏まえ、この問題がごく身近でありながら重大な社会問題であるとの観点から、この席上の話題にのせてみました。

これらの問題が表面化してから今日まで、当事者はもちろん、世の教育者及びその評論家、あるいは児童心理学者、社会学者がその原因と解決策をそれぞれの立場から論じてきました。しかし、想像でき得ないほど根深く、奥行きが深いこの問題に、有効な手段と方法をとれたと断定することは無理であろうことは容易に想像でき、現実にもその有効な解決策は見つかっておりません。三重県下においても尾鷲中学を初めとし、当四日市市内の中学校においても発生しており、これらのことは事実を謙虚に受けとめ、種々の問題を取り上げながらその解決策を考えてみたいと思えます。一つの問題解決の糸口となり、少しでもよくなれば幸せと思っております。

まず、頭髪と服装について。これらの問題を解決するためには最初から取り組みが必要であり、他市においてもいろいろな問題が発生し、さまざまな意見が出されていると聞いております。つまり、新しく入学するときには既定の服装でなければ入学させないとか、あるいは学校で先生、父兄、生徒の話し合いの結果、全員がまる坊主でとの結論を出し実行に移したが、反対する生徒及び親も最後には納得いたしました。ただ一人の生徒とその親が最後まで反対し登校を拒否して、法廷にまで持ち出したと聞いております。つまり、それほど大きな社会問題なのであります。非行の始まりは服装からと言われているが、私もそのように考えます。

頭髪についても、自分の店が断つても他の店がするといつて、子供の言うがままにしてしまう理髪店も多いと聞いております。また、服装についても注文を受けたり直したりする店は限られているが、現実にあると聞いております。学校側もその店の名前も知っておられるはずであります。たとえ商売上のこととはいえ、利益さえ上がれば他人の子供のことなど知ったことではないとの考え方ができるようにも思われ、これ以上放置することはできないと思えます。これらに対しPTA育成会はもちろんであるが、連合自治会に協力を求めること、すなわち地区ぐるみで、また全市一斉に協力を求めなければ、校内暴力の解消、ひいては不良化防止のための一つの方策さえ成功し得ないと思えます。

が、いかがでしょうか、お伺いいたします。

また、当市のある地区では学校、PTA育成会、補導委員会、各町自治会長の方々が生徒の父兄を全員集めるよう努力し、各町ごとに懇談会を開き、学校の方針である散髪運動、制服運動、あいさつ運動の三つの運動に協力するべく努力していると聞いておりますが、その経過についてお伺いするとともに、これは全市的に行っているのか、また全市的に行おうとしているのか、一回だけではなく、全生徒がよくなるまで何回でも繰り返し行うよう関係機関の協力を願うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、生徒手帳について。

中学生には生徒手帳と言われるものが渡されておりますが、その内容を見ますと、生徒の心得として、一礼儀、二服装、三頭髪等々細部にわたる管理に基づく、驚くほどりっぱなものがありますが、これらに基づいた、これほどの教育を受けてなぜ非行がふえるのか、不思議でなりません。現実を見るとき、もしかすると手帳を渡すだけで、その内容についての教えが不足しているのではないかと邪推もしたくなるのであります。制服を直したり頭髪を染めるための金を出す親もおれば、非行児童の多くはその父親が放任主義で、父親としての責任を果たしていない家庭、及び盲目的に子供をかわいがり、父親に内緒で金を出す母親、これらも考え合わせ生徒とともに父兄にも入学時に徹底した教育と話し合いと理解の場を提供すべきと思いますが、いかがでしょうか。

道徳教育について。

次に、去る五月三重県教育委員会が、県内の小中学生を持つ親を対象に家庭教育の手がかりを得るために行った意識調査を見ますと、家庭教育に関する面では、小学生ですでに家庭内暴力や校内暴力の芽が認められ、三重県下の場合も大都市の青少年非行の傾向と何ら変わらない各種の問題が生じていることが発見できたとして、大き

な注目を引いたのであります。つまり一〇〇弱が実際に問題を起している、はっきり答え、わからないの二〇〇を加えると、三〇〇の家庭の子供が問題を起した経験を持つという驚くべき結果を報告しているのであります。また、その原因もそれぞれ挙げられておりますが、道徳教育の欠陥も大きな原因の一つであります。その道徳教育は、中学生ですすでに遅く小学生より行うべきだとの声が早くから出ておりますが、小学生に対し教育指導の一つとして新しく何かを加えられたらと思いがいかでしょうか。

なお、京都府では、青少年非行の要因を調べると、三歳児ころの家庭のしつけに問題があったケースが多いため、乳幼児の父母を対象に「家庭としつけ教育」を始めたと聞いているが、当市としてもそのような考え方はないのかどうか、お伺いいたします。また、非行防止は母乳からという人もあります。

クラブ活動用地について。

次に、各学校でクラブ活動の強化を図り非行に走らないようにと考えている学校も多く、これらの学校よりクラブ活動のための場所を求める用地買収等の要望が出されておりますが、教育長はいろいろな理由を述べ、受け入れないと聞いております。そのような非協力的な態度は、校内暴力の減少、ひいては非行化防止の可能性の芽も摘み取ってしまうのではないのでしょうか。愛知県の中日青葉学園では、非行防止にはスポーツ療法でと、スポーツで健康な心と体づくりに励み、成功していると聞き及んでおります。また、去る十一月十九日の朝日新聞を見ますと、警察庁は、戦後最悪の記録を更新し続け深刻化する一方の青少年非行対策について、全国二千二百二十カ所の警察署の柔剣道場を小中学生に開放し青少年の育成場に充てることを決め、十九日までにその実施基準を全国の警察本部に通達した。警察庁は取り締まるよりむしろ健全育成の環境づくりが必要だととして、それまでの取り締まり一辺倒から、青少年をスポーツや社会奉仕活動に参加させ、体験から批判意識を植えつけ、自立心を育てる策を打ち出して、小中学生を対

象に駅広場や公園などの清掃や空きかん拾い、野球、柔剣道の指導拡大に努め、警察が身近に指導できる柔剣道を通常の勤務外でも公務扱いすると報じているが、教育長はこれらについてどのような見解をお持ちか、お伺いいたします。

登校拒否について。

次に、登校拒否の子供の問題ですが、その子供の内容は、落ちこぼれ組だけでなく成績のよい子やスポーツ選手といった優等生組にも広がっているのが、最近の傾向の一つだと聞いておりますが、まことに憂慮すべき問題であります。当四日市においての実数はいかがになっておりますか、お伺いいたします。

また、それらの子供に対し学校としてどう対応し、指導効果を上げるためにはどのように考えておられますか、重ねてお尋ねいたします。

夏休み後の指導について。

夏休みの終わりとともに、毎年のことながら非行及び校内暴力、家庭内暴力が表面化する時期となりますが、この時期の生徒を見てもみますと、夏休み中勉強した生徒としなかった生徒の差が出てしまい、進学に対する焦りや不安から試験問題を見ることに捨てばちな気持ちになり、この感情のはけ口を暴力に求め非行に走るようにも思われます。本年も表面は静かなようですが、各校とも多くの問題があると聞いております。このような問題が起こる危険性が多い時期における特別な教育指導にご配慮がないのかどうか、考え方を伺っておきたいと思っております。

学校ぐるみの非行防止について。

次に、学校職員として配置されている学校職員の皆さんは、長い夏と冬の休暇はかがしておられましょいか。教員の手を離れて自由気ままな行動をし、非行の芽が出るこの夏休みと冬休みにこれらの方々に生徒の非行防止のため

の協力を願ってはと思っております。つまり、学校長を初めとし先生、職員一同力を合わせ学校ぐるみで、ともに悲しみ、ともに対処をしていくという気持ちを学校職員の方々にも望みたいと思っておりますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

また、このような教育の非常時とも言ふべき時代には、問題解決のために特に教育側に求められる事項も数多くあります。結局のところ、それらを実行するための教師の質が問題となってまいります。つまり、県の言うがままに教師をもらっているようでは非行をなくすることはむずかしく、つまり、身体強健、勇気ある男、実行力のある教師が必要であり、クラブ活動等に努力することができる教師でなければならぬのであります。このような考え方からか、岡山市においても主として体育教師の免許を持つ二十歳から二十五歳までの体力のすぐれた者を嘱託採用し、生徒指導促進委任制度を発足させ、問題の多い中学校に配置し非行防止に充てると聞いております。この制度は多少の問題点を有しているとは思いますが、考え方としては賛同でき、当市としても具体的にこの制度を検討し実行に移したらと思っておりますが、いかがでしょうか、また、教育に対し真摯な態度を持ったよい先生をとるよう努力すべきと思いますが、むずかしいでしょうか、お伺いいたします。

シンナー遊びについて。

私は先般、議員の皆様のご理解のもとヨーロッパ各国を視察する機会を与えられ、この場をおかりいたしました。厚く御礼を申し上げます。

その節、ロンドン郊外ヘットフォード州立議會を正式訪問の折、青少年の非行問題について伺ったところ、日本と同じ問題で困っているとのことでした。同日、ロンドン市で在英日本大使館一等書記官の方にお会いし、同問題についてお伺いいたしました。こちらに来てまだ日が浅いので、詳しく調べておりませんが、私の聞いている範囲では、

青少年の非行はイギリスが先進国で日本がこれに近づいてきたのですよと言われました。続いて、西ドイツ、イタリア、スイス、フランスと、各国とも青少年問題については同じ悩みを持っているとのことでしたが、特に悪いと感じたのは、イタリアでは失業者が多くて数がわからないほどであり、恐らく三分の一はあるだろうと言われました。生活のため大人だけでなく子供も窃盗、ひったくりが盛んな国であり、またフランスでは、十三歳以下では何としても取り締まる法律がないとのことであり、ラテン系イタリア人の親は子供に万引き、ひったくりを教えていると聞きました。各国共通の問題としては麻薬を打つものがふえつつあり、中流の家庭から上流の家庭の子供に広がり、薬を買う金欲しさに万引き、盗みに入る子供がふえつつあるようであります。

私が申し上げるまでもなく、ご承知のように麻薬はわが身を滅ぼし家庭を破壊し、他人にまで被害を与える、まさに最悪の凶器であります。これらは日本においても例外ではなく、先般中日新聞が「中学生が覚せい剤、大阪の公立五校汚染、三年生ら十人注射百回の少女も」と、大きな見出しで報じておりました。また、覚せい剤の問題よりもっと一般的で数が多いのが、シンナーを乱用する生徒がふえていることでもあります。正常な神経をぼろぼろにするシンナー吸引は、次は麻薬に通じます。悪の根源とも言うべきこれこそ警察とも協力をお願い、徹底的に取り締めていただきたいと思いますが、教育長はどのような考えか、伺っておきたいと思っております。

なお、三重県下においても尾鷲市で女子高校生を含む少年が九名、酒を飲んだ上シンナーを吸い、ささいなことからけんかとなり、一人が死亡するという事件もありました。卒業式について。

教育長を初め校長先生や父兄、参列者全員が服装を改め、そのおめでとうの祝辞から始まる、義務教育の締めくくりとも言べき中学校の卒業式について、その考え方について伺っておきたいと思っております。

昨今のごとく、非行生徒がますますふえる現状を目の当たりにしている現場の学校当局にとって、警察の力を頼らざるを得なかったこともやむを得ないと思っておりますが、市内全中学校のうち何校が警察官の導入を願ひ、何校に現実警察官の導入があったか、お伺いいたします。

小学校入学から始まった九年間の義務教育も終え、無事卒業できると喜びを自分たちの子弟に祝福を送ることであらわし、感激しているであろうそのめでたい席に警察官の導入とはどうしたことであろう。先生はどのような教育をいただけたのであろう。また、非行生徒がますますふえた今日、無事卒業式を終わらせるにはやむを得ないのではないか等々、さまざまな思いを胸に交錯させながら出席しておられたことでしょうか。これらは四日市だけの問題ではなく、他市においても同じような事件が起こっております。

教育長もすでにご承知のこととは思いますが、日時が過ぎておりますので、念のために申し上げますが、東海市の富木島中学の件が三月十三日の新聞で大きく扱われておりました。つまり、昨年十月一日の授業中、席に着かない生徒に先生が注意したところ、反発した生徒が突然先生の顔を殴り、目の上に三針を縫うけがをさせた事件を初め、ことし二月ごろにかけて十九件の暴行事件が発生し、二年生男子を中心に十数人の生徒が警察官に補導されたのであります。同校が卒業式に警察官の出動を要請したのは、二月十一日正午ごろ二年生男子の生徒が二度にわたって教室にある書籍にマッチで火をつけた事件の被害届けを出したのをきっかけとして、生徒同士のけんかと再度の暴力事件に職員だけでは静かな卒業式が行えないと予想し、式当日複数の私服警官を職員室に待機してもらおうよう警察署に申し入れたのであります。その後職員、生徒、PTA当事者間の話し合いが続けられ、卒業式を翌日に控えた三月十二日、全職員が四時半ごろ会議を予定していたが、午後三時ごろ同校に同校の卒業生と思われる人物から、わが富木島中よ情けないぞ、私はいままで誇りに思っていたのに、挽回してくれとの葉書が速達された。その後には、下校途中の女

生徒が同校生徒の母親と思われる人から校門前で花束と一緒に「廊下の片すみへでも飾ってもらい、晴れの卒業式を迎えられますように祈っています」との封書を受け取ったのであります。こうした市民の動きに応じ、会議の結果、職員一同全員一致で、父母、生徒、先生の三者によるこれまでどおりの卒業式を行うことに決定したのであります。この東海市において葉書を出した人、あるいは花束を届けた女の人の心情を思うとき、当四日市の父兄の中にも同じ気持ちでおられた方が数多くあったことは、容易に推察できます。それぞれの状況と事情の違いはあったとはいえ、警察官の導入という市のとった態度についてどのようなお考えであったのか、お伺いいたします。

なお、卒業式には非行の仲間に加わらないよう一生懸命手細を締め、子供と話し合ってきた父母、また誘われるのを辛うじて振り切った子供たち、そして非行生徒の誘惑にも負けずまじめに勉強した生徒が数多く列席したことも含んでいただきたいのであります。また、近く行われる本年度の卒業式にはいかがされますのか、重ねてお伺いいたします。

最後に、青少年問題が大きな国家的、また社会的問題と言わねばならなくなったかかする時期には、当四日市において青少年対策に取り組むため加藤市長を本部長とする青少年対策本部が県内の他市に先駆け設置されたことは、われわれの加藤市長さすがと敬意を表し、その成功を願うものであります。発足より今日まで問題解決のためにどのような決定をし、指導されたか、具体的に市長にお伺いをいたします。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十一分休憩

午前十一時二分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 主として中学生の非行問題に絡んで数々のご提言、あるいはご意見をいただきました。それに対してお答えをしたいと思います。

順次申されました順序に従いますが、まず第一の頭髪、服装についてでございますが、その前提といたしまして、現在の非行問題を単に一過性と考えてはだめだ、有効な解決策を見出して十分取り組めと、こういうお話でございます。確かに私もは粘り強くいろんな問題に対処しているわけでございますが、その具体的なことを申し上げたいと思います。

頭髪、服装等全的にそういった有効な手を打てというお話だったと思いますが、現在服装等、特に商店に対する指導等はそこまではいっておりませんし、頭髪の問題は、短く刈る、あるいはどれくらいの長さという問題については、各学校のそれぞれの取り決めにおいて事を行っておりますのでございまして、全市的にはそこまではまいっておりません。こういった形から入る、いわゆる外側から行動等を規制するということについては大変しつげ面として大事な面がございます。しかし、現在そこまでいってしまった、いわゆる異様なスタイルで校内外を徘徊する生徒については、学校の職員だけでなくして父兄、もちろん地域の皆さん全部を含めてそれに対する対応を考えなきゃならぬというところから、各地域でもそれぞれ協力をお願いしております。したがって、当然将来的には、異様な服に改装する商店、あるいは頭髪についても理髪屋さん等についていろいろとお願ひもしていかなきゃならぬというふうには考え

ておりますが、現状ではまだそこまでいっておりません。

ただ、あいさつ等は、これは小さいときから必要な、いわゆるしつけでございます。全市的にもオアシス運動ということで県下全般にそういった運動を進めておりますが、まだまだ手ぬるいという感じはいたします。いわゆる外側から形の上から入っていくという、いわゆるしつけ面において服装あるいは頭髪の問題については十分その対策を今後考えていかなきゃならぬというふうには思いますが、心の中のいわゆる深奥に触れた指導と相まって、それは効果が出るんだということ、非常にむずかしい問題、単に一方的に外側から規制しますと反発をいたしますし、納得をさせた上でそういった外側に向け、ということが非常に大事な時期ではないかと、こういうふうにご考えておるのでございます。

生徒手帳もそういった面がございます。一日入学等の機会をとらえて指導はいたしておりますものの、単に生徒だけじゃなくて、父兄も一緒に入学期に十分指導せよというお話だったと思えます。私ももそのようにしておりますし、六年生の三学期のある日にそれぞれの中学校が、いわゆる入学説明会ということ、こういって話をしておりますが、入学当初重点的に学校の校則等生徒手帳に記載してあることについて指導しております。ところが、一昨年あたりから、この生徒手帳というのはずっと前から学校が一方的につくったんじゃないか、それをおれらに押しつけるといったことで、非常に細かいところまでいわゆる規制してあることについて何らかそれはやっぱり見直さなきゃいかぬ。たとえば、いつかもしましたが、くつ下にワンポイントの色のついた模様が入っているそれらについて、白じゃなきゃいかぬと言いながらも、店へ行くときそういうポイントの入ったものしか売っていないことから、そういったことについて大ぜいの生徒が反発したということもございます。何とか生徒の意見も聞きながら、この生徒手帳の中身を十分納得させた上でそれを守らせるということに各学校は努力をしている、そういう現状でございます。

すので、ご理解をいただきたいと思うのでございます。

それから道徳教育に関して、特に小さいころから重視をして、小学校の段階でしっかりした道徳教育をしようと、こういうご提言でございますが、私どももそういうふうにももちろん考えておりますし、三歳のころに、三歳児を対象にいたしました教育委員会といたしまして、「子育て十二章」という家庭教育の副読本を配布しております。これは全世界に毎年二年ほど前から行っておるわけですが、三歳児、それから小学校入学期、中学年、高学年、それから中学生と、この五冊を今後つくっていくわけなので、現在は三冊まで来ておるわけですが、そういった子育て十二章について、家庭教育の浸透ということにつきまして、その発達段階の時期に即応した内容を配布して指導をしているという状況ですが、事実、三歳児は父兄を集めて、あるいは親を集めて話をするというわけにはいきませんので、そういった趣旨を配布しながら、センター等にそういった関係する講座を開いていただくという方法をとっております。いづれにいたしましても、最近の道徳教育は、昔のいわゆる押しつけの修身ではなかなかうまくいきにくいということがございます。子供たちの人間的な感情に触れて共感を得ながら、その中で本当に心情的に理解をしていることから、学校の道徳教育の面も私も厳しく指導をしておるわけですが、現状につきましてはまだ十分とはいっておりませんので、今後とも十分そういった指導を積み重ねていきたいと思っております。

それから、クラブ活動の用地を確保しようと、こういうことでございます。私どもがどうも用地を買収して拡張することを拒んでいるというふうな、そういった趣旨でちょっとおっしゃったのではないかと思えますけれども、中学校の特に用地の拡張につきましては、現状いろいろと、周囲がどのような状況になっているか、拡張の余地があるのか、あるいはその学校が学校規模に合わせて非常に狭いのか、そういったことをいろいろ考えまして、用地を拡張する場

所があるならば積極的にやりたいという、そういう考えは持っております。特におっしゃったスポーツ振興という立場から、中学校の生徒をクラブ活動等で若いエネルギーを燃やさせるということは青少年の育成からきわめて有効な手段でございますので、そういったことに重点を置いていくわけでございますけれども、特にコート類、バレー、バスケット、テニス、このコート類の確保ということについては、現状は必ずしも十分と言える状況ではございません。また、新設校等最近ではある程度コートも設置するようになりましてけれども、従前はコートすら公費でつくっておりませんでしたので、そういったことを新たに加えながら生徒のクラブ活動の振興に意を用いていきたいと、こういうふうに思っておりますのでございます。したがって、そういった活動の用地が確保できる状況であるとするならば、詳細に検討いたしましたして拡張について努力をいたしていきたいと思っております。

なお、柔剣道の振興についてどうかというお話もございましたが、確かに、指導者を得ている中学校では柔道部なり剣道部なりができておりますけれども、そういった適切な指導者がないところは、うまく部すらできてないところがあります。いずれにしても、いずれかのスポーツに熱中するということが非常に大事だと思います。したがって、市内全域に柔道場という公立のものがございません。現在は三滝中学校に学校格技場ということで、中学校としては大型のものをつくっておるのでございますが、今後五カ年間の計画の中でそういった柔剣道場についても考えていきたいと、そういう具体化をしている状態でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、登校拒否について現状はどうかということでございますが、はっきり実数でつかんでおりますのは、現在中学校五名、小学校一名でございます。単にそれが怠惰、いわゆる怠けということではなく、登校してないのではなく、これは神経あるいは精神症にかかる、そういった場合の登校拒否という状態でございます。近年こういった例が多いわけですが、教育委員会といたしましては、指導室と教育研究所が密接に連携をしてそれぞれの教育相談をどのよう

にやるかも含めて対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから六番目に、夏休み後の指導について、特に夏休みにきわめて児童生徒が行動等が悪くなるという観点でござっております。一方では言えるのでございます。小学校の一年生あるいは二年生等低学年が、きわめて夏休み一カ月間親のもとで自由にやっていたためにきわめて自主的な力がついてきた、態度ができたという例も私どもはじかに体験もいたしております。ただし、こういった反面、非行というか、友達関係、あるいは家庭教育が不在のために極めてよくない夏休みの過ごし方をしたために、二学期の当初においてそういった状態があらわれるということがございます。これについてはどことも十分その指導について体制を整えておくわけでございますが、特に中学生については学業がわからないということから熱中して学業に励むということができないために、悪に走るという例がございます。これらは十分個々の生徒に各担任が対応すること、それからまとまった場合には学校体制、いわゆる生徒指導主事を含めてそういった対応をしていくわけでございますが、夏休みの有効利用というか、有効な効果の上がる指導とすることについては、今後もやはり十分指導もしていきたいと思っております。

それに関係いたしましたして、特に学校ぐるみの非行防止についてご提言もございました。そのために、熱意のある教師あるいはよい先生をもっと持ってこいと、こういうお話もございましたが、採用にかかる問題については市の教育委員会だけではどうにもいきません。言えることは、四日市で育った先生がもっと欲しいということも県に対して要望をしておるわけでございます。正直なところは、本市の出身者が本市の教員になっていく割合というのは大体六割見当でございます。あとの四割は外から委任をして、ある程度年限がたつとまた帰っていかれるということで、四日市の先生になっていただくようなことのできたいと思っておりますし、ご提言の中に岡山市の例がございました

が、そういった教壇教師を市の費用ではなかなか雇えないというあれがございます。したがって、そこまでは考えていません。現にいる教職員がそれこそ一致した指導理念をもってぶつかっていくと、こういうふうに指導もしておりますので、その点でご理解いただきたいと思うのでございます。

それから、シンナー遊びにつきましては、外国に例をとってお話をいただきました。私どもはシンナー遊びについては、きわめて身体的なことにも及ぶ重要な、いわゆる一つの非行の現象でございます。したがって、このことについては警察と常に密接な連携をとっております。シンナー、ポンド、トルエン、これを吸う生徒が最近ふえているというところに、きわめて心寒いものを覚えるわけでございますが、こういったことをいろいろ通報とか、あるいは学校の教師が察知した場合には証拠となる物品を取り押さえる、そのことを通して警察と密接に連携をしながら指導をしていくと、こういうふうにはこれははっきりと出しておりますので、ご理解をいただきたいと思いますが、中にはすでにそういった刺激のためにある程度神経を犯されると、そういった生徒もおるのでございます。このことについては広がらないように十分各学校を重点として手を尽くしていくという状況でございます。

それから、中学校の卒業式について現在はどうなのか、過去はどうだったかと、こういうお話でございました。私ども、おっしゃったように卒業式というのは、それこそ特に中学校の卒業式は九九年の締めくくりとしての意味が大事だというお説と全く同感でございます。確かに一昨年は二校ほど警官を導入したというか、要請した覚えがございますが、今年の三月の場合は、そういう状態があるのかという調査に対しては、学校はしないということとで本年の三月はいたしました。ただ、北警察の管内につきましては、これは慣習的に従来から関係地区の駐在さんを私服なり制服で来賓として招待しておりますので、そういった形で着席をしておつたかと、これはございますけれども、これは昔からそういったふうにはやっておりますので、そのことが生徒を刺激をするというわけではござい

せん。

ある学校の卒業式等十名余りの者が異様なスタイルで実は卒業式に出た、そういうこともございますけれども、それらも最後には、式が終わりますと校長やあるいは担任に、体を気をつけてな、年取ったらあかぬになどとかわいことを言っていて、やっぱり握手を求めてくるようでございますし、記念撮影をしながら何か学校へそれらが金を出し合っってボール二個を寄付していったと、こういう話も実は聞いておるわけでございます。服装はそういったかっこうをしておりまして、心はやっぱり、卒業式は一つは節目なんだと、また彼らは学校を絶対休まない、勉強はわからなくても学校に来ていること、友達と交わっていること自体に非常に楽しみを覚えているわけでございます。したがって、こういうようなことはそういう面がどっかに、心のすみに残っているんじゃないかと。私どもも卒業式の前日はよくそういう情報をつかむことはございますけれども、現在はそういった危機感に迫られたような卒業式を、特にことしの三月は迎えたということではございません。どこの学校もわりあい平靜に卒業式はできているし、今後もそうありたいというふうに思っておりますのでございます。

以上、関係いたしましたことにつきましてご答弁を申し上げます。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 青少年対策本部についてお答えをいたします。

青少年対策本部は、今年の七月に従来の青少年課を拡充強化をする意味で青少年対策室というものをつくりまして、この青少年対策室の活動を全庁的にバックアップをしていかなければならない。青少年の健全育成のためには行政的環境を整備していくということも必要でございます。したがって、全庁的な組織として青少年対策本部を設け

まして、今日まで二回開催をいたしております。会議は大体一回が二時間半から三時間ぐらいを要しておりますが、関係者がかなり多いんですが、特にこの会議には欠席をすることのないようにということを強く私も部長会議等で求め、関係者には時間を割いて検討に加わってもらっておるといのが今日までの実態でございます。

そこで、それじゃどういことを打ち合わせしているのかということでございますが、内容的には、本来は健全育成ということで前向きな施策について各種検討をすべきが本来でございますが、今日校内暴力あるいは家庭内暴力等々青少年の非行化の防止ということに非常に重きを置いて取り組んでおるわけでございます。非行化を防止するためにどういことを学校がやるべきであるか、あるいは地域社会にどういことをお願いをしていくべきかというような内容について検討をいたし、青少年対策室の方からその結果をまとめて啓発活動あるいは地域の支援活動を行っておるといのが実際でございます。四日市内の各中学校で起きました非行の実態というのを具体的につぶさに報告してもらっております。一回の報告で十何件も出てくるわけでございますが、その大きな共通点といたしまして、やはり非行の中心になる児童生徒がどこでもいるわけでございますが、そういった生徒たちの家庭内におきまする環境というのがきわめて教育という面においては不適切な環境になっておるといのが、その全部に共通をした傾向でございます。そこで、やはり関係の機関、家庭裁判所でありまして、あるいは児童相談所でありまして、あるいは警察でありますとか、そういう関係の機関との連絡強化をいたしまして、問題発生時には必要とされます情報交換あるいは措置の依頼等を行ってきておるといまして、それぞれ学校の正常化にはかなり寄与してきていものといふふうに確信をいたしております。

一方、ただ本部をつくって経過を聞いて、その対策についていろいろとみんなが知恵をしぼると、あるいは関係の機関に連絡をするということだけでなしに、青少年の相談委員さんを地区市民センターの協力をいただきまして今日十八人の方をお願いをいたしております。これは学校だけでもちょっとどうにもならない、あるいは先ほちょっと触れましたが、家庭の実態からいって家庭だけに任しておくわけにもいかない、そういったような子供たちがいるわけでございますから、そういった子供たちと学校あるいは地域社会をうまく結びつけていただけるパイプ役として活躍をいただくということで、少しずつこの活動が軌道に乗っていくというのが今日の状況でございます。こういったようなことでございますから、この本部の会議には市民センターの館長の代表も出ていただいておりまして、いろいろと事例を勉強して、さらに地域に帰ってそれぞれのセンターで地区の方々と連携をとりながらこの健全育成ということに努めてもらうべく私どもは考えて、会議を持っておるつもりでございます。健全育成の地域の団体活動と活動が活発になってくることを期待をいたしておりますので、だんだんにそういった方向での活動が活発になってくることを期待をいたしております。

いずれにいたしましても、家庭、地域社会、学校、園というところへの呼びかけを効果的に行っていくというようにすることに努めておるわけでございまして、今年度に入って二回開催をいたしましたのでございますが、青少年問題の本身が大変複雑でございますし、また、どの行政部門というように限定をするわけにもまいらない面もありますので、この本部での会議、そして本部でとり得る対策というものも今後さらに格段の努力をいたしてまいらねばならないかと、かように考えておる次第でございます。

以上、ざっと対策本部を開設してから今日までの状況をご報告申し上げましたが、二回の会議で私が一番強く感じましたことは、一つにはそういう非行の共通基盤があるということと、それからもう一つ、従来、非行が起きた場合の各学校と教育委員会の青少年対策室との連携が必ずしも従来は十分でなかった、しかし、この対策本部ができ、対策室ができましたからは、逐一学校におきますトラブルは報告がされまして、それに対してこちらの方からアドバ

イスを学校に対して、現場に対して行っておると、もちろんこちらから出かけていってアドバイスをしておるというような体制ができつつあるということは、さらにこの青少年対策というものを軌道に乗せていく、一歩前進してきたんではないかなというふうに思っておるところでございます。こんなようなことでございますので、私どもは今後さらに一層青少年対策本部の活動を強化をしまいいり、皆さん方のまたご支援もご忠告も賜りたいと、かように思っておる次第でございます。

以上、私から青少年対策本部についてお答えを申し上げました。

○議長（青山峯男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 発言通告に基づいて質問をいたしたいと思ひます。

第一点目は、来年度予算編成に關してであります。

具体的質問に入る前に、まず市長の政治姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

去る十一月二十六日に中曽根内閣が発足をいたしました。この内閣大変人気が悪いと、これは一般新聞でも報道をされておりますし、また支持率から見ても市長のご存じのことです。中曽根内閣は、前鈴木内閣が途中で放り出した財政失敗の道を国民に負担を転嫁させるということで切り抜けようとしておりますし、また、来年の田中角栄のロッキード疑獄の判決を切り抜けるために内務官僚を総理大臣を含めて四人も配置をしております。このような中で三重一区で自治大臣が誕生したということで就任祝賀会が計画をされているようではありますが、市長はこの就任祝賀会に対し、どのような立場で何を期待して参加されようとしているのか、まずお尋ねをしておきたいと思ひます。

中曽根内閣は所信表明や財政方針の中で、臨調、行政改革という名のもとに軍事費を大幅にふやして福祉、教育切り捨ての政策、大幅増税の方向を進めようとしております。しかも、来年度の国家予算においては財政方針としてもマイナスシーリングの方針を引き続き続けようとしております。この財政方針が貫かれますならば、地方自治体に大きな影響を及ぼすことは明らかでございます。四日市の財政運営あるいは来年度予算を考える上で国の補助事業の影響が一つの問題になります。これが今日の財政危機の中でどのようにカットされ、どのような影響を受けるのか、また事業のおくれを来すわけでありますが、その見通しについてお尋ねをしておきたいと思ひます。必要な事業もやらずに、影響を受けないという回答では困るわけでございます。四日市市におきましては五十六年度決算で法人市民税が四億円ほど税収が落ち込みましたし、しかも、その中でコンビナート企業が五十五年度と比較いたしますと、約十二億円もの減収になってきております。このような構造的な不況の中でエチレンプラントや石油精製の設備縮小の問題が出されてきております。このような財政危機の中で市長は来年度予算編成に当たり、市民生活を守る立場で財政見直しをどのように展望されておられるのか、またそれと同時に、予算の編成についてどのような方針を出されておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

第三次基本計画において財政収支の見込みについて、市税収入が五十八年度は五十七年度と比較して一〇七・八五％と見込まれております。今日の消費不況と言われている中、人勧凍結や民間労働者の賃上げゼロ回答などが言われている中で、この税収の伸びが本当に適切な見通しに立っているのかどうか、この点もお尋ねをしたいと思います。

今日、市民生活は五年間所得減税が行われていない、賃上げしても物価上昇率に満たない賃上げで終わってしまう。このような中で実質賃金の低下を来すなど生活苦の中で、食生活まで切り詰めなければならぬほど苦しい生活を余儀なくされております。このような中で来年度予算編成に当たり市の各種諸料金、市営住宅の家賃でありますと

か、幼稚園、保育園の保育料あるいは国保料、各種使用料、手数料などを値上げをすべきでないと考えますが、市長はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、税収入をふやす問題や負担金、分担金問題において、大企業、大資本に対し当然の負担をさせ、また余分な負担金を削減する、これらの問題についてどのように考えておられるのか。その一つの例に、税収入の問題では過去よりずっと要求もしてまいりましたが、法人市民税の不均一課税あるいは臨海部の企業の固定資産税に対して水際線影響加算を行うなど、こういった問題について来年度予算についてどのように盛り込まれておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

第二点目は、平山物産と新化製場建設問題についてでございます。

平山物産の廃業経費が、今定例議会に三重県、四日市市及び北勢ハイミール事業協同組合の三者で応分の負担をするということで基本的な合意を得た、その中で四日市市が負担する分一億八千六百万円について経費を計上されております。

第一番目にお尋ねしたいのは、三者が応分の負担をすることで合意を得たと言われております。さきに行われた議員説明会では、県の廃業補償についてまだそこまで煮詰まっていなかったように伺っておりますが、県が本当に廃業補償に合意をしているのかどうか、お尋ねをしたいと思います。漏れ聞くところによりますと、県はその気になっていないということではありますが、いかがでしょうか。

第二番目には、平山物産が本当に廃業の合意に達しているのかどうか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。

第三番目は、平山物産が廃業するに当たり、補償費プラス用地買収費一億円以外に転業するについての見返り等何

かを要求しているのかいないのか、お尋ねをしたいと思います。

いずれにしても、平山物産問題について県、市協力してと言われ続けておりますが、県の積極的な協力を得なければならぬと思います。県の姿勢をもっと積極的にさせる、こういう点でどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

また、新化製場の建設用地については旧地主からの不動産譲渡禁止の仮処分が出され、それに引き続き住民からの魚津処理施設の建設禁止の訴訟が行われております。この解決に当たっては話し合いで解決をしていくべきだと考えます。市長はどのように考えているのか、今日の時点で改めてお尋ねをしたいと思います。

第三点目は、文化会館問題についてであります。

総額四十八億円をかけた文化会館が八月一日にオープンし、今後四日市の文化発展に寄与するであろうことを期待しているところであります。オープン後四カ月経過した今日、改めていま一度見直しをしてみたいと思います。

第一番目は、せっかく五十億円近く投資をして建設したにもかかわらず、文化会館の周辺地域の町づくり問題をどう考慮に入れていたのか、お尋ねをしたいと思います。商業や住環境の影響、人の流れ、車の流れ等せっかく五十億円近くも投じておきながらその波及効果が余り見られない。工業高校の跡地活用については動線とか人の流れまでいろいろと考えておられます。それらが少しもこの文化会館建設に当たっては考慮をされていないわけでございます。その点についてお尋ねをしたいと思います。

第二番目に、施設を利用するに当たって数多くの不備な点がございます。これらについてお尋ねをしたいと思います。

第一点目は、駐車場から文化会館への入り口が限定されて大変不便ですが、何とか改善することはできないものか

どうか。

第二点目は、文化会館の東側の通路に、雨天のとき大変困るわけでございますので、建家にマッチした屋根をつけることができないうか、お尋ねをします。

第三点目は、駐車場の舗装が悪いのか水はけが悪く、雨上がり後に水たまりができて大変通行に困難を来しておりますが、少し傾斜をつけるなどして改善すべきでございますが、どのようにお考えになっているのか。

第四点目は、文化会館に行く上でバスの便をもっとよくするべきだと思いますが、いかがでしょうか、また、近鉄の湯ノ山線の駅を、病院、文化会館、図書館、そういったものをにらみながら便利などところにつくることができないものかどうか、お尋ねをします。

第五点目は、まだこの文化会館が市民にも知られていないために市内各所に文化会館への案内板を設ける必要があると思いますが、いかがでしょうか。

第六点目は、文化会館の案内図が少し不親切ではないだろうか、もっと正確に地図をかくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第七点目は、文化会館の東側の通路を南へ七十メートルへ出るまでの道幅が大変狭く、終演時には集中し混雑をしておりますが、この道路拡幅について改善することができないものかどうか。

第八点目は、第一ホールのホワイエへ上がっていく階段に、いま左側にしか手すりが設置されておりません。お年寄りのためにも真ん中と右側にも設置すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第九点目に、駐車場が狭いために周辺にも大変迷惑をかけていると同時に、駐車場内におきましても白線以外のところで車をとめられるため、動けない車も出てきております。どのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

第四点目は、畜産公社の経営についてでございます。

昭和三十三年に四日市食肉株式会社として創立、昭和五十三年から改築を行って五十六年に完成をしたわけでございます。それと同時に、五十六年二月に株式会社三重県四日市畜産公社と名前も改めてきたところでございます。設立趣意書にも、食肉流通の近代化を図ることにより食肉価格の安定、肉畜生産の振興及び食肉の消費拡大を図ることを挙げております。しかし、畜産公社の経営を安定させていく上でも、生産者の振興を図る上でも取引頭数をふやして販売手数料を上げなければならないと思います。豚についてはほぼ一〇〇%上場し、競りにかけられておりますが、まだ牛に至っては五十五年度で七・六%、五十六年度で約九%と、全国平均約五〇%よりも非常に低い上場率でございます。他の九十数%は個人の営業権を持った方が直接農家なり出かけて牛を買い、解体だけが行われているわけでございますが、この上場率を上げていく上でどんな取り組みをされたのか、また今後どのようにしてこの上場率をアップさせていくのか、お尋ねをしたいと思います。

第五点目は、地域問題でございます。

第一番目に、学校問題でございます。笹川西小学校区域においては当初の計画人口よりも増加することによってマンモス化してきた、また運動場も狭くなり、運動場の充足率も低下をしておりますが、この運動場拡張についてどのように考えておられるのか、お尋ねをします。

また、四郷小学校の運動場におきましても大変狭く、せっかく校庭開放をさせていただいても大人のソフトボールも満足にできない状態ですし、少年野球のチームも基礎訓練しかできない状態でございます。特別教室もプレハブで、体育館というのか講堂も築後四十年たち雨漏りもしている状況ですので、この際特別教室の積み上げ、新築と、体育

館の改築が要望されておりますが、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

第二番目は、南部丘陵公園並びに西日野の風致地域の問題でございます。南部丘陵公園計画は、二転三転をして計画が縮小されたり拡大されたりしておりますが、もっと本格的に計画を立て本腰を入れて取り組むべきであります。この点についてどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

また、西日野の風致地域につきましても、もっと地元と話し合いをし整備を早急に行うべきだと思います。この点についてもお尋ねをいたします。

第三番目に、排水対策の問題でございます。小林町等その他の地域の調整区域の排水対策が大変おくれております。早急に計画を立てて工事を進める必要があると思っておりますが、どのような計画なのか、お尋ねをしたいと思います。

また、公共下水道がすぐそばまで来ている、しかし、区域外という形で放置をされているわけでございますが、工費もかからない、そういった地域については公共下水道の区域に入れていく、そして救済をする、そういった考えがないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

また、笹川から天白川へ注いでいる鍋谷川の改修についてもどのような計画なのか、お尋ねをしたいと思います。以上で第一回目の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時一分再開

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご通告の順番に従いましてお答えを申し上げますが、その前に政治姿勢についてのご質問がございました。私は私なりに考えて対処をいたしてまいるといふことだけ、ご返事を申し上げます。

まず、本年度におきます今後の財政見通しでございますが、すでにご承知のように経企庁では本年度のGNPの伸びを下方修正いたしました。きわめて低い経済成長率になっております。事実、私どもも各産業の意向をお尋ねいたしました。きわめて不況下におかれておるといふ実態があるわけでございます。したがって、当然これは本市の財政に影響を与えてきておりまして、本年度の収入の状況を見ておりますと、法人市民税はそのままです。一方、固定資産税の評価替え等がございますので、大体本年度に当初予算計上をいたしております市税総額というのは、おむね現計予算を確保されるという見通しでございます。

ただ、政府の方としては国税三税の落ち込みがございましたので、当然交付税特別会計を減額補正いたしております。これによりまして、一たんは決定をしておりました本市に対する普通交付税五億四百五十万ということでございますが、これも減額をされることになりました。

一方、今後今年度内にお追加財政需要というものがあられるわけでございます。たとえば学校等の公共用地の取得、あるいは退職手当、さらに県営事業の負担金等々がございますので、現計の市税収入いっぱいでございますから、今後予定をされる増加財源といたしましては特別交付税、それから増加財源と言えるのかどうかわかりませんが、地方債あるいは予想より税収入が低かったというところに対します減収補てん債等がございますので、そういったものを

かき集めまして、今年度乗り切るつもりで作業を進めておる段階でございます。もちろんそれだけでは足りないというところも、今後の、きわめて不明確ではありますが、退職者がふえていくでありますとか、そういったようなことを考えますと、あるいは財政調整基金を一時取り崩すというようなことも仕方ないんじゃないかというようにも考えておるわけでございます。

さらに、来年度の展望でございますが、これについてはいま政府の方では景気浮揚対策を図ろうという努力をされておるようですが、全体からいましてGNPの伸びを三・二％ぐらいと見ておるわけでございますから、本年度全体とそう大きな違いはないのではなからうかと、かように考えておるわけでございまして、総合計画の第三次基本計画におきます財政収支見込みで説明申し上げました税収入、それ以上に確保をすることを期待するのは大変危険ではないかというように思っております。さらに、国の方では来年度の予算編成に当たりましてマイナスシーリングということ、あるいは行政の守備範囲の見直しと歳出構造の合理化というようなことを基本にいたしまして、歳出規模の縮減を図っております。したがって、その影響から当市が全く無関係であるというふうには考えられませんが、どうしても影響を受けることは必然でございます。したがって、いまからどうこうという見通しを申し上げるまでには至っておりませんが、大変厳しい状況にありますので、国の予算編成状況というものを十分見きわめて徹底した経費節減を行いながら、さらに予想される事業、予定をいたしております事業の万全を期してまいりたい、かように思っておりますのでございます。

そこで、使用料、手数料でございますが、これはその負担の公平ということを考える必要があるかというふうに思っております。行政水準というものをできるだけ下げないために、ある程度の受益者負担ということをお願いしなければならぬかというふうに思っており、毎年見直しをし検討をしておりますのでございます。したがって、来年度におきまして保育料でありますとか、あるいはその他の使用料等について国の方針なり、あるいは他都市の状況なりというようなものも見定めながら考えてまいりたいというふうに思う次第でございます。

なお、法人市民税の超過課税あるいは先ほどは固定資産税、特に土地の問題だと思っておりますが、水際線の評価額というお話がございました。

まず、法人市民税でございますが、これはいま四日市は標準税率と制限税率との中間をいっております。制限税率いっばいに持っていくとすれば、一・二％税率を上げまして一四・七％、法人税に対して一四・七％という税率になるわけでございます。大体一億五千万ぐらいかなというふうに思うんですが、その適用規模なり、あるいは実施時期なりというふうなものについてももう少しばらばら考えてみたいというふうに思っておりますのでございます。均等割というお話もございましたが、これはもう全体についてやるのかどうなのか、いろいろ考えなければなりませんし、さらに租税特別措置の見直し、いまの均等割の見直しということ、国の税調においても検討されているところでございます。その推移を見きわめて対処をしてみたいと、かように考えておるところでございます。

それから、負担金等の見直しでございますが、これはこの経済情勢の変化、あるいは支出効果等を配慮しながら、これも毎年検討をしておりますところでございます。私の方で一番大きなものはやっぱり四日市港の本市の負担金ではないかというふうに思うんですが、これも当市の歴史的な経過、あるいは今後将来の発展等を考える場合、必要な経費を負担してまいる必要があるかというふうに思っておりますが、いたずらにふくらむことのないように予算内容を十分検討して対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、第二番目の平山物産と新化製場建設問題でございますが、これはまず、先日議員説明会で申し上げましたとおり、原則として三重県との間で話し合っておりますことは平山物産の廃業と新化製場の建設というものを一体

として考えると、そういった考えのもとに、せんだってご報告申し上げましたような内容の金額でお互いに負担し合おうというようなことを話し合っておるところでございますが、裁判になっておることもございまして、その推移も見定める必要があるかというふうに思いますが、先日知事と協議をいたしました。この平山物産の廃業措置にまつわります解決金の問題の決着を先行させることといたしまして、一億八千六百万は私の方が負担をいたしますというところで予算計上をお願いいたしました次第でございます。残りの分については、決着をつけるということになりますと立てかえざるを得ないというふうなことで、いまその問題につきましまして、市の間で協議を進めている段階でございます。大体この月半ば過ぎごろにはこの協議がまとまってくるんではなかるうかと、実は大変恐縮ですが、あしたどうしても協議をしなければ間に合いませんので、環境部長に、議会議中ですが、県と打ち合わせの機会を持ってもらうという方向で努力をいたしておる段階でございますから、もうしばらくお待ちをいただきたいと思っております。

なお、平山物産との間で合意に達しているかということでございますが、この点につきましても大体大筋においてはほぼ了解点に達しておるわけでございますが、細部にわたって煮詰めて決着がついたところまでは、まだいっておりませんので、その決着をいまい急いでおるところでございますので、さようご承知おきを賜りたいと思っております。

なお、新化製場の問題でございますが、これはすでに地元の説明会、あるいは先進地へ地元の方々にご視察をいただくというようなことで大方の皆さん方のご理解をいただきました。すでに公害防止協定も締結をされました建設準備にかかってまいりましたのでございます。しかし、残念ながら一部の方々から、ご承知のような司法上の解決を求める対策が出されましたので、司法の場で私どももこれには十分対応をしてみたいというふうに考えておるところでございます。もちろん、話し合いで解決ができればそれにこしたことはないというふうに思いますので、そのための

門戸はいつにおいても私の方は開いておりますので、話し合いということについてはやぶさかでないというふうにご承知おきを賜りたいと思っております。

なお、文化会館問題についていろいろご質問がございましたが、その冒頭にございました経済の波及効果というところでございますが、まだ開設をいたしましてから四カ月しかたっておりませんので、実際の程度の波及効果が出てくるであろうかということを調査するにいたしました。なおかつ時期尚早であるというふうに私は考えております。ただ、あそこにああいう建設物ができましたということは、地域整備にとりましては私は一つの大きな前進であったというふうに思っておりますが、今後この地域全体にわたって、図書館あるいは病院等々もございまして、さらに工業高校跡地の問題もありますので、そういった面全体にわたってよく検討をしながら地域の整備を進めるように前向きに取り組んでまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

以上、私からご答弁申し上げなかつた点についてはそれぞれ担当部の方からお答えをさせていただきます。

○議長（青山峯男君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 第四番目の畜産公社の経営等について、特に牛の上場の現状が悪いではないかというご指摘でございます。

ご承知のように五十六年の四月から三重県四日市畜産公社が県の知事の卸売業務の許可を受けて営業を開始しておるとおりでございます。先ほど来ご指摘がございましたように、昨年度の牛の解体処理の実績は、屠殺頭数が四千五百五十八頭でございました。それに対して取引成立頭数が三百四十二頭でございまして、成立率が七・五％になっております。さらに豚の場合は、屠殺頭数が六万四千七百五十四頭、取引成立頭数が六万四千四百九十一頭で九九・六

のいわゆる上場率を示しておるわけです。本年に入りまして、本年度の上半期につきましては牛の屠殺頭数が千九百九十一頭、取引成立率が一〇・二％になっております。昨年の七・五％に比しまして若干上昇をしておるのでございます。特に牛の上場率が低いということにつきましては、その原因としまして、豚と違いました牛の場合は肉質が均一でございません。種々の種類があるということでございます。それはたとえば和牛であるとか、あるいは乳牛であるとか、あるいは雄であるとか雌であるとか、そういった種類があるわけでございまして、したがって、出荷されるその牛と、買手であります買参人の需要が必ずしも一致しないという面がございまして、これがややもすれば取引率の低下になっておるといのが現状でございます。畜産公社といたしましてもこういった上場率を高めるといことにつきましては、公社運営の、あるいは経営の安定化につながるということを十分ご承知していただいておりますのでございまして、そういう面でも努力をされておるわけでございますが、今後ともこういった牛の取引成立率を高めるべく努力をしていきたいと思っております。

先ほど全国平均五〇％という数字が発表されましたが、牛の場合は三〇％でございますが、こういった線に逐次持っていくべく、現在では生産者団体、主として経済連でございますけれども、それから食肉業界、こういった方々の会議を持っております。できるだけ上場率を高めて全国平均の率に達するようにこれからも努力を重ねていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 教育次長。

〔教育次長（伊藤長爾君）登壇〕

○教育次長（伊藤長爾君） ご質問の第三番目文化会館問題についてのうち、第二番目にオープン後四カ月を経過している不備な点があるのではないかとということにつきまして九点ほどのご質問をいただきました。これについて

お答えを申し上げたいと存じます。

まず第一番目は、駐車場からいわゆる本館に入る入り口が一つしかなくて不便ではないかというふうなご指摘であったと思いますが、これにつきましては、やはりあいつた建物、現在の建物のレイアウト等から考えましてほかに裏口をつけるということも大変むずかしいでございます。もともと駐車場を裏側に配置をいたしたというふうな経過から考えましても、現状でごしんぼうをいただかなければならないのではないかとこのように考えておるところでございます。

それから、東側の通路に屋根をつけられないかというお話でございます。確かに降雨時なんかには駐車場からかなりの距離がございますので、そういった面では必要ではあるかというふうにも考えるわけでございますが、何しろ約五千平米の駐車場でございますので、なかなか傘なしで入館していただくということはむずかしいようにも存じます。それと、また現在の建物と、いわゆる建築上から見ましても、あるいはまた文化性からも見ましても、それに見合ったものを考えなければならぬといった問題もあらうかと思っております。今後よく研究をさしていただきたい、かようなところがございます。

それから次に、駐車場に水たまりがあるじゃないかというふうなご指摘であったかと思っておりますが、あの駐車場につきましましては、やはり周辺のいわゆる全体的な下水道との関連もございまして、若干あの駐車場には駐車機能のほかにいわゆる調整機能も若干持たせたような構造でつくられております。したがって、かなり急激な降雨がございまして一時的に少し溢水をするというふうな状態も出てまいるわけでございますが、これについてはそう長い時間を経ずして水はなくなっていくという状況であらうというふうに判断をいたしております。なお、局部的に水たまりがでるというふうなことがございますれば、今後よくこれを調査いたしまして対応すべきものは対応しなければならぬ

いというふうに考えております。

それから、公共交通機関に関連をいたしましたしてバスの便をよくする考えはないかということですが、現在西浦通りに堀木停車場というのがございますが、これは旧病院のところをちょっと南の方へ行ったところでございまして、文化会館からはちょっと北寄りの位置にございます。したがって、私もといたしましては、このバス停をもう少し南へ移設をするか、あるいはもう一つ新しく新設をしていただけないかといったことにつきまして交通機関の方とお話し合いをさしていただいておりますところでございます。近く正式に要請をさしていただきたいというふうに考えております。

それから、湯ノ山線のいわゆる高架上に駅をつくれないうかというお話でございました。近鉄あたりと接触をいたしましたところでは、いわゆる駅と駅との間の距離については特に規定はないということではございますけれども、現在中川原駅と四日市駅との間は約一・七キロでございます。非常に距離が短うございます。その中にもう一つ駅をつくるという問題については、やはり距離的にいってもなかなかむずかしい問題であろうと、それから現在の路線の構造が、いわゆる高架式でございまして土盛りでないわけでございますので、ここに新しくプラットホームなり、あるいは駅の構造物をつくるということについては、技術的あるいはまた経済性の問題からかなりむずかしい問題であろうというふうな話を聞いておるところでございます。現状といたしましてはちょっと困難ではなからうかというふうな判断をいたしております。

それから、文化会館への案内板でございますが、これにつきましては、ご指摘のように現状まだまだ不十分でございます。先般も簡単なものではございましたけれども、車両用を三カ所、歩行者用を五カ所設置をいたしまして少しでもわかりやすくするというところで努力をいたしておりますが、今後さらには道路標識なども含めまして整備を図ってまいりたいと、このように考えております。

それから、館内の案内板が不親切ではないかというふうなご指摘でございますが、具体的にどういったところかということにつきまして、私ちょっと詳しくは存じておりませんが、たとえば第一ホール、エントランスホールから展示場へ参ります通路とか、そういったものがややわかりにくいんじゃないかというふうな考えもしております。近くそういった面について改善を図っていきたいというふうに考えております。

それから、東側の道路の拡幅はできないかというご質問でございます。このことにつきましては、あそこにある建物が立地をいたすまでに、いわゆる周辺の道路問題についてプロジェクトチームなんかでいろいろと検討をいたしたというふうに存じております。その中で、ご承知のようにあの土地につきましては西浦地区画整理事業により生み出されたところでございます。すでにそれぞれの換地も決定をいたしておりますし、再度これを縮小をして道路拡幅を行うということについては、権利者の方々のご意向等につきましてもかなりむずかしいというふうなことがございました。そこで、少なくとも市の土地と申しますか、この建設地の部分だけでも広くしようではないかというふうなことから約三メートルほど道路を広くとりまして、その部分だけ改善をいたしている状況でございます。ですので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、エントランスホールから第一ホールへ入ります階段の手すりも片方しかないかというご指摘でございます。確かに、開館をいたしましてから状況をながめておりますと、どうしてもエントランスホールから第一ホールへの入り口が、いわゆる右側に偏っているというふうな関係もございまして、右側にも手すりが必要であるというふうな判断をいたしております。近くこれを改善をしていきたいと考えております。

最後に、駐車場が狭いということのご指摘でございます。この問題につきましては、すでに何回となく本議会

におきましてもご質問もいただき、あるいはまたご指摘をいただいてまいったところでございます。確かに現在二百五十台の収容能力の駐車場でございますけれども、これだけで決して十分であるというふうには考えてはおりません。しかしながら、あの周辺での市有地といったようなものは見つけるわけにもまいりませんし、今後拡張をするということになりますならば、やはり二層、三層といった高層化を図って対処をしなければならぬのではないかというふうには考えておるわけでございますが、幸いあの位置は近鉄四日市駅から約七百メートルぐらい、歩きまして十分程度のところでもございますので、当面は現状でごしんぼうをいただいで公共交通機関等のご利用をお願いしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから最後の地域問題に関連をして、二点ほどご質問がございました。笹川西小学校の運動場が狭いと、どうしていくんだというふうなご質問でございますが、確かに笹川西小学校の運動場につきましては、児童数に對しまして非常に狭うございます。しかしながら、あの周辺において買い増しをするということは非常に不可能でございますので、私どもといたしましては法面の加工を図ることによりまして少しでもその緩和を図っていきなさいと、このように考えております。

それからもう一点、四郷小学校のやはり運動場についても、いわゆる建物のレイアウト、建設の状況等からいって使いくいんではないかというふうなご指摘がございました。この点につきましては、四郷小学校につきましては木の造の特別教室が一棟残っております。これのいわゆる改築を考えていかなければならぬだろうと、また屋内運動場につきましても、鉄筋ではございますけれども、たしか昭和十年の建設のものでございますので、いずれこれの改築も考えなければならぬであろうというふうな判断をいたしておりますので、この点につきましては今後よく運動場の有効利用が図れるような配置を考えながら対処をまいりたいと、このように考えておりますので、ひとつご理解

をいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 五点目の地域問題についてのうち南部丘陵公園の整備についてと四郷の風致地区についての質問に対してお答えさせていただきますと思います。

南部丘陵公園につきましては、国有地六十一・九ヘクタールを含みます八十六・六ヘクタールを都市計画決定いたしました。昭和四十八年より整備に着手いたしました。南ゾーンの一五・九ヘクタールについてはほぼ整備を完了いたしました。現在北ゾーン四十三ヘクタールの整備を昭和五十四年度より開始いたしました。昭和五十九年度まで継続事業として行う予定でございます。市といたしましては、昭和五十三年度に南部丘陵公園を自然の樹林をできるだけ保存しながら公園施設を設置する、緑豊かな公園とする方向で整備する方針を立てまして、この方向で進めております。市民の健康の増進に資するとともに、自然との触れ合いを持つ、市民の情操を高めることを意図しております。今後の方針といたしまして、この公園が市街地内に残る唯一の良好な樹林でありますので、公園の計画といたしましては、自然の景観を生かし、遊歩道、展望台、小広場などを設置し、既存樹林と調和させ、公園樹木を植栽し、自然と調和して公園施設を配置することによりまして市民に親しまれる公園として順次整備していきなさいと、かように思っております。

また、昭和五十八年四月には県主催の三重県緑化推進県民大会も当南部丘陵公園北ゾーンで行われますので、その機会も利用いたしまして緑化及び整備を大いに推進してまいりたいと、かように思っております。

次に、四郷の風致地区についてでございますが、四郷の風致地区につきましては、昭和四十九年七月の七夕災害の

危険を見られまして、西日野、室山、八王子町等の住民によりまして裏山の乱開発を防止して緑の山をぜひ保存したいとの強い要望で、当時各町で風致地区の制約等の説明も行いまして、都市計画法に基づきまして地区内の良好な風致を保全する目的で昭和五十一年四月十三日、三重県第二五一号で百二十二・八ヘクタールを風致地区の指定がなされているものがございます。他の都市計画公園緑地と異なりまして、整備するものでなく、樹林地等の保全をするのが目的でございます。そのため売買とか樹木の伐採、建築制限等緩やかな規制がなされているのみで、個人で家をお建てる場合建蔽率十分の四以下、高さ十五メートル以下、道路から二メートル下がると、また風致上著しく不調和な建物でないこと等の制限はありますけれども、あくまで権利は個人にありますので、マックイムンによる伐採等の対策の申請等も関係者の申し出となっております。今後地区市民センターを中心に、地主、地域の方々、行政サイドが協議し、緑の保全、育成、景観の保全、向上を前提に樹種、量、配置計画など取りまとめる方向で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山峯男君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） ご質問の第五点でございますが、小林町の排水路対策でございますが、現在この排水路につきましては、下流側の小林町の東で幹線水路整備ということで継続事業を進めております。ご存じのようにこの地区は、県道日永宮妻峽線を境にいたしまして分水されておりまして、地形的に非常にこの排水の流末がむずかしいところでございまして、実施計画を立てることがなかなか困難というような状況でございます。今後地元の自治会とも十分協議を図りながら排水路の整備に鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、他の調整区域におきましても年次計画を立て、鋭意その整備に努力していきたいというふうに考えております。

すので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 第五点目、地域問題についてお答えいたします。

まず第一点といたしまして、高花平浄化センターに小林町、八王子町等の下水を取り込むことができないかということであったと思っております。

ご質問の高花平団地の取り込みの問題でございますが、この団地に設置されております浄化センター施設につきましては、団地の規模に合わせて建設されておるわけでございます。したがって、またその周辺には小林町、八王子町等隣接しておるわけでございますが、その地域を取り込むことにつきましては、まず認可区域外であることと施設の容量に余裕がないということ、また周辺地域全体との関係等もございまして、地形的にも自然流下が困難な箇所があることから、直ちに取り込むことは困難な状況であります。将来的には当地域全体を考慮しまして計画を立て、事業認可を受けて整備を行っていききたいと考えておるものでございますが、その建設には多額の費用を要することなどから、この整備につきましては年次的に相当先になるという見込みでございますので、どうかよろしくご理解いただきたいと思います。

次に第二点、鍋谷川の改修についてでございますが、この改修につきましては本年度一部下流部より着手し、新年度引き続き継続事業として実施する予定でございますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。以上です。

○議長（青山峯男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 答弁をいただいたわけですが、来年度の予算編成について、聞けば聞くほど真っ暗やみの状況や、こういうお答えでございしますが、こういった中でもぜひ先ほども言われました法人市民税、これについては制限税率いっぱいまで早くとる、また水際線についてもとる、また歳出の分においても負担金などについて基準財政需要額、こういったものとのにらみしながら、ぜひとも制限をするなり財政方針を立てていただきたい。また特に保育園の保育料の問題ではこれだけ高くなると、もう保育園にも預けられないと、こういった家庭も見受けられるわけでございますし、そういった点では来年度思い切って保育園の保育料なりストップをさせる、こういう意気込みで取り組んでいただきたいと思います。

また、平山物産の問題ではあす県と話し合うということでございますが、県の方がこれ予算計上をいましておりますか、それとも、もし予算計上しなければ、先日の議員説明会のときにも一月を目途に廃業に追い込みたいと、廃業をさせたいと、こういう話であったわけでございますが、ここで計上をいたしますと一月末に廃業させるときにはどう財政的に対処をされるのか、このことをあえてお尋ねをしておきたいと思っております。

また、平山物産についても細部にわたって煮詰めていない、決着がついていない、こういうお答えで、私どもが議員説明会で受けた感じとは、まさに違ってきているわけでございますが、そういった点で取りこぼしのない、落ちこぼしのない取り組みをしていただきたいと思いますし、また住民とのかかわりの中で、話し合いについては窓口を開いていくと、こういうお答えでございしますが、開いておくだけじゃなくともっと積極的に行うべきだと、このことを強く要求しておきたいと思っております。

また、文化会館の問題につきましては、波及効果というのか、当初から、建設するときからこれだけの、五十億近くの投資をすればここにこれだけの町づくりができるんだ、当然そういう計画があつてしかるべきだと思う、そういった点がこの文化会館建設の時期にはなかった、そして、あの地域にはまさに軒並みに勝手にというのか、それは所有者の自由でございしますが、いろんな建物が思い思いに建てられている、そういった点ではぜひともあの文化会館を五十億近くかけてつくったものなら、その周辺の町づくりもそれにふさわしい町づくりに行政指導をしていく、こういった点がいま必要ではないかと思っておりますが、そういった点についてお尋ねをしておきたいと思っております。

畜産公社につきましては、上場率を上げるということで努力をいただいているわけでございますが、上場されました競りの三・五％がマージンとして上がって、そのうち牛で一・五％、豚で一・一％が生産者に対する奨励金として払われる、あと二％が公社の利潤になっていくわけでございます。そういった点でもぜひ牛の上場率を早急に高めていただきたい、このことをお願いしておきたいと思っております。

文化会館の駐車場の問題では、市有地もない、場所もない、高層化のことも考えていきたい、こういうことでございますが、たとえば近くにありません企業庁の用地を買収する、そういったことを考えていただきたいと思っております。また、笹川西小学校、四郷小学校の運動場の拡張の問題、体育の問題、こういったものを言いながら、実態がすぐわなくなっているわけでございます。そういった点でも、子供たちが伸び伸びと遊べれるように早急に運動場の拡張実現を図っていただきたいことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（青山峯男君） 予定時間が超過しておりますので、簡潔に願います。
市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 平山物産問題ですが、一月とおっしゃられたんですが、そういう説明はこの間しなかったはずでございますから、もう一度お調べをいただきたいと思います。知事との話では二月ぐらいをめどにと言われたん

ですが、私は二月というのはちょっと無理があると、こう答えておきました。これは知事の話ですから、私は三月ぐらまではかかるだろうと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、ある産業廃棄物の処理についてということでお尋ねをしたいと思えます。

この部分、この事項につきましては、小牧町西遊園地と現在はなっておりますが、この土地の買収、そして遊園地造成整備に至る事情と、そのためにどれだけの公費を支出したか、詳細に説明をしていただきたいと思えます。そして、その結果を伺いながら具体的に次回の質問の中でお尋ねをしたいと思えます。

二番目は、第三次基本計画素案についてでございますが、この点につきましては、前回の議員説明会の際にも若干いろいろ私どもの考え方や意見等申し上げたところでございますけれども、そして、なお申し上げる機会もあろうかと思えますが、時間の制約もありますので、この計画素案の中で特に五カ年に整備されるべき事業、そういうものの中にぜひこのプラネタリウムを含む科学博物館の建設という問題を取り入れていただくことができないか、テクノポリス構想とか先端産業都市とか、すでに四日市が石油化学コンビナートを中心とした工業都市として成り立っておりますけれども、将来そうした先端技術産業都市も目指していられるという中で、さらに時代の趨勢も科学の時代と言われる中で、青少年を含めて科学になじむと、こういうことからぜひ多面的な、科学博物館という問題の建設に、この五カ年に完成しなければならぬという、できればそうしてほしいですけれども、もし無理があるとすれば、そういう問題に取り組むという方向をやはり出していただくべきだと、そして皆さんに夢を与えてほしいと、この点

のお考えを伺っておきたいと思えます。

三番目は、市職員の給与改定についてでございます。

鈴木前内閣が退陣間際に打ち出しました人勧凍結は、公務員労働者の労働基本権剥奪の代償措置として法などによって定めている人勧制度を政府みずから無法に覆す暴挙と言わねばなりません。これを容認するならば、公務員労働者の生活権、生存権をも犯すこととなります。しかも、この人勧凍結は、単に公務員労働者のみならず広範な国民の生活に大きな打撃を与えるものであることが、各方面の調査で明らかになっております。さらに、経団連幹部は人勧凍結を民間労働者の賃金抑制に連動させようと発言し、当面の来春闘の賃上げ要求を抑え込もうとしております。そうなれば、最近出された政府の経済白書でさえ消費不況の現実を認めざるを得ない今日、その被害が中小商工業を含めた日本経済全体を覆うことは明瞭であります。それだけに人勧凍結反対運動の輪が広がっているのであります。しかし、中曽根新政府は、人勧凍結の前政府の決定を継承し、それをあくまで強行しようとしております。私は、公務員労働者を含む勤労者の生活の防衛という見地からも、日本経済の民主的な立て直しという見地からも、人勧凍結という暴挙を直ちに撤回し完全実施の措置をとるようあらゆる方面から政府に強く迫るべきだと思っております。市長も、政府に人勧の凍結を撤回し完全実施を求める措置をとっていただくことはできないか、お尋ねをしたいと思えます。

さらに、市職労の調査にもございますように、四日市市民の中でストリートに影響を受ける人たちだけでも五万人余りもいるということでございますが、この現実を踏まえこれらの人々の生活を守り、深刻な消費不況に陥っている地域経済の活性化のためにも、地方自治体としての自主的立場から何とか人勧に準じた市職員の給与改定の実施を決定され、関係条例を今議会に提案されるよう望むものでございますが、いかがでしょうか、お尋ねをしたいと思いま

す。

四番目の問題でございますが、一つは、羽津公園の見直しによる都市計画の変更と整備について、また垂坂公園の整備促進の問題について、私どもはこれまでもたびたび提起してきたところでございますが、この点についてどのような今日までに取り組み、どういう見通しを持っておみえになるか、お答えをいただきたいと思っております。

それから、県道四日市員弁線近鉄線以北から別名の間の羽津用水の、道路整備を兼ねた整備の問題でございます。いろいろご尽力をいただきまして、朝鮮学校のところから近鉄線のところまでの整備というものは、もうあと少しを残しまして完成をするところにつきまして、ごきつていただいたわけでございますけれども、いま申し上げた区間は、その継続としての処置がとられようとしていない、なぜそうなのか。やはり先ほど来も治水問題が出ておりましたが、羽津のいわば中心に当たる、こういうところがいつも水があふれて困るわけでございます。そういう意味では、下の問題とともにこの用水路のなご一層の断面を広げる問題なり、そしてまた、ご承知のような県道員弁線の狭隘な、しかも富田山城線の開通ともかかわった交通の一層の事情が込んできています中で、それらを精力的に解決していただかなければならない、引き続き治水を中心にした、そして道路整備を兼ねた形での整備について取り組んでいただけないかどうか、この点をお尋ねをしたいと思います。

それから、市道羽津山線の整備を昭石の社宅のところからみゆきヶ丘にかけていただいて、あと舗装整備という段階になりましたが、この舗装整備の見通しとあわせてバス路線の延長増便について、より積極的な市当局の努力を望みたいと思っております。この点についてお尋ねをいたします。

それから、関西線複線化事業が進められようとしているわけでございますけれども、これと関連いたしまして、少なくとも富田から四日市駅までの間、三岐鉄道の用地を買収して複線化をするという中で、この線路配置の問題を有効に行うならば、それに沿った道路整備という問題もこの国道一号線あるいは国道二十三号線の渋滞の状況とかかわりましていささかでもその改善にも役立つことができるし、また名四国道とそれから関西線の間周辺の開発整備と、こういうことにも大きな意味を持つと思っております。こうした点での道路の整備について、ぜひ関西線複線化の計画の具体化の中で織り込んだ努力をしていただきたい、この点についてのお考えを伺いたいと思っております。

最後に、海蔵川左岸、特に中倉橋から末広橋の間、新海蔵橋周辺の河川改修も進みましたが、かねてから市道として整備することについて県にも、また市にもご要望してきたところでございますが、この点にも本格的に取り組んでいただくときではないかというふうに思うわけでございます。この点についてお考えを伺いたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） ただいまのある産業廃棄物の処理をめぐる問題につきまして、お答えいたします。

この問題につきましては、小牧町西遊園地の整備にかかわる問題でございます。昭和五十三年に坂口議員からのご質問に対してお答えいたしました、この事業につきましては、昭和五十二年に用地を取得いたしました。さらに、昭和五十三年に地質調査、昭和五十四年度に造成工事、さらに、五十五年度におきまして、一部フェンスの整備等の

午後二時十一分再開

工事を行ったもので、それぞれ当該年度の決算時に実績報告をさせていただいたところでございます。用地取得をした当時、それよりさき数年前から小牧地区の遊園地整備の計画を持ちながらも、限られた地域内ですので土地の確保が非常に困難なために苦慮いたしておたわけでございますが、隣接地で若干の不便さはありましたが、逆に周辺地域と共同利用を考えれば、地域内の交流も深まって同和問題の解決の一助ともなるものであらうと理解いたしました。同用地に、現在の場所に遊園地を整備するように地元からの要請も出されておりましたので、十分検討を加えた後これを実施いたしましたわけでございます。

実のところ、同地区内には硫酸ピッチが含まれておりまして、これにつきましては、昭和三十年代に埋め込まれたものようでございます。十数年余の歳月の間にその業者が離散いたしました。土地の所有者も変わって来たわけでございますが、原因者の追及、あるいは現所有者の他用にも不可能な状態で放置されてきたために、周辺の農用地域あるいは朝明川への流出の影響も始めていたことも事実でございます。市といたしましては、その土地を取得するに当たりまして、所有者を初め関係者による廃油取り除きの可能性を検討させていただいたわけでございますが、このことだけで単独で解決する見通しがつかなかったわけでございます。そのために、進入路として地区道路及び遊園地整備事業としての造成工事の中で対応する以外に方法がないと、緊急的な処置はできないとの結論を出したものでございます。さらに、この廃油処理につきましては、中和剤による酸性の希釈を行った後、財団法人であります三重県環境保全事業団の計量証明を受けまして、霞一丁目地先に埋め立て処理いたしました。廃油量約一千九百立米でございますが、中和剤及び希釈の土砂埋め立てを二万二千立米させてもらいました。

こうしたすべての事業に係る工事費といたしまして、五十二年及び五十三年年度の地質調査、五十二年は用地買収でございますが、五十三年年度の地質調査及び造成工事、これは五十四年度でございます。さらに、フェンスの工事、含めまして七千九百六十万一千円の事業費でございます。

なお、現在におきましては、小牧西地区の子供会、あるいは老人のスポーツ行事に主として活用され、また、周辺の人たちも利用しているというのが実情でございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第二点、第三点について、私からお答えをいたします。

第三次計画と関連をいたしまして、プラネタリウムを含む科学博物館が取り入れられないかということでございますが、実際は、器械を入れて整備をいたしますと、現段階での調査では大体十億ぐらいお金がかかるようでございます。したがって、今期五カ年計画の収支状況から判断して、いま直ちにこの素案の中に取り入れるということについては大変むずかしい面があるかというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、科学博物館というのは本市の青少年のためになる施設でございますから、よく研究をして、調査をして取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、市の職員の給与改定でございますが、人勧の凍結ということはすでに九月の閣議決定になっておるのでございまして、国会でいろいろいま議論が闘わされつつある段階でもございますし、本市の職員の給与、ラスパイレスにいたしますとそう低い方でもございません。したがって、全体の動きを十分見きわめながら市長として判断をしてみたい、かように考えておる段階でございます。

○議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 幾つかの地域地区問題についてのうち、垂坂公園の拡張及び羽津公園の縮小についてというところでございますが、垂坂公園の拡張及び羽津公園の縮小につきましてはかねてから検討を続けておりまして、事務的な調整を図ってまいりましたが、このほど羽津公園の計画縮小及び垂坂公園の計画決定の拡張についてめどがついた段階でございますが、関係者の同意も必要でございますので、でき得れば明春五月ごろには都市計画法上の諸手続を完了する予定で取り組んでおりますので、よろしくご了承のほどをお願いいたします。

○議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 幾つかの地域地区問題についてのうち、羽津用水の改修についてお答えをいたします。このご指摘のありました羽津用水の改修は、近鉄線より以北、県道員弁四日市線沿いの個所であろうかと存じます。これにつきましては、現在進めております羽津の一号幹線、さらにそこから分離いたします三号幹線、これが受け皿になるわけでございまして、いま水路の改修と道路の拡張を含めてひとつ改修をというお話でございますが、ただいま申しました受け皿の整備が先決問題であろうかと存じますので、この整備については、この三号線の整備とにらみ合わせて考えたいと存じます。特に道路拡張につきましては、県道でございますので、県の道路管理者とも十分協議を進めてまいりたいと存じますので、よろしくご理解いただきたく存じます。

○議長（青山峯男君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君）登壇〕

○建設部長（奥山武助君） ご質問の第四点の三番目でございますが、羽津山線の舗装につきましてでございますが、改良工事は四月完了いたしましたして、現在舗装工事を残すのみとなっておりますわけでございますが、今回国庫歳入負担工事といたしましたして取り組める状況になったわけでございます。今後、国、県等と協議いたしましたして、この工事が五十八年の四月末に完成できるよう鋭意努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、第四の五点でございますが、海蔵川左岸堤防の道路整備ということでございますが、現在の河川につきましては、県営事業ということで河川整備を鋭意進めているわけでございますが、その地域といたしまして、新海蔵川から下流につきまして、河川管理者でございます三重県とこの市道認定等につきまして協議を進めていきたいと、こういうぐあいに考えております。

それから、第四の四点にさかのぼりますが、複線化の問題に関連いたしましたして、建設部といたしましても鋭意検討いたしておるわけでございますけれども、民家が非常に連櫓しておるといって、競輪道路から南側、海蔵川の左岸までのこの区間につきまして、現道を拡幅するという中で検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 市長公室長。

〔市長公室長（片岡一三君）登壇〕

○市長公室長（片岡一三君） バス路線の延長問題と関西線複線化工事に関連して側道をといて二点について、お答えいたします。

まず、羽津山線の延長につきましては、これまでたびたびバス会社に陳情を申し入れを行ってきたところでございますが、会社側では運行時間の定時性の確保という観点から、なかなかむずかしいと抑えてきておりましたが、既設路線の新小杉線の扱いの検討も含め、このたび延長について考えたいということでございますので、ご了解賜りたいと存じます。

次いで、国鉄関西線の複線化工事に関連して側道をという点でございますが、すでに羽津地区内の複線化工事につきましても、すでに線増用地の買収を終わっております。現在工事設計中であり、近く地元と協議に入る予定と聞いております。この側道問題につきましては、国鉄に向けてすでに申し入れを行ってきたところでございますが、やはり相当面積の買い増しをする必要があるとして、現下の経済情勢下ではきわめて困難であるというふうに聞いておりますが、今後とも引き続き要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 科学博物館の問題は、いま申し上げましたように五カ年のうちに完成をできればことはありませんけれども、むずかしいとすれば、そういう取り組みを五カ年の間にしていくという方向をはっきり出していただくということを申し上げたのですが、その趣旨が大体お答えの中に入ったように理解をさせていただきたいと思っておりますし、ぜひ取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

それから、職員の給与改定の問題につきましては、ぜひ最初に申し上げたような趣旨で政府に対する要望、また、市長自身の四日市市における決断、この面を改めて要望しておきたいと思っております。

それから、県道四日市員弁線の近鉄以北から別名の間の羽津用水の問題でございますが、もとより受け皿の問題もございませぬけれども、用水それ自身の断面の拡充といいますか、この問題も重要であるわけでございます。それとあわせて道路整備ということでございまして、これまで近鉄線以南の方にはそういう努力をしていただいたわけでございますし、そういう取り組みをぜひしていただきたいと。

それから、市道羽津山線のバス路線の問題ですが、新小杉線の取り扱いを含めてということで、新小杉線の廃止と縮小というようにすることに連なっては何にもなりません。こういう点が、絶対ならないことを踏まえた形でぜひお願いしたいと思っております。

それから、最初の廃棄物の問題に焦点をしばってこれからお尋ねをしてみたいと思っておりますが、いまの福祉部長のご説明にありましたように、このわずか二千二百二十五平米のところに硫酸ピッチが一千九百立方メートル埋めてあって、それが大きな被害を及ぼしている。この下には四日市の水源地もあるわけでございますけれども、PH一というふうなきわめて酸度の強いひどいものが処理をしておりますけれども、一体この用地買収、五十二年度されたとき、この六月に坂口議員の質問に答えておると言われておりますけれども、また、五十四年度に六千百万ほどかけてその硫酸ピッチの除去工事と遊園地整備を進めたわけですが、坂口議員に対する答弁の中ではそういう点についてはいま、まだはっきりしてませんですね。じゃあ、五十四年度の予算案審議した五十三年三月議会で、一体どのような議会に説明されましたか。私は、当時、五十四年の当時は、教育民生委員、五月までおりましたけれども、何一つ説明がなかったですよ、しかもですね、二千二百二十五平米の土地を買い取るのに、その土地が、六千何百万もかけて硫酸ピッチを除去しなければならぬような、そんなしるものをよく土地所有者から坪当たり二万円も出して買いましたね。その硫酸ピッチは一体どのものなんですか。そういう調査を徹底的にやったんでしょうか。これ少し調査すれば、あそこものだと、たとえば、全部が全部どうか知りませんが、関係住民の間では、あれは谷口石油のものだという、断定する人も何人かおるわけですよ。ところが、谷口石油は、たとえば川越の近鉄線の東で、元川越駅のあったところの東、いま川越南小学校の北側河川敷の中でもやっぱり同じことをやっておる。ほかでもやっていたという証言も幾らもあるんです。原因調査をなぜやらなかったのか、やったのか、やらぬのか、こういう中身を持った

ものをですね、しかも土地買収をしたというときに、議会に一言も言ってもいいくらい説明せぬとは、これは議会軽視もはなはだしいと思うわけでございます。私はこれ確かに、五十三年六月、議員でもございましたから、坂口議員の質問も答弁も聞いておったように思うわけですけれどもですね、最近に至って余りにもひどい内容の問題を知った、これとびんとこなかったわけでございます。で、こういう点の疑問があるわけですが、この点について明確にお答えいただきたいと思うんです。

地元から、被害を受けている住民の方々が何とかしてくれって言われるのは当然のことです。だから、それは当然何かをしなきゃならない。その場合に、どうそれを処理するかということで、必要な調査をし、原因者を突きとめ、きちんとした負担をさせていくと、こういうことではなければならぬ、われわれが調べる限りでも原因者はある程度わかるのに、行政当局がその権限等を行使して調査すれば、原因究明もできないはずはない。その辺がしたのかせぬのかがあいまいで、いわゆる同和事業という銘打ってやれば、どんなことでもできるといふふうなことを示すような、同和事業ということであれば、あまり追及もされんで済むといふふうなことが仮にあるとする、あるいはこういうことをあえて同和事業の名をかぶせてやっていくということの中には、明らかな同和差別の一つの形態がこれの中にはつきり出ていると思うんです。同和問題についての正しい理解を進め、同和差別の解決ということに積極的に取り組んでいかなきゃならない行政当局が、こういう同和事業ということの名をかぶせて、そうしてこういう深い、大きな問題を持っている問題をすっと通してやっていくと。こういう形に映るような、われわれがそういう印象を受けるようなことに進めていくということは差別何物もないですよ。こういう問題を五十二年の用地買収のときになぜ議会に説明せぬのですか。何のために工事請負契約締結についての議会承認事項があるんですか。分けて出してきたら何でも通るんですか。私はこれは絶対に納得できない、いま、いまなお。で、この点について明確にお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど谷口石油の名前を私出しましたが、谷口石油につきましてもう少しお尋ねしておきたいと思いますが、新富洲原ポンプ場の建設に関連して生じた谷口石油の原材料油の移送パイプ等の移送に対して、六千二百万ほどの補償が行われましたですけども、これまでの移送パイプはどうなっておるんでしょうか、これからどうするんでしょうか、この点も、過去には油漏れ事故も起こして被害も及ぼしておるわけでございます。この点どうすることになっておるのか、どう処理しておるのか、お尋ねをしておきたいと思えます。それから、谷口石油はこれまで同工場の排出ガス等の面でも付近住民に幾多の被害を及ぼしておるわけでございますが、これらの被害を受けた住民に対してほとんど補償らしきものはしとらぬわけです。こうした問題に四日市市民が苦しんできたという事情から、どういふふうに対応、これからでもなさるつもりはないか、何らかの対応をなさるつもりないかどうか、この点をあわせてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（青山峯男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） ただいま小井議員から再質問ありました数点について、お答えさせていただきますと思えます。

私当時の事業担当者でございますので、その点説明させていただきますと思うわけでございますが、確かに五十二年用地買収に当たったわけでございますが、これにつきましては予算を流用いたしましたので、緊急対応させていただきます。少なくとも買収につきましては、やはり当時としては緊急対応せざるを得なかった事情がございます。と申しますのは、やはり周辺地域への影響あるいは朝明川への影響等も配慮されまして、市といたしまして

こうした段階で県の方とも協議いたしましたして、補助事業として遊園地造成について認めていただくという約束ができましたので、緊急対応させていただいたわけですが、こうした面議会の方にも十分ご説明いたさなかつたということにつきましては、われわれとして今後反省してまいりたいと思っております。五十四年度進めました造成工事につきましては、議会におきましてこうした事情も説明したと考えております。予算の段階で説明いたしましたして、さらにご承認をいただいたと思っております。

なお、この硫酸ピッチがどのものかという問題でございますが、確かに発生者処理が現在制度化されておりますが、これは廃棄物の発生者が処理できればよかつた、一番好ましいわけでございますが、その投票が先ほども申し上げましたように昭和三十年の段階でされていると、かつ当事者も離散してしまつておると、確かにそこへはどこの事業所から運ばれてきた硫酸ピッチだとは思いますが、現実にはその事業者がそこに見えないということで、そこまで追及ができなかつたという実情でございます。現在におきましても、当時事業をそこで実施しておりました事業者は行方不明の状態でございます。

なお、同和对策事業について、どんなことでもできるかと、そうした問題点が指摘されましたわけですが、私たちがいたしましたは少しもそんなことは考えておりませんが、議会を初め市民の皆さん方の理解の中でこうした同和对策事業についても同じように進めていかなきゃならないと、しかし、その差別的な問題といたしまして、その切実性はより以上の問題があると思っておりますので、こうした面については特に重視して、やはり皆さんに理解得られるように考えて進めていくつもりでおりますので、よろしくご理解賜りたいと思っております。

○議長(青山峯男君) 三輪助役。

〔助役(三輪喜代司君)登壇〕

○助役(三輪喜代司君) ただいま福祉部長から議会についての説明についての答弁ございましたが、この子供広場ということにつきましては、かねてから小牧西地区で相当厳しい要望もございまして、また、あの地区は当時そのよくなスペースを取る場所もなかつたというようなことから、地域の人たちがあそこに用地があいているからこれを何とかしてもらいたいというふうなご要望もございました。そういうふうなところから買収に入ったわけでございますが、その後このいま申し上げましたようなピッチの問題が出てまいりまして、これは捨ておけないというので、私の方といたしましてもいろいろと検討に検討を加えながら、しかも、さらに県とも協議をしながらこの問題を処理したということでございます。当時このピッチがいま一部に谷口石油のものであるというふうなことは、私ども承知はいたしておりませんでした。所有者も変わつておりまして、その所有者の方から買収をしたというような経過もございます。

したがしまして、本件につきましてはいま小井議員の方から、同和事業はどういう事業でも問題なしにやれるんじゃないかと、それが差別につながるんじゃないかというふうなこんなようなご発言ございましたが、私どもやはり同和对策事業につきましては、正すべきところは正しながらこれには対応をしまっている所存でございますし、過去においても、お断りするべきものはしております。いかなるご要望もございまして、お断りするべきものはしておりますし、できる限りやらなければならぬものはやってきておつたのが現状でございます。特に環境の問題に関連してこの子供の広場というものは出てきておりますので、環境改善については、これは積極的に取り組まなければならぬというふうな考え方からこれを計画し、これを実施したわけでございます。なお、この点につきましては、いまの時点あるいはその当時の時点におきましても、地域外の人たちにもご利用願うようにさらに今後とも努力をしまっている所存でございます。

それから、谷口石油の問題でございますが、補償の問題をどうしたかということ、この問題につきましては、地元
の代表の方々に聞いてみますと、何か水添脱硫酸装置ですか、をつくるつくらぬというような、当時に一応の補償は
終わっておるといふふうなお話を私どもは聞いております。さらに一部の周辺の人たちが、これに対して何かとい
ふふうな、何か考えられないかといふふうなご要請もございます。こういう点は地元代表の人たちと打ち合わせを
しながら調整を図っておるわけでございます。したがって、この谷口石油、何分にも区域が、立地しておる区域が、
行政区域が違っておりまして、私どもの方からこれに対して、あるいは法的にいろいろな面に対応するわけにもま
りません。四日市市内に立地しておれば、これはまた話は別でございますが、隣接地でございます。それだけに非常
にむずかしい問題もあるわけでございますので、この辺は小井議員もご承知のことと思っております。よろしくひとつご理
解を賜りたいと思っております。

なお、パイプの問題ですが、これにつきましては、どういふふうに対応しておるのか担当の方からご答弁をさして
いただきたいと思います。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 福祉部長あるいは三輪助役からお答えをいただきましたが、納得できません。

原因者の問題ですが、追及できなかったとおっしゃいますが、追及したんですか、どんなふうに行われたのか。い
かに三十年代のころのものでありますも、現物が存在したわけでございますし、関係者はたくさんいるわけでござ
います。どんな調査をしたのか、原因者つかめなかったとおっしゃるのなら、どんな調査したのかはつきりしてい
ただきたい。

それから、同和事業云々の問題ですけれども、遊園地を整備することと、そういう硫酸ピッチを除去する問題とは
事業を分離されるべきじゃないですか。別の問題じゃないですか。それから、そういう西村地内で同和事業として処
理をされて、いわゆる同和事業の原理原則と言われておる属地属人主義、こういうようなことを聞くわけですけれ
ども、そういう原則からどう関連するのか、将来的に見ました場合にでもいろんな問題がそういうことで派生して
くる可能性もあるわけでございます。この点も明らかにしていただきたいと思います。

それから、五十二年度は予算流用でやったと、その前後にわれわれは説明聞いてませんし、五十四年度予算の審議
の中で説明したとおっしゃいますけれども、私はあえて当時の自分が参加した審議の記録等も調べてみましたけれ
ども、説明らしき説明はないです。この点はやはり納得できません。要するに、原因者も十分説明をしないまま何
しりから火がついた式の対応をして、そしてこの七千五百万にも上るような公費を支出する形になっておるわけ
でございます。今日年五割として利息を加算しましても八千七百万ほどになるんですが、この点についてはいまでも、あ
くまでも改めて原因者を説明しながらその費用負担を求める、その点がやらなければならないと思います。行政
当局のしかるべき人において弁済してもらおうと、こういう立場を私はこれからは貫いていきたいと思つて、その
めになお検討する余地もございません。この点を踏まえて、あと残
された時間わずかでございますけれども、いま私の改めて提した疑問にお答をいただきたいと思います。

○議長（青山峯男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） お答えいたします。

どのような原因者調査をいたしたかということが第一点だと思つてますが、現実に先ほど申し上げましたように直接

の原因者がそこに見えないということ、それぞれの情報収集に当たったわけでございますが、それ以上の調べようがなかったということでございます。現実はこの硫酸ピッチと申しても、いろいろな広い面から排出する場合がありますだろうと思うわけです。そうした観点から言いますが、特定の業者が出したというようなことではなからうというふうな点もわれわれとしてはわからないわけです。いや、ある特定の個人の業者が出したんじゃないんじゃないかというふうなことも考えられる、いろんな方面から持ち込まれたんじゃないかならうかということも考えられるわけでございます。

ピッチ処理と同和対策事業は別ではないかと、次のご質問あったわけでございますが、やはり現実に、先ほどの話がありましたように、確かに原因者がはっきりしておれば、ピッチ処理と同和対策事業は別個に考えるべきことだとわれわれも思います。しかし、こうした面につきまして、遊園地造成ということで県とも協議いたしました、その了解のもとに進めたわけでございますので、ひとつご理解いただきたいと思えます。特に属地属人との関係ということでございますが、具体的にちょっと私もそのご質問の趣旨が十分のみ込みないわけでございますが、多分あの地域については線引き外にあるんじゃないかと、たとえその土地の所有者、その周辺に地域の方が農地を持っていて、それに対する影響が大きいといっても属地的な処理をするのはおかしいんじゃないかならうかというご質問じゃないかと思うわけでございますが、確かに、原則的には属地のもとにこれまでの同和対策事業が進められてきたことは確かだと思わさせていただきます。特に属人的な要素というよりも、われわれといたしましては、きわめてその地域に隣接してあるわけでございますし、また、同和地域に隣接してその接点にあるような地域でございますし、また周辺地域との一体性と、新たな今度の地域改善対策特別措置法の趣旨に結果的にものつとった形で周辺地域との同一性が持たれるんじゃないかと、そういうようなものも考えて進めたわけでございますので、ひとつご理解いただきたいと思うわけ

す。

五十四年度の予算説明につきましては、私自身そのときどういふふうな説明をしたかということとはつまびらかに承知しておりませんが、これについては説明したつもりでおるわけでございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 それでは、通告の順序に従って質問させていただきます。

第三次基本計画の素案について、初めに活力と調和のある都市づくりについてであります。変動する国際情勢及び内外の景気低迷の長期化と高齢化社会の進行など、社会経済情勢の変化により、国、地方を通じて厳しい財政状況下に置かれ、本市政を取り巻く環境もまた限られた財源と人員のもとで、一層の効率的な都市経営を進めていかなければならないと思うのであります。

そこで第一点に、東海環状都市帯構想を推進して石油化学工業、地場産業の既存産業の高付加価値化等を促進するとありますが、もう少し具体的にご説明をしていただければありがたいと思えます。

第二点に、食品、薬品など都市型産業を誘導し、あわせて農水産業、商業の一層の振興、育成を図り、均衡ある産業構造の確立を旨とありますが、これまでにどれだけの進出並びに今後の進出が具体化されている先端産業があれば、お聞かせ願いたいと思えます。

第三点に、本市発展の原点は何といつても四日市港の今後の港湾への整備、官民一体の港湾経営並びにネオシビル・ポート、港四日市の創造をもって二十一世紀を目指した活力ある都市づくりをしなければならぬと思うものであ

ります。したがって、市長として具体的にどのような計画され、手を打っていかれるかをお尋ねいたします。

昨年、国鉄関西線の電化に伴い国鉄四日市駅東口が閉鎖されましたので、今後どのように対策するかについてお尋ねいたしました。坂倉助役より個人的見解ではあるがと前置きをいただいた、住宅整備公団の協力を得て、国鉄や周辺の方々の協力を求めて十階建て高層ビルからなる民衆駅として活性化を図っていきたいというお考えをお聞きました。しかしながら、その後の経過と進展状況についてお尋ねいたします。

皆様方もご承知のとおり、名四国道並びに国道一号線によって、市内中央と港が通過交通によって寸断され、諏訪新道も過疎化の一途をたどり、本町を中心とした周辺の整備構想の具体化を図っていただくことが、活力と調和のある都市づくりの第一の条件ではなかるうかと思えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、動く市政教室である施設めぐりについてありますが、年六回ほど市民部地域振興課のお世話によって開催されておられます。参加者より、四日市に住みながらこうして市内を回るの初めて、市政ばかりでなく、四日市の風土を知る上でもとても勉強になりましたとか、私たちの生活に結びついた施設がずいぶん多いのですね、清掃工場の灰の中に空き缶がたくさんあるのに驚いた、これからごみを出すときは気をつけなくちゃなど、市政に対して理解を深めました。なお、いままではどちらかという文句ばかり言っていたけど、実際に市政の現場を見て認識を新たにしましたと、参加された方々の異口同音のご意見だとのこと。ちなみに、第一回五月十二日には、一般募集で五十三人、バス一台チャーター。第二回は八月三日、夏休みで親子の募集したら八百八人、バス二台。第三回も同じく八月十九日に夏休みの親子募集で九十八人、バス二台。第四回、十月六日で一般募集で四十八人、バス一台となっております。そこで、私はコースによって、また気候によって、また曜日によっての申し込みの数が違ってくると思うのであります。去る八月四日の四日市港祭りに、港めぐりの大盛況はニュースでご存じのように、八回にわたって

三千二百人という大勢の方が海上からの四日市を眺められ、それぞれの将来展望を夢見たことでしょう。そこで、私は提案を申し上げ、今後動く市政教室の施設めぐりのコースに港めぐりも加えていただきたいと思います。いかがですか、お尋ねいたします。

なお、広く市民の皆さんから、今後二十一世紀に向かっての四日市の活力と調和のある都市とするために、アイデアを募集してはいかかと思えます。とともに、市長の今後五カ年計画に対する目玉となる具体的なご計画があれば、お聞かせ願いたいと思えます。

二つめに、教育、文化の向上についてであります。学校教育と心の問題についてお尋ねいたします。

午前中にも非行問題について橋本議員からも細かく八項目についてお話しがりましたが、また、くしくもきょうの新聞、各新聞には総理府のアンケート調査の発表もありましたように、私は、校内暴力、家庭内暴力のあらしが吹き荒れている問題行動へのプロセスとして、校内暴力の場合はどちらかという外向的性格を持った子供のケースが多く、家庭内暴力は過保護に育てられた内向的傾向の強い子が目立っていると思うのであります。そうした性格的な違いや置かれた環境は異なるにしても、問題行動が発現してくるプロセスには次の二つのような共通点が見られるのではないのでしょうか。つまり反抗的態度や言動によって器物破損による対物暴力と、両親や教師への対人暴力といった過程ではなかるうかと思えます。問題行動の根っこは何か、どこに原因があるのか、臨床心理学者や医師、教育関係者などの方々には、それぞれの立場から真剣なアプローチがなされております。生徒の自己中心性、たとえば甘えやわがまま、耐性の欠如、情緒の不安定などの原因説。母親の過干渉、放任、父親の権威の低下といった家庭原因説。また、学校における偏差値教育の結果生じた落ちこぼれや規則に対する反発といった学校教師原因説。さらに、高度成長に伴う豊かな社会、経済原因説。テレビ、雑誌、漫画、深夜放送などマスコミ文化退廃原因説等々と申されてお

り、政府よりの青少年白書を初め行政側の資料や調査結果などを見てみますと、結果的には家庭に原因があり、母子関係の問題があるとの見方をしているのですが、きょうの各新聞にも細々と、悩み事の相談相手は先生に對しては二％だけだとか、また、親がしからぬ、四七％、学校の処置が甘い、三二％、相談は友達に、四三％と、また、授業がわかる子はわずかに二六％、三人に二人がわからないと、このように各新聞は報道しております。

しかし、私は考えてみますると、現実にはさきに述べました原因が混在しており、家庭には社会的、文化的な影響が日常生活の隅々までに深く入り込んでおりますので、そう簡単に解決の糸口が見つからず、悩み、苦しんだあげく子供の責任にしたり、学校の先生に責任を転嫁してしまっていることが多くあると私は思うのであります。ある教育雑誌の中学生の暴力行為を含めた、多角的に問題行動に関する意識調査によりますと、一つ、家庭生活の中で親に對する不安感を見た。どなたたり暴れたりしたいほど不愉快に思うことがあるかでは、あると答えた生徒が六四・一％で、くどくど小言を言われる、すぐ兄弟や友達と比べられる、信じてもらえないといった思春期の子供特有の反発心が顕著に出ておりました。また、特に家庭内暴力と家庭生活感情との関連を見ても、いらいら、不安、認めてもらいたい、くやしい、寂しいなどという態度構造が、家庭内暴力に強く反応していることが浮き彫りにされているのであります。したがって、私は心の問題として、ぬくもりのあるかわりが親子の間に必要であることを叫びたいのであります。また、学校生活意識では、授業内容が理解できているとは思わない、先生と何でも相談できる信頼関係がない、学校の規則は守っているとは思わないという意識が学校内暴力に強く反応していることも明らかとなっております。さらに、教育相談室には延べ十万人を超える来談者のほとんどが家庭内暴力の相談があるそうです。おまえが何か親らしいことをしたかと息子に言われ、いままでも自分は親として手をかけてきたのに、なぜわかってこないのでしょうかと相談に来る母親がふえていると言われております。母親の側も一生懸命にやられていると思います。

が、私は親子の間に心が通い合っていないばかりか、親と子供の心のずれがあると言わざるを得ないのであります。これはそのまま教師と生徒の場合にも言える問題であると思いますが、いかがですか。いわゆるコミュニケーション障害と言われるもので、人間関係の処理の仕方や対応策を知らないことが多いのではないかと思います。

そこで、教育長にお尋ねいたします。学校教育の基本方針に基づいての計画に、人間関係の処理の仕方や対応策、強いて言えば教師と生徒、教師と保護者とのコミュニケーション障害対策について、お尋ねしたいと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

最後に、八千代工業進出問題に関連してでございますが、このたび保々地区工業団地において、YKK進出が十年ぶりに縮小ながら決定を見て、その三分の一にシーケイデイという内陸型先端産業の進出が本決まりとなり、残る地域に自動車工業の下請である大手メーカーの雇用率においても最大の八千代工業の進出について、地元市会議員の先生方のお骨折りはもちろん、自治会長初め市長及び理事者のご努力は筆舌には尽くすことのできないご苦労をかけていることと推察いたしておりますが、現在までの経過と今後の見通しについて、お尋ねいたします。

先ほども心の問題について述べてきたましたが、市長が市民と行政とのコミュニケーションを図るために、第三次基本計画においては、互いに触れ合う場として出張所と公民館の機能をあわせ持つ地区市民センターを全地区に整備されつつある現状ではあります。人間関係の処理の仕方や対応策がどのように行われ、どのような成果を上げておられるのか、現在までの成果についてお聞かせ願いたいと思っておりますが、いかがですかお尋ねいたします。

このたび、市長の公約ともいえるべき平山物産の悪臭問題についても、コミュニケーション障害が解決をおくらせていると思っております。さらに、新化製工場設置について、河原田地区反対もわかりです。土地使用に對する裁判などは、いま一度のコミュニケーションの怠慢がもたらした結果ではないかと思えます。さきの総務委員会で、萬古

製品の配送センター予定地として地主より購入との論議も、たびたび論議をされていたやさきの今回の裁判事件と違ったものではありませんか。さらに、いま問題となっております旅館建築審議会の審査に対する不服申請問題による裁判事件等々を通して、私はもともと直接関係する地元の方々の声なり考えなり、意見を率直に聞ける体制を、常に発想の転換をしなければいけないことを痛切に感ずるものであります。市長のお考えをお尋ねいたしまして、第一回の質問とさせていただきます。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十一分休憩

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時二十七分再開

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私から第一点について、お答えを申し上げます。落ちていた点がそれぞれ担当部の方で補足をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第一点でございますが、第三次基本計画を策定するに当たりまして、国、県、市、それぞれ総合計画を持っておりまして、それに合わせた形で四日市の将来の発展の基礎になります基盤づくりに向かって努力をいたそうということで、テクノベルト構想でありますとか、あるいは学園都市構想でありますとか、そういったものをこの中に組み込んでおるわけでございますが、これは将来計画でございまして、いま直ちに予算化できるという段階ではござい

せんが、これらの具体化に向かって、今後私どもは努力をしまわうといたしております。

ところで、今日の状況で非常に不況であると、だんだんに雇用力さえおかしくなっておりますという事実があるわけでございますが、四日市にすでに立地をいたしております各産業におきましては、それぞれみずからの努力で新しい先端技術分野の仕事を切り開こうというふうにいたしております。その芽はすでに当市の中でもぼちぼち具体化して出てきてまいっております。たとえば、東洋紡績の塩浜工場の中にコスモ電子工業というのがございまして、これはコンピュータ関係の仕事をいたしておりますし、富士電機におきまして、無菌室をつくってそういう仕事をされておると、あるいは半導体材料でありますとか、ICパッケージに関する材料レジストでありますとか、加圧電導ゴムといったようなICパッケージ材料の仕事もいたしております。ちょっと会社名は遠慮させていただきますが、仕事の中身だけを申し上げますと、高温耐熱耐湿高分子材料、あるいは導電性複合樹脂、あるいは超薄板ガラスの製造、さらには超微粒子材料の製造、あるいは医薬品の原料をつくっております、あるいは診療薬用ラテックスをつくっております、アミノ酸の発酵をやっております、これは、将来は細胞融合につながる仕事、あるいは遺伝子育種というんですか、そういった仕事につながっていく先端技術でございますし、遺伝子の組みかえというところまで踏み込もうとしておられる企業もいろいろございます。さらに、耐電圧の樹脂、あるいは耐熱性の樹脂、そういったようなものの製作に向かって新製品の開発にそれぞれ努めておられるわけでございます。

もちろん、こういった仕事は一遍にたくさんのが生産されるわけではございませんので、非常に少量生産でございまして、しかも多品種という形で行われておりますので、現実にはままでやっておりますような大量生産、いわゆる量によるメリットを追求するということなく、質によるメリットを追求するという形で行っておりますので、事業内容そのものがかなり小規模でございます。しかし、そういうふうに少しずつ中身が変わってきつつあると

というのは、現状の海岸地帯に立地をされております企業の今日の実態である。今後そういう方向に向かってさらに一層の体質改善をもくろまれるものだというふうに考えております。そのために現状のメインの生産をどうするか、いわゆる過剰生産設備になっておりますので、そういった設備の合理化というものも同時に考えて対処をされようとしているということでございますので、それらの状況を見守りながら、私どもの方ではこういった新しい技術の産業が立地をされ、生産を始めるといふことになれば、当然それにはまつわる設備の変更がございますので、届け出が出てまいります。そういった届け出の際に、四日市の環境基準に合うかどうか、そういうようなことを十分審査しながら企業を指導していつているというのが現状でございますので、海岸地帯に立地をされております企業については、そのような状況にあるというふうにご理解を賜りたい。

それから、地場産業の育成ですが、地場産業といえますと、萬古あるいは網、タオルといったような産地指定を受けた産業につきましては、それぞれの活性化のための計画が組み込まれておりますので、それらの計画がスムーズに実行されるように、私もバックアップをしていくという必要があるかというふうに思っております。

さらに、内陸部におきまするいわゆる労働集約型の企業でございますが、これはすでにYKKの用地のあいう形での活用が決まりましたということ、八千代工業はまだですが、それぞれ建設にかかっていたいただいております。その他に若干の用地取得について企業から申し入れが来ておりますが、今日の段階でなかなか申し込みの値段と現実の土地の価格とが合わないという面がありますので、もう一層工業的に内陸部産業を整えていくことになれば、もっと大きな基盤の整備事業をしなければならぬというふうに思っております。この辺については、この計画の中に入っておりますませんが、さらに計画固めをいたすべく、いま二、三の土地について計算をしております段階でございます。これらがもう少し具体化したしました段階で、また皆さん方にご相談を申し上げたいと、かように

思っておりますでございます。

それから、四日市全体の発展と関連して港の問題があるわけでございますが、特に港地域全体が何となく沈んだようなイメージが与えられておりますので、将来構想として、私もやはり国鉄線の東西をもう少し整備をしていくべきであろうというふうに考えておるわけでございまして、その東駅の閉鎖と関連をして若干再開発についての作業をやってみたくてございしますが、あそこだけ取り上げてやってみても、どうももう少し考えなければならぬんじゃないだろうかと、そのためには国鉄なり、都市整備公団なり等、もうちょっと協力を求める必要がありますし、地区の方々との話し合いも必要であろうというふうに思っております。ずうっと旧港に至りますまでの間をもうちょっとと明るい、将来性のあるような町づくりのまず絵をかき上げてみる必要があるんじゃないかと、かように考えておるところでございます。新道そのものにも若干の将来に向かっての動きが出てくるようでございますので、そういったものも含めまして、金場新正から東に向かっての絵をまとめ上げる必要があるかというふうに思っております。実際に着手ということになりますと、まだかなり先のことになるかと思うんですが、やはり将来を見通した作業をやっておくべきだと、かように考えておるところでございます。

なお、最後にお話のありましたコミュニケーションの問題、実は、今度の基本計画の目玉は何かという質問もあつたわけでございますが、ハード的な目玉というものは、実はこの五年間で非常にむずかしいんじゃないかというふうに思っております。そこで、しばらくの間はやっぱり基盤整備の方向づけをはっきりさせていくということが必要かと思つております。そのことが一つと、それからもう一つは、触れ合う地域社会づくりということでございます。特に地区市民センターの全地域にわたる完了が間近でございますので、私どもはいろんな機会にこの市民センターを中心にしてそれぞれの地域社会づくりを進めていくと、コミュニケーションづくりということでございます。大分試

行錯誤的などともございますけれども、熱心に取り組んでまいりたい。予算編成にいたしましたとしても、こういった計画づくりをいたしましたとしても、センターの館長の意向というのは十分横糸としてとらえていく必要があるんじゃないかと、かようなことを考えながらやっておりますが、健全な行財政の運営、あるいは国、県との協力といったような、この大体四つのことを頭の中に置いてすべての施策づくりを推進してまいりたいと、かように思っております。

その他の点については、各部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（青山峯男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 学校教育と心の問題ということで貴重なご意見をお聞かせいただきました。それについて私どもの方の考え方を述べていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

確かにおっしゃるとおり、学校でその中身のわかるという子供、けきの新聞でいきますと二六％、残りの三分の二がどうにかわかると、三分の二程度ぐらいはわかると、両方と合わせて六五％というふうな数字が出ておったと思います。そうするとあとの三五％はどうしとるのかということになるかと思っておりますが、私ども学校の現状を聞いてみますと、大体それは符合するというふうなことでございますが、三五％の残りも従来であれば五十分の授業時間きちと、やはりしんぼうをして座らなきゃならぬという一つの耐える気持ちから、ある程度じつとがまんをしてがんばっておったと。ところがいまやそういった耐性がついておりませんので、おもしろくない、わからぬということからつい自分だけではできない、三々五々徒党を組んで非行に走ると、これが学校における一つの現象だと思えます。そういった現状に対しまして、確かに学校がいま立ち上がらなきゃならぬということからいましておりますことは、

一人一人の子供のいわゆる育ちや環境、全部違う、そういった違った育ちをした子供の一人一人をよくつかめ、把握せよ、このことがまず私は第一点であろうと思っておりますし、現在各学校で強調をしておることもそうでございます。そうして、その一人一人の児童生徒のどこが、どこに心の痛みを持つておるのかということが教師としては見抜けないかぬと、このことがまず第一番。そのためには、教師自身が自分自身の人間性を、人間味あふれる教師としての修養を積まなきゃならぬと、こういうことだろうと思えます。しかし、残念ながら現在の若い教師の中にはそういった落ちこぼれる子供の心理とか、あるいは逆境に育つ苦労している子供たちの心情というものがうまく理解できない、いわゆる自分自身が落ちこぼれなくて、表通りをうまく通ってきたという先生が多いような気がするわけです。新年度の研修には、それこそそういった教師としての資質以前に人間味を備えた教師として、私どもも一席をやりましたけれども、校長それぞれから、先輩から、そういったことについて十分教養を積むような研修も指示しておるのでございますが、とにかく教師自身がそういった人間性豊かにすること、まず先決ではなからうかということに思っております。

それから、非行生自身は非常に数が少なく、学校全体からすればわずかではございますけれども、そういった非行生、表へ出てきた非行生の持つ資質なり、そういった内側にはほかの生徒にもありそうな危険性を十分に持つておるといふことから、先ほど心の痛みを感じる教師にならないかぬといふことを申し上げましたけれども、そういった子供たちが教師よりも自分たち、いわゆる友達同士のつき合いといふことが非常に重視している中学生、そのあたりの利用といふことが非常に大事だと思います。したがって、スポーツ活動、あるいは文化的な活動、こういったグループでやる活動、そして、その計画やら実行すべて教師がぜん立てをするのではなくて、自分たちの手である程度自主的にやっていく、こういう活動を学校では重視しなきゃいかぬ。確かに何もわからぬ、英語、数学でんでわからな

い、何が楽しみで来ているのか、クラブ活動が楽しみだという生徒もいます。友達と何をするかただけが楽しいんだということに来ております。どこに生きがいがあるかということを見つけ出してやるのが、私は学校としてまずもって打つべきことではないかというふうに思うのでございます。

次に、家庭のことにもご意見をいただきましたけれども、現在の家庭、それこそきょうの新聞ではありませんけれども、親が子供をしからない、甘いということでございますが、一度そうなった以上、すぐに厳しくなれということとは、なかなかむずかしいでございます。しかし、中には子育てについて十分経験を踏まれた方もございます。私ども、さきの市長の話ではありませんけれども、いわゆるコミュニティーの中でいろんな講座を考えておりますが、子育てに関する、家庭教育に関する問題は、大きないわゆる講演会ではなくて、ひざを突き合わせた小グループによる座談会等が一番有効であろうという気がするわけです。そういった小グループによる座談会形式のもの、そうして、おまえともそうか、おれのともそうなんだというように、絶えず本音が出し合えるような雰囲気の中で互いに深まると、そういった講習会といいますか、座談会的なものを数多く広めていきたいというものでございます。特定の生徒について相談が必要だということについては、相談員制度のことを前のときも話が出ましたが、そういった方が有効に機能するというふうに考えておるのでございます。

いわゆる心の通じ合うことの大事さというのは、学校でも家庭でも一番大事な時期に来ておるのではないかと思えます。豊かな人間性を持ったたくましい子供を育てるということで、努力目標をここ数年設定しておりますけれども、私どもも鋭意、そういったことについて具体化をしていきたいと思えますし、特に厳しく、そしてその中で子供たちの人間性を救う、拾い上げていくと言いますか、そういうことについて今後大いに努力したいと思えます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 市長公室長。

〔市長公室長（片岡一三君）登壇〕

○市長公室長（片岡一三君） 第二番目の八千代工業進出問題に関連して、現在までの経過と見通しについて、お答えいたしたいと思えます。

まず、八千代工業の立地に関しましては、いろいろご心配をいただき、また格別のご協力をちょうだいいたしましたことについて、厚く御礼を申し上げます。

この八千代工業の立地につきましては、去る七月二十九日の議員説明会でご了解を得、その後地域周辺住民に対してご理解とご協力を得るべく、説明会等を再三開催してご説明してまいったところでございますが、八千代工業が行います自動車部品製造工程の中で、プレス工程から発生する騒音、振動、また、塗装工程における排水等に不安があるということで、周辺住民の方々の十分なご理解が得られなかったわけでございます。しかし、私どもといたしましては、この当工業団地に操業予定の工程と同様の工程を行っております埼玉県柏原製作所に公害担当者を派遣いたしました事前十分に調査をいたしており、騒音、振動については全く問題ないというふうな結論も得ておりますし、また、隣接に立地いたしますシーケーデイ株式会社、ご承知のように非常に精度の高い工作機械を製造するため、わずかな騒音、振動でも支障を来すということから、シーケーデイもまた独自に計器による測定を慎重にされました結果、全く問題ないというふうな結論づけを得られております。こういったことから私どもといたしましては、この八千代工業の立地で周辺住民の方に環境面で絶対に問題はないというふうに判断いたしております、私どもといたしましては、当初自治会を通じて住民の方々の理解を求めてきたわけでございます。その後全員集会等を再三開催いたしました、説明を行いました結果、ようやく住民の方々のご理解が深まりました、八千代工業の立地について、現在

各町の要望、意見を集約されている最中でございまして、これらの調整も近く終わり、周辺住民の賛同を得る運びとなっております。

ご指摘のように、この八千代工業の立地に当たって、私も直接に住民の方といろいろお話し合いをさせていただいたんですが、やはり平生のコミュニケーションがいかにか大切か、また、良好な人間関係を確立することがいかにか大事であるかということを強く感じた次第でございまして。以上でございまして。

○議長（青山峯男君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） 先ほどのご質問の中で、活力と調和のある都市づくりに関連してご指摘をちょうだいいたしました。

施設めぐりに港を組み入れよというご指摘につきましては、管理組合の方との協議もございまして、今後よく相談をして、ご期待に沿えるような形で努力を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございまして。

○議長（青山峯男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの質問の中の、活力と調和のある都市づくりについての中で、先般国鉄東駅の周辺につきまして、私見ではございますけれども、整備計画を申し上げたわけですが、ただいま市長が申し上げますように、国鉄駅東西、あるいは港まで一連した構想をもって、いかに地域の活性化を図るべきかと、そのためにはどういう手法があるかということとを再度視野を広めて検討をしておる段階でございまして。駅東もということになりますと、当然港、旧港もございまして、また、一番活性化を阻害する要因として納屋の国道問題もございまして。

ういうもの等も含めながら四日市の臨海部から国鉄周辺にかけての整備計画を一度検討してみたいということ、先般来市長とも話しをしておるわけでございますので、いましばらくお時間を拝借したいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 答弁ありがとうございます。

それで、第一点の件でございますけれども、そういう一地点じゃなくして遠大な構想のもとに、十階建てがどっかへ消えてしまいましたけれども、ひとつそれならば、今後の構想については時間をくれと、こういうお話ですし、着手についてもめどがまだでき上がらぬと、こういうことで何かばやかされましたけれども、いずれにいたしましても、ひとつ早急にこの本庁の中心とする過疎化を食い止めていただきたい。そうして、いま市民ホールの解体の問題、四日市郵便局の改造の問題、また、大和銀行が移転して跡地問題、いっぱい残っておりますので、早急に計画を立てて、ひとつ優秀な職員もたくさん採用されておりますし、それから、係長、課長の中にも優秀な方がたくさんお見えになりますので、プロジェクトを組んで早急に知恵をしぼり、また、市民からの一つのアンケートも取って絵をかき上げていただきたい。これについても一度、どのくらいの年数で、どのようにという市長のお考えをお聞きしたいと思っております。ただ漠然では困りますので、せっかく私見であった坂倉助役の構想も、いつかは、やはり予算がない、そでがない、どうのこうので消えてしまいましたので、ひとつ手がけられるそこからでも目玉商品を出していただきたい、このように再度お願いいたします。

それから、市民部長から、管理組合の件でもう一度検討するという話ですが、さきに私が四日市港を取り戻すとい

う題で一般質問させていただきましたが、やはり四日市港そのものの自体が、私たちが先輩より聞くとともに、昔は先生に連れられて港の写生によく来た、また、青い海で、すっかり海岸で泳いだという昔の話題に、話しに花が咲きますが、その後経済の重化学工業の発達に伴って、商船及び旅客船の出入港であった港がいつしか工業材料を輸入する港という性格に変わってしまった。私たちことしの夏休みに、知人を初め有志の方四十名の方で四日市港を見させていただきました。そうして、港管理組合で映画も見せていただき、船をチャーターして海の上から四日市を眺めさせていただき、皆さん大変喜んでお帰りを願ったことがあります。参加された四十名の方はだれ一人として残念ながら四日市を、海から見るのは初めてだと、そのような方ばかりでございまして、非常に勉強になったと大変喜ばれた次第でありますので、ぜひとも管理組合とも相談の上実施に踏み切っていただきたいと思います。

そこで次には、学校教育と心の問題で、教育長から非常にその面についてのぬくもりある点について力を入れていくというお話でございますが、一、二最近に起こった体験を申し上げますと、ある中学で、生徒代表しておった方が急にお母さんに、友達からいじめられる、自転車にいたずらされるということで、学校を変わりたいと、こういう悩みで母親が相談に来ました。この件についても、やはり担任の先生が中に入ってなかつたということで、双方会って話しされれば、その後卒業式で代表して答辞を読んだという経過もございます。また、最近、高校で二年生の子が皆出席しておつたと。ところが、たばこを吸わないのに吸うと言う。また、先生にいろいろ殴られたということで、右手が鋭筆も持てないという状況になり、医者通いをしておつたと。その間に医者が「絶対学校休まないかぬ」ということは、廊下で立ち話を、女の子に呼びとめられて話しておつたと、いちゃいちゃするなということで、古典専攻の先生から右のほおをまた殴られたと。そういうことで、医者通い途中、ある日に小便が真っ赤になったということで、お母さんびっくりして捨てるようなコップにとつたところが、びっくりして医者に行つたと、これはもう絶対安

静だと。こういうことでちょうど三年生に入るテストのときに英語の科目だけ受けられなかつたと。それが災いして進級に及ばすということで、非常に母親が悩んで来ましたので、担当の先生並びに校長先生にお話しして、お話し合いをしてもらつたと、こういう事件も起きております。だからいずれにいたしましても、もともとと言え、この子供の言うのには、「お母さん、帰りに廊下で呼びとめられ、道で呼びとめられりゃあお母さんかて話してしよ」と、そのことが中身も見やんといきなり殴つたと。このところがむずかしい問題でございますけど、いずれにしましてもその事件があつたら、やはり率先してそういうふうな、先ほどの教育長のお話のように、話し合いをしていただければ解決するんじゃないかと思えます。さきの専決の報告にもありました交通事故に、いろいろ問題にしましても、一切がやはり遅いのではないかと、このように感じるのと、ひとついま教育長の言われた指導方針を全先生に徹底していただくように、絶えずひとつ小さい会議を持ちながら広めていただきたい、このように思うわけです。

それから、八千代工業の進出の問題本当にご苦労さんでございますが、いま一歩がんばって早急に、この中小企業の不況のときに四百名以上というたくさんの雇用が約束されておりますので、皆期待しておりますので、一日も早く建設されることを望んで質問を終わりたいと思います。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 金場新正線から東にかけては、先ほどのお話にありましたように、郵便局の動きもありますし、これに呼応した沖の鳥發展会の動きも出てきております。したがって、それと今度は国道一号線、二十三号線の交差をめぐって沿道環境整備の問題が出てきており、さらに旧港の整備の問題があります。したがって、これらを、個々の事業をこの中に組み込みながらどう整備をしていくかという構想を、やっぱりまとめるには一年ぐら

い時間が必要かというふうに思っております。

○議長（青山峯男君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 通告をいたしております順に従いまして、お尋ねいたしましたと思います。私たち市民がこの厳しい情勢の中でも希望と勇気を与え、豊かな生活が営める好ましいご回答を得られますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

まず第一問につきましては、地域の整備と開発についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、都市計画、あるいは区画整理、あるいはまた公共下水道、都市下水、消防等その他多くの関連すると考えられますことですが、それぞれの立場でお答えいただければ幸いです。しかし、これら全体的にとらえましてお答えをいただいてもよいと考えております。

そこで、第一点といたしまして、地域の整備について、私は日ごろ考えておりますことをお尋ねいたしたいと思いますが、市内各地にございますいろいろなことを考えてみまして、今回お尋ねいたします地域は、公共下水や都市下水等を含めておりますので、四日市の東部を重点的に今回お尋ねをしたいと思っております。たとえば塩浜地域、磯津地区、それから赤堀、日永、中川原とか、あるいは橋北、川原町、未永、本郷、富田、富洲原地区等の地域において、現状のままの形態で好ましい都市で、法に定める文化生活を営む上からも、また、地域の発展を目指す上からも、住環境として好ましいとお考えでございましょうか。さらには、公害や騒音で悩まされている地域も少なくありません。加えまして本市といたしまして発展の著しいと考えております近鉄四日市駅西の芝田町地内におきましては、

いまだに未舗装の道路があります。私は、言うはやすく、行うはむずかしいことや、地域の方々のご理解等を得るとも、また、厳しい予算の中でのお仕事でもございますから、大変な事業であると考えております。関係する市民センターといたしましても、また、自治会の方々も大変なご努力をいたしておりますことは、十分理解をいたしております。しかし、いつまでも現状のままが良いというようには私は考えておりませんし、また、でき得る限り早い時期に改善してほしいと希望をしているものでございます。日ごろ市長が申されております住みよい都市の実現へと着々と進めていただく必要があるのではないかと考えます。この点につきまして、現在どのようにお考えになっておられるか、計画はなされておりますか、また、第三次基本計画の素案の中でどのようにお考えになっておられますか、お尋ねをいたします。

第二点につきましては、地域の開発につきましてお尋ねいたします。この点につきましては、再開発をも考える地域もあるのでございますが、その点お含みをいただきながらお答えをいただければ幸いに存じます。

たとえば塩浜地区の松泉、大池町地内での住宅地跡地や、午起の市営住宅跡地などにつきましては、地域住民の健康増進や公園、レジャーまたは文化施設、さらには内陸型の無公害企業の誘致などが好ましいのではないかと考えております。また、四日市の西部といたしましては、桜財産区等におきます教育文化施設の建設、あるいはアスレチックの充実、また、北西部におきましては、四日市、菰野、大安町の隣接地域でのスポーツや文化的施設の建設などが必要ではないかと考えております。また、それらの交通等につきましては、軌道車によるものが最も好ましいのではないかと日ごろ考えているものでございます。このようなことにつきまして、第三次計画の素案の中もお考えになられておられますか、ご所見をお伺い申し上げます。

第二問につきましては、中里住宅の問題につきましてお尋ねいたします。この中里住宅にかかわることにつきまして

ては、再三この議場で申し上げてまいりました一人でございますし、幸いにも関係者のご努力、同僚の松島議員の努力のたまものとして、近鉄塩浜駅西口開設の問題も徐々に具体化しつつあるように思います。

このように改善されつつありますところ、あるいは通勤、通学地としても大変便利な地域にありますが、なかなか土地の販売が好ましくないというのを聞いております。現在ではどのような状況になっているのでしょうか。また、購入者が少ないということについての原因が何であるかということでございますが、いかがでございますでしょうか。中里住宅の問題につきまして、地元の方々は大いなる期待を持っているものでございます。したがって、この中里住宅の問題につきまして、市当局といたしまして、どのような計画で当初計画の実現がいつごろできるとお考えになっておられますか、お伺い申し上げます。

第三問につきましては、中小企業及び地場産業の振興と金融の問題についてお尋ねいたします。

中小企業は日本経済を支えていると言っても過言ではないと思います。それは中小企業に働く労働者数から考えましてもそのように思うものでございます。近年、大企業などは人員整理、またはオートメーション化をさらに進めまして、加えてロボット使用の時代に入ろうといたしております。先般ヨーロッパを訪問させていただきましたときに、ILO国際労働機構へ訪問することに恵まれました。幸いに労働問題について質問する機会が得られました。そのときに、ILOとしまして、技術の急速な進歩によって人間による労働が不要になるときが来る、こういう時代を迎えようとしている。この技術の進歩と労働改善を考えざるを得ない、加えて失業問題が各国の大きな悩みの問題となっていると申されておりました。わが国におきましても、同じような方向をたどっておるように思うものでございます。このような現状から、大企業からのしわ寄せとして中小企業や零細企業がまことに厳しい現実となってきております。本年は戦後最高の倒産数となっていると言われております。さらに本市における地場産業として、たとえば萬古、

製網、大矢知のそうめん、あるいは水沢のお茶など多くの産業がありますが、中でも萬古につきましては、国内向けと輸出向けがあり、国内需要の低下と円安、ドル高等による、輸出先の各国の不況等による輸出高の低下等々、加えて燃料高、これでは全く経営が困窮してどうにもならない現状であるということでございます。しかも、倒産して他で働く場所もなく、涙をこらえながらやむなく赤字でも仕事を続けなければならぬと訴えております。

この状況をご理解していただきまして、中小企業及び地場産業の振興をどのようにしたらよいか、そしてそこに働く方々やその家族の方々の生活を守るために何をどうしたらよいか、雇用の促進についてどのように取り組もうとなされておるのか、お伺いいたしたいと存じます。また、お正月を迎えるに当たりまして、現在の窮状をどうしても乗り越えなければならぬため、中小企業、地場産業、商店等の経営等に対しまして、現在制度での金融貸付制度のほかにも本市独自の金融対策が必要になっているのではないかと考えるものでございます。この点につきまして、市ご当局のお考えをお伺い申し上げたいと思っております。

第一回目の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 第一問の地域整備と開発についてでございますが、ご指摘の富田、富洲原、それから橋北、赤堀、日永というような未整備の市街地並びに老朽住宅の密集地の整備につきましては、公共施設等を単発的、線的に整備を図ることも一案でございますが、昨今の社会情勢から見ても、買収方式で進めるといことはその地区の住民の方々の平等性を欠き、ご協力が得がたいため、地区全体を計画的に、面的に整備することによりまして、公共施設の整備は言うに及ばず、宅地の利用増進と健全な市街地の造成を図ることを目的とする区画整理方

式で面的に整備することが、その地区並びに住民の方々にもメリットが大きく、良策と考えておる次第でございます。しかし、区画整理は権利の問題、個々の財産問題等とかかわり合いもあり、地区の住民の方々のご協力を必要といたしますが、今後はその地区に合った手法を研究いたしまして、計画的に整備を図ってまいりたいと考えております。第三次五カ年計画におきましては、常磐地区におきましては、基礎設計を行いますB調査を五十八年、富田も五十八年に行うようになっております。次に、保々とそれから大安町、菰野町にまたがります地区におきまして、県の広域公園というものをお願いしております、スポーツ施設とかそういうものを整備していくというような計画もっております。また、桜財産区におきましても、桜スポーツランドを計画しております、レジャー施設を整備するというように考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君） 登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 地域整備と開発について、お答えいたします。

ただいま都市計画部長の方から開発の手法等について考え方が説明されたわけでございますが、公共下水道といたしましても、これらの事業と整合を図りながら推進してまいりたいと考えております。

なお、第三次五カ年計画におきましては、五十七年度末の水洗化二八・二％を、五カ年計画の中で三四・九％に持っていくと、こういう目標で努力をしまっている考え方でございます。

○議長（青山峯男君） 建設部長。

〔建設部長（奥山武助君） 登壇〕

○建設部長（奥山武助君） まず第一点目の舗装の問題でございますけれども、この舗装の要望は非常に地区といた

しましても多うございまして、市といたしましては、地区要望を受けて、交通量あるいは家屋連檐性等につきまして十分検討をいたしまして、施行をいたしておるわけでございますが、この点につきまして再度調査いたしまして、十分検討をしまいたい、このように考えております。

次に、二点目の中里住宅の問題でございますが、この中里住宅の跡地の利用につきましては、昭和五十五年一月二十一日に、地区連合自治会長及び地域振興委員長より、活気に満ちた町づくりのために、公園緑地を初め公共施設の建設と個人住宅の造成をというような強い要望が提出されまして、市といたしましても塩浜地域の人口が年々減少の傾向にあり、地域活動への影響も考慮し、この対策の一環といたしまして、跡地利用について市内部で実務担当者におけるプロジェクトチームを編成し、手法等について具体的な検討を重ね、地域住民の要望の強い住宅を建設し、過疎化の防止を図った計画を策定したものでございます。

現況といたしましては、宅地分譲の販売につきましては百三十一区画を計画し、五十七年六月に第一回の分譲を行い、四十二戸を分譲いたし、引き続きまして、第二回を五十七年八月に行いまして、八戸を分譲いたしましたわけでございます。しかし、現在七十七区画が残っておりますが、この分譲につきましては、宅地分譲の随時募集を行い、またこれにあわせて、そのうち十区画につきまして、建て売り分譲住宅を計画し、この具体化のために、現在融資枠との関係から住宅金融公庫と協議中でございます。

今後につきましては、引き続きましてこれらの結果を踏まえ、さらに建て売り分譲住宅の建設も含め、あらゆる手法を検討いたしまして、一日も早く事業を完了するよう鋭意努力する所存でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） 中小企業と地場産業の振興、それから、これに関連して金融問題ということでご指摘があったわけでございます。

ご指摘あるいはご質問の点を要約いたしますと、失業問題、あるいは倒産の現状、あるいは地場産業であります萬古の現状、さらに雇用促進、それから独自の金融制度と、こういったご質問の内容であろうかと思えます。

ご指摘をいただいておりますように、現在の経済情勢は非常に深刻なものがございます。われわれとしましては、こういった四日市市の中小企業ないしは地場産業の振興を図ることにつきましては、やはり業界の的確な状況の把握をしてまいらなければならぬというふうに考えております。先ほど萬古の状況がご指摘されたわけでございますが、地場産業の雄であります萬古につきましては、昨年昭和五十六年度では、百七十二億四千万の国内、あるいは輸出の生産額でございました。それは対前年九五％という数字でございました。本年に入りまして、一月から六月までの状況は金額で、対前年同期の九七％、というふうに私どもは承知いたしております。最近の八月、九月、十月等の数字を見ますと、若干対前年に比較しまして一〇〇％を少し上回っておるといような現状でございすけれども、まだまだ予断を許さない状態下にあるというふうに考えております。

倒産の問題でございますけれども、本年度は倒産が多いいんではないかというようなご質問等ございました。本年一月から十一月までの三重県下の倒産件数が百五十九件でございまして、対前年五十八件増加をいたしております。四日市を見ますと、同期で三十八件でございまして、昨年は三十七件でございました。一件ふえておるといことで、県下の全体の倒産件数の増加に比較いたしましたして、四日市の企業の方々それぞれ努力をされておるとい内容がこれだろうかと思われるわけでございます。業種別ではやはり建設業が一番多い。それから、倒産の内容としては放漫

経営がやはり首位を占めておると、こういうような倒産の現状でございます。私どもとしましてはこういった経済下にあるわけでございますので、やはり企業あるいは事業者の経営意識といえますか、そういったものが非常に大事だろうと、こういうときにこそそういう経営者は、いわゆる経営手腕を発揮していただくためのいろんな知識等が必要であろうというふうに考えておるわけでございます。そういう意味におきまして、いわゆるソフト的な面でも私どもは従来から経営診断をやっておりますし、それから、経営合理化講座を開いたしておりますし、さらには各業界独自のセミナー、あるいは企業内での講習、こういったことも委託等を行ってやっていただいております。したがって、先ほど言いましたような四日市の倒産件数に一応企業の方々の努力の跡が見られるわけでございます。

現在市独自で、金融問題でございすますが、やっております融資事業としましては、小規模事業資金を初め中小企業近代化資金等、六単独の市の融資制度がございす。それで四億三千万の預託金の予算をいただいております。こういった資金に充当していくための制度を充足しておるわけでございすますが、現状では借入額が二億四千三百万というふうになっております。これは対前年とほとんど同じような状態でございす。それから、特に金融面ではいわゆる関連倒産、不幸にして倒産した企業に関連をして、いわゆる連鎖倒産を未然に防止するという考え方で、現在県に中小企業倒産関連資金というのがございすますが、それについての本市独自の保証料の補給、利子補給、こういったものも五十七年度新しく取り上げていただいております。また、さらには中小企業の倒産防止共済制度というのがございす。商工会議所が窓口になっておるわけでございすけれども、こういった制度が五十三年度から五十七年度十一月末現在で百四十五件、企業が加入されております。私どもとしましては、こういった融資制度なり、あるいは共済制度の加入をどんどんPRをして進めていきたいと、そういうことで当面のこういった非常に厳し

い経済情勢を乗り切っていたいただくための援助等をこれからも続けてまいりたいと、こういうように考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ありがとうございます。

第一問につきましては、かなり広範なためになかなかとらえにくい点もあったかと思いますが、たとえば橋北地域にとりましては、当初区画整理事業とかいうものについてはかなり拒否的なお考えが多かったようでございますが、最近ではかなりご理解をいただいているというようなことから、住民の中では早くやはり公共下水道なり、あるいはそういうものを、文化的生活を営みたいというような希望の方がふえてきているということでございます。こういう時期に合わせまして、やはり先ほど市長もどなたかでお答えになりましたように、住民の声を十分反映するような都市づくりをしたいというような希望のお話もございました。こういう時期にひとつ全力を挙げて改善なり、あるいはそういうものをしていただきたいというふうに思っております。また、塩浜におきましても同じようなことが言われておりまして、当初都市計画というような形でいろんな相談が地元にあったようでございますが、地元は当初は反対しておりまして、最近ではやはりそうじゃなくて、文化的生活をしたいということから、かなりそういう面の煮詰まっておりますが、最近ではやはりそうじゃなくて、文化的生活をしたいということから、かなりそういう面の煮詰まっております。また、この基本計画の素案の中で申されておるのは、既成市街地については、生活環境施設の整備を進めるとともに土地区画整理事業、再開発事業等により云々、または、さわやかで潤いのある都市景観と、そういうものをつくっていききたいという素案ができております。これについて、先ほど申し上げた地域をどのような形で、どの程度までこういう第三次の素案に沿っていくとされているのか、この点についてちょっとお答

えをいただきたいと思っております。また、先ほど開発の点について、午起の市営住宅地、あるいは塩浜の松泉、大池というような地域を申し上げましたが、何らお考えがないのかお答えがありませんでしたが、現在どのようにお考えか、あるいはなければいけないとお答えいただければありがたいと思っております。

それから、第二問の中里住宅の問題につきましては、先ほどお答えいただきましたんですが、この売れないという原因についてのお答えがなかったように思っております。

私は、多額の費用を投入いたしましたし、しかも地元に大きな希望を与えていただいたわけでございますが、残念ながら当初のような好ましい状況で販売されておりません。この原因について幾つかあるかと思いますが、私の考えといたしまして、あるいはまたいるんな地域の方々のお話しをも含めまして、幾つかの点の中の一つといたしましては、まず名四国道の騒音が一つ大きな原因ではないだろうか、あるいはもう一つの方といたしましては、河原田へ進出予定の新化製場の建設問題があると、これをなくしてやるならば、あるいは建設中止をしたならば、こういうものは解決するんじゃないかというお話が出ております。これは偏った地域というよりも何か所かで耳にいたしておる問題でございますが、この点についても一度、その売れない原因についてお答えいただければありがたいと思っております。

それから、第三問の中小企業の、地場産業等の問題につきましては、いまお答えがあったわけでございますが、この議会事務局が五十六年度版として市政概要を出しております中に、各企業の団体及び個々の企業診断、こういうようなものが市の対策として発表されております。また、中小企業の金融の円滑化を図り、云々と、こういう話も出ております。また、地場産業等につきましては、萬古焼を初め製網、タオル等の問題、あるいは産地の活性化を図るといようなことが具体的にだてておるわけでございます。したがって、先ほどの倒産件数等ございましたし、ある

いは放漫経営というお話しもございましたが、私はやはり事前にこういう経営診断等をしておれば、ある程度は防げたものではないかというふうにも考えております。今後、こういう問題を具体的にどのように努力をしていただけるか、お願いしたいと思います。また、雇用問題につきましては、中高年齢者の就労促進に努める、また雇用の安定を図るとともに、中小企業等で働く労働者の福利厚生増進に努めていると、こういうようなことが載っております。また、現状といたしましては、ある大企業の従業員が関連する下請の中小企業への転向を命じられて、出向して働いているようにございます。したがって、日ごろ経営に厳しくしかも中小企業で働く従業員に一層の厳しさを増すと同時に、退職をせざるを得ないような状況になっていることを聞いております。これは失業者の増加となっておりますし、さらには本市にとりましますいろんな諸問題として浮かび上がっていると私は思っております。中小企業の育成と地場産業の交流を図り、雇用問題の解決もあわせて真剣に取り組んでいただきたいことが急務となっております。また、本市が他市に先駆けての、先ほどもお答えがありました六制度のほかにもまだまだ制度的に、たとえば一年以上の経過がなければ貸し付けの対象にならないとか、あるいはその他の条件緩和によってかなり救済できることもあるように思っております。そういう点の制度的な問題の解決はできないかどうか、こういうことがもうひとつお答えいただければありがたいと思っております。

また、こういう情勢の中で、財政の厳しい折でもありますが、やはり市民を大切にし、中小企業育成あるいは地場産業育成というような見地から、公共事業もやはり最大限に発注して、そういう倒産防止なり、雇用の促進を図る必要があるのではないかと思います。この点について改めてお尋ねをしたいと思います。

こういうことから私は、四日市市に仮称雇用対策本部というものを設置して、市民の生活安定、雇用増進を図る必要があるのではないかというふうに考えておりますが、この点についてのお答えをいただければありがたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） ただいまご指摘ございました橋北地区の区画整理でございますが、これにつきましては、五カ年計画では一応六十一年から調査に入ることになっております。

それから、午起でございますが、この件につきましては、各四国道から東の公営住宅、それから民家につきまして、一応その部分を緑地にするということで、その候補地といたしまして東洋ボール跡地と、そういうようなところを一応検討をして、現在どういうふうにすれば一番スムーズにいくかということをいろいろと検討しておりますのでございます。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 中里の分譲宅地の問題について、お答えをいたします。

まず、売れないのはどういうことなのかということでございますが、五十四戸たしか売れてきて、七十七戸分残っておりますということでございますが、最近ちょっと、ぼつぼつ工事にかかる気配も出てきております。売り出してからまだ半年でございますから、一千万円以上の買い物になりますとそう簡単に、今日の住宅投資の状況を見ておればおわかりいただけますように、大変冷え切っておりますので、そうばつぱるとは私はいかないのではないかと、かように思っておりますが、なおこれ宣伝等に努めてまいりたいと思っております。

原因は何かということで、各四国道の騒音ということ、あるいは河原田に建設予定の化製場ということがお耳に入

っているようでございますが、私は、全然風向が違いますし、仮ににおいが出たとしても風向が違いますので、そういう点はご心配いただかんでもよろしいかというふうに思います。ただ、新しい化製場はそういうにおいを出さないという前提でございますので、一切ご迷惑をおかけするようなことはないだろうというふうに思っておりますし、私はそういうふうには聞いておりません。それから、騒音については高架化を、同時に遮断緑地をつくるということになっておまして、その緑地の工事が必ずしもいまの段階では安心のことができるようなぐあいではないということには、確かに影響があるだろうというふうには思っておりますが、いずれにいたしましても先ほど建設部長がお答えを申し上げましたような対策を講じまして、早急にさばけるような努力を今後続けてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長(青山峯男君) 産業部長。

〔産業部長(宮田利雄君) 登壇〕

○産業部長(宮田利雄君) ただいま再質問の段階で、企業診断ということについてどうかというようなお話、それから、融資条件緩和ということについてどうかと、それから、さらには雇用対策本部みたいなものを設けたらどうかと、こういうようなご指摘でございます。

現在、先ほども触れましたように、企業診断をやっておるわけでございます。これは、中小企業診断士、現在商工課には一人おりますけれども、県その他の応援を得てやっておるわけでございますが、前年度は約五十件の診断をやっております。それぞれ企業から申し出を受けまして、そしてかなりの日数内容調査をやるわけでございますけれども、そういう診断を個々にやって、そして経営内容の指導、あるいは勧告といいますが、指摘、そういったものをしておるのが現状でございます。

それから、金融面でのいわゆる借りやすいような条件緩和はできないものかということでございますが、この金融につきましては、私も市単独事業融資制度でも、いわゆる県の方で信用協会の方と協調してやっておるということ、その辺のいわゆる信用保証を当然考えなきゃならないということで、いわゆる貸す側から見れば一種の金融ベースというようなことも当然考えられると思えます。しかし、ご指摘の点、現下の情勢でございますので、そういう点は市単独ではちょっと不可能でございますけれども、そういう県の方へ要請をしてみたいというふうに考えております。

それから、雇用問題でございますけれども、現在四日市には雇用対策協議会というのがございます。これは四日市市にある企業が主体となって、いわゆる雇う側のサイドからの対策でございますけれども、そういう協議会の場でもこういった問題はこれから取り上げていきたいと思えますし、やはり基本的にはこういう企業就業の機会を創設、つくり出すというのがやはり基本でございます。こういった現下の社会情勢でございますし、将来的には四日市のやはり産業構造を変える、新しい企業を誘致する、労働集約的な企業というようなことを市長は先ほどおっしゃられましたけれども、そういったものを考えながら進めていかなきゃならぬというふうに考えております。ことしの九月の資料でございますけれども、四日市の職業安定所では有効求人倍率が〇・八〇ということでございます。同じ九月に全国では〇・五九ということでございますから、一という数字がこれ雇用プラスマイナス拮抗するわけでございますけれども、一を割っておるということはやはり求職者が上回っておるということでございます。全国平均よりは若干、〇・八でございますので、四日市の場合には高いわけでございますけれども、こういった情勢下にございますので、これからも関係者とよく協議して進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(青山峯男君) 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君　お答えいただいて喜んでおりますが、私たちがやはり個人で考えて、個人で発言しているというようなことではなく、多くの方々のご意見も含めてということを十分ひとつご理解いただきまして、私も市民が喜んで生活できるような方向にご努力をいただきたいと、これを要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（青山峯男君）　本日はこの程度にとどめ、あの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十六分散会

昭和五十七年十二月十四日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十七年十二月十四日(火) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

川 川 金 大 大 小 伊 伊 小 青
村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山
幸 洋 喜 武 四 雅 信 道 峯
善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫 男

○欠席議員（一名）

古堀堀前松水森森山山山山山山
 古堀堀前松水森森山山山山山山
 市内川島野野口路口口中口
 元新弘辰良幹真安信忠一
 兵士衛一朗郎吉孝生剛一勝彦

喜多野野川林藤藤後後小粉訓喜
 野野川林藤藤後後小粉訓喜
 野本呂川田村口中木井野口藤藤林川霸野
 行增平平正信基三光正長寛博也
 信藏和藏巳夫保介勲夫信次六次次茂男等

○出席議事説明者

市	助	助	市	収	総	財	市	福	産	環	都	建	下	消	次	病
長	役	役	長	入	務	政	長	社	業	境	市	設	水	防	院	務
加	三	坂	片	藪	田	阿	毛	岩	宮	樋	内	奥	石	渡	河	田
藤	輪	倉	岡	田	南	利	山	山	田	口	田	山	井	辺	村	中
寛	喜	哲	一	輝	道	義	利	利	照	忠	武	三	靖	昭	利	夫
代	司	男	三	裕	彦	弘	男	雄	一	泰	助	夫	三	郎	夫	夫

○出席事務局職員

水道事業管理者	次	教育	代表監査委員	事務局局長	議事課長	議事係長	主事
村山	奥村	館増	吉田	川合	板崎	山口	鈴木
了	仁	男	吉	一	大之丞	克彦	木
人	長	爾	耕	隆	隆	隆	隆

午前十時一分開議

○副議長（小林博次君）

おはようございます。青山議長にかわって議長の職務を行いますので、よろしくお願いを

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十六名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

なお、環境部長は公務出張のため欠席いたしますので、よろしく願いたします。

日程第一 一般質問

○副議長（小林博次君） これより昨日に引き続き一般質問を行います。

野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 皆さんおはようございます。通告四点挙げさせていただきましたが、第四番目の競輪につきましては、去る十二月六日議員説明会で説明を聞き、また資料もいただきましたので、四の競輪問題につきましては取りやめさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告の第一点でございますが、天津市との友好都市関係締結後の諸問題について。

四日市市は昭和五十五年十月二十八日、中国天津市と友好都市としての関係を結ばれまして、以来数回にわたって政財界の代表者が天津市を訪れ、盛んな歓迎を受けましたが、同時に、天津市の要人もまた本市を訪れ、両市の関係はますます緊密化してまいりましたことは、まことに同慶の至りでございます。しかし、市民は、こうした友好を基盤として近い将来四日市港と天津港との間に巨船が往復し、貿易額も飛躍的に増大し、四日市港の発展に大きく寄与するものであろうことを期待しております。市民はこうした大きな期待を持っているのでございますが、

それにもかかわらず、去る十二月二日の日本経済新聞の報道するところによりますと、名古屋港と天津港との間に定期コンテナ航路が開設されることになり、すでに十二月六日には中国の最新鋭フルコンテナ船黄華号が、すでに入港したとのことでございます。また、今月末には一万四百九十八トンの伏牛号が来港することでございます。これは一体どうしたことでございますか。前段で申し上げましたように、市民は友好都市提携によって貿易での大きなメリットが得られるものとバラ色の夢を描いているのに、つい隣の名古屋港が定期航路の先鞭をつけられたことに激しい怒りと失望を感じているのでございます。これが横浜港とか、また神戸港なれば、また話が違ってまいりましてあきらめもつきませんが、目と鼻の間の名古屋港に先を越されるとは、もってのほかではなからうかと思うのでございます。直接の責任は四日市港管理組合は存じませんが、四日市市として責任がないとは言えないと思うのでございますが、市長も天津市との友好都市提携を単に親睦を深めるだけのために行われたとは思いませんが、友好都市提携の目的、またはその真意をお尋ね申し上げたいのでございます。

また、名古屋港、天津港のコンテナ航路の開設については、相当の期間交渉があったと思いますが、そうした問題について市長は何らかの情報を聞いておられたのかどうか、お伺いしたいのでございます。

また、三輪助役は港管理組合の副管理者をしておられますが、この問題について知っておられたのかどうか、三輪助役にお尋ねをいたします。

以上、市長に二点と三輪助役に一点お尋ねをいたします。

次に、文化会館のその後の運営についてでございますが、今年八月文化会館がオープンして早くも四カ月を経過いたしました。しかし、わずか四カ月でその成果を論ずることはいささか早計だとは思いますが、加藤市政の大きな目玉として、また加藤市長の功績が永遠に語り継がれるかどうかの試金石として創設されたものでございますが、この

会館が市民の期待にどの程度こたえ、文化行政の活力源となっているか心配する余り、次の二、三点についてお伺いをいたしたいのでございます。

三重県におきましては先般美術館を新設し、その記念行事としてサンパウロ美術展を開催されました。新聞等の報道によりますと、連日観客が殺到し、大成功をおさめたと承っております。それに引きかえ本市では、画期的な行事であり、宣伝も相当長期にわたって行いました歌舞伎の公演も、必ずしも満員の盛況ではなかったように聞いております。昼の部は約七割、夜の部は約八割と聞いておりますが、またその他の行事、十一月三日文化の日の前後の諸行事も果たして期待どおりの成果をおさめられたのかどうか、その経過についてお伺いをいたしたいのでございます。

なお、四日市映画館組合におきましては、このたび十二月一日より四日市心身障害者の諸団体に対して半額または無料の割引券を発行、実施されることですが、この方々には付き添いの方々も多くおられます。一人ではありません。四十八億投資した県下唯一の文化会館、五十人入場も、また百人入場も経費は同じでございます。なお、昭和五十六年一カ年は国際障害者年となっておりますが、国は長期にわたって向こう十年間運動を続ける方針である今日、三重県での四日市、ぜひとも心身障害者の諸団体に配慮していただくような施策も講じられる意思があるのか、市長にお尋ねをいたしたいと思います。

いま一つは、文化会館は独立採算制をとられておりますが、収支の予想をどのように立てられているのかどうか、人件費は月額どれほど要するのかどうか、以上三点についてお尋ねをいたします。

次に、消防防災体制の整備計画についてでございます。

昭和五十八年度を初年度とする本市第三次基本計画については、先般その概要についてご説明を承りましたが、これに関連をして質問をいたしたいのでございます。

私は、昨五十六年議会また五十七年六月議会において内陸部に所在する消防三分遺所の拡充強化について申し上げましたとおり、住みよい都市建設を進めていく中でも市民の生命、財産を守る消防活動、救急活動が一番肝心であり、市民は等しく消防救急体制の整備強化を希望するのは当然のことです。本市の地形や居住地区の変遷から考えますとき、消防署の所在が余りにも旧市域に偏り過ぎているということはだれしも考えることでございます。こうした消防拠点の偏在を少しでもカバーするためには、どうしても三分遺所の強化拡充を図らなければならないことは当然であります。第三次基本計画の中でこの問題をどう具体化していくのか、市長のお考えを承りたいと存じます。

以上、第一回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点について私からお答えをいたします。

まず、四日市港と天津港との船の交流を盛んにすること、これは四日市市と天津市との友好都市提携にとつて具体的な交流の方式として一つの大きな柱であることは間違いございません。そのために、友好都市提携の真の意味は何かということでございますが、これは議定書にはっきり書かれておるとおりでございます。お互いの親善友好というものを互恵平等の立場で推進をしていこうと、その中には幾つかの具体的な経済交流でありますとか、文化交流でありますとか、あるいは都市建設問題でありますとか、そういうような項目が挙げられております。したがって、私どもはこの議定書の精神にのっとりって友好交流を深めていこうということでございまして、締結後二年間の歩みを見ておきますと、それなりに私は相互の親善交流というものは深まりつつあるということだろうと確信をいたしておるところでございまして、今後もお互い、その交流は幅広く深めていかなければならないと思っておりますのでございます。

具体的に、経済交流の面で船の方はどうなったかといえますと、私どもの方が天津市側あるいは中国側にお願いをしておりますのは、ライナーの就航ということでございます。このことにつきましては、昨年野呂議員も中国へおいでをいただきました向こうの関係機関とお話し合いをいただきました。私どももことし十月の末に向こうへ参りました際に、関係機関、中国遠洋運輸公司、いわゆるCOSCOであります。あるいは中国対外貿易運輸公司、その他中国の国際貿易促進委員会等々を訪ねましてこの問題を話し合いたしたのでございますが、当時の向こう側の意向というのは、すでに昨年橋本議員を団長とする友好訪中団が自分たちのところへ来てその陳情がなされたところと、このことについて私どもは十分その意向を尊重いたしております。したがって、天津市側といえますか、中国側からの船は、最近四日市港への船がふえているはずですよという説明がございました。ただ問題は、ライナーを就航させるためにはそれなりの四日市港からの中国向けの輸出の品物がある数量まとめてもらう必要がありますと、そういう条件づくりをしてくださいという要請を受けまして、私どもは帰りまして早速管理組合あるいは貿易振興会、さらには商工会議所等々関係機関の実務担当者が寄りまして、この問題の詰めを行っておる段階でございます。まだ帰ってから一月しかたっておりませんので、十分にできておりませんが、関係者寄りまして協議を行っておるところでございます。近くその結論を出しましてそれぞれ輸出をする製造会社あるいは商社等への働きかけを今後進めてまいることになっております。

ところで、名古屋港との間にコンテナのライナーができたという情報については私は新聞紙上で知ったわけでございます。それ以上の情報源は持っていなかったというのが実態でございますが、私どもは名古屋港がどういうことであれ、四日市港としての条件整備を進めていくということが、今日最も重要な仕事ではなからうかと、かように思っておるところでございます。昨日も中国遠洋運輸公司の訪日代表団が十八名、夕方四日市へ着きまして、きょう管理組合の方に朝から寄って、港の視察あるいは話し合い等を行っております。こういうような交流を通じながら、私どもは経済的な効果が上がるような努力を続けてまいる所存でございますので、この上とも格段のご支援を賜りたいというふうにお願いを申し上げます。

ただ、提携後わずか二年でございますから、そうばっばっばと効果が出てくるというのは若干期待し過ぎではないだろうかと、じっくり構えまして、将来に向かつての相互の発展というものを平等互恵の立場で進めていこうというのが、私の真意でございますので、さようご承知おきを賜りたいと思っております。

二点、三点についてはそれぞれ担当部の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（小林博次君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 天津と名古屋港とのコンテナの定期航路が開設されるということをもって情報をとっていたかということでございますが、この件につきましては、私も十月一日の日経新聞を見て承知したということでございます。これにつきましてはいろいろ事情があるかと思えますが、天津市とのいろいろな交流は、ご承知のように外事弁公室を通じて行っております。この対外貿易運輸公司、あるいは中国遠洋運輸公司と、こういうところとの直接の交流はいたしていませんし、また先般、陳偉達さんが団長として友好団が訪問されましたが、こういう際の話の中におきましても、こういう問題はございませんでした。したがって、私はこの情報を新聞で初めて知ったというのが実態でございます。

ただ、私の記憶でございますが、昨年はたしか天津市からの四日市港へ入った船というのは三隻か四隻、五隻までいかなかったように記憶いたしておりますが、今年度は天津港から四日市港へ入っている船は現在で七隻になってお

ります。しかし、これはあくまで不定期船でございまして、定期航路の開設というところまでまだいっていないのが実態でございます。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 第二点目の文化会館のその後の運営についてお答えを申したいと思えます。

その第一番目、歌舞伎等公演が非常に少ないのではないかと、こういうご質問で、もっと指導せいというご趣旨だと思えます。私どもの方、特に歌舞伎につきましては十一月十六日に実施いたしましたがおっしゃったように屋間は若干入りが少ないということですが、PRの方法としては、早くからこれは予定しておりますので、広報よっかいちへ掲載あるいは財団の独自の催し物案内、そういったものを地区市民センター等の窓口へ置いたり、あるいは図書館、あるいは関係機関へ依頼して配布をいたしました。あるいは各種の文化団体にも連絡して商業誌への掲載、あるいはダイレクトメールによる個人案内、こういった方法で努めてまいりました。ところが、屋夜二回という公演の持つ、何といいますが、初めてのやり方でございましたので、これらが当市の規模としてどうかというところからこういう入りになったということ、努力が足らなかったんか、あるいはこれが大体限界なのか、今後の資料として十分検討をもしたいと思うのでございます。

なお、八月十一日白鳥の湖、これが六〇％、九月四日にやりました、これは財団主催のものでございますけれども、読売交響楽団、これが七〇％、こういったことで十分満席にはなっておりませんので、今後十分に対応策を考えていきたいと思えますが、四カ月の決算をいたしまして、文化会館へ来ていただいた数を大体把握しておりますのが、四カ月で二十五万九千五百人というふうに私も踏んでおります。第一ホール等の利用日数を調べますと、たとえば

九月、若干オープン行事が済んで暇なときだったわけですが、二十六日開いた中で十四日第一ホール、十一月にありませんと二十五日開館すべき日数がございまして、利用した件数として十八件、日数といたしましては二十二日ということ、ほとんど満杯に近いような利用をしていただいているのが現状でございますし、特に最近展示棟の展示室等も相当利用者が多く、利用日数も多いのでございます。

そういうことから、今後そういった収支等はどうかというご質問が第二点だったかと思えますが、文化会館の今年度の予算全体の規模といたしましては、一億八千九百万の予算で運営をやっていただいておりますが、問題点といたしまして、若干当初予定したよりも電気代といいますが、電気料金が多くなるように聞いております。こういったことについて今後も考えなきゃならぬと思えますが、近代的な設備といたしましてすべてが高度なものですので、そういった関係の料金がよく伸びるというのは、やむを得ないことではないかと思えます。

あるいは、人件費等のご質問もございましたけれども、財団の職員として雇用しておりますのが、常務理事が一人、それから市派遣職員を除いて財団雇用の職員が十名ございますが、それらの人件費といたしましては約四千万でございますし、そのほかに市の派遣職員が六名おりますが、これについては人件費だけということはおっしゃっておりますが、おおよそ三千万程度ではないかというふうに考えて、それだけの人件費が要るわけでございます。そのほかに委託をしております各種の管理部門、こういった経費、あるいは施設の管理委託等を入れますと相当な額になるわけでございますけれども、当初入場料等の収益を八百万程度考えておりましたが、これが現にどういふふうになっているかということをおっしゃっておりますので、また後ほどお手元にお知らせを申したいと思えます。とにかく第一年目で予想したことがうまくいっているのかどうかという問いでございますが、現在私どもいろいろ聞いておりますのは、非常に音響的にはすばらしいと、催し物についてもフルにやってほしいという声は聞いておりま

すけれども、なかなか職員の数といい、それから本市の人口規模の状態から常にあらゆる催しを持っていくというわけにもまいりませんので、本年度の実績を見ながら来年度の計画をしっかり立てていきたいと、こういうふうに考えております。

なお、心身障害者に対してそういった入場料等の割引を考えてはどうかということのご提案もございましたが、このことについてはまだそこまで考えておりません。

施設設備の点についても、昨日もご質問をいただきましたけれども、そういったことも含めまして今後の課題として考えてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 第三点のご質問にお答えをいたします。

質問の要旨は、内陸部の消防体制をどうするんだということであつたと思います。消防体制の整備強化につきましては、当市の地形、人口動向等いろいろの条件と、それに対応いたしますところの現在の消防署所の配置につきましては、市民生活の安全確保の面からも重要な課題であるというように認識をいたしております。まことに厳しい財政状況のもとではございますが、第三次基本計画の素案を策定いたします段階でご指摘の点を十分に検討をいたしまして、消防防災施策の中の重要事業として内陸部におきますところの消防分署の設置を計画いたしましたして消防体制の整備強化を図ってまいりたい、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 野呂平和君。

〔野呂平和君登壇〕

○野呂平和君 ご答弁まことにありがとうございます。天津市との都市関係につきましては、市長並びに三輪助役よりご答弁をいただきましたが、四日市港外航定期船寄港促進期成同盟会が発足されているそうでございますが、こうした結果になったのでございますから私は残念でたまりません。絵にかいたもちと言われてもいたし方がないと思います。市長は、まだ二、三年であるからぼつぼつとじっくり構えて対処していきたいと言われましたが、期成同盟の問題はともかくといたしましても、港管理組合を持つ加藤市長として、こうした関連のある市の動きについては鋭敏な感覚を持って情報を集め、これに対応する機敏な処置をとらなければならぬと思うのでございます。これについてお願いしたいのは、過去の問題はともかく、天津港、四日市港との貿易の増大について一層の努力をお願い申し上げます。

また、三輪助役は港の管理組合の副管理者でございます。恐らく無給だとは思いますが、いやしくも四日市から選出されました副管理者でございますから、管理組合の現状把握に邁進するとともに、推進していただくよう強く要望いたします。

次に、文化会館の運営については、今後多分に興行的な能力のある人材を必要と思っておりますので、そうした人材を今後とも十分検討されるよう要望いたします。

また、心身障害者の諸団体に対しての半額または無料の件につきましても、十分検討をしていただくよう要望いたします。

次に、消防体制については、前段で申し上げましたとおり内陸部への消防体制はきわめて劣勢であり、市民生活の安全保障の面からその強化は重要な課題でございます。新消防庁舎建設は建設として、特に内陸部整備に重点を置か

れ、市長、助役、消防長一体となって二十五万市民のため、明るい、また安心して居住できる町づくりにがんばっていただくことを特にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（小林博次君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 地域社会づくりにおける積極的接点としての対応、具体策について、あわせて市長の姿勢を伺いたいと思います。

私の住む地区は団地中心の小学校区と、それから旧地区の校区と二つございます。旧地区の校区には三百戸余りの団地二つ、それから鉄工団地と、きわめて異質の集団の、集落のある地域であります。これらが共同社会として連携を図っていくことは、地区の大きな課題であります。私の地区でこの間「月見どろぼう」という話が出ました。これはお月見の晩にだんごやイモをお供えするのでありますが、それを子供たちが失敬してもいいと、つまり、どろぼうしてもいいという、こういう約束の上のことでございますが、そういう習慣があるわけでございます。日ごろ許されないどろぼうということについて天下晴れて許されるわけですから、子供たちは大変この日を、この晩を期待しているわけでございます。心はずませておるのでありますが、隣の団地にまで遠征をするということになります。団地の友達に月見どろぼうに行ってもいいかと、こう聞いたそうです。団地では鉄のとびらがちゃんと閉まっていますから、あらかじめ通告をしておけばそっととびらをあけて待っておってくれるのかもしれないという期待もあったのだと思います。ところが、訓覇さん、月見どろぼうって何だと、そのいわれを聞かせてくださいと言って、団地のお母さんから説明を求められました。いまやかましい万引の奨励にならないかと、お母さんの心配するのも無理のない

でございます。市長、あなたはこういう場合に積極的接点としてのセンターはどうしたらいいのか、あるいは市長がこれを聞いたらどうしたらいいのか、まずお聞かせをいただきたい、お伺いいたします。

市長は、昨年の、五十六年の三月議会でご答えておられます。「地域社会地図のことでございますが、この地域ではこういうことが不足しておるのじゃないか、この地域ではこういう活動がもっと活発になっていいじゃないかというようなことを、行政側じゃなしに地域の方々の議論をいただきながら、地域ミニマムといましようか、そういうものを設定してまいりたい、現在その地図につきましては八、九分どおりで上がりつつあるわけでございます。全地域一遍にそれぞれの今後の課題と、そしてそれに対する対策等を決めてまいっていることはなかなかできませんので、五十六年度にはモデル地区を二、三選びまして施行したい、かように考えているわけでございます。」一向できたという話も聞きませんし、またそれができなかったかという報告も聞きませんが、どうなりましたか。

さて、地域問題調査会の「地域社会に対する行政の対応について」の答申の中に「地域社会の拠点づくりとして地域施策の整備目標水準の設定」とあります。地域社会づくりを積極的に進めるために、地域に対する施策やサービスの整備目標水準を明らかにして地域施策を系統的、有機的に配置し、それらを中心とする地域活動を推進し得る素地づくりが大切であると、こう説明しております。地区市民センターが発足するに当たって、こういうことは欠くことのできない基礎的な準備であろうと思えますが、この目標水準の設定はできているのか、いないのか、お伺いします。できていないとすれば、これは大変な私は当局の怠慢であろうと思えます。

振り返りますと、四十一年、さっそうと市長が出てきました。議会側の意向も聞かずに出張所廃止ということを開発表してしましまして、大変問題になりました。その次の三月議会において猛反対に遭いました。それでもなお市長は、二十二万の西宮が四出張所、二十五万の新潟が四、四十万の熊本が六、そして三十六万の岐阜だけが二十八と

いうふうに答弁をしております。出張所廃止の主な理由は、経費の節減ということでありました。いま調べてみると、当時の財政力指数は一・六八三でございました。夢のような財政力であります。それでもこういう形を出したわけがあります。われわれが反対するのは、ただ単に経費だけの問題じゃなくて、もっと何か、いわゆるコミュニティーとしての心のふるさととしての、あるいはよりどころとしての出張所の廃止に反対したのであります。出張所を必要としたのであります。

その後今日になって、岩野市政になって、出張所は市民のセンターであるという、こういう名言がございました。そして答申を出させて、やっと加藤市長のときに初めて市民センターというものの一部施行をしたわけでございます。このような、全国にも例のない大事な制度であります。コミュニティーの政策が出され、あるいは地方の時代と言われるようになって、私は本当にこの地区市民センターこそが地方自治の根源であり、住民を幸せにするためのとりでであり、中央からの大きな政策に打ちひしがれようとする住民側の抵抗の拠点だと私は考えております。それに対し大変詳しく、あの対応する施策についての答申はよくできています。こゝまで来たのにこの数年間、市民センターを発足させておきながら何ら指導をしてないということについては、きわめて私は当局の怠慢であるということを指摘せざるを得ないのであります。

いま現実にセンターとしては、どんな手順でどんなふうにして積極的な拠点としての役割を果たそうかということについて、本当に迷っております。ばらばらであります。もちろん、たとえば日永地区市民センターのように全職員が出て一生懸命がんばっているという、りっぱなセンターもあります。私はこれは涙ぐましい闘いであり、本当に積極的な活動であると思いますが、それもこんな指導がなければ、単なる思いつきにしかすぎないのではないか、意欲的にがんばっているとは言えますけれども、計画的、系統的でないというところに問題があるのではないか。だから、

決算の場合でもこの評価について実績報告が出てなかったんではないか。いまやっていることは、ほとんどが住民主体の地域社会づくりであります。住民主体の消極的な接点としてのセンターであるならば、出張所と変わりありません。こんな時期ですから、七億数千万も人件費を使っているセンターは廃止せよと言われても、やむを得ないと私は思います。地域社会に対する行政の対応についての答申の中には、行政主体の地域社会づくりについて述べられております。地域や住民の状況を把握し、地域の振興、地域社会教育の推進を図るべく行政みずからが地域に出かけ、地域の問題や要求を整理し、解決への方向を見つけ、実現させていくことであるとしています。これが行政主体の地域社会づくりであり、積極的な接点としての地区市民センターであります。われわれはこれを期待しておいたわけであり、

一つお伺いしたいのは、一体この行政主体の地域社会づくりについての指導は、市民部がするのか教育委員会がするのか、どちらですか、伺っておきたいと思えます。

それから、どこへ行っても見習うことができない、比較することができない、また前例がない、こういう市民センターでありますから、やることは、確かに答申の中には若干の手順が出されておりますけれども、全く手探りと言っても過言でありません。こんな場合にどうするかということでございますが、かつて試行してきた手法のように、あの試行したのがきちんと総括されていないから今日になったわけでありまして、これは以前に指摘したところがあります。どうしても数館のモデルの館をつくって計画的に試行して、それによって全体に及ぼすようなやり方しかないのではないか。いまさらもう試行の段階でもないとするならば、テーマ別の研究指定を各センターにやらしてみてもいいか。

ただ、住民参加といえますから、住民参加とは少なくとも地域内の各種団体が参加するということから始まらな

ればなりません、その中では自治会の問題がございます。岩野市長がやめるときの最後の総括の中で、自治会が近代的に脱皮してもらわなければ困るといふ、しかも、自治会に対する組織機能のまだ足りないところがあるから、補完的な組織対策はどうしたらいいかはまだわかりませんと。確かに、いまの自治会の住民組織のあり方では完全とは言えない。したがって、たとえば自治会の近代化、民主化についての研究指定の地区、あるいはまだすっきりした形になっておりませんが、地区社会福祉協議会のあり方について福祉六法を対象としてきちんと育成していくということができておりませんが、そういったことについての研究を指定する。暴力学校がございますが、地域で、学校と家庭でなくて地域で子供の非行を、予防ではなくて治療をしていくという、そのことについての補導委員会としての組織と活動についての研究指定だ。あるいは住民参加と言うけれども、その地域に職員が多数居住しておりますが、住民参加の場合出てこないのは、学校の先生と市役所の職員だと言われております。みずからが参加するようなことも一つの方策ではないか、研究ではないか。防災体制の問題から、あるいはいま一番欠点であります弱い育成者会、つまり子供会の問題、あるいは在宅福祉の問題、あるいはこれから問題になろうとしております若年の母子の問題、あるいは老人と子供との交流の問題、あるいはサークルと大衆参加という相矛盾した中で地域の組織の問題が矛盾しておりますが、それらをどうさせるかという問題、あるいは緑の対策、あるいは川をきれいにする対策等々幾つかのテーマを各館二十三館に一つずつ持たせるなどのやり方で、思い切って進められる、地区市民センターの活動をご指導なさったらどうかと。まず第一回、そのご答弁をいただきたいと思っております。

○副議長（小林博次君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十三分休憩

午前十一時十二分再開

○副議長（小林博次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 地域社会づくりについて貴重なご意見を承ったわけでございますが、私の考えているところを申し上げてみたいと思っております。

まず一番最初にございました月見だんごの問題は、一つのセンターのあり方、あるいはそのセンターを指導すべき私どもの考え方をおただしになられたんだというふうに理解をさせていただきましたが、これは実は私の町にもこういう風習がございます、私の子供などが小さいころは、やっぱり何人かグループをつくってどここのだんごをとってきたというようなことをやっておりましたが、もう最近はそのような風習はほとんどなくなりました。大変楽しく、子供たちが夜お月見の日に駆けずり回っておった記憶があるんですが、そういう歴史的問題というのが一つの風習として、お互い地域社会の中で許し合えるというような社会にこそ、連帯なり、協調なりというものができていくんだと、こういうことでございますが、最近の都市化した社会、あるいは年代が相当変わってきておるといった社会においてそれを、そういう歴史的ないい風習なんだということを理解してもらおうように努めていくということも、一つの地域社会づくりの大きな前進になるんじゃないだろうかというふうに私は感じておりますが、何にしても若い世代の方々と私も古い社会に育った人間との価値観の相違というものは、あるいは考え方の開きというものはかなりあるという実態でございますから、そういう一つのことをとらえて話をして、果たして理解してもらえるかどうか、私

はその辺が若干疑問に思うところがございますけれども、風習そのもの、あるいは伝統とでも言うべきものではないかというふうに考えておるところでございます。

さて、地域地図というのは、実はたしか三地区をモデル地区にとって作業を進めておりました。三地区というのは小山田、橋北、八郷の三地区だと思っておりますが、ほとんどそれはでき上がっております。そして、地域問題会議、実はこれは部内での研究組織でございますけれども、幾つかのポイントを挙げまして、基準の整備あるいは条件の整備ということについての考え方を出そうといたしてきたわけでございます。たとえば小学校通学区設定の基本的な条件基準、あるいは学校施設の役割、出張所のサービスエリアの基本的な考え方、出張所というのは、これはいまセンターでございますが、そういうようなこと、あるいは地域施策の整備目標水準の具体案と、こういったものを取りまとめるということで、一つの表にまとめてみれば、その地域のコミュニティづくりの上でどういうようなところ、今後ポイントを置いていったらいいかということがわかるような水準設定をいたしてまいりたいと、かように考えておったわけでございまして、ほぼこの三地域についての内容がまとまりつつあるということでございまして、近くこれはセンターの方へ提出をしまして地域の皆さん方にご議論を賜ろうというような段階にまで来ているということでございます。確かに、この地域社会をつくっていくという上におきまして自治会は、非常に重要な役割を果たしておられますし、それなりに各地区におきます自治会の活動というものは、それぞれの地域において独特な形で活動がなされておるようございまして、これを全部画一的に自治会のあり方として、私の方が自治会の内部にまで踏み込んでいくことはなかなかしにくい問題でもあるわけでございます。

そこで、自治会万能ということではなしに、最近では地域社会づくりということについてセンターの館長にお願いをして、幾つかの項目にわたって、各種団体も参画をしていただきながらいろいろな行事を推進する、あるいは議論を進めていただくというような形をとりつつあるのでございます。ただ、それぞれの地区によって若干状況が違っておりました、たとえば健康問題に関する組織をお願いする、あるいは在宅福祉に関する組織をお願いする、あるいは青年非行対策に関する組織をお願いするというような形になっておりますが、ある地域では、そんなにたくさん団体をつくってもらってもかえってやりにくいと、ですから、ひとつまとめてそれらの問題を自分たちで処理したいと、おっしゃられる地域もあるわけでございます。したがって、全市画一的というわけにもまいりませんし、それぞれの地域の実情、地理的な条件あるいは歴史的な条件というものもあるわけでございますから、そういったものを踏まえ、て対処をしておる必要があるかというふうには私は考えておるのでございます。そういうことであるわけでございますが、一応モデル地域についてのマップというふうなもの、あるいは整備条件と、水準というふうなものも大体まとめてまいったものがありますので、これは地域のセンターに提出をして、センターの方で地域の皆さん方と十分ご議論をいただく筋合いではないかと、かように思っておりますのでございます。

住民参加に、当然市の職員、それぞれの地域に帰れば地域の住民でございまして、市の職員や学校の先生方が参画をしていただくということは当然ではないかというふうに思っております。最近では比較的よく参画をしております。おるんではなからうかと、実は私はそういうふうな理解をしておったわけでございますが、なお足りないという点があれば私どもも十分徹底を図ってまいりたいと、かように考えておるところでございます。地域社会づくりというものは大変むずかしい課題ではあります。きわめて四日市の町づくりにとって重要な課題でもありますので、今後皆さん方のご意見をよく承りながら、さらに前進をするように努めてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） センターの問題なり地域社会づくりにつきましては、もうたびたび皆さんの議員の方々からのご指摘、ご提言もちょうだいしております。過日の基本計画の素案の説明会の席でも若干ご質問に対してお答えを申し上げたんですが、大変非常にむずかしい問題でございまして、短期日にその成果を十分発揮し得るような具体策というのはなかなかむずかしいんではないかと思いますが、いま訓覇議員の方からも幾つかのご提言をちょうだいいたしました。それを参考にこれからはよりよい地域社会づくりなりセンターの位置づけに努力してまいりたいと思っております。若干ここで、いま市長からお答えをさせていただきました内容のほかに、センターの位置づけということについての私の考え方を少し申し上げたいと思っております。

いままで地区市民センターの問題になりますと、先ほどもご指摘がございましたように、ひとり市民部あるいは教育委員会の方でこれらについてすべて対応しているというふうなご認識があったらうと思えますし、またそういったような考え方でいままでも庁内でも進められてきたきらいがあるわけでございますけれども、やはりここまでセンターとしての実績といえますか、それが立った今日ではやはりそういった考え方でセンターの位置づけを十分考えられるということにはならないと思えます。したがって、今後はこのセンターというものを庁内におきます各局部が自分の部を通じて、いわゆる施策、事業を通じてこれからそれぞれの地域のセンターというものをどう持ち上げていくのか、どう形成していくのかということを十分にやはり考えるべき時期にきているのではないかとこのように考えております。したがって、これはすぐにでも、私は一遍各局部との調整を図ってまいりたいというふうに考えておりますけれども、今後それぞれの部を通じてそれらの地区市民センターというものを、うちの部はこういうふうな考え方で地区市民センターというものをつくり上げていきたいというものをまとめてみたい、皆さんからのご意見を、

各局部からのご意見をちょうだいしたいというふうに考えております。

それともう一つは、これだけ社会の機構が複雑になりまして、住民の方々の行政に対するニーズが複雑化してまいりますと、ひとり市民部あるいは教育委員会でそれらの対応に当たるとはとてもできかねる問題でございまして、これらについても各局部の中から特に地域との結びつきの強い局部によって、この名称はまだ正式に考えておられませんけれども、地域社会づくりプロジェクトとでも言いましょうか、そういうプロジェクトを組みまして、これからの地域社会づくりをどう持っていくのが一番ベターなのかということ、常にそういう横の連携をとりながら考え方もまとめていきたい。一方、地域の住民の方々からも、おらが村のセンターというものをこういうものにしたんだという声ももう一遍ここでこの時期に皆さん方から改めて十分ご意見を拝聴しながら、庁内の考え方、それから地域での住民の皆さん方からの考え方というものを十分そこでドッキングさせた上で一つのものにまとめ上げていきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、館長の問題でございしますが、これもいままご指摘のございましたように、館長の館長としての認識というものをどうこれから持たせるかということでございますが、これは試みとして本年の四月から一応そういう形で移行したわけでございますが、従来の館長会議といえますと、勢い担当部長から前回の館長会議から今度の館長会議までの間の庁内の動きをご報告申し上げて、あとはそれぞれの地区にお願いする依頼事項のある各局部が出てまいりまして、よろしくということと終わっておったきらいがあったわけでございますけれども、これでは本館長の自己研修としての場にもなりませんし、これからの地域社会を背負っていく第一線の館長としての認識にどうしても対応ができないんじゃないかということで、ことしの四月からは館長会議を、すべて館長の自主的な管理運営ということに任せたくてございまして、したがって、それぞれの館長会議に、毎月の館長会議にどういふ議題をどういふ

ふうに企画をして、それをどう投入するかということすべて館長自身の相互の協議によってそれを進めていっていただくということで、現在やっております。したがって、まだ発足して間もございませんので、十分な成果は上がっておりませんけれども、それでも、いまおれのセンターではこういう問題で難儀をしておるんだと、こういうことで困っておるけれども、おまえたちのところはどうかだろうという、こういう意見交換がかなり活発に行われておるように思いますし、これからも十分そういったことを認識しながら、館長会議という場を通じて館長自身一人一人の研修の場に持っていきたいというふうに考えております。

先ほどの市長のご説明に補足をいたしました。一、二補足説明をさせていただきます。以上でございます。

○副議長（小林博次君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 尋ねたことに一つ一つお答えがありませんけれども、ここでそれを深く追及してどうしようというものではありません。きょうを限りに再出発をするというならば大変結構なことだと思います。

ただ、月見どろぼうについてですが、いろいろお考えがあるうと思います。しかし、各集落との間の課題でありますから、まず相互理解ということが大事である、相互理解の上に立っての連帯ということになるわけですが、この問題があったからすっ飛んでいってそこで話し合いをするという、まあそんな端的なことではありませんけれども、簡単なことではありませんけれども、少なくとも相互理解をさせるという、何年計画でどんなものにするのかという、そういうふうな目安みたいなものを持たないといけないので、それを館長の自主性なんだというようなことではまるっきりこれは放任であります。

それはそれといたしまして、いまの市長の月見どろぼうについての見解では、やっぱり地区市民センターというの

は無理だなと思います。一口でたとえ話ですけれども、四国地方でしようか、町へ行くとカキの木のとっぺんにカキがちぎり残されています。下の方にもちぎり残されている、秋の日に輝いたカキでありますけれども、それが軒並みずっとあるとしたら、大変私はいい町ではないかと思うんです。つまり、上は小鳥たちに、下はお遍路さんへという、そういうことが言われております。それは東洋思想の自然崇拜、あるいは自然を恐れる、自然に感謝をするということから来ていると思うんですけれども、そういう町であるならば、私は万引は出ないではなからうかと思えます。そういう深い思想とか哲学とか、あるいは社会学とか、そういうものの基礎知識の上でこの問題を整理し、解決していくという能力がないと、私は地区市民センターとしての対応をするには無理だと思います。たとえはもっと簡単に言えば、先ほどの問題は約束事でありますから、一つのゲームとして、取っってもいいんだという約束事でありますから、そのことについてよく説明をして理解を求め、しかも、もっと進んでいけば、上は小鳥へ下はお遍路さんへという、そういう日本の何といますか、風習、心情というものも、索漠とした団地の中で理解をしてみようことが大変大事だと思うんです。盗むなんていうことは大変悪いようでありますけれども、ゲームの中にはたくさんあります。盗塁なんていうことがあるわけですから、そういう意味で理解の説明の仕方はいろいろあると思えますけれども、私は相互理解をどう深めるかという、そのことであるう。それはもちろん私は、放っておけば放っておいて済むわけでありませぬけれども、少なくともセンターとしては、これこそが団地とその隣の部落との、子供を仲立ちにした相互理解の上で大変大事なテーマだと思っております。先ほども言いましたように、どうしても専門職が必要なんです。各課に全部専門職を置けとは言いません。どうしても私は専門職が必要だと思う。何遍も何遍も、このことはもう市民センターが発足する前から、社会教育のコースを通った専門職を採用せよということは何遍も言いました。市長にも文書で要請いたしました。それでも聞かなくて今日に至ったんです。いまのような考え方はとてもとても問

題解決の学習が進みません。そんなたくさん要りませんが、少なくとも、教育部局か、あるいは市民部局か知りませんが、そこへスタッフを置いて、私はそういうことに対する指導、助言、方針を打ち出すようにしていくべきであると思います。いまからではもう遅いんですが、しかし、放っておけばなおさらだめになるわけですから、ぜひお願いをいたしたい。いまだこの館が、どういう館長のおところがりっぱにやっておるか、見られたらわかります。福祉大学の卒業生を雇いなさい。それもやっていないといったようなことなどは、私どもが心配しておったことが今日あらわれてきておるわけです。よく意見を聞いて、聞いてと言いますが、ちっとも聞いてない、全部聞けとは言いませんけれども、そのことを一つ一つ具体的に当たって、われわれの言うことがどうであるかを確かめてみなさい。たとえば人員の配置の問題でも、小さなことのようにですけども、ヘルパーはその出身の出張所へ、センターへ出勤させなさいと言っているんです。それもまだできていない。この間家庭の主婦が、家庭の主婦としての地域づくりについて、女ばかり集まって市長懇談会をしたでしょう。あのときに泣きつかれたじゃないですか。訪問看護のことについて知らなかったと、退院してきた母親を骨の見えるほど床ずれをさしてしまったと、あんなことはヘルパーがいればすぐ相談ができるんです。その地区にいるんですから、それが遠いところへ行っておるからだめなんです。あの場合市長は何としても答えられなかった。私がこんなことを言っても市長は聞かぬのだからだめだと、そんなことは言えません。あれ一つ見たってわかるじゃないですか。

それからセンターについては、いろいろ、先ほどの平山物産問題にしても、あるいは八千代工業問題にしても、そんなことはセンターの能力を超える話でしょうけれども、頭越してやっていくところに、センターの活用の仕方が私は足りないんじゃないかと、私はそういうことについて問題を解決する、住民とともにやっていくという、それができるならば、あるいはもっと早く解決したかもわからない。そういうったことの活用などいろいろございます。

ただ、もう時間がありませんので、いろいろございますけれども、ひとつ市長に最後にお伺いしたい。地区市民センターを市長のときに出発したんだが、本当にこれこそ大事な施策だと、しかも、日本で初めての施策だということについて十分理解をし、努力をするという、そういう姿勢があるかどうか、一言伺いたい。

○副議長（小林博次君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 地区市民センターにつきましては、私は先ほど答弁の中でお答えを申し上げましたとおり、きわめて重要な市政推進の上での役割を果たしてもらわなければならない位置を占めているということを申し上げたつもりでございます。私もそのつもりで今後対処してまいりたいと、かように思います。

○副議長（小林博次君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 一言申し上げます。もうこれは答弁要りませんが、市長の胸によく問うていただきたい。市民の生命なり財産なりを守るといふ、大変大事な基本的な仕事がございます。これをやったのが九月五日です。地域の人たち、住民が参加し、行政側と一緒に防災の日をやりました。そのときに二十三の地区市民センターへ市長が立ち寄った形跡がありません。それでも市長は地区市民センターを大事にするというんですか、どこへ行っただか私には問いません。そういうのを言っていない、本当にその気になって取り組みなさい。地域へは出ていかないという話だそうです。何も市長が来ることがいいと思いません。だけれども、最近の市長は、地区市民センター、市民の最も問題とするところ、ないしはそれに対する行政の対応についての一番大事なところは、市長がいま言われたとおりですが、そのことを実行していないんじゃないか、よく心にとめて、問うていただきたいと思えます。以上です。

○副議長（小林博次君） 渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 通告の順序に従い、質問いたします。

まず、北勢公設地方卸売市場についてお尋ねをいたします。

本市場は、ご案内のとおり昭和五十年四月日市・鈴鹿・桑名の三市により一部事務組合が設立され、その後昭和五十四年四月十七日、県下初の産地と台所がより近くなりましたとのキャッチフレーズで華々しくオープンし、今日に至っております。ちょうど三年八カ月が経過しております。この間卸売業者の経営強化並びにその育成に、さらに仲卸売業者及び買い受け団体等にも組合育成として多額の補助金が交付されてきたのでありますが、また、近年さらに卸売業者の運転資金融資のための原資として県より二億円の基金預け入れがなされたやに承っております。また、経営面につきましては、理事者側はもとより先輩組合議員諸兄の経営面についての経営改善のための施策について提言、指導、尽力が少なからずあったやに承っておりますが、現況はどのような状況であるか、お尋ねいたします。

また、仄聞するところによりますと、先日買受人組合より阪路拡大のための市場確保、競り業務に関する公平、公正な運営等々の要望が出されたやに仄聞しております。その対応はいかがでしょう、お尋ね申します。

また、六十年代を目標とした経営基盤の確立、自立について現況の泥沼から脱却する見通しについてお尋ねいたします。

続いて、第二番目の行財政改革に関連した職員研修制度のあり方についてであります。

最初にお断りいたしますが、行財政改革に関係したというタイトルでございますが、この場合これには深い意味はございません。さうも質疑がありました本年度予算編成に関して、あるいは第三次基本計画の素案についての財政面に関して市長が答弁されました「厳しい現実を踏まえて」に置きかえていただければ幸いかと存じます。

さて、本市の職員研修制度についてであります。本年度の研修要領を見ますと、その基本目標について、最近の社会経済情勢は、行政を取り巻く諸環境を一層厳しいものにし、さらに住民意欲の高まりとともに行政需要は量的に増加し、質的にも複雑、多様化している、こうした現況の中で市民の期待する行政を維持していくためには、職員が豊かな教養と幅広い視野を身につけ、さらに全体の奉仕者としての使命と自覚を持って職務を遂行する云々とあります。また、職員の育成には研修所研修にとどまることなく、職場研修、さらに職員みずからが自発的に行う自己啓発が相互に連携して初めてその目的が達成するものであると結んでおります。実に完璧に近いものがあるわけでございます。また、研修体系を見ましても、一般研修あるいはその他の研修、専門研修、自主研修、職場研修等々、体系的にもうまく配列がなされ、研修計画表には各月にわたってりっぱな計画がなされておりますが、しかし、現実はどうでございますでしょうか、その効果が身についていないのではないのでしょうか。幾つかの事例をお話しさせていただきましたと思いますが、これは職員に限って申し上げるのではなく、われわれを含めた社会人すべてに、しかも、いま見直すことが必要でないかと存ずるからであります。

ちょっと私事で恐縮ですが、五年ほど前に貨物協会の主催でもって名古屋の商工会議所で、いま話題になっております「クイズおもしろセミナー」とか「歴史への招待」の、あの有名な鈴木健二アナの講演を聞いたときのことでございます。いま、くしくもベストセラーとなって、「気づばりのすすめ」として本が出ております。そのとき聞いたお話が第三部に収録されておられると思います。あいさつ問題でございます。私どもはあいさつを本場に常日ごろ、心から身についたあいさつができておられるでしょうか。その席に着いてこういう呼びかけがございました。あなた方は奥

さんと朝「おはようございます」という、おはようというあいさつをやっておられる方、手を挙げてくださいと、約千名以上の観衆でございましたが、ばらばらと十名挙げたでしょうか、この本にも一割程度だと書かれております。現在の五十代あるいは六十代のおやじに言わせると、いまごろあれになぜあいさつをせならぬという言葉が返ってまいります。人間あいさつをするのには、何か利益にならないとできない要素があると言われております。たとえば登庁する職員が同僚、目上の方には十二分なあいさつができます。しかしながら、私どもにも十分なあいさつはいただいておりますが、同僚間においてはやはりやらない現実もあるわけでございます。本当に何か返らないものにはあいさつができないんでしょうか。あいさつをしないというおやじは、先ほども申しましたように、こんなとか、いまさら照れ臭いとか、家内に対してということを言われるでしょう。奥さんは奥さんで、いまさら言えないとか、しかしながら、その奥さんが、飼いが尾を振って寄ってきますと、やはりタロウ、ポチと呼びながら、おはようのあいさつをしております。家庭教育が叫ばれておりますが、家庭教育の根源はやはり家庭の環境にあると思います。また幼児教育が叫ばれておりますが、本当に家庭のそういった生活環境、姿が鏡になっているのだと思います。先ほども訓覇議員の幼児教育、あるいは盗みのことについてもそうですが、母親が、背にした幼児とスパーへ行きます。子供だから陳列してある食べ物については、本当に執着を感じます。手を出す、だだをこねる、ついで子供に持たしてやるという行為が万引の芽生えではないかとも言われております。

また、私たちの、いわゆる職員の方々の執務時間の厳格に守られておることでございます。ただし、退庁時間において、私どもがたまたまエレベーターに十階から乗って終わりの振鈴を聞くことがあります。何階とは申しませんが、そのエレベーターに乗り合す女子職員と一緒にいるときもあります。朝の出勤風景はご案内のとおりでございます。また、休み時間を超えた時間に袋を下げて帰ってくる職員も見かけるわけです。先輩がやっているからということの

みでそのような行為が見られることは非常に残念だと思っております。実に機敏な服装の着がえをえられるからではないでしょうか。

次に、方向音痴について一言申し上げたいと思います。よく人は、おれは方向音痴だということを言われます。しかし、先天的なものもございましょうが、たとえば他市へ案内してくれる事務局の職員等、初めての都市じゃないのかと聞くほど実にてきばきとその目的地へ案内してくれます。私どもも名古屋で通勤の経験がございますが、急に飛び出した地下鉄の入口から方向を一時見失うときがございます。しかしながら、判断力といえますか、ここがどの位置にあるんだという方位を確めれば目的地に早く着くことができます。しかしながら、これもテレビの中であつたわけですが、記憶力テストで、五十人の一般の大人を車に乗せて、この近景をよく見ておいてくださいと、十分ほどしてあるところにつきますから、そのときに、もと来た方向を当ててくださいと、こういう番組があつたように記憶しております。右に左にと右折、左折を数十回も繰り返してある位置にとまって、さきに出発した地点を尋ねたところ、五十人のうちわずか三人の解答者しかなかったということです。これはなぜでしょうか、やはりわれわれは時としてその場の近景のみを追うくせがございます。出発地点の遠景等を的確に記憶するならば、少なくとも到着点において出発点の方向が確認できるかと思えます。先ほど申しました、よく初めてのところへという場合には、やはりこのコースがどのようになっているか、いろんな下調べをやられるからではないでしょうか、私どもも記憶力については、そのような経験を重ねてまいっておりますけれども、いろいろ教えられることの一つでございます。

また、先日七日でございました。私ども所属しております朝明衛生組合、伝病組合の議会が十一階でございました。たしか菰野の議員だったと思いますが、あの北側のれんが色の大きい建物は何でしょうかという質問を受けました。私どもよく考えてはおりましたが、一応羽津小学校だけは視野の中にとらえました。しかしながら、その建物が何で

あるか即座に答えることができませんでした。しばらくして周囲の気配りの中で市長が「あれは羽津病院ですよ」と言われた。頂点に立つ方の実に平面的じゃなく広角的なご努力といえますか、については、どなたでしたか、さすが市長だと言われましたですね、また、われわれが十階から北の鈴鹿山ろくをながめておっても、御在所のロープウェイの鉄塔が見えないことには御在所山だという説明ができません。同僚、先輩議員である「近くの山で出会った花」の著書の一ページを繰りますと、鈴鹿山系の山々の説明があります。少なくとも、他市から来られて鈴鹿の山の説明を求められたときにはやはり答えられるような知識が必要ではなからうかと思えます。

続いて、講師の選び方でございます。いろいろの現職部課長並びに講師の方がおられますが、本当に身につくといえますか、講師の方々が、いま申しましたようにあいさつひとつできない部課長であったならば、やはり徹底したお話はできないんじゃないでしょうか。たとえば、大変例が悪うございますが、会議場で上手に居眠る方法というタイトルルの講師を探しますと、前段、後段にいろいろ該当の方がおありだと思えます。しかしながら、この講師を選ぼうとするならば、常に目を開いた中で洞察力を持って講師に見合うかどうかの判断をやっていただきたいと思うのであります。大変恐縮な例を申し上げまして失礼いたしました。やはり研修は体系であったり、プログラムではないと思えます。その中身について職員研修についてもさらに格段のご努力をいただきたいと存ずるものであります。

続きまして、第三番目、最後の交通安全対策についてであります。

交通安全対策については国家的課題であり、本市においてもその対策に格段の努力を傾注しておられることについて敬意を表するものでありますが、その重点施策として、交通安全施策の整備、交通安全教育の推進、交通災害共済事業の普及等々が挙げられます。一につきましては、関係機関と密接な連携のもと迅速かつ適切な処理が望まれるわけでございます。

若干交通対策とは縁遠い話になりますけれども、近鉄高架下の派出所では、やはり暴走族の取り締まりとかいろいろな業務がなされておりますが、あの派出所の位置においては道を尋ねることもできない、もっと中央に面したところに出ていただいて、そこを警察の威厳を持った派出所が設置できるよう県に要望していただいているかどうかと思えます。

二の交通安全の推進につきましても、さらに学校教育はもとより社会教育の場における地区総ぐるみの運動展開についての推進を深めていただきたいと存じます。

三の交通災害共済事業の普及につきましては、昭和四十三年十月発足以来十四年という年月が経過しております。加入者七万、加入率三一・八％で発給したこの制度も年次増加の傾向をたどり、現在では加入者十八万、加入率七一％にも達しております。またその支給率につきましても、年次若干の前後がございますが、約五五％であり、昨年末の繰越高は九千九百三十万との報告を受けております。その普及効果について高く評価するものであります。一方、交通事故は後を絶たず、県下においても発生件数特に死亡事故数とも前年同比を上回っていると聞き及んでおります。

さて、本議会の冒頭に専決処分として報告されました公用自動車の事故について少々お尋ねしたいと思います。年次どのような発生件数があるか、お尋ねいたします。

また、これらの事故処理についてでございますが、聞くところによりますと、事故の処理は、その公用車の所属部課において処理されていることですが、事故現場の立ち会い、被害（加害）者への示談成立までの経過、保険給付の手続まで処理されていることにつきまして、その事故の内容によっては対物、対人等の、あるいはさらに後遺症等の処理を含めると、かなりの長期化が考えられる場合があるのではなからうか。それではその部課所における職務に支障が出るのではなからうかと思っております。処理費については一時期市費の立てかえ等が発生するの

ではないかと杞憂いたします。ちょっとお尋ねしましたら、市費は一切出ておりませんと、保険で全部カバーされるという話でございましたが、交渉長期の中、あるいは医療を伴う事故処理の中には一時立てかえも存在するのではなからうかと存じます。迅速、適切な処置能力のある専門的な人材による一括窓口を設置する考えはないか、お尋ね申し上げます。

以上で第一回の質問を終わらせていただきます。

○副議長(小林博次君) 暫時、休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時一分再開

○議長(青山峯男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業部長。

〔産業部長(宮田利雄君)登壇〕

○産業部長(宮田利雄君) 質問の第一点の北勢公設市場につきまして答弁を申し上げます。

ご指摘のように、昭和五十四年の四月に市民への生鮮食料品の安定供給を目的としまして三市によります北勢公設地方卸売市場組合ができたわけでございます。発足以後、関係業界、特に卸売会社、仲卸、買受人の方々、そういった方々が一丸となって今日まで努力をされてみておるわけでございます。ご指摘にもございましたけれども、市場といたしまして最も重要なことは、市場の信用でございます。それからもう一点、さらには入場されておりますそれぞれの業者の経営基盤の確立ということにあらうかと思えます。

まず初めの、市場の信用問題でございますけれども、ご承知のように、市場は生産と消費を結び、きわめて重要なものでございます。したがって、生産者からも、あるいは消費者からも信頼されるということが大事でございますし、ご指摘のように公平、公正な取引というのが、これが基本でございます。そして、市場の場合は需要と供給の関係で適正な価格形成がそこで行われておるといってございまして、こういった価格形成につきましては、行政の分野では関与をできないことになっておるわけでございますけれども、こういった市場の基本であります公平、公正な取引を一層進めるためにはそれぞれの関係業者の方々の自覚あるいはモラル、そういったものが当然要請されるわけでございますし、こういった取引の促進のためにはそういった体制の確立も図る必要がありますし、こういった取引にはそれぞれ利害が伴うわけでございますので、取引委員会、青果・水産それぞれ毎月一回必ず取引委員会が行われております。この取引委員会の構成メンバーは、卸売会社、仲卸、買受人団体、それに市場組合の職員が入りまして取引委員会が開催されておまして、その都度いろんな問題が指摘されて、悪いものは是正するというところで行われておるわけでございますし、日々の販売がかなりの金額と数量に上っております。五十六年度の実績では、一日当たり八千六百六十三万円という金額で、青果・水産を合わせまして二百八十九トンというような、いわゆる数量が日々取引をされておることでございます。したがって、その日々の販売のものになります取引、あるいは生産のものになります販売原票というのがございますが、これが、先ほど言いましたような金額あるいは数量、品目、非常に多岐にわたっておりますけれども、そういう販売原票を取引と同時に作成をして、そしてその販売原票を市場組合の職員が毎日チェックをしております。そして、いわゆる不正行為のないように日々努力はされておるといってでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように非常に量的にも多い、金額的にも大きいというような

ことでございますので、そういった努力を毎日されておるわけでございますけれども、過去におきましては指摘をされるような問題がございました。しかし、こういった問題につきましては、再びそういった同様な問題が発生しないように市場組合を管理する立場としては、条例、規則等に照らして取り締まっていく、あるいは監督していくということが絶えず行われておるわけでございます。

こういった市場の信用の確立といえますものは、やはり毎日毎日のそれぞれの努力の集積でございまして、非常にじみちではございますけれども、市場全体が売り手も買い手もその中間にありますそれぞれの団体も公平な考え方で対処していくという必要があるかと思えます。それから、入場しております市場行為の中軸になります卸売業者、あるいはそれに関連した仲卸、買受人、それぞれの団体に対しましては、こういった市場が健全に行われて、消費者あるいは生産者から、双方にとっていわゆるそれぞれの意味のある市場を適切に運営するために、先ほどご指摘にございましたけれども、それぞれの団体に対する交付金を交付されておるのが現状でございます。北勢市場の場合は、ご承知のように名古屋市場に非常に近い、一部名古屋の市場圏の中にも入っておりますし、また、ご承知のように三重県でも県営の中央卸売市場ができてまいりました。またさらには、伊勢志摩総合地方卸売市場、こういった市場がオープンしてくるということで、現在しておるわけでございますが、そういう市場間の競争の激化も当然起こってまいっておるわけでございます。そういった中でそれぞれ所期の目的を達成するために関係業界、それぞれ努力をされておるわけでございますけれども、市場組合としましても、いわゆる業界の一日も早い自立を促進するための交付金等でございますし、指導、育成を図っておるわけでございます。また、業界自体もそれぞれ努力をされておりますし、卸売会社あるいは仲卸会社につきましてはの経営診断を私ども商工課の方でも中小企業経営診断士が入りまして診断を行って、そしていろいろな面について指摘あるいは勧告等も行ってきておると、こういったことを進めておるわけでござ

います。当面、昭和六十年年度を自立の目標におきまして、現在それぞれの分野で努力がされております。これからもやはり消費と生産を結ぶ中核的な市場でございますので、また市民の台所にも直結するものでございますので、健全な市場の育成、あるいは業界の健全な運営、あるいは市場取引の公正、そういったことにつきまして私の方も市場組合の方へ、特にいろいろな面で接触もしておりますので、そういった質問の点、あるいは趣旨をよく伝達をいたしたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 二点、三点目につきましてお答え申し上げます。

ただいま職員研修制度につきまして幾つかのご提言を賜りました。この職員研修につきましては、従来から職員の知識、倫理、心身の健康面から取り組んでおりまして、職員の資質向上に努めてまいりましたのでございますが、遺憾ながら十分な成果が上がっていないというのが現状でございます。今後の研修の方向といたしましては、社会の環境の変化、行政需要の多様化に対応できる職員を育成するために、従来の知識修得型中心の研修から、生の行政事例を研修課題といたしまして、問題解決あるいは実践能力、時代を洞察する経営的感覚の発揮できる職員、あるいは先ほども方向音痴ということでご指摘ございました、足元ばかり見て遠くを見ないと、いわゆる視野の広い職員の養成に努めていく必要があるのではないかと思います。またそのためには講義方式だけではなく討議式等の研修、またこれに携わる講師、リーダーの養成もさることながら、それぞれのテーマに適切な講師をごく身近なところから選んでいきたいと考えております。

ご質問の中に「気づばりのすすめ」という最近のベストセラーを引用されまして、心の問題についてのご指摘がご

ございました。気配り、すなわち思いやりであるとか心遣い、やさしさ、礼儀正しさと、それと先ほどのような中でいわゆるあいさつの問題、こういった小さな何げない心のあり方がいまの時代に不足しつつあるのでございますが、こういった何げない気配りが、役所の中で例として申し上げますならば窓口の応待あるいは電話の応待、いろいろな人間関係の中でみんなが持つていくことが大切であろうかと思えます。こういった問題は教えられて頭で覚える問題でも事柄でもございませぬし、人から人へ、すなわちご指摘がありましたように家庭においては親から子へ、家族から家族へ、職場においては上司から部下へ、同僚から同僚へとといったように人から人へ伝えられてはぐくまれていくものであるかと思えますし、研修としてのこういった心の教育あるいは公務員のモラルにつきましては研修内容の基礎でもございますので、より充実強化を図る所存でございます。従来から窓口等の接遇、職員間のマナー等の接遇研修は生活の基本態度として研修を実施しておりますのでございますが、特に今年度は全庁的に接遇向上運動も展開いたしました、職員の意識の向上を図ってまいりました。

また、勤務時間、休憩時間等服務規律についてのご指摘もございました。公務員としての使命感の自覚を促す研修といたしましてEETと申しますか、公務員倫理研修を実施しておりますのでございますが、いずれにいたしましても、地方の時代の風潮とともに、これを実現する担い手となるのは職員でございます。厳しい情勢の中で職員の能力を十二分に発揮していくためには研修の充実強化に取り組むことが、今後の重要課題であると認識いたしまして努力いたしてまいりますので、何とぞひとつよろしくお願い申し上げます。

次に、三点目の交通安全対策についてでございますが、公用車の交通事故についてでございますが、現在稼働台数は、市長部局で三百八十余台を数えておりまして、ふだんの整備点検はもちろんのこと、日々の運転作業に際しまして、各安全運転管理者を初め職制を通じまして指導、監督のもとに意識の確認、高揚を図っておりますのでございますが、

これらのことにもかかわらず、遺憾ながら市有自動車によりまして、公用車でございますが、事故件数は、昭和五十四年度が十六件、五十五年度が十八件、五十六年度が十五件、本年度になりまして十三件を数えているのでございます。損害賠償の仕組みについてでございますが、これらの事故につきましては、先ほども質問の中でご指摘ございましたが、それぞれの所属の部局におきまして相手方と誠意を持って話し合い、円満に示談を整えた上で、これが経費に つきましてはそれぞれの予算費目に計上をさしていただきまして、後日特別な場合を除きまして自動車損害賠償責任保険、いわゆる強制保険でございますが、それであるとか、任意加入の全国市有物件災害共済保険より補てんされるものでございます。

参考までに、五十六年度中の事故につきまして、発生件数十五件と申し上げましたが、この中で十一件につきましては二百十二万余りでございます。補てんされた金額も、これは同額になっております。十一件のうち七件がこういうことになっておりまして、示談進行中あるいは保険請求進行中が四件ということでございます。また、事故審査委員会におきまして処理の方法であるとか扱い方にはかの部局と不均衡を生じないように調整を図りながら、事故の実態、運転者の過失責任の有無、事故の措置等について審査いたしましたして、その都度嚴重なる注意であるとか指導を行っておりますのでございますが、特に保有台数の多いこと、あるいは作業の実態等から事故件数の比較的多い所属等につきましては、従来から警察署に交通係官の派遣を煩わしましてご指導を願っておりますのでございますが、今後とも交通安全の研修等につきましては積極的にまいりまして、引き続き公用車の事故防止に努めてまいりたいと存じます。ご提言の、交通事故処理に関しまして、専門職を配置して業務の一本化を図ったかどうかということでございますが、これにつきましては今後の課題として検討をいたしたいと存じます。

なお、ご質問の前提の方で駅前派出所のことにつきましてご指摘がございまして、この件につきましては南警察

署の意見も聞きながら検討をいたしてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 渡辺一彦君。

〔渡辺一彦君登壇〕

○渡辺一彦君 ご答弁ありがとうございます。一番の北勢公設地方卸売市場につきましては種々ご説明がございましたが、特に公平、公正について再犯なきようその努力に期待して、十分な組合議会運営等に反映していただければ結構かと存じます。

次の職員研修制度のあり方については、模範回答をいただきましてありがとうございます。

なお、一つだけ、教養とは勉強という言葉が意味する狭い範囲のものではない、ただ教養の積み重ねには、どのような方法をとるにしても常に学ぶ姿勢、観察する目、何かを発見しようとする好奇心、あるいは自分を高めようとする向上心が裏側にある、努力せずに積める教養もないことを十分考えていただいて、さらに努力していただきたい。

三番目の交通安全対策につきましては、いろいろ件数、その他ご説明いただいたわけですが、専門職の配置については今後の課題とし、さらに派出所の件につきましては南警察との回答がございましたので、了したいと思います。どうもありがとうございます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 森 安吉君。

〔森 安吉君登壇〕

○森 安吉君 先ほどの公設市場の答弁を聞いておりますと、一日の取引金額が多いためから伝票を間違ったとか、あるいは今後はこれについて十分注意するというように私は受け取ったわけですけれども、実際はそうじゃなくして伝票

を改ざんしておるんです。これは事実なんです。だから、今後こういう伝票改ざんがあった場合にはどのような処分をするのか、たとえば卸売業者については助成金を打ち切るとか、またアンパイアについては出場停止処分にするのか、そのところをひとつはっきりと答弁していただきたいと思っております。以上です。

○議長（青山峯男君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） お答えいたします。

伝票、いわゆる販売原票の改ざんがあるのは事実であるというご指摘と今後どう処置をするかということでございます。現在販売原票が改ざんをされておるかどうかということについては、現在私の立場では確認をしております。もし事実とすれば、先ほど申し上げましたような公平、公正の原則からいきまして、それなりの処分はあって当然だと思っております。却に対する、これに関与する卸売会社には競り人が当然この価格形成その他に関与するわけでございますけれども、その処分内容につきましては、私の立場ではちょっと申しかねますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 法令あるいは条例規則等に違反をしておる場合には法令で、あるいは規則で定められた罰則を適用してまいります。以上です。

○議長（青山峯男君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 通告後優秀な職員の皆さんと懇談させていただきましたので、ご出席されておられる部長の皆さん、だれにご指名させていただきましたも的確で簡潔なご答弁がいただけるものと思つて質問をさせていただきました。

さて、素案に対して感じたことは、まことに給花的であり、四日市市の基本計画としての個性が感じられません。文章中、四日市を抜いて他都市に置きかえても使えるように感じました。いかに財政が逼迫しているとはいへ、五カ年で二百万、三百万まで上げねばならないものなかと、がっかりしました。市政概要を見せていただいた感じがしてなりませんでしたし、果たしてこれで優先順位を厳選したのかどうか疑わざるを得ませんでした。最後のくだりに、情勢の推移に応じて必要な見直しをするでは、本当に真意が疑いたくなります。

一つに、人と人の触れ合い、人間交流、相互扶助、地域連帯感をはぐくむべきコミュニティの形成の必要性が多くの個所で書かれています。住民参加、市民の参加についても同様であります。在宅福祉や家庭教育の基盤に地域福祉、地域文化が置かれようとしています。それらの活動の担い手、推進役に地域の婦人、ボランティアが期待してあります。私を感じるのに、この素案の中にある市民という言葉にさびしさを、冷たさを覚えました。市民とは、市役所の外の人に響いてくるものであります。私の住んでいる笹川でもだんだんと触れ合いが進んでまいりました。地域活動が活発になってまいりました。しかし、そうした中に学校の先生や、県・市の職員は余り見かけません。大いに参加し、できれば行政情報をたくさん持った人々たちですから地域活動の核になることを期待しております。趣味に生きるのもよい、レジャーを楽しむのもよい、しかし、ボランティアのみ文化活動、福祉活動の推進を頼むことでコミュニティはつくられるものでしょうか、職員がコミュニティで暮らし、コミュニティ活動を推進してこそ本当の住民参加になり得ると考えますが、いかがでしょうか。

二つ目に、情報公開について書かれていますが、どのような形で行おうとしているかをお尋ねしておきます。

三つ目に、地域福祉におけるボランティアについてありますが、高齢化社会を考えるとボランティア活動をいかに行政の中に溶け込ませるかは大変であると思つていますが、どのように目標を持たれているかをお尋ねいたします。

四つ目に、三重用水について明確に打ち出されているわけですから、方針は清風会がいままで心配してきたようなことにならないかどうか、確認しておきたいと思つてます。具体的には先般の質問で申し上げてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

五十八年度当初予算編成について、歳入面では市税収入の落ち込みと地方交付税の大幅減収が見込まれ、歳出面でも公債費などの義務的経費の増大が予想される来年度の予算編成に当たって、各部局に出されたと思つてますが、その方針についてお尋ねしておきたいと思つてます。

遊休地等につきましてお尋ねいたします。たびたび質問させていただいておりましたが、遊休地の処分について本年は昨年と比してどのくらい進んだのか、お尋ねしたいと思つてます。

また、常磐保育園用地はいつごろ処分されるのかをお尋ねいたします。

次に、中里団地、北部墓地公園の現在の処分状況をお尋ねいたします。多分公社の皆さんは一生懸命売るべくがんばっておられることでしょうが、この際、文化会館の寄付を集めたように専従の人をつけるとか、全職員営業マンになつてがんばつてはいかかかと提案するものですが、いかがでしょうか。財政硬直といつて腕を組んでいる時期ではないと思つてますが、どうでしょうか。

次に、子供会、ゲートボール、ソフトボール等非常に盛んになってまいりました。教育委員会のスポーツ振興策が実りつつあります。日曜日に大いに使っていた工業高校がなくなりました。ことしの夏まで使っていた市民病院跡地

がだめになりました。たとえばソフトボールの大会を開くの羽津、桜方面にまで探さなければなりません。休耕田もなければ土取り場もない中心市街地のスポーツ広場について、どのようにされようとしているのかをお尋ねしたいと思えます。触れ合う商店街づくりをしていく上にも都市再開発をしていく上にも、こうしたスポーツを通じて心の触れ合いがあればこそスムーズにいけるのではないのでしょうか。

国際交流についてお尋ねいたします。四日市市はロングビーチと姉妹都市、天津と友好都市、四日市港はシドニー港と姉妹港をそれぞれ結んでいるわけであります。本年十一月十一日、十二日の両日横浜で開かれた「第五回地方の時代シンポジウム・地方自治体の国際交流」において、お互いの経験を紹介し合い、国際交流の理念や今後の展望について話し合いながらそれぞれの施策に役立てていこうと、海外諸都市との姉妹締携の現状や問題点などを中心に活発な議論が出されたというニュースを見ました。時あたかも、私自身いまの交流方法に疑問を持っておりまして、関心を持ったわけでありますが、その中の反省点として出ていたように、四日市においても同様で、活動は総花的かつパターン化しており、交流が一種のセレモニーだけに終わっているような気がしてなりません。今後いろいろなことが考えられると同時に、一時にできることではありませんが、交流の中身を市民の中に根差すものとしてどうされようとしているのかをお尋ねしたいと思います。

ノー包装、ノーバック運動についてお尋ねいたします。先月末より今月初めにかけて私の任んでいる町内で、全世界帯に呼びかけて五日間、環境美化について住民の関心を深めモラルの高揚を図ることを目的としてごみの分別収集など適正な処理方法の講習会を持ったわけでありますが、残念ながら六〇％ちょっとといった出席率に終わりました。しかし、講師を受け持った南部清掃の職員の巧みな話術で非常によく理解できたわけでありますが、中でも、消費者がごみを買わされている点を強調した点に賛同し、ノー包装、ノーバック運動を全市的に運動として早急に取り組み

べきことを進言し、質問にかえたいと思いますが、いかがでしょうか。

いま岡崎市では大々的にやっているさまを八日のテレビで報道しておりましたが、何となくパッシブな感の否めない消費者センターと提携して行動的に、いわゆるアクティブに行っていたかと思えますが、いかがでしょうか。

障害者福祉についてお尋ねいたします。生活環境の改善を図り、障害者が社会的活動ができるよう道路、公園、学校など公共施設のほか民間における福祉的整備を促進されようとしておられることに大いに賛同をするものであります。しかし、身体障害者年をにしきの御旗のように振りかざしてさまざまな行事をやり、障害者への門戸を開くように訴えたが、思いやりの技術が足りないのではないのでしょうか。先ほどからも出ておりましたが、バスや電車では席を譲ってあげましょうと、幾ら理解、協力を求めても思いやりを持って実践する技術を身につけない限り、福祉読本をつくるのが、福祉校の充実をしようが、しよせんは予算の分捕り合い以外の何物でもないと考えてなりません。実際に一緒にいてその技術を学ぶことができますし、また、いつも一緒におられる人の声を自分の身として聞くのも一つだろうと思えます。大変トーンの高いイントロになりましたが、この間あるタクシーの運転手さんから忠告めいた陳情をいただいたのですが、それは市役所地下玄関スロープの進入口を逆にしたらどうかということでもあります。現在の進入の仕方ですと、どうしても遠回りになった乗降しにくいということでもあります。大した予算もかかることではなくできる改善だと思えますが、いかがでしょうか。

特別養護老人ホームについてお尋ねいたします。第三次基本計画の基本方針、施策の体系の中で打ち出されていますので理解できますが、最近になって私自身がかかわった老人でこの三カ月の間に申し込み、いつ入れるかと心待ちにされつつお亡くなりになった方が二人おられました。入所希望者は現在どのくらいおられ、将来どう推移されるのかをお尋ねするとともに、前述いたしました事実をどう受けとめておられるのでしょうか。病の床にある老人を抱え、

健康な周りの人たちの心身ともに疲れ切った姿を見るにつけ、五カ年なんてとても待てない気持ちにならざるを得ません。早急な手当てを望みたいものであります。

水沢地区における悪臭についてお尋ねいたします。風光明媚なる水沢地区に最近急速に悪臭を放ち始めたヤマギシの原因と今後の対策についてお尋ねいたします。このまま放置すれば第二の平山問題になりかねませんし、野外活動センターでせっかく緑の学校を開設しても、影響を考えると大変なことであります。またまた四億三千六百万円の補償をすればよいというのでは、冗談にも考えてはいけないと思いますが、ご答弁をいただきたいと思ひます。

ユニークな活動への表彰についてお尋ねをいたしますが、先般連合自治会長大会において五年、十年、十五年、二十年の勤続自治会長さんが表彰されました。参加された自治会長さんの中には、長いこと大変だという声や、また、あと二年すれば表彰をされるのでがんばろうなどの声が聞かれました。それぞれの町によっていろいろな条件がありますので、このことについてどうのこのの申し上げるつもりはありません。また、ことし初めて文化功労者が表彰されました。まことにりっぱな人たちが四日市におられるものだ、改めて感心をいたしました。一つのことを長く続けられることもりっぱであります。また別の角度から見ると、先般私も見物させていただきました西朝明中学の全校生徒の野外劇は本当にすばらしいもので、落ちこぼれといった生徒をつくることもなく、地区住民挙げて盛り上げられておりました。ほかに、常磐中学校の生徒たちによる植物観察などもあります。もっとほかに広く目をあげればたくさんあることでしょう。こうした活動に対して何とか表彰するようにには持っていけないものでしょうか、質問というにはちょっと答えにくいとは思いますが、いかがでしょうか。

発注についてお尋ねいたします。市内にある業者の人たちと面談しているとよく「一度も指名通知をいただいたことがありませんが、私たちも税金を払っていることを忘れないでほしい」といった嘆きを聞きます。毎年有資格者として役所としては受け取るわけですから、どうしてかいつも考えさせられるのであります。現在どのくらいの業者さんが工事、販売を別にして、数に上っているものをお尋ねしておきます。当然たくさんの方々が登録されていて、その数に見合うだけの絶対発注件数がないということであろうかと思ひますが、特に工事発注については、建通新聞などを見ておきますと何度となく同じ業者の名前が出てまいります。特にことしより指名業者をふやしているわけですから、こうなるのだらうと思ひますし、営業努力によることもあらうと思ひます。また、発注される地域、地区の偏りとも考えられるわけであります。しかし、業者の方から、一つの理由に、実績がないから入れてもらえないと言われましたと聞くことがあります。民間仕事なり、下請仕事をしておられる業者について実績として認めてやれないものかどうかをお尋ねいたします。

また、現在建設部で土地台帳を作成されておられます。こうした場合は県外測量会社に発注され、航空写真はその会社より下請発注され、それをもとに四日市の業者が現地測量を下請受注されておられます。消防署のような、大きくて難易度の高い施設を地元の業者に出されるほど地元の業者を信頼し育成されようとした気持ち、ほかに波及してほしいものと思ひますが、いかがでしょうか。こうしたことを市が独自でできる産業振興となり得るのではないのでしょうか。

そして、同時期に同じ業者に二つ、あるいは三つ発注する場合がございます。そうした場合に、特に今回気になることでございますが、消防署の発注におきまして衛生と空調を発注され、衛生をとられたところには空調はとらないでございますという条件がついておるようでございますが、それは暗に市の方から談合を認めているような書類のように受け取られますが、そういうことについてはいかが感じておられるかをお尋ねしておきたいと思ひます。

一番初めに申し上げましたが、第三次基本計画素案については市長からお願いをいたしまして、五十八年度当初予

算編成につきましては財政部長からお願いいたします。遊休地・中里団地・北部墓地につきましては適当に皆さんの中で代表してお答えをいただきたいと思ひます。中心市街地でのスポーツ広場づくりについては教育長にお尋ねしたいと思ひます。ノー包装、ノーバック運動につきましては環境部長並びに産業部長にお願ひしたいと思ひます。国際交流につきましては教育長並びに産業部長にお願ひしたいと思ひます。障害者福祉、特別養護老人ホームにつきましては、障害者福祉については総務部長、特別養護老人ホームにつきましては福祉部長、水沢地区の悪臭につきましては産業並びに環境部長にお願ひいたします。十、十一については皆さんでだれかご選択していただきたいと思ひます。以上です。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第三次基本計画の素案に関してのご質問にお答えをいたします。

まず、総花的であるというご指摘があったんですが、行政需要といひますのは市民生活の各般にわたっておりますので、これにおこたえをしようと思つと総花的であるというようなご批判をこうむるようなことにもなりかねないわけであろうかというふうに思つておりますが、その年度その年度の特徴づけをやってまいりたいというふうに考へております。ただ、柱が四つ決まっておりますので、この基本構想に基づいて計画というものが策定されると、そういったことから言えば、どうしても総花的にならざるを得ないというふうにご理解をいただきたいと思ひます。

なお、情勢の推移に応じて見直すということが書いてあるんで、いつこれがひっくり返るかかわからぬじゃないかというようなご心配があらうかと思つてますが、今日の社会経済情勢大変見通しにくい状況にあることもご承知のとおりでございますし、昨日の新聞等を見ておりますと、地方自治体の公債比率が非常に高くなつてきたと、こういうこ

とでは将来大変だから、起債の面で自治省の方としては考へざるを得ないというようなことも若干書かれておつたようでございます。そういったものを含めると、これから国の財政政策というものと関連をいたしました、地方自治体の財政事情というものもかなり変化してくるのではなからうかというふうに予測されるわけでございます。そういった変化に十分対応しながら計画に盛り込まれた事業をできるだけ推進できるように私どもとしては配慮をしてまいりたい。特に今度の計画づくりに当たりましては、地域の皆さん方からの各種のご要請というものをそれぞれセンターでまとめていただきまして、従来の行政の縦割りの見方だけでなしに横糸とでも言うべき地域のその要請というものもこの中に入れて、十分全体のバランスをとっていくというふうにいたしておりますので、そういった意味で私は盛られた事業をできるだけ積極的に取り組めるような体制に持っていきたいと、かように考へておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、住民参加についてご指摘がございました。ご指摘のとおりであらうかというふうに思ひます。それぞれ地域へ帰れば市の職員も地域の住民でございますから、地域の問題について市の職員自身が積極的に推進役とならなくては、市民の皆さん方もなかなかこれにご協力をいただけないものだといふふうに私は理解をいたしております。私の承知いたしております限りでは、職員の人で自治会なり、あるいは子供育成会、PTA、その他団体の役員として活動をしておる事実もあるわけでございますが、まだまだその分では十分ではないというふうに思ひますので、意識の啓蒙に努めてまいりたいというふうに思ひます。

情報公開は、いわゆる条例等に基づく情報公開制度について触れているわけではございません。これはもう少し研究をいたしてみたいと思ひますが、各種の計画の推進あるいは事業の実施に当たつて市民の方々と行政側とがもっとよくコミュニケーションをとつて、お互いの理解と納得の上で進めていくという努力を重ねていこうという意味であ

そこに掲げたのでございまして、私どもは、私どもが承知をしております情報を積極的に提供をいたし、市民の皆さん方のご要望には十分耳を傾けると、そのためにその地域に住んでおられる職員という方も一人一人広聴、広報の役目に当たるんだという自覚で私は進んでほしいということを願っておりますのでございまして。

ボランティアについても同じことでございまして、幸いボランティア活動というものが各地に芽生え息づき始めておりますので、この活動を大いに助長を申し上げまして、社会奉仕活動センターへ活動を助成、補助を初めとして、ボランティアスクールあるいは指導者の養成、そういったことを進めていくために福祉協力校への援助など市域におきますボランティア活動を重視をいたしておるのでございますが、さらに組織の拡充、活動の拡大ということを促進をいたしますとともに、何といたしましては福祉思想の啓蒙、普及について社協等と共同して一層の努力を進めてまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

三重用水は、後の方でご質問の出てくるわけでございすけれども、今日大体大きな事業が終了をだんだんにしようとしてきておりますので、いま最終的な事業費の詰めを国、県、水資源公団の間で行われつつあるというのが今日の実態でございまして、総額、大体现在の段階までは七百億ちょっとというところでございすますが、過日、私の承認をいたしております段階では最終的にはもう少し大きくなるだろうと、しかし、従来の計画全部に盛り込まれた事業は、溪流取水等についてかなり無理な面もありますので、カットすべきものをカットし、そして来年度五十九年度からは一部試行で通水が始まるという段階に至っておりますので、そういったものをすべて整理をしていくという段階に立ち至っております。そこで私は、土地改良区の組合の理事長をいたしておりますので、受益者の代表といたしまして国、県等に対しまして従来より以上の援助をこの三重用水について求めるべく、今後受益地の皆さん方とよく相談を申し上げまして運動を展開してまいりたいと、かように考えておりますので、この上とも皆さん方のご支持、

ご協力をお願いいたす次第でございす。

以上、簡単でございすますが、私の考えていることをお答え申し上げました。

○議長(青山峯男君) 三輪助役。

〔助役(三輪喜代司君) 登壇〕

○助役(三輪喜代司君) 環境部長というご指名でございましたが、きょう環境部長公用で欠席いたしておりますので、私からご答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず北部墓地でございすますが、現在北部墓地につきましては、需要に応じ切れないような状況になってきておりますので、あと六百五区画程度のもを造成をいたしましてこれができ次第、また広報等で周知してまいって販売を促進していきたいと思ひますが、ご指摘のように職員に対しましては市民に案内ができるように図ってまいる所存でございす。

なお、この墓地につきましては借入金で賄っておりますので、金利その他等も考え、目標は六十五年ということになっておりますが、これを少しでも短縮するように努力をしてまいる所存でございすので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、水沢地区の悪臭でございすますが、当事業所は自家用の飼料のみを製造している事業所でもございまして、平山物産がやっておりますような斃獣処理法の適用を受けていないのでございす。その上、悪臭防止法の適用地域外に立地をしているというようなこともございまして、市の方でいまままで測定いたしました悪臭の測定結果が、これまた悪臭防止法の規制物質についていずれも基準値以下であるというふうな結果が出ておるのでございす。したがって、行政指導に多少の困難が伴いますけれども、私どもといたしましては地域住民の方もここで働いておられる

というふうな特殊な事情を踏まえまして、県とか保健所とも連絡をとり、また地域の住民の皆様とも連携をとりながら、悪臭対策については進めてまいりたいと思っておりますが、しかしながら、現在では水沢地区連合会でも対応について検討をいただいておりますし、特にかかわりの深い野田町の自治会でも近々事業者に対し悪臭対策の促進を要請する等の準備を進めておられます。市もこの機会をとらえまして、当事業所に対しましては強く指導をしてみたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、ユニークな活動表彰でございますが、これはご指名ございませぬんですが、これ各地区で行われております活動の中には褒賞に値するものも多くあると思っておりますけれども、表彰ともなりますと、その判断基準をどこに置くか、またいかに公平に取り扱うか等々むずかしい問題等もございしますが、ユニークない活動家につきましては、地区の広報に掲載したり、あるいは広報の「地域の話題欄」に積極的に取り上げて紹介いたしまして広く市民の方に周知をさせたり、また極力激励する機会を見つめるように今後もいたしておきたいと思っておりますし、また、現に担当の方からいろいろな感謝状等の贈についての内申等もございまして、こういう特に隠れた活動をしていらっしゃる人たちにはそれなりに感謝状も渡しておる実例もございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

ただ、これを表へ出さずにとりあえずということをご希望の方もございまして、発表もさしていただかないというような場合もございします。しかし、市長から感謝状をいただいたというので、その方は非常に喜んでいらっしゃるというようにもございまして、こういう点本当に陰徳を積んでいらっしゃる方だと思っております。私も敬意を払っております。うな次第でございます。

次に、ノーバック、ノー包装でございますが、これは産業部長と環境部長ということでございますが、この包装に関する問題につきましては、非常に多様化いたしてきておりまして、特にこのごみが増加をしてきてその収集等で困っておるのが実態でございます。したがって、県の方では明るい消費生活を進める条例というようなものが制定されておたりいたしておりますが、ご承知のような現状でもございします。私どもといたしましては、この包装の問題につきましては過大包装のみならず、たとえば青果物におけるトレー、バックして入れてあるものもございますが、これの使用につきましては関係業者への自粛を要請いたしております。こういうようなものはだんだんとノーバック、ノー包装というところへ持ってまいりまして、そこから出るごみの量を少なくしていくと同時に、特にいま申し上げましたトレーのような物質につきましては、温度も高くなりまして焼却炉を傷めるというようなこともございします。したがって、産業部あるいは環境部ともども調整をいたしながら、できる限りこういうものはこの運動を進めるような努力をしてみたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後二時二分休憩

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 三重用水のことで、ちょっと私言い間違えましたので、訂正をさせていただきます。一部通水を五十九年と申し上げたと思うんですが、五十八年でございしますので、訂正をさせていただきます。

午後二時十五分再開

○議長（青山峯男君） 財政部長。

〔財政部長（阿南輝彦君）登壇〕

○財政部長（阿南輝彦君） ただいま新年度の予算編成方針についてお尋ねをいただきましたので、お答えを申し上げます。

基本的な考え方につきましては、ただいまのご質問の第一項に関しまして、市長も触れておられますし、また昨日のご質問にも市長の方から答えておられますので、私はそれを少し補足する形で若干具体的な点を数点述べさせていただきます。

ただいまもご質問の中にありましたように、昨今の厳しい経済情勢の中で、国あるいは各地方自治体とも大変厳しい状況を今年度あるいは明年度に迎えるわけでございまして、官庁速報等を見ておられますも、かなり厳しい編成方針が各自治体は示しておるようでございます。また、本市もその例外ではないわけでございますが、特にことしの場合には五十八年度を初年度とする第三次五カ年計画の原案づくりと新年度予算編成とが並行してまいりまして、財政見直し等も先般の素案でごらんをいただいたとおりでございます。主要施策事業等につきましては、素案の中にありますような考え方あるいは五カ年の目標の中で、これをできるだけ新年度の中に事業化をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございますし、たびたび申し上げておりますような経費の節減、合理化等につきましては、十月の初めに、予算編成の要領ということで、全般にわたる事項あるいは歳入歳出にわたる事項、それぞれにつきまして、細かい点を各当局に要請をしたわけでございます。それらの中で特に一般的行政経費、いわゆる経常経費の点につきましては、各自治体では五十七年度当初、もしくは五十七年の九月現計予算の九五％以内を要求の枠とするというような形で、いわゆるマイナスシーリングが出されておりますが、本市の場合、さきに進めておりました事務改善の考

え方並びに今年度当初予算におきまして、かなり厳しい枠を設定いたしておりますので、この示しました要領では五十七年度の当初を超えないという考え方にいたしております。

ただし、いろいろ施設等がふえてきておりますので、それに伴います管理経費、これは従来の予算の範囲内では処理できない場合も出てまいります。こういった場合には特別なチェックをすることとして、今年度の当初予算の枠内で要求をしております。

それから、民間委託の問題もかねがね議論をいたしておりますが、特に新年度に向かって一層これを進めるというような考え方も各部に要請をいたしております。

それから、行財政特別委員会でもいろいろ調査、ご研究をいただいております負担金、補助金の問題につきましても、かねてからチェックをしておりましたけれども、それぞれの目的あるいは効果などにつきまして、改めて徹底した見直しを行う。場合によっては廃止をする。あるいは縮小する。あるいは他の制度に振りかえる。たとえば融資というような方法もあるわけでございますが、そういったことも考え、新規に設けなければならない補助等につきましては、必ず終期、終わりの時期、サンセット方式と言われておりますが、そういった方式を必ず考えていくというように示しております。

それから、新親の政策財政需要によりまして、当然財源あるいは人員等が必要になってくる場合があるわけでございますが、これらにつきましては、スクラップ・アンド・ビルドという考え方で、現在の事務の再配分あるいは職員配置転換、そういったようなことによりまして、組織機構の拡大を防いでいきたいという考え方にしております。

一方、歳入の方でございますが、市税につきましては、見通しが非常にむずかしい状況になってきているわけでございますが、税の公平ということを基本としながら、課税客体の捕足あるいは徴収の効率化に一層努力をしていかな

ければならない。あるいは使用料、手数料につきましても、昨日市長がお答えを申し上げておりますように、常に見直し、検討をしていかなければならない、あるいは国県の支出金等につきましても、国の予算編成が現在進められておるわけでございますが、これらによってかなり状況は左右されるわけでございますけれども、積極的にその確保に努めていかなければならない、こういうふうなことを中心といたしまして、細かな編成方針を各部に要請をいたしまして、すでに事務経費等につきましては、十一月の初めそれから政策事業につきましては、十二月の初めに提出をしてもらいまして、現在その聞き取り調整をしている最中でございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 総務部長。

時間の関係がありますので、答弁は簡潔にお願いします。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 三点目の遊休地、七点目の障害者福祉について、十点目の発注についてご答弁申し上げます。たいと思います。

まず、遊休地についてでございますが、昭和五十六年度と五十七年度の処分の状況はどうかということでございますが、昭和五十六年度九件ございまして約七億八千九百万、これは旧市立病院の跡地の半分を含んでおります。

それから、五十七年度でございますが、これがいまままで十件ございまして、約七億七千四百万でございます。これは病院の跡地の部分を多く含んでおります。これが処分の状況でございます。

それから、旧ときわ保育園の跡地でございますが、現在ゲートボール場として地元にご利用もいただいておりますが、これにつきましては、公共事業に伴う用地取得に關しまして、代替地等を要求される場合が非常に増加しておりますので、事業を推進していく上での代替用地として考えておるものでございます。

それから、障害者福祉でございますが、障害者の幸せを高めるために、ご指摘のように心の福祉の大切さを十分痛感している次第でございます。障害者の方々が本庁舎へ出入りされる場合、とりわけ地下玄関からにつきましては、スロープ、自動扉、点字誘導ブロック、チャイム、インターホン等において対応しているわけでございますが、構造上の問題もございまして、必ずしも十分なものは考えておらないのでございます。障害者の方々が自家用車またはタクシー等で来庁された場合でも、その障害にに応じて対応が異なっておりますし、共通の最良の方法というものもなかなか見出すことが困難でございますが、今後この問題につきましては、障害者団体等の意見もよく聞きまして、関係部局とも十分調整を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、十番目の発注についてでございますが、昭和五十七年度に指名願いを受け付けました建設関係業者数は、市内業者の数が三百四十二業者、これを業種別に分類いたしますと、六百四十四業者に及んでおるわけでございます。市外を含めますと、全体で一千百四十五社、業種別では一千四百八十四社ということになるわけでございます。

そのほか、物品関係におきまして、市内市外業者合わせまして六百七十八社でございます。参考までに、契約の件数あるいは金額でございますが、建設関係で一千六百七十三件と、これは十万円以上でございますが、約百二十四億ということでございます。それから物品関係でございますが、これが二万四千六百七件、約二十三億八千万という数字になっております。

その中で、土木、建築の二業種にかかります新規の業者につきましては、市の請負工事指名競争入札参加者選定要綱に基づきまして、最初の年につきましては、最下位の等級に区分をいたしまして、比較的小規模な工事から経験を積んでいただくという方針を進めてきておるわけでございますが、受注実績のない業者の方々に対しましても、適当な工事ございましたら、指名について留意しておるわけでございますが、ご指摘のございましたような民間の実績

等につきましては、能力等も勘案しまして、今後とも十分配慮いたしてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

なお、道路台帳につきましてご質疑がございました。建設部の所管によるものでございますが、契約を総務部で行っておりますので、私の方からお答えさせていただきますが、この道路台帳につきましては、年次整備計画に基づく継続事業でございます。航空測量に伴う事業として行っているものでございまして、従来からこれらについては専門業者へ発注をしているわけでございますが、この作業の一部には地元の測量会社が可能なものもございますので、これらの一部作業につきましては、可能な限り仕事ができますように、特記仕様の中で配慮いたしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、消防本部、リージョンプラザの設備工事の発注につきましてご質疑がございました。この両施設の指名につきましては、市内業者につきましては、重複指名もございしますが、さきの落札者は次の入札に参加させないという条件つき指名を行ったものでございます。これは市内業者を指名することによって、広く受注の機会を与えて、その育成を図る考え方でございまして、業者選定につきましては、指名審査会でその能力等についても慎重に検討して決定したものでございます。

こういうことがかえって業者の間で話し合いあるいは談合を助長するものではないかというご意見でございますが、今回両設備の発注を同時に行ってまいりましたし、業者の重複の指名をしたものでございまして、これが直ちにたまたまご指摘のようなことにはならないと私も考えております。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 市長公室長。

〔市長公室長（片岡一三君）登壇〕

○市長公室長（片岡一三君） 国際交流についてお答えいたします。

国際交流の実態が他都市も含めて総花的でパターン化しているんじゃないか。また、もっと市民の中に根差したものにするためには、どうしたらいいのか。ご承知のように、今日非常に数多くの地方自治体が外国都市と友好親善関係を締結しておりますけれども、やはりご指摘のようにその交流状況は一般的に総花的でございますし、その相互訪問が中心的な事業となっております。しかもそれが行政主導型であるというふうなことから、一般住民の方にやはり必ずしも十分受け入れられておるといふふうには言いがたいということも事実でございます。

本市におきましては、他都市と比較いたしましたして、幅広い各種の交流を行っておると考えておりますが、やはりまだまだこの域を出ていないというふうにも考えられますので、今後におきましては、極力民間主導型の方向で考えております。その方法等につきましては、いろいろあるうかと思えますが、今後皆様方のご指導を得ながら十分検討してまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 中心市街地のスポーツ広場づくりについてお答えをいたしたいと思います。

ご承知のように、中心市街地はスポーツの広場に適するいわゆる公共用地がなく、当該地区の方々には大変ご不自由をかけているという状況でございます。きわめてそこへつくれというのは、物理的に無理な話でございます。私どもは、他の民間の団体の方、また有志の方々による地区運動広場の整備について、若干の補助金を出しながらやっておりますけれども、中心部はそのこともございませぬし、河川敷あるいは遊休地に広場の敷地を求めることは大変困難な状況だと思っております。したがって、現在ある施設を有効利用していただくということにするか、あるいは学校の

開放を実施しておりますけれども、当該地の学校の有効的な開放ということで、その円滑な運営について指導をしていかなきゃならぬ、こういうふうと考えておりますが、最終的には現在北条のグラウンドについて全市的な立場で使われておりますけれども、そのことについては、今後やはり検討しなきゃならぬ課題だというふうには考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、国際交流について教育長答えよというお話でございましたけれども、私ども教育委員会としては、そういった民間主導型ということになって交流が盛んになるそういう一つのやり方として、学校交流といえますか、姉妹校制度といえますか、そういう結びつき方によって、自然に学校と学校とが結びついていくというそういう交流の仕方がきわめて自然ではないかと思えますし、その中における作品の交流もきわめてスムーズにできる、こういうふうな方向で考えて、機会があれば指導していきたいと思えます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 特別養護老人ホームの充実についてという質問にお答えしたいと思います。

ご質問の中で、特別養護老人ホームへ入所希望して待っておられる方が、その待ってる間に亡くなられたという切実なお話をお聞きしたわけでございますが、われわれとしても、そういうことがないように、これまでも努力してきましたわけでございますが、今後一層努力したいと思っておるわけでございます。特別養護老人ホームの機能と病院の機能というものが、ある程度共通性があるような一面がございますが、一応現在特別養護老人ホームの入所措置といましては、濃厚医療を必要としない方々なんだというような考え方を持っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、北勢地域での広域的な対応というようなことで特別養護老人ホームを考えておりまして、しかし人口の高齢化ということもございますので、特別養護老人ホームの入所希望者は年々増加しておるといのが現状でございます。この十二月一日現在、四日市市民で入所している方が現在百九十二名おられます。福祉事務所の方としまして、十名ほどの方がいま入所を待っておるわけでございますが、その待っておる理由といたしまして、市内の施設を強く希望されているそうした方々、それと痴呆性老人の方々が多いためです。施設と生まれた近い地域あるいは兄弟あるいは息子、孫等が見える地域と近いところに入りたいという希望は、確かにお年寄りの方々にも強いことでございますので、こうした面をわれわれも十分配慮しなければならぬと思っておるわけですが、現在特別養護老人ホームの入所対象者といたしまして、六十五歳以上の人口の一割を予測しておるわけでございます。そうした中で施設整備を進めてまいったわけでございますが、現在のところ老人人口が増加しておりますので、入所者数が施設定員数を少々超えておるといのが実情でございます。

近く民間社会福祉法人による一般の特別養護老人ホーム建設計画がありますので、こうしたお年寄りの方々に対する対応が、こうした施設が完成しましたら、スムーズにできるということで、われわれも期待しておるわけでございますが、なお介護者の都合で一時的に介護のできない方々もあるわけでございます。こうした方々に対しましては、短期保護の制度の活用を図りながら、お年寄りの特に寝たきりの方々の福祉の増進に努めてまいりたいと思っております。

次に、障害者の福祉について総務部長の方から説明があったわけでございますが、そうした中で、障害者福祉全般にご指摘いただいたことについて、ちょっと福祉部の対応として補足させていただきたいと思うわけでございますが、特に障害者に出会ったときの触れ合い方や手助けの方法等、具体的な指針を提示しまして、できるだけ障害者に一般の方々、市民の方々が触れ合いやすいように、われわれとしても、福祉のサイドとしても配慮してまいりたい

と考えておるわけでございますので、ひとつご了承いただきたいと思ひます。

○議長（青山峯男君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 スポーツ広場についてお尋ねをいたしますが、検討することですが、具体的に検討してみたところで土地がないわけですから、たとえば桜とか山の方に中央地区専用の土地を借りてあげるとか、いろんな方法を考えてやっていかなければできないと思ひますが、その辺実践できる検討をしていただきたいと思ひますし、たとえば学校開放だとおっしゃいますけれども、最近普及をされてまいりましたバドミントンにつきまして、フロアに線が引いてないのでバドミントンができません。ですから、いまの中学校の状態だと非常にむずかしいんですが、小学校だと引けるような状態にあるらしいので、その辺ご検討いただきたいと思ひます。

それから、水沢地区の問題ですが、斃獣処理区外だからできるということですね。それから、基準になっていないということですが、基準というのは数値のデータであって、人間が臭いと言ってるんですから、臭いんじゃないですか。ですから、平山物産が当初来られたときに、そういうような状態で長いこと長いことほうってきた結果が四億三千六百万になったわけです。それで摩訶不思議なんです、コンビナートの場合ですと、においを出した業者が払うというんですが、平山物産の場合は出した方がもらってるわけです。今日になって、やっと平山物産もまだ片づかない状態にあるんですが、これだけ臭い水沢地区の問題を処理区外だからとか基準以下だからといって、人間がかいで臭いものをほうっとけるんだらうかという問題が非常に気にかかる点なんです、住民から見れば、のんきな悪臭対策だなどらざるを得ないと思ひますね。

それから、鶏を飼っているということですから、当然産業部長にお願いしたいということでお願ひしたんですが、あれいまずとヤマギンさんが集めて歩いてるんです。そうすると、それが魚屋さんにとって、市が静岡に輸送するように便利になれば、当然ヤマギンさんの方は大きくなっていくと思ひますよ。そういう状態を抱えている中で、地域外だからおつてもいいんだとか、山奥だからいいんだ、自分のところの敷地でやっているんだからいいというようなことにはならないような気がするんですが、この点については非常に重要な問題を抱えておりますので、再答弁をいただきたいと思ひます。

三重用水についてですが、以前関連質問でお尋ねをいたしましたときに、おわかりですからということで、内容を詳しく申し上げなかったんですが、会長である市長もよくおわかりだと思ひます。議員の中にでも三重用水について賛成派と反対派があるわけです。そういう議員ですら調整できない状態であるのに、農民に入っている、市長がおっしゃる農民の皆さんの気持ちになって説得ができるかどうかということが非常に心配なわけです。その点についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

素案についてでございますが、やはり第一次、第二次とやってきて、第三次になったわけですから、当然反省があつて、ここまでこういうものが来た。それで、第三次にはここをやりたいということがあり得るわけですけれども、そうしたものがなくて、またまたまたばらまいてるというような状態ではないような気がするんです。

それから、住民参加の問題につきましては、教育長もいろんな質問が出て、しっかりした答弁をされているわけですが、やっぱり青少年健全育成の場合につきましても、学校の先生がどうやるんだということがはっきり書いてないんです。ボランティアとか地域の皆さんで推進委員会をつくつてということがあります。ですから、職員の間も学校の先生も一緒になる考え方というものが文字で出てこないんです。その辺はどうされているのかなということが心配しているわけなんですけれども。

とりあえず一番重要な問題でまず平山物産に関連してくると思いますが、水沢のにおいの問題についてはほかお尋ねをしたいと思えます。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

時間が超過しておりますので、簡潔に願います。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまご答弁申し上げましたように、この事業所は自家用の飼料の製造をしておるということで、弊獣処理法の適用を受けていないということと、測定結果につきましては、実際に規制物質について基準値以下であるということは事実でございます。ただ、平山物産と内容が変わっておりますことは、地元の住民の方もここで就労していらっしゃるというのが一つございますのと、現在水沢地区の連合自治会でも対応について検討いただいております。特にいま申し上げましたように、野田町の自治会、こういう方がこの事業者に対して悪臭防止についての促進を図ろうと、こういうふうなことで準備を進めていただいておりますということもございまして、これに市が強くこの事業所に対して指導を行っていききたい、こういう考え方でおるんでございまして、この辺が平山物産とは多分に性格が異なっておりますと思えますし、またこのことについて平山物産に県市で出しましたような補償金は出さなくてもいいというふうに私どもは判断いたしております。いずれにいたしましても、地元の自治会と十分連絡をとって、ご心配をかけないように処理をしてまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山峯男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） スポーツ広場でございますが、教育委員会の方が探してまでというふうには思っております。

せんが、地元の熱心な方々が市外の方にそういった土地がある。これが借りれそうだとということであれば、私ども補助要綱に載せまして、その整備をいたしたい、そういうふうに考えておりますので、よろしく願います。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 三重用水事業でございますが、いろいろとご意見のあるのは私も十分承知をいたしております。ただ、ご意見があるからといって、ここでほうってしまいうわけにはまいりませんので、できるだけ早く終結をさせるということが必要ではないかと、早く終結をさせて受益できるところに受益をしていただくという方向に持っていくための詰めを今後精力的に行ってまいる予定でございます。以上です。

○議長（青山峯男君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 水沢のにおいは通告してから出たんと違うんですよ。ずっと前から出ていて、自治会とか住民の皆さんもそういうことではなばっておられますけれども、現在のところ、自分とこのためにやっているんですが、どんどんどんどん集めに入っているんです。ですから、そんなことでいま非常にいい組織を持っています、有性卵を売りに歩くのとか、それから牛乳を売るとか肉を売るとかいう組織がなばっているんです。その能力をもってすると、平山物産が集めておられるようなことがすぐできることも予測されるわけです。安易にいま内輪でやったり、あっちでやったりからといって、ほうっとくと大変ですよという警告にとどめたいと思えます。

それでは、ひとつちょっと本を読んでいたら、おもしろいことが書いてありましたので、いろいろ述べて最後にし

たいと思います。

あの文豪ゲーテが頼まれてワイマール市という町の市長になったときの有名な就任のあいさつが載ってありました。それは、「市民の皆さん、毎朝五分間ずつ自分の家の前を掃除しようではありませんか。そしたら、私たちの町は、私たちの国はどんなに美しくなることでしょう。」と、市長就任のときにたったこれだけであったそうです。二百年前のことだそうです。

いま日本は民主主義の国であり、民主主義の基本原則は、「要求する前に努力せよ」ということであります。たとえば毎朝自分の家の前の道路を掃除している人がある。しかし、道路がでこぼこであり、あの家の人に気の毒だから、道路を直そうということになる、これが民主主義であるというふうに書いてあります。ところが、いまの日本人は掃除も何もしないで、家の前の道路が悪いから、早速直せという要求が上がってきます。こういった非常に含みのある住民参加についても、においの問題についても、多岐にわたるように考えられる文章でございますので、ご披露して終わりたいと思います。

○議長(青山峯男君) 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 教育については全くの素人でございますが、監査で学校へ参りますので、学校のいろいろなことが目に映るのでございます。私の目に映った中から二、三申し上げ、おのおの関係者からご答弁をいただき、子供たちのことや学校教育のことについて考えてみたいと思います。

まず、中学生の非行に関連して、この件につきましては昨日橋本議員からご質問がありました。角度を変えてお尋ねいたしたいと思えます。

中学生の非行問題もおさまったのか慢性化したのか目立たなくなりました。直ったなら結構なことではありますが、私の見た目からでは、まだまだ根の深いように思います。昨年でございました。会派で富田中学校に化け物がいるという話が出ました。化け物って何かと聞きますと、腰まである上着、そして手の出ないぐらいの長いそで、ズボンは大ぶらぶら、頭の毛はもじゃもじゃにして、供を二人連れて、校内を徘徊している姿が異様だから、化け物が歩いていると思っただけのことではありません。

過日、監査で某中学校へ参りました。先ほどの話とそっくりの化け物が供を連れて校庭を徘徊しているのに出くわしました。ああ、ここにも化け物がいるところを見ると、新聞だねにはならないにしても、非行の姿は全市に蔓延しているのだなと思いました。監査で私たちは校舎を回っておりますが、行くところ行くところこの化け物が姿を出します。で、校長さんに「あんな服装をしても、指導できないのですか。」とお聞きしましたら、「あれが中心生徒で、登校時から下校時までの行動を毎日委員会へ報告している。」ということでありました。私は学がございませんのでわかりませんが、報告することが指導なのでしょう。尋ねようと思ったのですが、やめました。しかし、こんな化け物が供を連れて徘徊するところが学校でしょうか。学校というところは、私はもっと厳肅な場所だと思うのでございませぬが、私の思い誤りでしょうか。

常磐中学校が一昨年だったか、新聞でも大きく報道されました。そのとき、校長さんや職員が登校してくる生徒の服装を一人一人検査して、女生徒には短いスカートまで用意してかえさせたということを伝え聞いております。

私は、服装という目に見える現象だけをとらえての感じを申し上げているのにすぎませんが、現状はどうなっているのでしょうか。学校長の報告、補導委員からの報告そして警察からの報告、そんなものを洗いざらし報告せよと申し上げるほどやばではありませんが、服装という簡単な問題ですらこんな状況では、すべてが思いやられると同時に、

学校教育に何か欠けたものがあるのではなからうかと想像せざるを得ないのでございます。

本年、教育委員会が青少年課を青少年対策室と改組され、研究所の所長を室長に据えたところに、私たちは教育委員会の意図を評価するのでございますが、改組してからの今日までの経過に何か効果的なものがあらわれましたでしょうか。教育長のご答弁をお願いいたします。

次に、緑の学校について。

緑の学校はご承知のように公害問題に関連して開設された学校であります。水沢の野外活動センターで一年に一回六年生の児童が参加して勉強いたしております。施設、期間等の関係で、全市で十九校が参加し、その予算は約一千万ということであります。申し上げるまでもなく、今日の教育は自然と深いかわりを持ちながら進められているようであります。緑の学校も先ほど申し上げましたように、公害という立場から開設されておりますが、教育に価値の高い行事でございますので、公害に関係のない児童たちにも参加させたいと思うのでございます。ことに、最近の公害は、自動車公害、悪臭公害等、その質が変ってきており、これまで公害のなかった地域もいろいろな公害に侵されるようになってきましたので、この参加範囲も拡大してもよいのではなからうかと思っております。

文部省は、この緑の学校を三泊四日でなくては補助金を出さないとやっているようですが、参加校と施設の関係で四日市では二泊三日という実施期間ということでもあります。これでよいのかどうかの価値判断は私たちにはわかりませんが、この野外活動センターはせいぜい百名ぐらいいしか宿泊できないので、大きい学校では二班に分かれて参加させているようでございます。緑の学校の開設の意味なり、そして価値観の高いことなり、そして補助金三分の一のあることを合わせ考えましたら一つの学校がまとまって参加できるような施設を考えるべきではないでしょうか。

四日市の青少年野外活動センターがつけられたのは、系統的な学校教育を行う場としてつけられたのではなく、一

般青少年が健全な野外活動をする場としてつけられたのであります。手元に記録がございませんので、学校が使用する以外どんな団体が使用しているかわかりませんが、こうした施設を学校が利用して、緑の学校を開設しているのではありませんから、教育委員会は狭くともしんぼうして使っているのが実情であります。宿泊の施設が足りないまま、足りない足りないと思いません。

そればかりではありません。雨の日など活動する場所がないので、狭い廊下や寝台の間でごろごろしているより仕方なかつたとか、終日本を読んで聞かせたり、学校から持ってきた図書を皆に配って読ませたり、大変苦労したという話を聞きました。ある学校では、三日間も雨が降り続いたということでもあります。だから、野外活動センターに屋内体育館をとこの議会でもたくさん議員から提言されているのであります。つくる土地がないというだけの理由で、いまだにそのままであります。

しかし、緑の学校も一つの学校でありますし、これからもうんと利用していかねばならない施設であります。土地のないところを開発して、金をかけてつくるよりも、この野外活動センターを原点到に戻して、一般青少年の健全な活動の場として、近くに運動場をつくり、テニス、バスケットなどもやれるように施設を充実し、緑の学校は別の土地に宿泊のできる施設を建設すべきであろうことを提言したのであります。

名古屋市が戦前半田市の松林の中に小児結核の子供たちのために保養所をつくりました。いまは結核は撲滅されておりますので、ぜんそくの子供たちの療養所になっております。最近、国土庁は都市の子供たちを地方の豊かな自然と伝統ある生活環境の中で、一定期間集団生活させるセカンドスクール、田園生活学校ということらしいです。について、五十三年度以降モデル校を設けるなど検討を重ねてきたが、このほどその具体構想をまとめた。その内容は都市に住む小・中学生を対象に、参加者を一カ月程度地方にある集団宿泊施設で生活させて、その間正規の学校教育

活動や地域社会との交流を行うというもので、教育面での種々の効果のほか、地域の振興にも役立たせることを大きなねらいとしているようであります。

四日市も水のきれいな空気のよい自然に包まれた場所を選んで、緑の学校のための校舎をつくり、自然の中での教育を推進するために、独立した緑の学校の施設建設を提言するものであります。この件につきましては、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、自然とともに生きる教育について。

最近、小学校や幼稚園で裸足や裸で教育しているところが多くなりました。私の近くの幼稚園では、年じゅう裸で運動しております。いまの子供は何かにつけて過保護で、教室の中でも靴下をはいて、上靴をはいて、スマートなかつこうでございます。私たちの子供のころは、裸足で走り回ったものでございます。その反動であるかもわかりません。先にも申し上げましたように、今日の教育は自然の中で学習を進めることが強く主張されております。土をいじったり、裸足で運動場を駆けたり、木登りをしたりして、そのたくましさを養うことに努力しているようでございます。

文部省でも、この八月ごろだったと思いますが、学校の環境づくりに指針を出しました。その中に、屋外環境では自然への愛情を育てるための造園、緑地のほか、子供が遊具として使える彫刻や木登りの森を整備したり、動物飼育小屋、岩石園などをつくることも示唆いたしております。

こんなことを申し上げておりますのは、十月の決算議会で、佐野議員が新設された桜中や羽津北小の校庭に緑がないと指摘されましたところ、教育委員会では、そんなことは考えていないと答弁されましたが、本当に考えていないのかどうか、念のためもう一度確認したいからであります。

こうしたことは、PTAの協力で学校がやるだろうと教育委員会は考えているのではないのでしょうか。現に、これまで多くの学校はPTAの力で庭園をつくったり、校門付近に庭をつくってきた事実は私も耳にしております。学校を新設しながら、佐野議員の指摘されましたように、何の意図も計画もないということであれば、これこそ仏つくって魂入れずのとえのとおりであります。私たちですら、公園緑地課に観葉樹の苗木をつくれ、ドングリや椎の実のなる苗木をつくって、学校へ配ってほしい、どここの学校が校庭に森をつくりたいと言っているから、協力してやってほしいと申し入れているのでございます。学校の緑化を教育委員会はどうか考えているのでしょうか。計画があれば、この計画についてご報告をいただきたい。

この間、八郷西小学校の児童が、学校でとれたサツマイモを入れたご飯を飯ごうでたいて、みんなが楽しんだという記事を新聞で見ました。戦前には、ウサギ狩りやシメジ採りをやったりして、野山を駆け歩きました。勉強をやめて、そんなことばかりやれと申し上げるのではなくありませんが学校教育ももっと自然の中で学習することを考える必要があるのではないのでしょうか。

減反で農家のたんぼが遊んでおります。このたんぼを小・中学校で農家からお借りして利用している学校があるのでしょうか。常磐中学校は新聞にも書かれたほどに、大きく利用されております。

こんなことを申し上げていると、際限がございませんが、教育委員会も自然とともに生きる教育について、もっと真剣に考えてほしいことをお願いいたしまして、第一回目の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後三時十一分休憩

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第二点についてお答えを申し上げます。

緑の学校が教育上大変有効であることは、先ほど来お話のありましたとおりでございます。小学校の六年生全員を対象として、ここで教育をしようということでございまして、四十七年度には六校六百余名が参加をするということに始まりましたが、本年度は十九校二千三百名という大変数が多くなってまいっております。

学校以外のセンター利用状況でございますが、これは六十六件で今日まで三千百三十三名というような状況になっております。いずれにいたしましても、大変有効に活用をされておることとございまして、今日の状況では先ほどご指摘のありましたような利用に必ずしも適さないような実情が同時にあるということも承知をいたしておりますので、今度の基本計画では、五十九年度ぐらいに食堂等の改装を拡充的にいたしまして、もう少し雨の日でも自由のないような利用をさせるといような形にまず持っていきたいというふうに思っております。

ご指摘のありましたこれを一般青少年の活動の場として、さらに整備をし活用して、緑の学校というのは別なところにつくってはどうかという新たなご提案でございますが、この点につきましては、一つの大きな課題として、私もよく検討し、考えてみたいとかように思っております次第でございます。

一番、三番については、教育長の方からご答弁申し上げます。

○議長（青山峯男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 一番と三番のご質問にお答えを申し上げます。

まず、中学生の非行に関連してということで、化け物がいまだに横行しているじゃないか。非行はおさまっているかどうかというふうなお話でございました。確かに、終わっているとは言えぬ状況でありまして、目でお確かめいただいたわけですので、そういったものがいまだにちらついているというのが実情でございます。

非行発生の主な原因は、何といっても家庭とそれから学校のあり方にあるというふうな最終的に私どもは判断しております。家庭が悪いからということでもって、家庭の責任だけではないか。生徒たちが学校へ来るのは、勉強がわからなくても、楽しいから、あるいは友達がいるからというので、学校へ出てくるわけです。そういった学校での過ごし方に何らかの意味を持たさなければいけないということが一番大事なところではないかと思われま。おっしゃるように、厳肅な学校でありながら、そういった化け物のようなかっこうをしてというのがおかしいではないかと、確におっしゃるとおりでございますけれども、昨日も申し上げましたように、形の上からだけ規制を厳しくやりますと、そこまでいった生徒については、なかなかうまく順応をしてこない、指導が受け入れられないという状況でございます。体も大きいし、それこそ学校が一体になって指導に当たりますもの、やはり生徒たちの心の深奥に触れて、やはり気持ちの上からわからせるといふような態度の指導が必要と思われま。そういうことにつきまして、やはり職員が時間のたつのを忘れて、それこそ対応もしておりますが、なかなかうまくいっていないというのが現状であろうと思いますが、私どもは対策室をつくりましてから、相当密接に学校と教育委員会が連携をとりまして、それらについて対応してきた、そのことを少し二、三挙げてみたいと思えます。

第一番には、ある学校で何ともならない、いわゆるポス的な存在の者を処置したために、その学校が急によくなっ

たというこれは例がはっきりございますが、いわゆる尋常の手だてでは指導できない生徒については、家庭の納得を得た上で、司直の手にゆだねるという方法、これはやむを得ないということで、数人は本年度もそういった措置をしております。また、その生徒が学校に戻るといふ場合があるわけですが、そういったことについては、受け入れに十分に配慮するように話し合いをしております。

それから、二番目といたしまして、学校と家庭それから地域社会と学校、これあたりが非行防止で一つの線に考え方がそろわなきゃいかぬ、特にその三者の關係に教育委員会が仲介の労をうまくとるようになってきたと思ひますし、対策室ができてから、そういった効果が上がっているという状況がございます。

それから、ご質問で学校の中に何か欠けたものがないのかと、この辺が心の問題あるいは本当に指導の効果が上がるといふ教師と生徒の信頼關係といふますか、このことをおっしゃっているのではないかと思ひますが、学校教育のやはり見直しがいまは必要ではないか。きのうも申しましたように、わからない生徒というのが三〇％ないしは三五％程度あるという統計から見てもわかりますように、ある程度やることについて、満足感が得られるというふうな内容はどうな事なのかということについて研究もさせておりますし、教育研究所あたりもそういった内容について資料もつくっております。したがって、それぞれ学校のそういった生徒に対して特別の学級を組織する、あるいはしないにしても何らか別の時間にそういったことについて作業なり仕事、ワークなりをさせることによって、おれたちにもできるんだという充実感を与えるような指導が私は必要だと考え、そのことについて準備を急いでいるのでございます。そういったことで教育委員会が指導室、研究所、対策室一体になってやってきたということが言えるのではないかと思ひます。

なお、対策室ができてから、どういふふうな効果が上がったかというふうなことがございましたが、確かに非行対策について妙手がないというふうな嘆きがあったわけですが、何とかして学校に席を持つ生徒だけは処置をしていきたい。そういう考え方を基本的に設定いたしましたして、各学校の困っている状況を一つ一つ把握していった。これは対策室ができて、そういった連携が非常に密接になったわけでございます。そして、教育委員会の意思もそこからうまく校長を通して教職員へ徹底することができるようになってきた。あるいは警察や諸団体と学校との意思がうまく疎通できるようになった。その仲立ちとして教育委員会がはっきり位置づいてきた、これは従来よりも相当効果が上がっていることではないかと思ひます。対策室本部長の市長が言いましたように、市民部初め全庁挙げて青少年行政に取り組むという体制、これはまだ整いつつあって、順調とまではいかないにしても、皆さんにそういったことについて関心が深まって、そういった連携がうまくとれるようになった。このあたりが対策本部をつくり、対策室ができたことによる効果だというふうにご覧いただけます。いわゆる有職少年と学校の席を離れた者の指導等については、地域組織、保護司あたりとの連携ということになるかと思ひますが、まだそこまで効果が上がりませんけれども、とりあえずそういうところに非行の生徒を出さないということが、まず指導の初めだというふうにして努力しておるのでございます。一番目の点について申し上げます。

次に、三番目の自然とともに生きる教育について、学校の緑化について、どう考えておるかということでございます。

お説のとおり、自然とともに生きる教育の重要性についてはご指摘のとおりだと思います。教育委員会としても、学校の新設や増改築の際に、緑化についてまだそこまでいってないというのが現状でございます。と申しますのは、開校時、体育館、プール、すべて整えた形で開校している施設はありませんので、体育館を建てるときあるいはプールをつくる時、進入路通路、工事現場ということ、せっかく基本的なレイアウトはできておりますものさうい

ったものが障害となって、次にうまくできないということもございます。

それから、もう一つは仏つくって魂というお話がございましたが、私ももちろんそのとおりだと思います。学校というのは、一つにはこれは逃げ道もないと思いますが、校長、教職員それから児童生徒あるいは地域の方々が一体になって、創設の新しい学校の伝統をつくっていただくということから、基本的なことはともかくといたしまして、ともに知恵を出し合っていたいで、そこに魂を入れていただくということが私は大事だと思っています。その一環として、やはり環境の整備もある、勝手な理屈づけでございますが、かつてはそういったことで甘えてきたということもでございます。学校への愛情を育てることから、そういった木が子供たち一人一人の意味づけといいますか、何々の記念樹だとかあるいは卒業記念、入学記念といった一つ一つがふくらんでいくという年輪を経て、学校が伝統を積み上げていくということも大事なことでないかと思えます。しかし、一方縁と太陽のあるまちづくりという大きな見地から申すれば、こういったこともやはりぐあいが悪い。私も最低限のことはやっぱり教育委員会ですべきではないかということで、今後はこの方面に努力をしてみたいと思うので、ご了解をいただきたいと思うのでございます。

なお、ゆとりの時間に休耕田等をどのように利用しているかというお話がございましたが、現在そういった勤労体験学習というのを行っている学校は、小学校十一校、中学校は一校でございます。これもすべての学校というわけにまいりませんので、ゆとりの時間の使い方というのは、そういった勤労体験学習もありましようし、身体的なものを鍛える体育活動をそういった時間に充てている学校あるいは合唱あるいは劇など、文化的な活動に充てている学校もあるでございます。いずれにしても、その学校が教職員と地域の実態から一番やりやすいというか、適切だと思われるところでもって努力点を見出しているのでございます。そういった特色ある学校を育てることでもって、

勤労体験学習について、教育委員会としてすべきことは十分にしていきたい、こんなふうに考えておるのでございます。自然とともに生きる教育というのは、お説のとおり全く賛成でございますし、今後実のあるような緑の自然とともに生きる教育というものを推進してまいりたい、こんなふうに考えておるのでございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ご登壇ありがとうございます。

先般、ある中学校の校長さんからこのようなお便りをいただいております。一応読んでみます。

お聞き及びと思いますが、私の学校も九月以来さまざまの非行が重なり、ここ半月ほど静かになりましたが、この先いつどういことが起こるやら予測もつきません。一つ、教師への暴言、暴行、はては女教師へのわいせつ行為にまで及びました。二人の生徒を家裁へ通告、鑑別所から一人は少年院、一人は学校へという処置をとってもらいました。これはみごとにおさまりました。二つ、下級生への残忍な暴行。学校も周囲も懸命になりました。これもまあまあおさまりました。あとは三、器物の破壊。小さなことですが、これが頭の痛いこと。四、喫煙、金集めです。三、四、特に喫煙も何度も注意し、訪問し、父親も呼び出しているのですが、なかなかなくなりません。家では許しているのが多く、常習化しています。最近半数くらいになりましたが、それでも学校で数人はいしよで吸っているのではないかと思えます。百円、二百円ずつの金集めも後難を恐れて、なかなか口を割りません。割ってくれば、すぐおさまるのですが。これから冬にかけて火の問題、単車問題が出てくるでしょう。すでにけさの新聞で警官をはねて逃げた十五、十八歳の少年が報道されております。多分うちの卒業生でしょう。二人のうちの一人、後ろは私の学校だと思います。きょうは午前中刑事の応待で過ごしたようなあります。常磐や本校の生徒になると、一筋縄では

いきません。外からながめられると、何しとるのやということになります。その簡単にはいかないのが事実でしょう。青少年対策室には九月末から十月にかけて、ずいぶんごやっかいになりました。対策室の方もかえっていい経験をされたのではないかと思います。部屋についてはわからないはずですが、

学校が悪くなって思うことは、一、若い教師の覇気のないことと教師としての無気力。二、すぐにエスカレートしていく、つまり悪行を働くことが何となく英雄視されていく現代中学生気質。三、父母の無責任。子供を恐れる父親、母親の無気力等々です。せんだっての地区懇で、なぜ女の教師を雇うのやという質問も出されましたが、県教委当局の危機感のなさも思わないではいられません。現状を見ながら、なお年休を平気で取る教師たちを思うと、今後さらにこの状態は長く続くのではなからうかと思えます。つまらぬことを書きましたが、とにかく私は私として一日一日努力していくよりいたし方ありません。

こういう便りでございます。このお便りの中から、幾つかの問題が語られております。このお便りを聞いて、教育長は何を考えられ、何に責任を感じられますか、お尋ねいたします。

なお、十二月九日の朝日新聞で、名古屋市の中学校でガラスの補修に百二十万も使ったという記事がありました。この校長さんの手紙にもありましたように、器物の破損がこわいと書いてありますが、多分この学校もガラス、その他相当なものが傷められているのではなからうかと思われれます。常磐中学では、ガラスを割られると、すぐ修理する。修理すると、また割られるというぐあいには、生徒の暴行とイタチごっこしている状況だと聞いております。恐らく割り当てられた修理費では直らないのではなからうかと思えます。この学校でどれくらいガラス修理費を使っているのか、その実情がわかっておれば、お知らせ願いたいと思えます。

次に、緑の学校については検討するというご答弁でありましたが、第三次基本計画で策定されております青少年野

外活動センターの施設の充実とあわせ一層ご努力をお願いします。

最後に、自然とともに生きる教育でございますが、市民憲章でも「自然を愛し、緑と水のきれいなまちをつくります」と提唱されております中で、地域では少しでも子供らを自然の中で遊ばせ、自然環境、緑の環境をよくしようとする努力している組織も相当あります。教育委員会もこういう組織と十分調整を図っていただき、またご指導、ご援助もしていただいで、子供らのための自然とともに生きる教育に一層ご尽力していただきますことを重ねてお願いいたします。まして、私の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 中学校の便りということでお読みいただいた、その中学校検討がつかまずし、そういったことで大変苦労している事実をあらかじめ申し述べられたという気がいたしております。正直言います、青少年対策室挙げて集中的にこの学校へはある一定期間援助をし、校内の巡視もいたしましたし、そういったいわゆる悪に對して直に接触もいたしておりますので、そのことも聞いております。逆に、そういうことをすることがその学校の教職員に対して本当に親切かどうか、あるいは援助していたかどうかということについては反省もしておりますが、ここまで来た以上、それこそ実数にいたしました三十名余り、そういった非行生徒がその学校にいるわけですが、普通のところは五、六人か六、七人程度ですと、何とか大ぜいの力の方が勝つということでございますが、三十人もおりますと、相当目立ちますし、学校の秩序が保たれないという現状でございます。そういったことが一時的にあったとしても、そういった教師への暴言、暴力あるいは女教師への暴行的な行為、この程度につきましても、詳細に聞きました、どうも生徒にしても教師にしても何と申しますか、教師の方がきちんとしたやっばり対応をしていないと

いうふうな感じもいたすのでございます。

そこで、若い教師について無気力あるいは女教師について、指導ができぬのやないかというご提言でございますけれども、確かにそういったまず子供の心理をわかりながら、力強く粘り強く対応するところの教師を育てなきゃならぬという気はいたしますものの、これは私どもも含めて何といえますか、そういった世代、二十歳過ぎの教師を育てた社会全般の人たちのやっぱり責任もあろうかと思うのでございます。十分認識しておりますものの、なかなかたてまえと本音がうまくいかないというのが現状でございます。それぞれの機関、それぞれの部署において、このことがエスカレートしたりあるいはこの行為が許されると、大手を振って通るといふことのないような、いわゆる抑止力をつけてもっていかなきゃならぬというふうにまず思うのでございますし、事が起こったならば、最善を尽くしてでも私どもはいわゆる鎮火に努めていかなきゃならぬというふうに思っておるのでございます。各地域において、それぞれ組織なり団体がございます。そういったことのご指導につきましても、議員の皆さん方に今後ともよろしくご援助ご指導いただきますようお願いいたします。

それから、ガラス等のいわゆる修理代について、どうなっているのかというご質問でございますが、六校ほど主なところについて調査いたしました。その六校のガラス代の修理合計が五十六年度二百五万三千円、五十七年度現在までが百五十八万というそういった数字を拾ってきたわけでございますが、全校でいいますと、五十六年度公費で行いましたのが四百五十六万円でございます。そして公費外、いわゆるPTA等におんぶしているという額は八十六万というふうに把握しておるのでございます。私ども学校に配当しておりますいわゆる校長裁量での執行による経費は五十万円でございますが、二十校の中学校にしますと、約一千万にはなるわけでございますが、ガラスだけが修理ではございません。器物の傷んだところ、あるいは便所等を修理したものを含めますと、相当な額になるわけでござ

います。やはり荒らしておいたんでは、生徒指導上よくない。したがって、破損した個所については、もちろん責任は問いますけれども、これらはすべて証拠を残さないように、だれかがやったということで、なかなか口を割りません。いま常盤中の話が出ましたけれども、そういう状態で放置するわけにもいきませんので、応急にすぐさま処置をするという体制をとっておりますが、非常に経費的にも多額のものになるということで、苦慮はいたしております。以上、現状を申し上げます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 長時間の質問でございますので、大変お疲れと思えますけれども、もう私一人で終わりでございますので、しばらくごしんぼうをお願いしたいと思います。

ご通告申上げました漁業基地の問題につきましては副管から、入札の問題につきましては総務部長から、それから都市美につきましては、これは行政組織に関することでございますので市長から、私も簡単にご質問申し上げますから、簡単にご答弁をいただきます。

私は、六月と九月の議会に遠洋漁業基地のことについてご質問を申し上げたのでございますが、九月に三輪副管から、これは私の考えでございますけれどもという前置きをして、漁港から商港に転換していきなさいという発言がございました。そこで、私は大きな船が入って富田、富洲原の人たちにどんな利益があるかという反論をいたしましたのでございます。私は市民のために何がよいかということを述べ、副管は港がどうなるか、港をどうするかという考えでございまして、いわば二人の考えは平行線をたどっているようなことではございましたが、市長はこの立場の相違を見

てこういうことを言われました。鈴木造船から北天カ須賀の埋立地までの全体を総合的に考えてみる必要があると思う。管理組合の方では、漁業区を商業区に変更したいという案があるようでございますが、この上は漁業者と漁商さらに加工業者や地元の方々を含めて、地域の人たちがよかったなと思うような最終案を立案したいと思っております。この点について、内部的に一度私の方で議論いたしまして、また議会の皆さんのご意見をちょうだいしたいと思っております。

ところが、九月の議会が終わったところ、田中元知事さんが四日市へ来られました。偶然片岡市長公室長がお目にかかっていろいろ話をいたしましたとき、田中先生から実は三重造船の問題ばかりでなく、鈴木造船から北天カ須賀地先までのこの地域をどうしたらよいかを考えているのだという市長と同じような話が出たのでございます。片岡市長公室長は、実はこの問題で伊藤議員が六月と九月に一般質問で問いただされておりますと申し上げましたところ、その発言の要旨と答弁の概要を書いてほしいとお話ございました。それで、田中先生は「私がこの基地を設定したのだから、責任を感じている。私のできることはやっています。」こういうふうに田中先生が話しておられたのでございます。そのことを市長公室長は私に話してくれました。

幸いこの六日の議員説明会のあった第三次五カ年計画の中に遠洋漁業基地周辺の活性化、水産加工団地の整備促進という項目が新しく加えられたことは皆さんもご承知のとおりでございます。それでございますから、この質問はしばらく中止をいたしていきたいと思えますけれども、この海で生きてきた人たちが、あるいはこの海でとれた魚で生きてきた人やあるいは魚をとる人たちや、そういったとにか海で生きてきた人たちにとって、これは海というのはこの人たちの心のふるさとでございます。だから、そういうことを考えながら、市長の言われたように、この人たちが本当によかったなと思うような地域をつくっていただければ、こんなありがたいことはございません。よろしくお

願いを申し上げます。

次に、入札に関連した問題でございますけれども、私はこの入札ということについては余り関心もありませんし、深く勉強もいたしておりませんのでございますが、先ほどの総務部長からの業者の説明を聞きまして、大変な業者の数だな。その数字を考えると、こういう質問をするのが非常に意欲が減るような感じがいたしますけれども、予定したようにご質問を申し上げていきたいと思っております。

この間、ある業者が私のところへ参りまして、調達契約課の職員から「おまえは実績がないので、これから指名から外す。」とこう言われたと訴えてきたのでございます。この人は指名を受けると、まじめな人でございますから、まじめに積算をして、そうして落札できるように努力する人でございまして、どうしても落札いたしません。どうしても落札できないのかと聞きますと、他の業者はみんな原価を割って入札するからついていけないと言っているのでございます。そして、実績をつくれということ、原価を割れということ、原価を割るということ、ダンピングと同じだと思えますが、市はダンピングを認めておるのでございましょうか。原価を割るということは、せいぜい十万か十五万の金額の仕事でございますから、これは大きく取り上げるほどのものでないかわかりませんが、せいぜいこうした訴えが出てくるところは、やはり調達契約課の職員の態度に何かおれが仕事をやるといったような傲慢さがあらわれているのではないかと感じいたします。

私は、かつて福祉関係の職員の被生活保護者に対する態度を指摘したことがございますけれども、人事課の人事配置の中で、やはり人柄のことを考えてまいりませんか、何でもないことから誤解が起きて大変な問題になってくる場合もございます。

いまの問題にいたしましたしても、市がダンピングしているのかどうか、私わかりません。教えてほしいんです。それ

からまた、実績といっても、市役所の実績だけなのか、あるいは何だか、私わかりませんが、この実績ということについても、むしろ私が教えてほしいことでございます。

この九月の議会に、北部清掃工場の集じん機の落札が議会へ出てまいりました。議会決議をするのは九千万円以上と聞いておりますのに、七千八百万の金額が上程されてまいりましたので、なぜかと聞きましたら、予算が九千万以上あるからということでございました。ところが、その後予定価格が九千万以上だからという総務課の説明がございました。予定価格といいますが、私たちわかりません。わかっているのは理事者だけでございます。納得のいかなり上程だと思いましたが、どんな少ない金額でも審議する機会を与えていただいたことはありがたいと思っております。上程されたからこそ次のような問題が出てきたのでございます。予算が一億二千万円で、落札価格が七千八百四十五万でございますから、予算との差が四千二百万、こういう差でございます。私の感じたことは、予算というのはいかにずさんなのかという感じを持ったのでございます。ずさんであるかどうか、私わかりませんが、何かおでも、そういう感じを私は持ったのでございます。これもわいわい言うような問題でございませぬけれども、何かおかしいなという気がいたしております。この入札に関係者がいろいろ話し合いたければ、この落札業者はこれに感じなかった。りっぱなものです。応じないんです。そして七千八百四十五万で落札したのでございます。談合はございません。ところが、落札業者が原価を割っても、修理でもうけさせていただきます。これで結構でございますということを一言言ったとか言わないとかということが私の耳に入ったのでございますが、一言多いために、これが果たして公正な入札であるかどうかという疑問をいま抱いておるのでございます。この焼却場の機械の傷みは非常にひどいのでございますから、どれだけ傷むのかわかりませんが、わかっておれば、どれだけ修理費を払っているか、お知らせをいただきたいと思っております。

さらに、これも古い問題でございますけれども、五十三年の一月二十七日に羽津のポンプ場の集じん機の入札がございました。八社が七千万円台の入札をいたしておりますのに、合名会社の日比鉄工は四千六百万で落札をいたしております。これこそ私はダンピングだと思っております。ところが、この会社は次の入札ではうんと高く入れて落札をいたしております。上との差はわずかでございます。安く入札して落札して信用を得て、後でもうけるといふ戦法ではなからうかという感じもいたします。入札というものにつきましても、いろいろの型があるというのを思うのでございますが、どうしたら公正な入札ができるかということをひとつこの際お聞きいたしたいと思っております。安かったら、何でもいいという時代は確かにもう過ぎたはずでございます。

次に、都市美についてでございますが、六日の議員説明会で、都市美の施策の体系の中に水の活用、制度化、都市美観の中に建築物等の調和促進、景観の保持といった非常にユニークな問題が出てまいりましたので、私も若干お尋ねをしたわけでございます。

問題は、このりっぱな施策を具体的にどう展開していくかということであろうと思っております。まず第一に、現在の公園緑地の職員では手がいっぱいでなからうかと思っております。佐野議員も触れられましたように、南部丘陵公園の問題で内田都市計画部長から答弁もありましたので、大体その内容はわかりますが、私も実は泊山とそれから南部公園の両方を見せていただいたんでございます。ずっと案内していただきましたときに、これは中央緑地やあるいは海浜公園とは違ったりっぱな公園だなどという感じを持ったのでございます。説明を聞きますと、その道筋に小さい動物園を配置したり、あるいは広場もこれからつくっていくとか、あるいは展望台があるとか、あるいはりっぱな東屋があるとか、十年あるいは二十年、三十年たったら非常にすばらしい公園になるだろうと思っております。中に、四商のマンダリンクラブがつくっている野鳥の来る森というものも造成しておるところを見てまいりましたが、この南部丘陵と

それから泊山の公園をやはり一体していかなければ意味はないと思います。やはり、こういった仕事をしていくのは非常に時間もかかりますし、経費もかかりますけれども、やはりかかってもらえばに仕上げていくだけの計画とそれから財源も考えていかなばならぬと思っております。

次に、第三次の基本計画の中に都市美を充実させていくことになりますと、いろいろの問題が考えられるのでございます。たとえば川をどう生かしていくか。あるいは美しい海をもう一遍取り戻すためにはどうするか。あるいは市街地の景観をどう考えているか。あるいは大きい木を保存するとか、あるいは歴史的景観を残すとか、あるいは街角の景観を考えると、あるいは旧港の景観を考えると、あるいは旧東海道の面影を残していくとか、あるいは橋のたもとの景観を考えると、あるいは美しい山や谷のことを考えると、空地をどう考えていく。そういったようなことを考えながら、美しい町をつくっていくためには、もちろん市民参加、先ほど川口議員が申されましたように、市民参加をいまでも川口議員は先頭に立って進めておられますけれども、やはり町の景観をよくしていくためには、市民参加、市民運動ということを当然考えていかなばなりません。そして、四日市の個性のある町づくりをしていかなばなりません、そのデザインづくりだけでも大変なことでございます。その中で公園緑地課という組織だけでやっていくかどうか、これはひとつ考え直してみなければならぬと思います。先ほどの阿南財政部長の説明の中に、組織の機構を拡大することは考えておりませんというそのとおりでございます。しかしながら、この仕事を進めるためには、計画とあるいは現在の公園緑地の維持管理とか、そして新しいこの都市美という問題だけを取り出した都市美の計画を進めていくために、その三つのセクトはどうしてもそれがなくては、やはり計画が計画倒れになってしまうと思うのでございます。もちろんこれには都市計画課あるいは清掃管理課あたりも関連してまいります、やはりこれを一丸として、本日に四日市の個性のある町づくりを進めていきたいと考える以上は、こういった行政組織も職員

組織も考えていかなばならぬと思いますので、この点につきましては、市長のお考えをいただきたいと思っておりますのでございます。

ついででございますが、公園緑地の中にある運動施設の管理は、現在のスポーツ課に属しておりますけれども、これはいろいろの意味で非常に効率的でない場合が多いので、やはり維持管理は公園緑地課に属させた方がよいと考えておりますが、その点についてもお答えをいただきたいと思っております。終わります。

○議長（青山峯男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 第一点の遠洋漁業基地についてお答えさせていただきますが、助役の立場でお答えさせていただきますので、よろしく願います。

本件につきましては、ただいまご指摘のように、九月議会での市長の答弁を受けまして、私ども今後のあり方につきまして、四日市港管理組合をまじえまして、関係部課で検討をいたしております。現在策定中の第三次総合計画の基本方針で、遠洋漁業基地周辺の活性化を図るという方針を立てておりますが、本件につきましては、最終的には三重県水産振興審議会の答申が今月中に出る予定でもございますので、この答申を踏まえなければなりません、基地の有効利用とそれから加工団地の整備促進等につきましては、今後も県、管理組合、市の三者で十分協議し、十分検討してまいる所存でございます。

特に、天カ須賀地区との関連をあわせて検討することはもちろんでございますが、地元のご意見も十分にお聞きをしてまいりたい、このように考えておりますので、今後ともよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 二点目の入札についてお答え申し上げます。

指名業者につきましては、市の実績がないから指名されない、また指名されても、まじめに積算して落札したいと努力しても、みんなが安く入札するから、実績がとれないということでございます。発注に当たりまして、新規業者あるいは比較的小規模業者に対しまして、受注機会を持っていただく考え方でありますが、民間実績を加味することにつきまして、一層留意して業者選定に当たってまいりたいと存じます。

この件につきましては、前回の川口議員の質問の中でもそういった趣旨のことをお答えさせていただいておるわけでございます。契約担当課に出入りする業者に対する応待姿勢あるいは福祉等の窓口部門の応待等につきまして、常々注意を喚起しているところでございますが、誤解を招くことのないよう今後とも十分配慮してまいりたいと存じます。

次に、北部清掃工場集じん機設置工事の議会提案についてでございますが、先ほどご質問の中にありましたように、議会の議決に付すべき契約は、条例上予定価格が九千万以上の工事請負となっております。落札価格が九千万を下回った場合でも、入札執行前に設定いたしました予定価格が、条例で規定する九千万以上であれば、議会に付議することになります。予定価格は公正な競争が行われることを確保しようとするものでございまして、落札は予定価格を最高といたしまして、原則として最低の入札をしたものを落札者とするものでございます。

次に、北部清掃工場集じん機並びに昭和五十二年度下水施設の除じん機設置工事の発注についてでございますが、

いずれも落札価格をもって契約の完全履行が可能と判断したものでございます。これら設備の設置後の管理経費が伴いますことは必然と考えますが、維持管理に当たりましては、細心の注意を用いまして、修繕費等の発注に際しましては、適正を期するよう努めておるわけでございます。

北部清掃工場におきます修理費といたしまして、昭和五十六年度総額四千三百九十九万八千円支出いたしており、その内訳の主なものとしたしましては、焼却炉本体関係が、二千九百六十五万五千円とそれからクレーン関係が四百四十万電気集じん機関係で十五万三千円でございます。

また、下水の除じん機の今日までの経過といたしましては、特に故障もございませんで、ローラーの摩耗による修理あるいは除じん機の連結機の修理費として、五十七年度になって三十一万六千円を支出しておるわけでございます。清掃工場の集じん機の予算一億二千万でございます。これにつきましては、予算編成に当たりまして、所管の部局において大手業者数社等から参考見積りを取りまして、これをもとに検討して計上したものでございますが、工事費の予算編成に当たって今後一層慎重を期したいと思っております。

ご質問の全体を通しまして、ダンピングについては市の考え方、ダンピングを認めるかどうかという市の考え方等のご指摘でございます。ダンピングにつきましては、学説あるいは立法例によりまして基準を異にするようでございます。たとえば建設工事で申し上げますれば、採算割れ価格で落札するといったような行為は、手抜きあるいは粗悪欠陥工事を行う弊害のおそれを生じたり、やはり価格によっては契約の内容に適合した履行がなされることが予想される場合に不合理であるというので、ダンピングの弊害の防止に努めなければならないと理解しております。市といたしましては、ダンピングを認めているものではございません。その認定につきましてはむずかしい問題であると思っておりますが、たとえば原価を不当に下回るような価格については、これを排除してまいりたいと考えておるのでござい

ます。

工事または製造の請負契約を締結する場合に、ダンピングによる弊害の防止の方法の一つといたしまして、最低制限価格制度というものがございます。この制度は、予定価格以下の入札であっても、最低制限価格を下回る場合は無条件に排除いたしましたして、最低制限価格以上の価格で最低の入札を落札者とする方式でございますが、ただ本制度の短所といたしまして、受注者側は競争の利益を減殺される。制限価格に満たない入札をことごとく無効にするという妥当性を欠く場合が多いのでございます。

本日の読売新聞の第一面でございましたが、会計検査院の指摘の中で、この最低制限価格のつけ方にいろいろ問題があるようでございますし、むしろかしい問題も含んでおるわけでございます。

また、ダンピングそのものにつきましては、業界秩序の問題でもあろうかと思えますし、独占禁止法等で規定されるべきものでもあろうかと存じます。本市におきましては、契約規則上のこの制度の運用はいたしておりませんが、今後この採用の是非についても検討を加えてまいりたいと存じます。

適正な入札をさせるのは、どうしたらよいかということでございますが、公共工事の適正な入札を行うにつきましては、国等においても制度の改善、検討がなされておるわけでございますが、本市におきましても、本会議あるいは常任委員会におきまして、常に強いご指摘を賜っているところでございます。種々見直し、検討を行っておるのでございますが、今後の見直し、検討の中で、こういったダンピング問題等も含めまして、さらに公正で適正な入札改善に向けて努力してまいりたいと存じます。よろしく願います。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第三点の都市美についてお答えを申し上げます。

元来、都市美というものは総合的なものでございますので、町づくり全体に関係をするというふうに私は思います。たとえば緑地をつくる、あるいは街路をつくる、あるいは建築の許可をする、さらに広告条例等の運用をする、あるいは河川をつくる。排水路ないし用水路を整備する等々考えてみますと、先ほどご指摘のありましたように、川の生かし方、海の生かし方あるいは市街地の景観等々幅広い問題でございます。私どもは、広告物一つとってみましても、まことに大きさまざまな状況でございます。ヨーロッパの都市などでは広告条例というものがきちっといたしております。一定の大きさ以外のしかもその色まで制限をしておるというような形でございますが、日本ではそういうようなところはございませんで、それぞれ個人の権利といえますか、自由といえますか、そういうところに放置をされておるといふような場合がございます。いわば、この都市美を本当に形成をしようということになれば、相個人の権利に制限をしていくということでない、全体の整合性を保っていくことは、私は大変むずかしいだろうというふうに思うんですが、それにしても現状の四日市における状態をながめますと、どうしても索漠たる感じを受けざるを得ない。やはりこちらで少し町づくりの上で美的といいますか、美しいという状況について各事業面で反省をする必要がありはしないかというふうに思っております。したがって、非常に総合的なものでございませから、おっしゃるように、どこかの部に単純にお願いをするというようなことでなしに、やっぱり総合的に考えていくべき施策ではなからうかというふうに思っております。ただ、その全体を一遍に何かよくしようと思っても、私は現実の問題として頭の中で空回りしているだけで、一向に実効が上がりませんというふうな結果を来す心配があるわけでございますから、全体をどういう形でくくっていくかということ、もう少し先の問題といたしまして、当面考えておる仕事の中で都市美ということを配慮をした仕事の進め方をすべきではなからうかというふうに思っております。

わけでございます。

今回のご質疑の中で一つ考えられましたことは、諏訪新道のあり方あるいはそこから真っすぐ旧港に至るまでのあり方というようなものも一つのポイントではなからうかと思えますし、三滝川、海蔵川といった河川に市民が寄りつけるような施策を講じてまいるといふようなこともその一つではないかというふうにお考えいただけます。もちろん公園というところは、本当の意味での市民の憩いの場でございますから、これを十分に管理をしていくということは、現状の公園緑地課だけでは大変むずかしいんじゃないかというお話がございました。組織を拡充していくということは今日の状況ではなかなかむずかしいというふうに思いますが、やはりいまある組織をフルに活動して都市美ということについての議論を部内的にもまとめたいく必要がありますし、当然その段階からは市民参加というものが考えられなければいけない。どういう形でそれを組織づくっていくかというようにことをひとつ当面の課題として取り組んでみたいというふうに思っておるわけでございます。

いままでいろいろご議論をいただきましたしまして貴重なご意見をちょうだいいたしましたわけでございますが、いま率直に申し上げまして、私が考えております実行可能な都市美ということに重点を置いて考えた場合には、まずやはり緑というものの整備ということに重点を置いていきたい。そして、そこへ若干の水との関連を持たせた形で、まず取り組んでみたい。余り大きなふるしきをいま広げてみしても、なかなか実効が上がらないと思えますので、そういった面についての部内の取りまとめ、そうして市民の方々のご意見をここに反映をさせていくというような組織というものを考えて、スタートをさせていきたいとかように思っておる次第でございます。

以上、今日の段階で私が考えておりますことをご質問にお答えしながら申し上げたつもりでございます。

○議長（青山峯男君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 詳しいご答弁をいただきました。ありがとうございます。十分理解できました。

そこで、入札に関連した問題でございますけれども、皆さんも承知のように、談合問題が幸い他の県あるいは他の市ではたびたび問題になってまいりましたけれども、四日市では問題になっておりませんので、大変喜んでおりましたところ、七月の三日でございましたか、保々団地の外周道路工事に談合があったということが新聞に出ました。それから、十月の四日に談合のことで私たち議員にはがきがまいりました。市消防本部、生川・八武グループ、あさけリージョンプラザ、戸田・久志本組と書いてございました。これがため、議会提案が延期されたことはご承知のとおりでございます。これからもまた恐らくこんな談合があったとか、あるいはこんな談合があったというようなことが新聞に出たり、あるいははがきが来たり、あるいは電話があったりするのはなからうかと思っております。理事者はその都度これを問題にして入札延期などやっていたら、予定の工事は恐らくできなくなるんじゃないかと思っております。私は、そういったことを非常に懸念いたしているのでございますが、しかし、この談合といえますけれども、一談合そのものが悪いのかどうか。それとも、談合から生まれてくることの汚職や不当利得が問題なのか。このあたりをはっきりしておかないと、この解決はむずかしいんじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

談合そのものが悪いとするならば、談合にかわるべきもので何があるか。私は先ほども申しましたように、余り勉強しておりませんからわかりませんが、やはり代案はないらしいです。ヨーロッパでもこの談合の歴史は非常に古く、根が強いので、ここでも手こずっておるということでございます。その代案がないとするならば、談合もレベルによって容認させるのかどうかやはりはっきりしておきたい問題でございます。

電気がつきましたので、簡単に申し上げますけれども、やはり談合防止のためには建設省の指示している指名業者

をふやすとか、あるいは指名業者の選定を厳正にしていくとかいうことも非常に大事だと思いますが、一般競争入札についても、導入可能な場合はできるだけ採用することが一つの方法であると思えますし、また入札の結果を全面的に公開すれば、談合は今日よりは少なくなるだろうと思えます。一般競争入札の原点である盛岡市にも行ってまいりました。あるいは岡崎の問題も聞いております。どこでもやはり一般競争入札の中に指名方法を加えながらやるようでございます。やはり四日市の場合もこれから指名ばかりでなくて、やはり一般競争入札ということも導入しながら、本格的な問題に入っていく方法を模索すべきだと思っております。この点について、総務部長のご見解を伺いたいと思えます。

これで終わります。

○議長（青山峯男君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 談合について、そのものが悪いのか、またどういう理由で悪いのかということでございます。

どこが問題なのかということから、まず申し上げたいと思えます。これにつきましては、ご承知のとおり談合につきましては公正な価格を害す、または不当の利益を得る目的で、入札の競争者があらかじめ互いに相談し合って、その一人に落札させるように約束することがいけないのでございまして、これがいわゆる刑法に触れる問題の談合罪というものでございます。この公正な価格と申しますのは、公正な自由競争によって落札されたであろう価格を言うとするのが一般的な判例になっております。

ただいま談合にかわるべき代案はどうかと、一般競争入札も導入すべきではないかというようなご意見でございます。

す。この件につきましても、総務委員会等でいろいろご意見もちょうだいしておりますし、本会議等においてもご質問もいただいております。いまいろいろ検討の段階の中で一般競争もどういう形でそれでは組み入れるべきか。これにつきましては、確かにいろいろむずかしい問題がございます。四日市市におきましては、たとえば岡崎市等と比べまして、業者の数が非常に多いわけでございますし、また比較的下のランクと申しますか、Cランクであるとか、そういうランクの業者の方が非常に多い中で、ある程度等級別に一般入札をするといったにしても、そこにまたそれなりの問題もあるようでございます。いま慎重にそういういろいろな問題も含めまして検討いたしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十七分散会

昭和五十七年十二月十五日

四日市市議定会定例会會議録（第四号）

四日市市議會

○議事日程 第四号

昭和五十七年十二月十五日(水) 午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第一二三号ないし議案第一四七号……………質疑：委員会付託

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

川	川	金	大	大	小	伊	伊	小	青
村	口	森	谷	島	川	藤	藤	井	山
幸	洋		喜	武	四	雅	信	道	峯
善	二	正	正	雄	郎	敏	一	夫	男

○出席議事説明者

助 市

役 長

三 加

輪 藤

喜 寛

代

司 嗣

○欠席議員（一名）

宇	渡	山	山	山	山	山	森	森	水	松	前	堀	堀
治	田	本	中	路	口	口			野	島	川	内	
良	一		忠		信		安	真	幹	良	辰	弘	新
								寿					兵
市	彦	勝	一	剛	生	孝	吉	朗	郎	一	男	士	衛

古	平	橋	野	生	永	中	谷	田	高	高	佐	坂	後	後	小	粉	訓	喜
市	野	本	呂	川	田	村	口	中	木	井	野	口	藤	藤	林	川	霸	野
元	行	増	平	平	正	信		基		三	光	正	長	寛	博			也
一	信	蔵	和	蔵	巳	夫	保	介	勲	夫	信	次	六	次	次	茂	男	等

助役	坂倉哲三
収入役	平井清三
市長公室長	片岡一裕
総務部長	藪田輝裕
財政部長	阿南道彦
市民部長	毛利道弘
福祉部長	岩山義弘
産業部長	宮田利雄
環境部長	樋口照一
都市計画部長	内田忠泰
建設部長	奥山武助
下水道部長	石井三夫
消防部長	渡辺靖三
次長	河村昭郎
病院事務長	田中利夫
水道事業管理者	村山仁人
次長	奥村仁人

教育館増男

次長 伊藤長爾

代表監査委員 吉田耕吉

事務局長	川合一郎
議事課長	板崎大之丞
議事係長	山口克彦
主事	鈴木晴美
主事	鈴木隆

○出席事務局職員

午前十時一分開議

○議長（青山峯男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第四号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 一般質問

○議長（青山峯男君） 日程第一、これより、一般質問を昨日に引き続き行います。

川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 おはようございます。通告に従い、質問させていただきます。

第一点は、尿尿浄化槽設置にかかわる問題です。

以前にもこの問題を取り上げてお尋ねしたところですが、近年、生活様式の変化、向上でくみ取り便所を尿尿浄化槽に切りかえ、水洗化する家庭が増加しております。また、団地などでは集中式の浄化槽を設置しているところも多いようです。社会の発展の中で各家庭がこれまでよりさらに快適な文化生活を営むことができるようになっていくためには、このように各家庭から水洗式に切りかえ、住居の近代化を進めることは大切なことだと言わねばなりません。ところが、単独であっても集中であっても、この尿尿浄化槽の設置が増加することは、単に個々の家庭便所が水洗化されていることだけでとどまらず、下水道施設の整備などいろいろな社会的に解決すべき問題へと波及していきます、それらの問題を早急に解決すべきところへ来ているのが現状の姿だと思っております。

こうした問題を解決するために、北部流域下水道計画がつけられていることも聞いておりますが、これが完成するまでには十年以上の年月が必要だと言われています。問題は、この間どうして対応していくのかということです。

一つは個人浄化槽の問題ですが、この設置は維持管理を厳しくするという前提で、自治会長などの同意を得て設置するようになっていますが、近年は自治会が同意しない傾向も出ているということでもあります。これでは地域住民と自治会など地元との摩擦を起こすことにもなりかねません。市の方針であるコミュニティーづくりの考えからしても、この問題について当然市としてそれなりに対応されるお考えを持っておられると思いますが、どのように対応されるかお伺いしたいと思います。

また、自治会が同意しないという問題の背景を考えてみますと、設置者が維持管理を徹底するという前提で設置したにもかかわらず、管理が不十分であるために、下流の水汚染や水質汚泥、悪臭などの問題を招いているところに原

因があると思われるのですが、それとも設置後の維持管理についてのチェックをする権限を持っていない設置業者の、設置者の側に全面的に任されているのが現状であるわけです。ですから、時としてはさきに申し上げたような問題が出てくるのではなからうかと考えるのです。そこで、この個人浄化槽の設置と水質、水路の汚泥、汚染の実態はどうなのか、関係部課で把握しておられるところで結構ですので、お伺いしたいと思います。

それから、この問題の指導、監督は保健所管轄ということも知っておりますが、四日市の問題でもありますので、市として対応していただいているものと思えます。どのように対処されておられるのか、お伺いしたいと思います。

二つ目には、市内各地に設置されている集中浄化槽の問題ですが、現在でも年数経過の中で機能が十分果たせなくなっているもの、あるいは年数が少なくても管理不十分で機能が働かなくなっているものなどもあり、大規模な修理、改修を必要とするところもあると聞いております。こうした集中浄化槽のところも、先ほどの個人浄化槽と同じように機能低下で放出先の水質悪化や水路汚染などをもたらしている現状にあります。いかに北部流域下水道計画に組み入れてあっても、その完成まで十年以上現在のままでも事態を推移させるならば、この間予想される環境汚染なり農業用水への影響はどのようになっていくのでしょうか。こうした現在の事態と北部流域下水道が完成するまでの問題の変化、それに対する対応など、関係部課で進めていられる問題解決について、お伺いしたいと思います。なお、その際、以前この種の問題についてお尋ねしたとき、関係部で検討いただくように承ったのですが、現在までの時点ですぐのような検討が進められているのか、開発業者、集中浄化槽の設置者、清掃委託業者などに関係する問題もありますし、集中浄化槽の改修にかかわる多大の費用調達の問題もあります。これらも含めてどのように検討されているのか、お伺いしたいと思います。

第二点目の老人医療有料化の問題について、お尋ねします。

この問題は、さきの国会で成立しました老人保健法の施行に伴い来年二月から発足することになりました老人医療

制度によって、これまで続いてきた老人医療無料化制度が有料となる問題であります。

現在まで続いてきたこの老人医療無料化の制度は、それまで多くの地方自治体で実施されていた老人医療の無料化の制度と、国も昭和四十八年にやっと取り上げ、七十歳以上の高齢者と六十五歳以上の寝たきり老人のために、所得制限つきで無料化したものですが、その時点では地方自治体はさらに進んで年齢引き下げ、所得制限の緩和、撤廃などの措置を講じて今日の時点に来ているのです。この間およそ十年、そして、この制度はいまや老人福祉の中心的役割を担ってきたものだけに、今回の老人保健法施行による有料化の実施は、高齢者の方には多大な衝撃と不安を与えていると言わざるを得ません。

考えてみますと、現在の高齢者の方々は明治から大正、昭和へと文字どおり激動の時代の中で身を粉にして働き、必死の気持ちで子供を育て、生活を守ってこられた、そして今日の日本の社会を築くために力を尽くされた方々です。そしていまは社会の変化とはいえ、核家族が進む中で老夫婦だけで、時には一人で生活しておられる方もたくさんおられます。こうした経緯を考えますと、老人福祉は国や地方自治体を問わず、施策の大きな柱としていかなければなりません。しかるに、行財政改革ということでこうした制度が変えられ、安心して老後の生活を送ってもらわなければならぬ方々に不安を与え、生活を脅かすようになるのであれば、残念なことです。ましてこれをきっかけに老人福祉が崩れていくことも起こりかねないと思えば、重大な問題だと言わなければなりません。

十月上旬には、厚生省から各都道府県知事に対して「老人保健法における医療について」という通達が出されており、その中でこれまで県や市が独自で行ってきた年齢の引き下げや所得制限の緩和など、いわゆる単独事業、上乘せ福祉と言われるものについては、このたびの老人保健法との整合性や財政への影響などを考え、その存続について再検討すべきだと言っています。しかしながら、国の老人保健法制度でこれまでの制度が変えられる中であっても、現行の制度と同じ内容のものを維持すべく努力を続けている自治体もあるのは、新聞報道などで周知のとおりです。本

市においても、現行の制度を市単独で続けるべきだと考えます。どのように対処されるかお伺いしたいと思います。

最後に、この老人保健法に関した問題を市としてどうするかという内容でもって議案が本議会にかけられ、審議される運びになっているのに、市の方ではすでに市老連などで老人保健法について説明を行っているのですが、これは未決のものをすでに決定したものと説明することになるのではないかと、どうしてこのようなことをされたのか、見解をお尋ねしたいと思います。

これをもって一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（青山峯男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君） 登壇〕

○環境部長（樋口照一君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず第一点の自治会等での同意の問題、あるいは同意についての考え方でございますが、尿尿浄化槽につきましては、法的には国の定める構造基準に合致するものであれば原則として設置が認められるわけでございますが、その場合放流先が必ず滞留することのないように、水路等につながっていくことが条件として必要なものとされております。ご指摘の同問題につきましては、放流先に私設の水路といえますか、農業用水など、いわゆる管理権者のあるものがあるわけでございますが、必ず設置者または管理者の同意、承諾を必要というふうに言われておるわけでございますが、この地元の同意につきましては、決して自治会の方へ責任を転嫁するという意味ではございませんで、生活排水などの水路は、自治会などにおいて、常日ごろ清掃作業など管理がなされていることが多くあるわけでございます。地元の自治会の皆さんにご承知おきをいただくというような意味で同意を求めるといふことでございまして、このことは、浄化槽を設置する人にとっては浄化槽を設置することを公表するといえますが、付近の人に知らしめることになって、おのずから維持管理にも十分注意をしなければならぬというような自覚を得ていただけるという

うふうなふうにも判断をするものでございますし、また、尿管浄化槽の設置に関します自治会の申し合わせ事項ということでは、あくまでもこれは任意団体での自主的なもの、あるいは付近でお住まいの共同生活をする上での任意団体としてのことでございますので、法的な強制力はございませんけれども、浄化槽というのは尿管を処理するものから、当然排水で臭気あるいは色というようなことで不快感を起こすなど、トラブルが引き起こされることが多くあるわけでございまして、そういう意味では、設置者も周辺の住民の方々もともに不愉快な思いをされるということになるわけでございまして、そういう意味では、どうしても地元でその辺のお話し合いをしていただいて、同意をいただくとすることが最善の方法ではないかというふうに考えておるものでございます。

また、次にご指摘のございました浄化槽による汚染の実態がどうなっておるのか、現況をつかんでおるかということでございますけれども、汚染の現状につきましては、単発的にはいろいろご指摘を受けて、その都度職員が保健所との連絡をとりながら対策あるいは注意を促しにということと処理をいたしておりますが、いま正確な場所数等についての把握をいま持ち合わせておりませんが、これにつきましては、できれば自治会さん等を通じて調査を再度して、確かめていきたいというふうに考えております。

それから次に、団地の集中浄化槽の問題でございますが、これにつきましては、団地の浄化槽、市内に十カ所ほどございますけれども、これはいずれも廃棄物の処理法と、それから特に大きな五百一人槽以上のものについては、水質汚濁防止法に基づく設置者の維持管理が義務づけられておるわけでございますが、これらの集中浄化槽、少なくとも十年ぐらいの間には大規模な修理もしなければならぬということと、これにはかなりの経費がかかるということから、一時的に多額の負担をして修理をしていただくことについて、設置者ですぐに対応しにくいというようなことも考えられますので、そういうような実態がございますので、市といたしましても、できれば低利の融資の方法がないかどうか、金融機関と協議中でございます。特に金融機関との協議の焦点となりますのは、自治会という組織あるいは集中浄化槽の管理組合というような団体への対応ということで、その裏づけの保証等とのこともございまして、その辺の協議をいたしておるわけでございますが、できるだけ早い機会にこれらについては制度化をして、集中浄化槽の大規模な修理への対応がスムーズにいけるように援助をしていきたいというふうに考えております。このことが維持管理をしていく上で非常に大事なことになるのではないかとこのようにも考えるものでございます。

それから、この浄化槽の管理あるいは管轄と申しますか、監督官庁はご指摘のございましたように保健所でございますけれども、必ずしも保健所だけにというわけにはいきませんし、われわれといたしましても、できる限り保健所と連携を密にしながら、広報あるいは直接指導、あるいは広報、パンフレットなどによります設置者への啓蒙、あるいは汚泥の最終処分経費につきましては、全部、あるいは規模、方式によっては一部負担というような形で終末処理費の軽減を図るといふようなことでの管理経費の総体的な軽減を図るといふようなことも考えておるところでございます。さらには団地の集中浄化槽等につきましては、定期的に、水質汚濁防止法上の特定施設ということもございまして、それらの排水のチェックを公害対策課の方でしたりしながら、その水質検査の結果や、あるいは時には付近の住民の方々からの苦情というふうなものに基づいた水質検査等も行い、その結果等をも参考にしながら設置者への指導、あるいは設置者から時には相談を受けるという形でその依頼に応じた技術的な助言等も行っておりますし、清掃業者につきましても、年に一回の清掃届等を出してきますので、その管理等をチェックしながら必要な指導をしていくというふうなことに努めておりますが、今後ともなお一層その努力を続けていきたいというふうに考えておりますし、開発業者への指導の問題のご指摘がございましたけれども、これにつきましては、開発に当たっては後の維持管理に責任が持てるような対策、たとえば管理のための運用資金の積み立てとか、あるいは直接自分とて管理体制をとるといふようなことをぜひ実施をするようにというふうな指導をいたしておるところでございます。

雑駁でございますが、以上で答弁を終わりたいと思います。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 老人医療の問題について、お答えをいたします。

来年の二月から施行になります老人保健法でございますが、ご承知のように、外来の場合は一カ月四百円、入院の場合は一日三百円、二カ月間を本人に負担をしていただくと、こういうことでございますが、従来七十歳以上の方々についてこの点が無料ございました。所得制限はございますが、総合的に言って無料であったわけでございます。今度の保健法の改正では自己責任、健康についてみずから管理をしていくと、こういう觀念にひとつお年寄りの方もなっていたかと、そういうようなことから、無理のない範囲での一部負担というものを導入しようということになってまいりました。これはお年寄りの方が診療を受けるのを抑制しようということではないというふうに言われておるわけでございまして、医療費の増高というものを考えますとき、この一部負担金を先ほどご提言のありましたように、市が全部負担をするということは、今日の情勢でまだ無理があるというふうには考えておるのでございまして、この制度がこれまでの補完的な福祉政策から保健制度へ変わったというふうにも考えても、法に基づくべきだというふうに思っております。

同時に、この県と市で共同の事業としてやっております六十八歳、六十九歳の方々に対する無料化の制度につきましても、種々県とも協議を重ね、市長会でも検討をいたしました。六十八歳、六十九歳の医療無料化については継続をしようと、ただこの場合に、七十歳以上の方々に一部負担金という制度が導入をされますと、この点については、やはり六十八歳、六十九歳の医療の問題についても整合性を保たないと、六十八歳、六十九歳は全く負担がなかったが、七十歳以上になって負担が出てくると、こういうことになっても困りますので、入院の場合に限り、一日二百円、二カ月間の負担をお願いをすると、そうすることによりまして、六十八歳、六十九歳から七十歳になりました。でも、全く同じような体制でこの受益をすることができると、こういう形になりますので、そういう方法で、過日市長会では、各市ともそういう方法でいこうという申し合わせをいたしましたところでございます。

なお、老人保健法の対象者のうち心身障害者の方、身体障害者の方については、一級から三級まででございますし、精神薄弱者の方については、IQ七〇以下の方でございしますが、こういった障害者の方につきましては、一部負担金を全額助成してまいりたいと、かように考えておるところでございします。

先ほどご提言がありました、全部を市でというようなことについては、そういったような方向をお願いをしたいというふうに思う次第でございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 老人医療の問題につきまして、現在の議会に老人医療の条例改正を出しているのに、すでに老連等で説明しているのはどうかというご質問がございましたが、実のところ老人保健法そのものは国の厳然たる法律でございますので、これについてはすべての国民として従っていかなくならないということでございます。ここで、議会でご審議お願いいたしておりますのは、その上乘せ分ということでございますので、老人保健法の趣旨について、法律に基づいてこうなるということは老連の方へできるだけ早い、老連あるいはその他各種団体、関係団体があるわけでございますが、そうした関係に対してできるだけ早いとこ、国の法律ができましたので説明したようなわけでございます。

○議長（青山峯男君） 川村幸善君。

〔川村幸善君登壇〕

○川村幸善君 個人浄化槽についても、自治会ということに転嫁して行政が責任逃れをしておるような気がするんで

す。ということは、するのにおいても自治会の責任、また尿管管理にしてもその自治会の責任ということで、この自治会においても、自治会長をかえれば個人浄化槽はできるじゃないかというような、ほんとに自治会内部のトラブルというのが多くさんあると思うんです。これをやはり保健所なら保健所、行政なら行政の責任においてやはりやってもらわんことには、どうしても自治会単位ということになると、自治会そのものが何もかも責任転嫁になって、また自治会の権限によってできたりできなかったりというようなことについては、これは大きな問題じゃないかと思えますので、保健所なら保健所の権限の強化をしていただいて、きちっと後の責任を果たしていただくとか、またその設置に対しても、隣同士でこっちの自治会はできるけれども、隣の自治会はもうできないというようなそのやり方、これに対してはほんとに何でできないかという人と、そしてまた、しても後の責任がしてないので本当に困るということ、ほんとに両方の意見があると思うんです。してほしいと言う人として要らない言う人と、そのところをもっと、自治会に責任転嫁するんじゃないに、行政においてきちっと責任体制をとっていただきたい。

そしてまた、集中浄化槽にしても、金がかかるのでできないのか、また、市の負担がえらいのでできないのか、いまでもようけい満杯になって、もうすぐにでも修理せんらぬ浄化槽がようけいあると思うんです。しかし、これに取り組むと、市としても負担がえらいということで取り組めないという現状なのか、それとも業者にどうしてもやらずだけの姿勢でやらすのか、そのところをはっきりしていただかないと、この前のあの美里ヶ丘の浄化槽のように、一軒に何十万と負担がかかるような浄化槽になるということに対しては、どこの団地でもほんとに困っているんじゃないかと、ここんとこをしっかり把握していただいて、やるべきものはどうしてもやらんらぬということをしてもらわないことには、まだ十年かからんことには、北勢流域下水道が来ないということを考慮に入れて対処していただきたい。

そうしてまた、この老人の無料化にしても、確かにその負担はわずか月に九千円と、これぐらいは出せるじゃないかと思えますけれども、確かに出せる人もあると思えます。しかし、ぎりぎりで生活保護かそのすぐもう近い人になると、その九千円によって入院ができないということも考えられると思うんです。そういう手当ては全然考えなしに、やはりもう何でも老人にもそういうふうな保健制度ということで、自覚を持たすというただそれだけで、市は全然考えないのか、そのところをはっきりと、できる人、できない人、行政ならわかると思うんです。その負担の大きい人には何とか手当てをするという考えをもっていただいて、善処していただきたいと思えます。

これをもって私の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） ただいま強いご指摘を受けたわけでございますが、個人浄化槽の設置についての自治会の同意等について、確かにご指摘のように、地元での同意を取ることでのトラブルがあるということも承知はいたしておるわけでございますけれども、なかなかその辺の周辺の住民の方々のやっぱり同意を得ていただくということが、その共同生活といえますか、同じ地域での共同生活を営まれる上では非常に望ましいことだというふうなことを考えておるものでございます。

なお、保健所等々指導、監督の強化等につきましては、保健所ともよく協議をして前向きに進めさせていただいたというふうに考えておるものでございます。

なお、集中浄化槽の修理への働きかけでございますけれども、これも保健所等とも協議をしながら、たとえば行政検査等の実施等についても実施ができないかどうか、その辺も協議をして、できる限り早期の修理をするというようなことが、もちろん修理費を安く上げることにもなりますし、その辺のことを十分留意しながら検討を重ねて、させていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 川村議員のご質問につきまして、関連して一言申し上げたいと思います。

第一点の問題につきましては、根本的な市の政策の問題になると思います。また、公共下水へ行くまでの過程の間をどのように行政として処置をしていくかという問題になると思うんで、少なくとも行政当局はそれに対して何らかの処置をしていかないと、市内のような十分条件が整ったところと整っておらないところの、条件を満足しないところとの差をどのようにしてうまく埋め合わせながら、やはり全般的にならしていくかというようなことになってくるだろうと思うんですが、そこらの点の政策的に、その完全になるまでの間をどうつなぎとめていくかという問題になると思います。それと、一般の住宅とある程度市の行政や、県の行政や公共の行政である団地とか、そういうところでははっきりと大きな格差がきます。そういうような点をどのように埋めていくかという問題に問題に連続してくるんじゃないかと思えますので、これの点については、十分ご協議賜って今後の方向を定めていただいて、方針を出していただくことが大切じゃないかと思えます。

第二点目の問題につきましては、非常に市長ははっきり言われましたけれども、少なくとも名古屋の本市市長は勇気を持って、決断をしてあれだけの方向を示唆しておるわけでございます。まあ三重県は田舎だから、まあ相当離れておるし四日市も小さな町だから、まあそんなことをしなくてもその首長なんだからということではなくして、この問題は根本的な今後の福祉という問題に連続してくる問題でございまして、今後なお国の政策的な問題が、諸問題が迫ってまいりますけれども、大きな暗い影を与えるのではないかと思えますし、また、少なくとも四日市の市政を行う加藤市政に対する政策のマイナス点になっていくんではないかと思えますし、お年寄りの皆さんにちょっとした金額ですけれども、少なくとも何らかの方向を講じられた方がいいんじゃないかというふうに考えられますので、一言申し上げて、関連の質問とさせていただきますと思います。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまの第一点目でございますが、これは確かに何遍もご指摘を受けておることでございますし、私も何とか公共下水道区域とその他の区域との整合性を持たせることはできないかということで、部内的には種々検討をしてみました。なかなか結論にまで至っていないのが今日の実態でございます。しかし、ご指摘がございましたような状況は確かにありますので、私はもう少し研究をして何らかの方向を出したいと、かように考えておりますので、さようにご承知おきをいたしたいと思います。

それから、第二点でございますが、これはいまの段階では、私は若干四日市にとって無理があるというふうに思っております。はっきりしたことを申し上げたのでございますが、今日の段階で余りあいまいなことを申し上げるのはいかがかというふうに考えまして、お願いをして、条例等の改正もお願いをしておるわけでございますから、いまの段階では、私は、四日市で従来どおりの国が個人に渡したものについて私どもが負担をするということは若干無理があると、かように考えております。

○議長（青山峯男君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 通告してあります三重用水事業について、質問いたしたいと思えます。

周知のように三重用水事業は、当初昭和三十九年の四月から五十年の三月完成を予定で国営事業として事業費百二

億円で着手されて以来、すでに二十年近い年月を要しているのですが、今日明らかになっておりますのは、五十六年末で進捗率七五％、五十八年には一部通水ということは言われております。にもかかわらず、いまだに三重用水事業がいつ完成するのか、その予測ができない状態であります。この間四十八年には第一回目、五十三年には第二回の計画変更がなされ、当初計画の百二億円から現在では三百九十四億円となり、いまに至っているわけでございますが、五十七年十一月現在の調べでは、事業費総額七百八億、六十年の三月完成予定となっております。三重用水事業につきましては毎年のように一般質問の事項に取り上げられまして、七百八億円の事業費についてもさきの九月定例会で、その質問の中で明らかにされたのであります。現在での三重用水事業はどうなっているのか、改めて質問をしなければ明らかにならないことになっていると、非民主的なものであると言わざるを得ないのであります。

総事業費三百九十四億円が七百八億円になったということ、さらには農業関係だけでも二百六十六億八千四百万円から、現在では四百八十億四千二百万円になったこと。さらには農家負担が、年十アール当たり千三百八十五円が二千五百円ぐらいになるだろうということ。さらには三重用水土地改良区事業で、県が一〇％負担してくれることになりましたが、このことによって農家負担が、当初の三〇・二五％から二二・五％に、さらには、市負担が二四・七五％から二二・五％になったことなど、一般の農家がいまの時点では知らされていないのであります。私はこのことについて疑問に思うのであります。三重用水事業問題について質問するのは、私はこれで二回目であり、一回目は五十一年三月でしたが、その当時は二回目の計画変更の時期であり、ここにもありますように、三重用水によりよってその計画変更の内容が詳しく知らされていたのであります。事業費が当初計画より四倍近くにもなり、農家負担も三倍になることが明らかになっているにもかかわらず、なぜ現況について、三重用水事業の現状について詳しく農家に知らせようと思わないのか、もし詳しく報告しているのであれば、どのような方法で農家に報告しているのか、ここで教えてもらいたいと思っております。

いまちまたでは、一部の人たちではありますけれども、現在で七百八億円、完成したときには一千億円を超えるのではないかと話されております。農家負担になると一体どれぐらいになるのだろうか、想像もつかないというふうに言われております。どれぐらい高くなるのかわからないような三重用水の水はもう要らない、こういう声が出ているのが現状の姿ではないでしょうか。少なくとも三重用水事業の現状について、農家負担も含めて詳しく農家に知らせるべきだと考えますが、現状報告を實行される意思があるのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

さらに、二回目の計画変更では完成目標を五十三年に置いて努力されたこと、努力目標が完成しなかった理由などについても、この議場でいろいろ報告、説明がされておりますので、ある程度は認めますけれども、完成時期が延びれば延びるほど事業費がかさむことは当然であります。にもかかわらず、そのことを詳しく報告し、計画変更しないままにだらだらと今日まで延びてきた責任が一体どこにあるのか、どっかにあるはずであります。が、完成年度が延び、事業費がかさんだ分の負担を含めて、その責任の問題を明らかにしてもらいたいと思っております。

その場合、総事業費七百八億円として、農業関係四百八十億四千二百万円では、国営事業分四百二十五億五千万円ということになります。市及び町の負担が二〇％、八十五億一千万円、県営事業分五十四億九千二百万円では、市、町及び農家負担が一・五％で、それぞれ六億八千六百五十万円となります。このような市町の、あるいは農家負担について、関係市町及び農家は了解しているのだろうか、了解をしているとすれば、いつ了解をされたのか、明らかにしてもらいたいと思っております。

また、県営事業分の農家負担総額六億八千六百五十万円、十アール当たり年額二千五百円ぐらいということになっておりますけれども、これについても関係農家は承諾しているのか、承諾しているとすれば、四日市の場合どういう名義の農家団体が承諾しているのか、その農家団体はその団体に所属する会員に対してどのような方法で報告し、一般農家の承諾を求めているのか、説明をしていただきたいと思っております。

農家では県営事業分のみで事業負担が課せられますが、その場合でも、事業完了後二年据え置き、十五年の元利償還で、十アール当たり、先ほど申し上げました年額二千五百円ぐらいとなります。さらに、三重用水の利水にわたっては、一立米当たり当初計画では一円五十銭でありました。二回目の計画変更では三円の維持管理費が必要とされましたが、総事業費が七百八億円になった現在では一立米当たりの維持管理費が明らかにされておりません。さきに質問しました現状報告のときにも、この維持管理費、農家では水価と言っておりますけれども、この維持管理費につきましても明らかにしてほしいと思います。

国及び県営事業と言われる基幹及び支線の範囲が三重用水事業と言われているのでありますが、水田百ヘクタール、畑二十ヘクタール未満の地域は、いわゆる団体用灌漑事業として、市または土地改良区組合が事業を進めることになり、七百八億円以外に事業費が必要となっております。三重用水土地改良区組合の事業費は、三重用水事業の七百八億円と並行してどれだけぐらいになるのか。さらには四日市の分は、市の負担割合二・五％で、幾らになるのか、農家二・五％では、一ヘクタール当たり一体幾らぐらいになるのか、これもお尋ねをいたします。

次に、上水道、工業用水関係についてであります。水量は二回目の計画変更のときは変わらず、上水道二千二百四十四万三立方メートル、工業用水四百四十五万一千立方メートルであります。事業費では、二回目の計画変更で、百二十七億一千六百万円から二百二十七億五千八百万円と、百億四千二百万円も増額されております。これは上水あるいは工業用水合わせた数字であります。今回調べさせていただきました数字では、二百二十七億五千八百万円の内訳として、上水百八十一億九千六百万円、工業用水四十五億六千二百万円と、初めて上水道、工業用水別に事業費が明らかにされております。

そこで、上水、工水について年間使用水量別に事業費を単純計算してみますと、上水一立米当たりの事業費は八百二十一円、円以下はちょっと切り捨てます。工水は千二十四円となります。さらに、農業関係につきましても比較をしてまいりますと、一立米当たり一千六百三十五円となり、上水、工水、農業用水の平均を見てまいりますと、一千二百六十五円あります。なぜこのようになるのだろうか、単純計算ではありますけれども、不思議であります。ただなぜ農業関係だけが、国の防衛費の予算要求じゃございませんけれども、突出しているのだろうか、そういうふうに感じを強くするんであります。

二回目の計画変更のときにも農業関係は九百八円、上水、工水合わせて四百七十八円、こういう立米当たりの単純計算になったことに対し、私は先ほど申し上げましたように、五十一年のときに申し上げました工業用水が、当初計画より一千三百七十二立方メートルも減少し、その分が特に農業関係に八百三十二立方メートルも増加され、最終的には工業用水の減った分を農家が負担させられるのではないかと、そのようなことのないよう、ぜひとも是正するべきだということを強く求めたのであります。その当時の割合、六八対三二が少しも改正されておられません。まことに遺憾とするものであります。その後、三重用水土地改良区事業に対して、二回目になかった県費負担が一〇％ついたことによつて、少しは農家負担が軽減されたかを見えますが、この県費負担すらも、市費が二・二五％ピンはねをしたんではないかというような疑問を持っております。

果たして農家負担は、完成後の維持管理費も含めて考えますと、どうなるのか想像がつかないのであります。市の試算では県営となる三重用水事業、いわゆる支線事業工事による農家負担は、十アール当たり年間二千五百円ぐらいと言っておりますが、果たしてそれで済むのか、また、三重用水土地改良区事業では、十アール当たり年額一体幾らぐらいになるのか、一立米当たりの維持管理費、いわゆる水価とっておりますけれども、これが一体どれぐらいになるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、三重用水事業費七百八億円といわれる現状についての質問をいたしました。いつ完成するとも予測できない三重用水事業がいまままでのような運営で行われるとするならば、先ほども言いましたように、ちまたで言われてい

るような一千億円で完成するかどうか、そのときの農家負担は一体どうなるのかなどを考えてまいりますと未恐ろしくなるのでありますが、三重用水事業はいつ完成するのか、そのときの事業費は幾らぐらいになるのか、さらに農家負担は最終的にどれぐらいになるのか、改良区事業ではどれぐらいになるのか、改めて明らかにしていただきたいと思ひます。

今回の質問をするに当たって、私は質問内容を詳しく、早くから通告しておりますので、詳細に、順序よく、要領よくまとめお答えを願ひたいと思ひます。さらに質問内容が多岐にわたっておりますので、三重用水事業の当初計画から今日に至るまでの経過、将来展望、さらには農家負担の項も含めて、改めて一覧表にまとめて提出をしていただきたいと思ひます。

さらには、二回目の計画変更以降農家には現状及び将来計画が明らかにされておりませんので、農家の一軒一軒に至るまで周知できる方法で計画変更を含めて説明されることを約束をしていただきたいと思ひます。

なお、昨日市長は川口議員の質問に答えて、五十八年には一部が通水することを明らかにされました。

そこでお尋ねをするんですが、その一部というのは一体どこなのか、特に国営、県営、いわゆる団体営のどの部分で通水されるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。もし団体営の部分も含めての一部通水ということであれば、そのときの一立米当たりの維持管理費あるいは農家負担はどのように説明をされているのか、これをつけ加えて説明をしていただきたいと思ひます。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五分休憩

午前十一時十七分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 三重用水事業でございますが、私は三重用水の土地改良区の理事長として、改良区の会議の席で説明を受けておる限りでございますが、それによりますと、計画内容というのは五十三年の三月に、おっしゃられたように四十八年単価で三百九十四億に変更認可されて現在に至っておりますが、受益面積、計画補給水量等基本にかかわるものは変更はありませんが、日時の経過によります事業費の増加は避けることができないということでございます。現在、先ほどお話のありましたように、大蔵省の認可は七百八億で受けていますと、こういうふう聞いておるわけでございます。

各農家への報告は、現在事業が進行中でございますし、最終事業費も決定をしてないというような状態でございますので、詳細な説明を個々の受益地の農家に対してしておるといふことはございません。今後全体事業の調整がなされた時点で説明申し上げたいといふふうに考えておりますが、私の聞いておる限りでは、できるだけ早く事業を終結させたいと。大体現在の進捗状況でございますと、全体的に見まして七五％、あるいはもうちょっといっているかとも思ふんですが、それぐらいの進捗状況でございますので、私は予定どおり六十年三月、五十九年度いっぱい一応三重用水事業を終了をさせたらうと、こういうことで公団、県に対して強力に働きかけをやってまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

この七百八億ということについては、農家のすべて了解を得て事業費を決定しているわけではないといふふうに思っておりますが、五十三年の三月時点で同意を得られました三重用水事業を進めていく上において、物価スライドによる事業費増でございますからやむを得ないのかなと、こういうふうにご考慮しております。試算によりま

すと、市の負担は年額すべて合わせまして約三億四千八百万ぐらいになっていくんではないかという推定をいたしてあります。

農家負担でございますが、補助率のアップ、補助枠の拡大等を今後さらに努力をしなければならぬということでございますし、いま申し上げたように、できるだけ早く終結をさせるということでございますから、そのことと同時にこの負担軽減についての努力を今後進めてまいりたい。事業費変更時点、三百九十四億に変更した時点で立米当たり三円ということになっておりまして、今日の段階ではこれがどうなっているのかと、どうなっていくのかということについては、いまの段階でなお不明でございます。今後、せんだってもちよっと県の方にお話を申し上げたところではございますが、水資源公団等に対してもこの問題を詰めていきたい、かように考えておるところでございます。それから、末端事業費でございますが、水田百ヘクタール、畑二十ヘクタールの受益地までは、公団が立て替え施行をして、早く効果を出そうという計画でございますが、さらにこの団体への事業をやらなきゃならない末端のところへまいりますと、先ほどお話のありましたような圃場整備でありますとか、あるいは用水路事業でありますとか、水の有効利用を図るための事業が必要でございますので、その面についての農家負担というものも出てこようかというふうに思っております。今後そういった問題に積極的に取り組んでいく必要があるかというふうに考えておりました。また、新年度からは少し組織的にも強化をしなければならぬというふうに思っております。どうもでございます。いま申しました末端にいきますと、それぞれの土地の状況というものも違ってまいりますので、どういう方法がいいのかということも考えなければなりません。さらに、現在実施中の県営支線の負担分というものがあつたわけでございますが、これは九月議会でご説明申し上げましたように、十アール当たり約二千五百円ということでございます。そしていまの末端事業がそれに加わってくるというふうに考えるのでございます。

三重用水事業の見通しでございますが、過日の土地改良区の総代会での説明によりますと、六十年三月というものに目標を置きまして、この溪流取水をもらうための補償交渉でありますとか、そういう非常にむずかしい面は全部切り捨てて早く終結させたい、こういう意向でございますので、私どもその方向がよりベターであると、こう考えておるわけでございます。ただ問題になりますのは、計画を始めてからすでに相当長年月かかっておりますので、末端にいきますと事情がかなり変わってきておることも事実でございます。その意味では先ほど指摘のありましたように、もう水は要らぬわという農家の方がお見えになるということも、私どもも十分承知をいたしておりますので、こういったことの最終段階にまいりますと、調整をしなければ全体事業費もまとまてこないだろうし、仕事を進めていくわけにもいかなくなってくると、こういうことでございます。そこで、いま申し上げました末端までというのは別といたしまして、県営の分までの全体事業費というものは近く結論が出てくるというふうに思っておりますので、それが調整なされた時点で、農家負担等計画変更についてご説明申し上げ、ご理解をいただいてまいりたいと、かように思っております。

なお、来年から一部通水ということを私申し上げましたが、これは朝明用水と竹谷用水に関連をした部分でございます。まして、試験的に通水をする、一応運転してみまさんと、いままでやってきた工事が果たしてそれでいいのかどうかということを確認する必要がありますので、一部試験的に通水をする、こういうことでございまして、もちろん試験的な通水でございますから、最終に水価等がびしゃっと決まってやるわけじゃございませんので、そのご負担というものはあくまでも試験的な通水ということで、公団の方といろいろいま話し合っております。いまおっしゃられたような立米三円とか、あるいはその三円が何円かに変更になるわけですが、変更をした、全部きちんと決まった後の通水ではありませんので、仮の値段といえますか、試験通水期間中はそれで過ごしていくと、こういう考え方でございますので、ご理解を賜っておきたい。

私からご質問でもれたことについて、詳細な点については産業部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長(青山峯男君) 産業部長。

〔産業部長(宮田利雄君)登壇〕

○産業部長(宮田利雄君) それでは、補足説明をさせていただきます。

農家負担、かつて三〇・二五%が、現在は、補足説明をさせていただきます。

この負担、市と農家の負担区分につきましては、確かに県が負担を当時しておらない、当時の負担率でございます。その後県が一〇%上乗せをいたしました。したがって、末端の負担が市、地元を含めて四五%になるわけでございますので、他の工事業の例にならってそれぞれ二分の一ずつ、二二・五%ずつと、こういうことに決めさせてもらったわけでございます。

それから、三つの三水、農・工・上三水で発足した三重用水が、農業の方に非常に事業の割合としてウェイトが置かれてきたのではないかというようなお話につきましては、去る四十八年の計画変更の当時に確かに工水から農水の方に事業の変更がございました。この理由を伺いますと、桑名市、多度町の五百七十七ヘクタールがふえたということ聞いております。

それから、三重用水の当初の経過から今後の、これからの問題も含めて一覧表を出せということでございますが、現在判明しております数字、範囲内で一覧表にまとめて報告をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(青山峯男君) 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 市長及び部長から答弁をいただきましたが、時間が来ておりますのでしよりますが、私は今回改めて用水事業を取り上げましたその大きな趣旨は、総事業費の内容がすでにわかっております。それにもかかわらず、

現時点での地元負担、いわゆる農家負担が明らかにになっていないことが問題でありますし、それから今日に至るまでの経過が、あれですか、三重用水だよりというのは、私の調べさしてもらったんでは三年に一回ですね。第一回は五十一年の四月に出て、その次が五十四年の四月ですか、役員の改選時だけ出てるわけですね。ところが、三年に一回にしてみますと、この二回目の三年目はもうすでに終わってるわけなんです。それから、三重用水だよりを出すんです。もう少し回数を、三年に一回と言わずに年にせめて一回ぐらいは現況報告を兼ねて出してもらいたい。役員改選の報告をですね、役員さんの名前をずらざらと数多く全部並べて出さなくてもですね、私はそういう事業の現況についてを詳しく農家に、あれは各戸配布ですから、知らせてもらいたい。総代会とか理事会でいろいろ報告されても、それ以上に末端まで報告されるという体制じゃないわけですね。だから、多少印刷費はかかるかもしれませんが、各戸配布される三重用水だよりで、現況についての、それから、さらには将来見通しについても、私は知らしてもらいたい。

今回通告さしてもらったときに、あえて私は農民不在とつけさせてもらったのは、そこらあたりがあるわけです。その趣旨を十分理解していただいて、いままでは、私たちが質問をしなければこの場ででも明らかにされてこない、こういう実情にあったと思うんです。そのことが一般の農家にしてみれば、私たちが市長が、あるいは部長が答弁、説明されたことを説明するだけの機会もなかなかありませんし、能力もないと思うんです。そういうことをするのならば、やはり計画変更の見直し、先ほちょっと市長が言われたんで私は了解しますけれども、その時期も、すでに三百九十四が七百八ということになっております。七百八ということは農家大体聞き伝えで知ってるんですね。ところが、その中身はやっぱり明らかにされてないわけです。一体中身はどうなってるのやと、おれらの負担は一体どうなのやと、一立米と言わんと一トン当たり、たんば引く水の値段は幾らになるんじやろうかと、三円ということは前の段階で知ってますけれども、その三円が幾らになっていくか、そういうことも全然知らんわけです。想像で五円

になるんだらうか、六円になるのか、あるいは十円になるのか、工業用水よりも高い農業用水を買わなきゃならぬのか、こういうことを言ってるわけです。

そういう言葉がある程度納得させる、承諾させていく意味も兼ねまして、最終的に計画変更と、さらには三重用水だよりによって細部にわたっての現況報告をしていただくことを最後につけ加えまして、私の質問を終わります。

○議長（青山峯男君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 それでは、通告をいたしました内容につきまして、ご質問をさしていただきたいと思います。

第三次の基本計画素案に関連をしてというタイトルを掲げてみました。すでに一般質問も最終に入っておりますので、これまでの質疑の中でかなりダブるところがあるかと思うわけでございますが、やや角度を変えまして質問をしたいと思しますので、意のあるところをぜひおくり取りをいただきますよう、お願いを申し上げます。

私も注目をし、また関心を持ってまいりました第三次基本計画が先般の議員説明会で説明をされました。私もその大勢を伺い、苦心の跡に対しまして敬意を表するものでございますけれども、私は私なりに感じましたこと、あるいは今日本市が抱えております諸課題に適切、的確に対応していくという意味合いで、この基本計画の自身が持っておりますものが果たして市民のニーズにこたえ得るものかどうか、こういったところから私なりの感想を申し上げます。

より市民に理解される、より現実的対応がされる、こういうことを私どもは願っておるわけでございます。したがって、時代の背景といったものを理事者側がそしゃくをされまして、第二次基本計画を一年繰り上げる、そして今日置かれております情勢にいわゆる対応するという意味で、現実的などところを出されるということまで来た

わけでございますが、果たしてその内容がわかりばえをしたものかどうかということになりますと、いささか私なりに物足りなさを感じるところでございます。市長を初めとする理事者側におかれましては常に厳しい現実を焦点を合わせまして、財政的困窮というものが前面になってその厳しさをよく訴えられるわけでございますが、果たして今回のこの素案作成に当たりまして、その厳しい現実がどこまで認識され、どういったその裏づけの中でつくられてきたのか、果たしてその姿勢が現実的に合っているのかどうかと、大変疑問も持っております。昨日川口議員が指摘をいたしておりましたが、その大勢示すところ総花的なそしりを免れないというふうに私なりに感じております。よく現実的な対応ということで政策、事業の選択ということをよく言われますけれども、果たして今回その選択ということがいかなうな面に反映をされているのかということについても疑問の一つでございます。あわせて、いわゆる行政と住民の守備範囲ということもよく耳にするところでございますが、その中身についても不鮮明というふうに言わざるを得ません。この辺についても後ほど市長のご所見をちょうだいしたいと思います。

理事者側の言われまじい財政事情というものを考えますときに、私どもは一方で理解を示さなければいけないと思っておりますけれども、どうも今回の案そのものが今後五カ年の政策、主要政策、主要事業ということで決まっておりますと、市民が求めております現実的対応にいささかの制約が加わるのではないかと、こういった疑問も一方でわいてまいります。私もほかかつての質疑の中で、お金をかけなくてもできる政策面、心の政策といった面でいろいろ創意工夫を求めてきたところでありませうけれども、そうした面に対する問いかけが果たして十分なされたのかどうか、こういった点についても疑問を持つところでございます。加えまして、行政がいま本当に市民のニーズにこたえたとあるいは市民の信頼にこたえたと意味でこの素案を見てまいりまして、やや物足りなさを感じると、こういうふうな気持ちで率直に持たしていただきました。あくまでもデスクプランということではいけないわけでございます。夢とロマンをということをよく聞きますけれども、名実ともにそのことが実現される内容であってほしいし、尽きる

ところは、時代に合わせた対応ということを私どもは強く訴えたいと思います。

総体的に申し上げて、今回の素案が精神的な基調に終始されたのではなからうかと、言葉が言い過ぎでしたらお許しをいただきたいんですが、私は私なりにそのような見解を持ったところでございます。これが今般私どもに示された案を拝聴いたしましたと感じた感想でございます。

こういった感想を申し上げながら、最近の情勢の中から幾つかの問題を提起してみたいと思うわけでございます。

私はこの一年、市民との対話、住民との対話ということを通して幾つかの問題提起を受けてまいりました。そうした機会を多く持つことができたわけでございますが、その中から集約をしてみたいと、大変切実な問題が山積をいたしております。賢明な理事者の皆さんでございますから、いずれにもよく存じられておると思いますが、特に今回の一般質問でも出ておりましたように、一般の都市下水路あるいは公共下水道の整備をできるだけ早くやっていたきたい、こういった問題も数限りなく提起されているところでございます。また、今日の交通社会の中で、交通ネットワークの解消と生活道路の整備を急いでほしい、こういう問題提起も数多くございました。特に最近の町づくりの中で、都心部と郊外を結ぶ幹線道路の整備、あるいは国道一号線のネック個所の解消といった問題についても、かなり広範に問題提起を受けております。そのほか交通安全の諸施策に關しまして対応が遅いという指摘、あるいは行政そのものの合理化があるいは合理性が求められている中で、その実現というものが大変おくられているのではないかと、こういう指摘。あるいは住民サイドから見まして、どうも近寄りが見たい役所観というものも依然として存在している。あるいは過密地区の防災対策はこれでいいのかどうかという問題。さらには心身障害者の諸施設の充実についての厳しい問いかけ。教育環境、教育基盤の早急なる整備と将来教育の未来像といったものに対する厳しい示唆、提言、要望といったものが寄せられております。さらには体育の振興に足るための諸施設の整備、さらには学校区、自治区、行政区のいわゆる整理の問題、問いかければ切りのないほど多くの問題が提起をされました。

私は、こうした市民のニーズが少なくともこの五カ年計画の中で幾分たりとも消化されていくべきだ、もちろん今回の素案が皆無ということでは申し上げておりません。その基調は幾分組み入れられているというふうな判断をいたしておりますけれども、十二分ということにはならないわけでございます。こういった住民サイドの総括的な要望、そして今般示された素案、この二つの中にございまして、この五カ年が果たして住民の意識に迎合していくものなのかと、五カ年のこの計画の中でその整合性を持たし得るのかどうか、その具体策を含めまして、市長の感想、所見をぜひちょうだいしたいと思います。決意の一端などもご披露をいただきたいわけでございます。

なканずく、五十八年度の予算編成の問題についても先般触れられておりますが、特に初年度に対応する考え方というものについても、若干のご所見をちょうだいしたいと思いますと思っております。さらに、先ほど来申し上げております率直な感想の中から、市民が最も、最もといますか、望んでおります幾つかの問題をさらに提起して、具体的なご答弁をちょうだいしたいと思いますと思うわけでございます。

まず、高齢化社会が訪れてきたということがよく言われております。今般もこの素案の中には高齢化社会の中における問題、あるいは老人福祉の問題等々についても言及されておるところでございます。しかしながら、果たして高齢化社会の中における取り組みが十分かということになりますと、いささか物足りないということを先ほど申し上げました。

先般、厚生白書が発表をされております。それによりますと、高齢者のいわゆる人口というものがかなりの速度で進むということを指摘いたしております。その対応というものがいままさに問われているんだということで、新聞報道によりますと、高齢化社会への基礎固めの段階に入ったというふうな表現を使っております。果たしてそうであるなら、本当にこの五カ年計画の示しております高齢化社会への対応というのが十分かということになりますと、物足りないということに実はなっております。この辺についてもぜひひとつご所見をいただきまして、特に高齢者の方

方が今日安心していただける、そういう姿勢を示していただきたいものだというふうに思っております。この素案で見る限り、老人福祉関係につきましても大変微々たるものであります。すべてお金を使うことが了とはいいたしませんけれども、やはり先立つ物はお金であると、こういった背景も十二分に私どもは考えていくべきだと思います。特にゲートボールの問題についても、予算的には大変少ない考え方に終始されているようでもございます。その辺を篤とひとつご推察をいただきました、ご賢察を賜りたいわけでございます。

さらに、スポーツの問題に焦点をしばってみたいんですが、最近ではスポーツが大変盛んになってまいりました。特に最近ではソフトボールを愛好する皆さん方がとみにふえております。グラウンドの取り合い、グラウンドを探し求めてという日々が続いておろうかと思うわけでございます。

先般、事務局で調査をいたしておりましたところ、四日市市内に三百数十チームが存在する。さらにふえていくだろうという見通しでございます。だとするならば、ソフトボールの専用グラウンドもあつてしかるべきではないか、ここに一つの夢もあり、ロマンもあるというふうに思うわけでございます。健康をつくる、そういう意味合いからも、あるいはお互いの人間関係をはぐくんでいくという意味からも、ソフトボールの専用グラウンドはつくれないものかどうか。大変長期的な展望に立たなければいけないわけでございますから、五カ年の中にその基調は入らないものかどうか、ちょっと工夫をすれば河川敷の中で方法を見つけることができるんではなからうかと、こういうことも感じますので、その辺についてもご所見を賜りたいと思います。

それから、産業の再活性化という面から考えてまいりますと、確かに新しい産業を誘致することは本市の命題になってまいりますし、市長の、あるいは理事者のご努力によってそのはしりが実現をしつつあることも事実でございます。しかしながら、基本的な面で考えてまいりましたときに、最近のコンビニートの現状にかんがみ、あるいは本市が目指しております知識集約型の産業を誘致していく新しい対応を求めるといふ意味合いから考えますと、や

はり本市特有の一つの考え方、ポリシーを持つべきだと、どうしても本市の土地が高い、産業を、あるいは工場を誘致するといいますが、なかなかストレートにいかない、この辺に一つの障害があるやに承っております。

私もどこかいい土地がないだろうかといいことを相談をされたことはございますが、何とか市が一つの先行投資をすると、きざな言い方ですが少し投資をして将来にかけてみると、そんな姿勢が土地を提供するという一つの話の中で生かせないものかどうか、その辺もひとつご所見をちょうだいしたいと思うわけでございます。

それから、社会教育の重要性が叫ばれてまいりました。昨日の議論でもございました住民参加、住民の相互の理解、橋頭堡ということが叫ばれておるわけでございます。地域コミュニティということが叫ばれてもおります。その中で私どもは地域の中における一つの方向づけに努力をしているわけでございます。また、市長も先頭に立たれておるわけでございますが、今日の状況というものが果たしてバラ色かというところ、そうもいっていないというふうにも思います。そして多くの問題を警鐘しておるわけでございます。

そういった面を考えますと、高齢者のいわゆるすぐれた頭脳というものを、この社会教育の中に使えないものかどうかと、先般の新聞報道にもございましたが、鳥羽市が高齢者の講師団を編成しているというようなことも聞いております。さきの議会でも頭脳集団というタイトルのもとで私からも問題提起をいたしました。すぐれた隠れたる存在、そういう方々の集団をやはり地域社会の中に大きな力として生かしていただく方法はないものだろうか、こんな願いも一つの問題提起の中で持つわけでございます。

それから、労働者の問題についてひとつ触れてみたいと思うわけでございます。

労働者福祉という名のもとで、労金活動が最近はとみに活発になっております。あるいは勤信協、勤信販といった新しい取り組みも盛んになりつつあります。あるいは労働者住宅生協、労任の取り組みの問題もございます。あれやこれやと労働者がみずからの福祉ということを念じながら取り組んでまいりました。

今日まで市、行政、特に自治体という枠の中で労金には預託金を出していただく等々のご努力をいただいておりますが、今後は少なくとも勤信協、勤信販といった新しい試みを一つの自治体にご援助をお願いしながらやっつけていこうと、こういう機運もございます。ちょうどいい機会でございます。五カ年という新しい計画の中に、その一つの基調というものを含んでいただければ大変ありがたいのではないかと、未組織の労働者を含めると大変な数になります。その辺を私どもは念願をいたしまして、いささか申し上げたわけでございます。

順番が大変不同になっておりますが、次に商業振興という立場で一言申し上げたいと思います。

商業の振興が非常に叫ばれておるのも事実でございますが、今般示されました素案の中ではきわめて精神基調に終始をするということで、裏づけに乏しいのではないかと、お金を使うだけが能ではありませんけれども、どうもそんな感じを私はいたしました。

今日まで商業振興が、市内に三千というお店屋さんがあるかと思いますが、そういった方々の願望のもとで、行政と店というものが大きなパイプで結ばれ、そして、それをさらに育ててきたという経過がございます。今日では市長もみずから会議等にも出席をされるということで、いろいろとコミュニケーションをよくされておるのも事実であります。やはり本来の商業行政、商業振興というものについて、果たして今般示された内容でいいのだろうかどうかということについても、若干の疑問を持たしていただきました。その辺についての今後のご所見もちょうだいしたいと思います。

大変多く申し上げておりますが、一つの大変重要な、第三次の基本計画というものを本當につくっていくという立場で申し上げておるわけでございます。

そのほか二、三かいつまんで申し上げたいわけですが、たとえば町の公会所、これについても土地があり財力のある町は集会所をつくることは可能であります。しかし、どこを探しても土地もない、四百、五百という戸数を抱えて土地もない、にっちもさっちもならぬところも幾つかございます。しかも二、三年、四、五年というところで悩み続けてきたところもございます。こういったところに対する何らかの手だては講じられないものかどうかと。余りにも隣の字と比較して見劣りをする、これでは本當の地域社会をつくっていく素地は育たないと思います。そういった問題についてもぜひ考慮していただくべきではないか。あるいはさきの議会でも申し上げましたが、赤堀の集落事業が進んでおります。私は隣に一つの橋頭堡をつくるために広場をつくってもらってはどうかと、こういう指摘もいたしました。大変結構ですという答えもいただきました。いまだにできません。やはり地域社会の一つの流れの中でお互いのつながりを深めていくことになれば、遠大な計画思想を持つ第三次の基本計画の中にそうしたものが入れられない、まことに残念であります。そういったこともぜひ考慮していただきたいと思うんです。

また、同時に学校の諸施設の小さな整備、その一つ一つについてもおこなわれていることがたくさんあるわけでございます。昨日も施設の平準化ということの議論がございましたけれども、やはり大きなことというよりも、ほんとに身近な小さなところから子供たちの心に温かいものを投げかける、そういう施策というものをぜひひもといいただきたいと思うわけでございます。そんな願いを込め、そのことにひとつご所見をちょうだいしたいと思います。

なお、最後の方になりますが、この素案の中に職員数ということで、職員の数はふやさない、現状維持ということになっておるわけでございますが、この五カ年の計画を消化していくこととともに、今日の体制の中で職員数がどんな推移をたどるのか、若干の見解もちょうだいしたいと思います。

やらねばならないことをとにかく中に入れていただく、こういうことが大切ではなからうかという言葉を締めくくりにしたいと思うんです。同時に、市長あるいは理事者の皆さんが、今日の時代だからこそ訴えるところは訴える、市民に要請すべきは要請すると。このことをきちんと出して、一つの物差しの中で地方自治体と住民が手を携えてや

れる、こういうことをぜひさらに強く突っ込んでいただきたいものだ、こういうふうな願いを込めたいと思います。行政主導ということになるかと思いますが、その辺についてのご考慮をちょうだいしたいと思います。

大変難駁になりましたが、第一回の質問を以上で終わらしていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時一分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第三次基本計画に關しまする貴重なご提言を承ったわけでございますが、ご提言を賜った全体について考えてみますと、やはり基本構想の中で触れられております四つの柱がございます。福祉、教育、生活環境、産業という四つの柱の各方面にわたってご指摘を承りました。したがって、この基本計画の基礎となつております基本構想に基づいて計画を進めていこうというわけですから、勢い総花的になるといふようなことでやむを得ないではないかというふうに思っております。ただ、総花的と申ししましても、それぞれの項目についてその時代その時代で色合いの強弱というものが出てくるんではないかというふうに思いますし、四日市で濃い色をつけたものが他の都市でそのまま通用するかと云えば、私は通用しないのではないだろうか、こういうふうにご考えておるのでございます。そこで、基本計画をつくり上げていくフレームワークというのがございまして、フレームとして、やはり人口あるいは土地の利用度、あるいは市税収入の見込み、さらには仕事をしていく職員の数等々のフレ

ームをまずもって決めていかなければならないと思うんです。フレームを決めるに際しまして一番私どもが決めにくいのは何かと言えば、経済の動向ではないかというふうに思うわけでございます。今日の日本の経済、実は日本の経済だけで成り立っていないことはご承知のとおりだというふうに思いますし、日本の経済が世界の経済のいろいろな制約を受けてまいっております。こういった制約はむしろ経済的なものでございまして、政治的な制約がだんだんに強くなってくる、そうすれば経済予測というものは、政治の将来の予測を考えてみないと本来立ちにくいわけでございますから、これぐらい、経済予測ぐらい私は当たらないものはないだろうと。たとえば、五十八年度の経済成長率、企画庁の計算ですと三・一％か二％ぐらいに抑えようというふうにいたしておりますけれども、もしエネルギー問題で何か起これば、あるいは食糧問題で何か起こったということになると、直ちにこれらの予測は狂ってまいるのでございます。そういった意味で大変税収入の見通しなり、あるいは物価の変動なりというものについての見通しが非常に立てにくい、勢い計画をつくる時にはきわめて慎重にならざるを得ないという背景が私どもにあるのは事実でございます。したがって、そういう背景でございまして、全体が非常に物足りないとおっしゃられることは私も十分承知をいたしておりますし、私自身も前回の計画と比べて非常にさびしいような気持ちもございません。しかし、いまの段階ではやはりこの程度に考えても、なおかつ計画にのり得ない、あるいはのせてない大きな事業があるわけでございます。たとえば国道二十三号線沿いの騒音、振動の防止ということになりますと、沿環法によって環境整備が行われようといましております。これらにつきましては国の費用でやるわけでございますが、単費をこれに全く出さないで済むという形で済ませられるのかどうかということは、大いに疑問であります。したがって、五年間の間、この沿環法による事業をやらせないというわけにはまいらないというふうに思いますので、この計画に盛り込まなかった予算というものが当然必要になってくるのではないだろうか、このように思いますので、この計画に色合いをつけていくということがきわめて重要な課題ではないだろうか。

そこで、一応物価の上昇率は大体四・何多だったかと思うんですが、賃金の上昇率は七多ぐらいで抑えているとか、あるいは人員については総枠を変動させないというような枠で一応計算をしつつ事業の面も考えてみたというのが今日の計画の素案になって、素案のバックグラウンドになっているわけでございますから、その点をご理解をお願いします。また、おきたいとおっしゃるのでございます。それじゃその事業をどういうやり方で決めていったかと申しますと、まず全体としては議会でいろいろなご議論、あるいは陳情、請願、さらには地区懇談会等で出された地域の意見等々は、一応縦割りの組織の中で取りまとめてまいったのでございますけれども、これだけではきわめて不十分でございますので、今度は各地区市民センターの館長からそれぞれの地域に関します各種のご要望、行政に対しますご要望、ご要望というものを書いて出してもらいました。これを整理いたしまして横糸にいたしましたのでございます。これらをもとめていく上においてどうしても各部門にまたがりますので、各課にそれぞれこの計画をつくるための主任を設けました。各課にそういう方々を設けて、その方々に各課での取りまとめをお願いいたしました。しかし、各課ばらばらであっても困りますので、一つの部の中で取りまとめ課というのを各項目にわたって設けたのでございます。そして、それを各部に割っていったと、各部の方では、やっぱりたとえば生活環境の問題でございませば、環境部と都市計画部が関連をしてくると、こういうことでございますので、これらの四つの柱にわたっては取りまとめ部というものを設けたのでございます。それらを集大成をいたしまして、最終的に冒頭で申しましたフレームとあわせて考えて事業を設定していったわけでございますが、物足りないとおっしゃるのは額において少なくとも前回の八百十七億という額に比べれば二十億近いダウンがあるわけでございますから、どうしても物足りない感じを受けるといふことはやむを得ないご批判ではないだろうかというふうに思っております。したがって、私どもは皆さん方のご意見を十分ちょうだいしながら、今度の計画を少しでもいいものにいたすべくさらに作業を続けてみたいと、かように考えておる次第でございます。

そこで、下水道の問題から商業振興あるいは町の公会所の問題に至りますまで各般にわたってご意見が出されておりました。私どもはこれらの事業が幾分なりとも前進をさせることができれば幸いだというふうに思っております。そのためにいろんなことを進めていくわけですが、全体のバランスを崩さないように、そして四日市の財政がやはりにっちもさっちもいかならないような方を講じていくべきだというふうに思っております。全部に、各項目にわたってお答えをいたすというのはむずかしいと思うんですが、やっぱり福祉の問題ではお年寄りの問題も含めまして在宅対策というものにもう少し力を入れるべきではないだろうか、もちろん施設整備ということもありますけれども、当面は在宅というところに力を入れていったらいかかというふうに考えておるわけでございます。

教育に関しましては、やはり青少年の健全育成ということと同時に、子供たちが町に対して魅力を感じてもらおう、あるいは将来に向かって希望をつないでいくことについての施策というものを、やっぱり講じてまいらねばならないかというふうに考えておるのでございます。

下水道の整備あるいは交通ネットワーク個所の解消、そういった問題は、これは生活環境の問題でございまして、昨日もご指摘をいただきました都市美というようなこともその中に入ってくるわけでございます。これらは具体的な仕事でございまして、一応計画段階で、この五年間は計画づくりということになってしまいう問題の中にはあるわけでございます。具体的に工事に着手できるかどうかということが非常に五カ年間でむずかしいなと思う。たとえば、東海環状都市帯構想の一環であります交通の道路網の整備ということになりますと、この五年間で果たして着手できるんだろうかという疑問も一つあるわけでございますが、そういったような問題にしっかり取り組みながら対処をしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

最後に、産業の再活性化あるいは商業の振興、労働者福祉というような問題も含めてお答えをいたしたいと思うん

ですが、やはり産業が再活性化をしてもらう必要がある、既設の、すでに立地をいたしております各産業はそれぞれの自助努力をなされておられますので、それはできるだけ各企業のご努力におまかせするをいたしまして、新しい工場敷地の問題でございますが、安い土地を先行投資型でつくれということでございますが、今日四日市にいろいろとアプローチのあります企業というのは、いずれもそう大きな計画の企業ではございません。したがって、ある程度の敷地を用意いたしますれば、できるはずでございます。しかし、地域のバランスある発展ということもひとつ必要でございますから、どこかの地域ばかりに集中をさせないという方向で考えていかなければならないと思うんです。そういった意味では農業地域との整合性を図っていく必要があるだろうというふうに考えております。ただ、この場合にある程度の先行投資がその時点では出てくるんではないだろうか、いまさしあたっては既設の工業用地を利用すると、一方将来に向かつての余地というものを見出しがいかなばなりませんから、農業地域との整合性を図って計画づくりを進めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

企業に関連をいたしまして、労働者といいますが、雇用される方々の福祉の面で労金、勤信協、勤信販というお話が出ました。労金あるいは勤信協に対しましては、私どもで預託をいたしております。したがって、これを大いに活用をいただきたいというふうに思っております。商業振興は、これは窓口といいますが、ほとんど商業者の方々が連合会をつくっておみえになりますので、商店連盟をつくっておみえになりますので、こういった方々と十分お話し合いをさしていただきながら前へ向かって進めてまいりたい。いずれにいたしましても企業の問題でございますから、一部地場産業に対する補助なり育成策なりというものはありますけれども、全体の企業に対して補助をしていくということはいかがかと、むしろ金融的な措置を強化してまいると、あるいは町づくりにおいてその地区の商店街の繁栄を考えていくと、こういうことが私には必要ではないかというふうに思っております。長くなってもいけませんので、私から落ちたところは市長公室長なり、あるいはその他の部長からお答えをさして

いただきます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 具体的な課題として出されましたスポーツの問題並びに社会教育の重視といった方向の問題につきましましてお答えを申していきたいと思っております。

豊かな町づくりという表現の中で、夢とロマンという言葉が出ましたし、豊かな人間関係を築いていくためにはスポーツの振興がきわめて重要であると、特にソフトボールの問題を取り上げて、競技場が少ない、したがって、そういったグラウンドの整備を思い切ってやる考え方はないかという趣旨だったと思えますが、ソフトボールの競技場については、それぞれの地区運動広場、あるいは学校施設の開放、それから市営の運動広場、それから企業等が持つてみえるそういうのを全部合わせますと、現在可能な面は約百面ございますので、このあたりの有効的な利用をお願いしたいと思っております。いままぐ大きな専用何面もとれるソフトボール場というわけにもまいりませんので、しかし、引き続き地域の運動広場の整備、あるいはご提言の河川敷等のもっと有効的な利用ということをおっしゃいましたけれども、このあたりを十分検討をいたしまして、皆さんにソフトボールでもってそういった町づくりということが有効な手段であるとするならば行っていきたいと思っております。

ただ私どもは、後の社会教育の重視ということと関係もいたしますけれども、ともすると、そういったクラブに入っている方々は自分たちのことはきわめてうまくいくけれども、その運動をしない方とのコミュニケーションがうまくいかないような気がするわけです。したがって、そういうあたりのことについてもよろしく各地域のご指導についてお願いをしたいと思います。

それから社会教育の充実で、特に経験豊かな年輩の方、高齢者の方々の知識なり技術を生かしていくような、いわ

ゆる人材バンクといいますが、そういうものをつくって地域づくりのために役立たせたらというお話で、ご提言の金のかからない一つの基本計画の一面だと思って聞かしていただきました。私もはそういうことについて前回、前々回あたりも数多くのご提言もいただいております。現在におきましてもそういった経験豊かな方が、各市民センターの講座におきまして伝承遊び、あるいは民話、暮らしの知恵と、こういった講座の講師として活躍いただいております。私も承知いたしておりますけれども、引き続き青少年の健全育成あるいは各種のボランティア活動にうまく位置づいていただいて率先してやっていただくということについて、もっとやはり本腰を入れなきゃならぬというふうな気がいたしております。そういったことについて今後人材バンクというふうなものの設置に関しても十分に配慮してご趣旨に沿いたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 二分ぐらいあろうかと思いますが、ご答弁ありがとうございます。

新しい基本計画の策定に至る経過について改めてご説明をいただきました。私は長々と申し上げましたが、少なくとも基本計画が名実ともに市民の願っている方向に行くことを期待して申し上げました。したがって、意のあるところをおくみ取りいただければそれにしたことはないということで、細かいところについてはもう差し控えています。いただいたと思います。今日の地域社会、あるいは市民のニーズにこたえるのは大変厳しい時代でございます。後になって禍根を残さないためにも、やはり今日とるべき最大の方向というものをもう一度お互いに考えて、将来に禍根を残さないようにしていきたいと念願をいたしておりますことを申し添えたいと思います。

あわせて、大変重要なことですが、昨日も出たと思っておりますけれども、民間委託の方向が若干出ておりましたんですが、そのときのご答弁に、各部に基本的な要請をしたというようなことも言われましたけれども、その辺の骨組みを若干聞かせていただきたいなど、それ一点だけ申し上げ、あとは私どもの願っております方向に十二分に意を尽くされることを期待をいたしまして、終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（青山峯男君） 財政部長。

〔財政部長（阿南輝彦君）登壇〕

○財政部長（阿南輝彦君） 昨日明年度の予算編成方針のご質問の中で、民間委託の一層の推進ということを私申し上げます。各部にも要請をしておるわけですが、今日まで幾つかの委託を実施してきておりますが、さらに先般事務改善の方向について議会の皆様方にご説明した中にも、この民間委託の問題いろいろ書いておりますし、職員提案の中でもいろいろ出てまいっております。たとえば公園の問題であるとか、あるいは保育園の問題であるとか、あるいは電話の問題であるとか、幾つかのポイントはあるわけですが、それらにつきましてはそれぞれについての実態、あるいは効果、関係法令、そういったような問題がございますので、これは常に検討をしていかなきゃならぬわけですが、今後の五カ年の中における問題、その中で明年度から着手できる問題等を一つ一つ各部で拾っていききたいという考え方でございます。

○議長（青山峯男君） これをもって、一般質問を終了いたします。

日程第二 議案第一二三号ないし議案第一四七号

○議長（青山峯男君） 日程第二、議案第百二十三号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし議案第百四十七号工事請負契約の締結についての二十五件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言を願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 議案第三百三十九号についてお尋ねをいたします。

この問題に関連して陳情の出ていることを議場へ入って初めてわかったのでございますけれども、それはそれとしてお尋ねをしてみたいと思います。

この議案は、大矢知地区の十志町の一部が富田地区へ編入されて富田栄町をつくるという、そういった言い方が理解しやすいのでございます。ご存じのように、大矢知地区には垂坂という地区がございます。昔の大矢知村ではここは遠隔の地でございましたので、この三重郡、四日市では珍しい分教場がございました。小学校三年生まではここで勉強して、四年生になりますと本校の大矢知地区の小学校へ遠い山道を通ってきたものでございます。こんな遠隔の垂坂がどこかの地域に合併していくのなら理解できますが、どうして十志地区の一部が富田地区へ合併していくのか、その理由のご説明をお願いしたいと思います。

次に、四日市では、昨日の議会でも言葉が出てまいりましたが、日本でも例のない、りっぱな地区づくりを始めていると、こういう言葉がございました。地区づくりとこの問題とは相反しているような感じがいたします。地区づくりとは何ぞやという問題と、それから四日市の中の地区とは一体どういうことかと、その概念についてご説明をお願いいたします。

次に、学区制の中で許可学区というのがございます。この十志地区の子供さんは富田小学校、富田中学校へ通学が許可されております。私の近くの前波町、あるいは松寺町の一部は富洲原小学校、富洲原中学校へ、ともにこれは大矢知の地区でございませうけれども、それぞれ違った学校へ通っているのでございます。この関係で子供会も、十志町は富田の小学校の富田地区の子供会に属しているようでございます。前波町は大矢知地区に属しております。これらの関係が地区づくりにより余りいい影響を与えていないということは、教育民生常任委員会でもたびたび指摘があったと

ところでございます。私もこの学区制について検討すべきだということを提言いたしておったのでございます。これについてのお考えをお伺いいたします。

次に、自治会とはどんな意味のものか、改めてお尋ねをいたしたいと思います。

同時に、自治会に入っていないと、いろいろと市からの連絡がないということでもあります。連絡ができないのか、それともしないのか、ご説明をお願いいたします。以上、一応お尋ねいたします。

○議長（青山峯男君） 総務部長。

〔総務部長（藪田 裕君）登壇〕

○総務部長（藪田 裕君） 議案第三百三十九号に關しましてお答え申し上げます。

どうして大矢知地区の一部が富田地区へ合併していくのか、その理由はどうかということでございます。この条例は大矢知地区の十志町、西富田町の各一部を富田栄町として富田地区に編入するほか、同じく両町の一部を大字茂福字丸之内、字坪之内に編入しようとするものでございますが、該当いたします大矢知地区の通称・十志町東部自治会におきまして、毎年自治会の課題として長年にわたりました本件につきましては願望されてきたものでございます。また、この町におきましては二つの大字にまたがっております。富田地区茂福との境界についても不明確なところもございましたし、今般大矢知地区連合自治会、それと富田地区連合自治会のご同意をいただきまして変更しようとするものでございます。

それから、地区とは何かということでございます。現在一般的に言われています地区につきましては、町村合併前の、いわゆる旧村の区域であると理解しておりますが、現在の地区市民センターもほぼこの区域を単位として行政事務を所管しているところでございます。

地区づくりにつきましては、こういった地域の中で近隣の市民相互の触れ合う人間関係、連帯感の醸成をしようと

するものでございます。

それから自治会でございますが、自治会につきましては、自立性と自主性を持った住民の任意団体であり、相互の親睦と福祉の増進、地域活動を行っている団体と理解いたしております。

それから、自治会に入っていないから市から連絡がないということかということでございますが、行政といたしまして、加入、非加入を問わず平等に取り扱っているところでございます。

学区制につきましては、教育委員会の所管とするところでございますけれども、行政区域と学区との整合性を進めるために、その整合性の努力を重ねているところでございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 十志町の一人の老人が、この議案が上程されることがわかった十日に遺書ふうのものを残して家を出したのでございます。この老人は申し上げるまでもなくこの合併に反対をしている、昔からここに住んでおった人でございます。それで、関係者は警察にも連絡いたしましたし捜しましたが、やっと昨日見つかったのでございますが、大変興奮しておりますので、面会謝絶で、私はまだ面会もいたしておりません。不祥事にならなかったので非常にいいことだと思っております。地区づくりということはこの長い歴史と伝統、慣習の上に立って進めるのが本道の道であるかと思えます。これまで市の進められてきた方策が悪いとは申しませんが、そういう結果が不祥事が起こりかかっているということをよくご存じいただいた上で、総務委員会で私が申し上げた点について吟味していただいて、そして善処していただくことをお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 議案第二百二十八号、百三十二号にも関連してくると思いますが、先ほど関連質問も申し上げたんでございますが、本件につきましてはどの程度の四日市に人員がおり、費用がどの程度かかるかという点についての質問をさせていただきます、なおかついろいろ意見を申し上げたいと思います。

○議長（青山峯男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 議案第二百二十八号及び百三十二号にかかわるご質問がございましたので、お答えいたします。

老人保健法が来年二月一日から実施になりまして、それに伴う費用がどれだけかかるかと、その対象人員は何人かということでございますが、現行制度の中で老人医療費の公費負担制度がある、これは老人福祉法に基づいて行われているものでございますが、その対象人員といたしましては一万四千三百四十八名でございます。その総医療費といまして五十九億五千八百八十八万九千円と、これはあくまで推計でございます。と申しますのは、現行制度におきましては、まず各種の保健制度の中で医療費を負担いただいて、扶養家族あるいは国保の被保険者の場合は、七割負担いただくことになるわけでございますが、その費用がおおむね四十六億五千九百四十万円ということでございます。患者負担はございません。公費負担制度、いわゆる残りの三〇％を市が支弁すると、国及び県、市の支出によって支弁しておるわけでございます。この公費負担の額を申しますと、十二億九千二百四十八万九千円ということになります。これがいわゆる老人医療の無料化によって市が支出している経費でございます。これが老人保健法ということになってくるわけでございますが、対象人員は、先ほど市長からも申し上げましたように所得制限がなくなりますので、あるいはまた社会保険に加入している本人もそれに対象になりますので、一万五千二百人ということで推計しており

ます。その総医療費としまして六十三億四千九百五十七万二千元ということで推計しております。このうちの今度老人保健法になりますと、特別会計を設けてまして市の方から特別会計によってこの全額を支弁することになるわけでございますが、おおむね七〇％は保険者負担ということでございます。これは各保険者から拠出金ということで社会保険診療報酬支払基金の方へ納めていただきます。それをまた市の方へ流していただくことになるわけでございます。患者負担が九千五百八十八万七千円ということになります。それ以外、保険者が負担した以外を、国が二〇％、県・市がそれぞれ五〇％ずつ負担するということになるわけでございます。この公費負担分が十八億七千六百万六千円と、そうした金額になるわけでございます。私がいま申し上げましたのは、五十七年度のベースで計算した年間の金額でございます。

○議長（青山峯男君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 非常に総合的な問題を提起してもらったんですが、具体的な問題を私が指摘して説明を求めなかったのは悪かったと思いますが、少なくとも今時の改正によってどの程度の差額を、どの程度の人員が負担して、市がどの程度それを負担しなきゃならないかという額を知りたかったわけです。そういう点を知りたかったわけです。ですから、総合的な問題もさることながら、その点が問題の改正の焦点になると思うんでございますけれども、ですから、その問題の焦点になるとことを説明してもらわないと、そんなほかのところを、外堀をぐるぐる回ってもらっても中心を言わないと、問題はわからぬわけです。福祉部長は答弁の仕方がうまいから外堀を埋めて中堀を言わずにうまく逃げ切ろうということだけれども、それはちょっと困るんですね、私どもとしては。なぜかと言いますと、少なくとも、私ここで意見をそう申し述べたいとは思いませんけれども、いまのお年寄りという立場のこの老人保健医療に該当する方というのは、少なくとも私どもの父や母、そういうところに該当する人たちです。また、私どもを育てら

れ、また、多く戦火にまみれ、本当に苦勞をされてきた人たちですから、私どもは、現役の若い者が少々の負担はしよっても、その年寄りは何とか案に過ぎさしてやりたいという気持ちがございます。またなお、昔の言葉ではないんですが、姨捨山に捨てられにくく母親が、子供におぶられていく母親が枝を折りながら捨てられにくくという、そのような年老いた親の気持ち、また古く日本に伝えられているような「死して黄金バンドを伝わすとも、あながち生前一杯の酒」、死んでから金を、腰の近くまで黄金を積んでもらうよりも、生きているうちに酒を一杯くれた方が親孝行なんだよと、このようないろいろな問題、有名な話があり、句があり、やはり私どもの父親である、母親である、このお年寄りを少しでもよりよく楽しく老後を送ってほしいという気持ちです。元気な者は、それはまだまだ働ける者は、高齢者事業団とか、そういうところでその人の能力を生かしてシルバーセンターで働けばよろしいし、年寄いて病気になる者はせめてできる限りのことはしてやってほしい。その負担が少々の負担であるならば、若い市民の現役がしょって立ったらいいんじゃないかと、私はそういう気持ちを持っておりますし、また少なくともそのような考え方で子供も教育していきたいと思えますし、そういうことがわれわれは教育においても必要なことじゃないかと思えますし、また、少なくとも父母を大切にし、年寄りを大切にすることを、その気持ちというのがこういう問題にあらわれていくんではないかと思っております。そういう点から少なくとも本件につきましては、該当委員会で審議をされると思いますが、十分そういう面の真意もおくみ取り願ってよろしくご審議を賜らんことを切にお願いを申し上げます。議案質疑を終わりたいと思います。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、議案第二百二十三号の五十七年度一般会計補正予算（第二号）の中で第三款民生費、そして項一の社会福祉費の中、目六社会福祉施設費、目十の小集落地区改良事業費、この関係につきまして歳入面も含めまし

てお尋ねをしたいと思えます。

今度のこの追加補正の中でも、補正内容の主な部分を占めるのがこの問題でございます。五十七年度予算スタートをいたしましたから今日までの間、一定の期間経過しておりますが、この十二月議会で提案される内容のものはほぼ五、六月ごろにはこの線が出ていたと思うわけでございます。どうして年度予算が成立して数カ月もたない間に、こうした事業内容の変更や大幅な減額や追加、こうしたことが出てくるのか、従来もこの同和関係事業につきましては、明許繰り越し、事故繰り越しという形で多額の金額が処理されてきた経過がございます。その都度私もいろいろ問題を提起させていただきましたが、概して、せっかく予算をつけたが、地元で、たとえば用地買収にしてもうまく話が進まない、こういうところにウェットを置いた説明がなされてきたと思うわけでございます。今度の場合は果たしてどうなのかと。そもそも一般の諸事業と同じように、基本計画、総合計画、五カ年の計画があって、同和事業の関係についても進めておられると思うんですけども、そしてまた、それぞれローリングしながら年度予算を編成されると思うんですけども、このわずかな期間にどうしてそういう変更が出てくるのか、その辺がわからないわけです。特に今度の場合はそういう従来の説明があったようなことだけでなくて、行政当局の同和問題に対する取り組みの姿勢なり体制上の問題がありはしないかと、この辺を私は非常に心配するものでございます。

たとえば予算にも計上し、国庫補助事業として進めるというふうにしておりましたもの、たとえば小牧西における県道から豊栄橋に至る道路の拡幅の用地取得、あるいは整備事業、これは実際に作業が進んでいるんですか、なぜ進まないんですか。全庁的な取り組みをするなどといっているいろいろなやられたものの、無責任体制になってしまつて補助申請すらしてないと、できてないという実態があるのではないですか、今度の問題の中にはこういう問題も含まれると私は思うわけでございますが、今度の減額あるいは追加というものについて、なぜこんなことになってくるのか、得心のいく説明を一つ一つの事業について理由も含めていただきたいと思います。

次に、議案第二百二十三号一般会計補正予算、それから第二百二十五号、二百二十八号、百三十二号、百三十三、百三十四、百三十五、一連の老人保健法の制定に伴う予算あるいは条例等に関連してお尋ねしたいと思います。

これまで七十歳以上あるいは六十五歳以上の寝たきり老人、国の制度として医療費の無料という形をとっておったのが有料化されたということでございますけれども、これに伴って所得制限がなくなるという問題が一つありますし、それから国保などによる高額療養費給付を、もう国保なんかではやらないという形に、こういう対象者にはやらないという形が出てまいります、その影響がございます。それから、市長は先ほどの答弁の中で受診抑制を意図したものではありませんとおっしゃいますけれども、政府、厚生省等は受診抑制の効果をねらったというふうに言っております。事実そうだと思います。そういう影響があると思います。これらによって、先ほど喜多野議員もお尋ねになりましたけれども、これによってその老人医療費財政はどうなるのか、国保財政との関連も含めてやはり制度の大きな改革の機会でもございますし、これから委員会等で審議をしていただく上でも必要だと思えますし、私どもも的確な判断をする上でもぜひ資料を求めたいと思うわけでございます。五十六年度などの実績に基づく試算結果を明らかにしていただきたいと思うんです。単に現行制度と新しい制度とまとめて幾らという形の話でなしに、いろいろな細部にわたって資料を出していただきますと、いただきますことによっていろいろな問題点が浮き彫りになってくると思えますので、そういう見地からいまから申し上げる点を明らかにしていただきたいと思えます。

一つは、老人保健法に基づく老人医療費の一部助成となったための所得制限の撤廃による老人医療費の一部助成の対象増となる人数、その分にかかる総医療費、保険者負担額、当該老人負担額、県・市の公費の負担額についての試算結果ですね。

二番目は、受診抑制効果をどう見て、その分にかかる総医療費、保険者負担、国・県・市の公費負担額をどれだけと見ておるかということ。

三番目は、いま申し上げた二つのことを差し引いて、新しい老人保健法による総医療費、保険者負担、患者負担、国・県・市の公費負担額について現行との増減額の試算結果を明らかにしてほしいということです。

それから四番目は、老人保険法の実施により国保財政はどうなるかということでございますが、出る方の療養給付費の減分、少なくなる分、老人医療費の拠出金の分、それから高額療養費の減となる分、それから入る方ですね、国の負担金、療養給付費負担金とか老人医療費拠出金負担金とかありますし、補助金は高額療養費補助金というものがありますし、これまで臨時財政調整交付金というものもございました。それと保険料と繰入金の増減があります。これをひとつぜひ明らかにしていただきたいと思っております。

それから五番目は、六十八歳、六十九歳にもこの整合性という形で今度負担になるわけですが、その対象人数とか、その分にかかる医療費あるいは保険者負担、県・市の公費負担等の結果ですね。

それから六番目に、老人保険法の対象となる六十五歳以上の寝たきり老人等心身障害者の医療費の一部負担金を全額別の形で助成をしていただくことになったわけですが、これは大きな意味もあると評価するものでございますが、これが対象人員、市費の負担額をどういうふうになるのか、明らかにしていただきたいというふうに思うわけでございます。

それをまずお聞きしながら、次の質問の機会があればしたいと思いますと思うんですが、ちょっと時間がありませんから、ちょっとときに申し上げてみますと、患者負担は市長は無理はないものと言われましたけれども、決して老人にとっては少なくない。将来の負担増がないという保証はないわけですが、この点はどういうふうにお考えになっているか。

それから、福祉の制度から保健制度へ変わったんだというふうにおっしゃっている、これが問題なわけでございます。それで、したがって所得制限もしない、もう無制限、青天井でやると、極端な話、あの松下電工の社長もその対象になると、老人医療助成の対象になると、これは今度の臨調行革にせ路線の一つの本質をあらわしておると思う

んです。大企業や特別の人たちを優遇するという本質をまさにあらわしておると思うんですが、この辺を一体どう考えられるか。その辺を一定の何らか手当てをしながら、逆の上乗せなんかを手当てをしながら本当に困る人たちの問題を考えるべきではないかということにもなると思うんです。その辺についてのご見解ですね。

それから、結局、いろいろな資料を出していただくようにお願いをいたしましたけれども、私の頭の中での試算では、国費負担は減るけれども、そして患者の負担はふえるけれども、そしてさらに市の負担もふえるという形になってきやせぬのかと、何のためのこの老人医療保健制度の制定になるのか、何のためにいままでも市なんか、市長なんかがそういうことを期待してきたことになるのか、一体このメリットはどこにあるのかという点で総括的にどう評価されるかということですね。

それから、国保財政上の問題にもなりますが、確かに国保財政では老人保健法へいく分と、それから高額療養費の分が減ってまいりますけれども、しからば、今後繰入金という問題をどう考えていくのかということですね。それから保険料についても、いままでの保険料は他の保険と比べても非常に高い保険料を払ってきた、それは老人医療や高額療養の分もタコ足のように自分たちがかぶってきた面があるわけですね。現状で非常に保険料が高い、この辺をどうするのか。とりわけ、他の社会保険の大部分の七十歳以上のお年寄りには、その社会保険の家族になって保険料は払ってないわけです。ところが、国民健康保険は老人といえども、しかも、ここの国民健康保険は全体として収入が低い人が多い、収入不安定な人が多い、こういう中で老人も含めて高い保険料を払ってきているわけです。この保険料も払っているのに、今度また一部負担にもなるとですね、他の社会保険ではほとんど大部分は働き手の扶養家族になって保険料分は払わない、そして老人保健法の適用で一部負担をします。こういうことを、バランスの面を見ますと、今後国保財政、国保の保険料を考えた場合に全体としての保険料の問題をどうするかということとともに、国保における老人加入者、この保険料の問題もどうしていくかという問題があると思うんです。私はこの辺は現実的に相当厳

密な検討もしながら、やはり負担の公平とか、一方ではよく言われるわけですからそういう点も加味した処置がされているかどうか、こういう点をどこまで検討されたのか、こんなことを考えながら、喜多野議員も言われましたし、今度の議会にも陳情も出ております。川村議員も質問されました。そうした点はいままで市長のお答えの範囲を超えて何らかの手を打つべき余地もある、またそうしなければならぬのではないかと、こういうふうに思うわけですが、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（青山峯男君） 暫時、休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後二時二十九分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案質疑は、答弁を含めて三十分という制限がございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 老人保健法の施行に伴います予算あるいは各条例の改正でございますが、私から考え方の大筋だけ申し上げまして、具体的には福祉部長の方からお答えさせていただきます。

大筋の考え方としては一般質問の中でご答弁を申し上げたとおりでございますが、考えてみますと、この負担、市費の負担がどうなるのかということが、一つ問題があるかと思うんですが、普通でいきますと老人保健法での負担がふえて、国保会計の負担が少なくなると、こういう形が出てまいります。同時に、老人対策、お年寄りに対する対策というのが、医療だけでなしに健康づくりの対策費等々が今後増高をしまっているであろうというふうに思いますし、

国保会計の方で必ずしも市費の負担が、繰入金等も含めて減っていくことには私はないんじゃないだろうかと、かようなふうに考えておりますので、今後十分予算の状況を見詰めて今後に対処いたしてまいりたいと、かように思っております。

老人保健法における医療費のお年寄りの方のご負担分がふえる、今後さらに増高するんじゃないかという指摘もあったと思うんですが、私は当分の間そういう形にはなっていないんじゃないだろうか、こういうふうになっておるところでございます。

以上、基本的な、理論的な考え方の方の問題については省略をさせていただきますが、具体的な会計間の移動、それによって起こります市費の負担ということについての考え方を申し上げておきます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） ただいま議案第二百二十三号民生費について、それにかかわる問題につきまして質問いただきましたので、まず最初に、民生費の中の社会福祉施設費及び小集落改良事業にかかわる分についてご説明申し上げます。上げたいと思うわけでございます。

時間もございませんので、大筋の説明で恐縮でございますが、ご理解いただきたいと思うわけです。この二つの事業につきましては同和対策事業にかかわる分でございます。これまで同和地域の環境整備のために十三年間にわたりました整備をしてきたわけでございますが、その十三年間に仕上げられなかった事業が今後の事業として残っていただくわけでございます。と申しますのは、非常に地元との折衝あるいは事業を実施する上の技術的な面におきましても、むずかしい事業が多いというのが現状でございます。そうした面で、たとえば五十七年度におきましても当初予算の段階でこの事業の遂行できる可能性等を十分検討いたしましたので、できるだけ同和対策事業として国、県の助成に乗っ

けていきたいと、そうした面で市費の負担を軽減したいという気持ちに立ちまわして、国、県の了解を求めながら予算計画を立てたわけでございます。しかし、現実にそうした非常にむずかしい要素の多い事業でございましたので、ご指摘いただいたようにやはり事業の進展状況が十分に進まなかったと、あるいはまた国、県の予算の状況において助成措置がされなかったという経過があるわけでございます。その点をひとつご了解いただきたいと思うわけでございます。

次に、老人保健法の関係でございますが、いろいろなご質問いただきましたしまして一応の資料としては準備しておるわけでございますが、確かに、数字だけの羅列ということになっておりますので、先ほども喜多野議員のご質問に対して私非常に不親切な説明をしたと思っております。いろいろ項目についてご質問いただきましたが、もし答えられない面につきましては、あすの教育民生常任委員会の方へひとつ提出させていただきます。いまご質問いただいた資料もできるだけ網羅する形で提出させていただきます。ご質問でございます。まず、今度の老人保健法で所得制限がなくなった結果新たに医療の助成の対象になる人たちの人数及びその金額等ということでございますが、所得制限がなくなった結果によってふえた人数は六百八十二名でございます。この総医療費が三億一千八百三十三万四千円と試算しております。このうちの保険者負担が二億一千九百四十六万九千円、患者負担が四百八十七万七千円、公費負担といたしまして国・県・市とあるわけですが、九千四百五十八千円、このうちの市費の負担は千五百六十七万七千円ということになってくると思うわけでございます。

次の、受診抑制の効果をどういうふうに考えているかということでございますが、これにつきましては、先ほど市長が申し上げましたように、われわれとしては受診抑制にはならないだろうということと試算してまいったわけでございます。

老人福祉法に基づいたままでの制度と今度の制度によりまして公費の増減はどうなっているかということでございますが、公費負担としまして、少なくとも四日市の対象になる方々につきましては対象人員として八百五十二人がふえてくるという計算のもとに進めておるわけでございます。公費の増額、年間ベースでございますが、五億八千三百六十一万七千円、このうち国が四億一千八百八十五万五千円、県が一億四百七十一万四千円、市といたしましては六千五万三千円と、市費の方が改正に基づきまして増加する分は六千万円ということと試算しております。

次に、国保の財政でございますが、国保の財政につきましては、まず増減だけをひとつここで申し上げたいと思うわけですが、歳出につきましては七億八千六百五十五万五千円が減ってくるだろうと思っております。ただし、この内訳ということになります。歳入面におきましても入る金も減ってきますので、最終的に国民健康保険の中で軽減される金額といたしましては、二億六千万円をわれわれとしてはここで試算をいたしましたわけでございます。しかし、これにつきましては、非常に臨調あるいは老人保健法による拠出金の負担金の変動等も考えられますので、正確な金額の要請がまだ来ておりませんので、そうした面でもやや不確定な数字であるということと解釈しております。なお、おおむね二億円から二億六千万円が国保財政の軽減になってくるだろうということと考えております。

六十八、六十九歳の医療でございますが、これにつきましては自己負担が一部一日二百円ふえると、入院の場合のみということでございますが、その結果、約四十万円程度が市費の軽減になってくるだろうと考えられます。

○議長（青山峯男君） 福祉部長、簡単に。

○福祉部長（若山義弘君） 心身障害者の場合には五百八十九万程度がふえてくると、持ち出しがふえてくると、そういう計算でございます。

なお、対象者別人数等につきましては、また資料によって提出させていただきます。と思います。

○議長（青山峯男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 同和事業の関係でございますが、私が具体的に尋ねましたように、補助事業として計画しながら補助申請すらしないということがありはしないのか、そうした点も含めまして委員会で一遍よくご検討をいただきたいと思うわけでございます。

それから、老人医療の関係でございますが、私の申し上げた方向でひとつ資料をぜひ出していただきながら、検討をよくしていただきたいと思えます。国保財政と老人福祉法に基づく財政との、片方が減って片方がふえるという、市費負担の関係でございますが、しかし、国保では繰入金の問題は別といたしまして、この市費負担という形では：

○議長（青山峯男君） 小井道夫君、時間が経過しましたので注意します。

○小井道夫君 赤ランプがついても五分は許すという申し合わせになっておるはずですよ。

〔私語する者多し〕

○小井道夫君 いずれにいたしましても、私が提起した問題につきましてご検討をいただきますようお願いをいたしまして、終わらせていただきます。

○議長（青山峯男君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 議案第百二十三号昭和五十七年度四日市補正予算の中の、ただいま出ていました民生費の踏切問題、土地購入問題について立場をかえてお尋ねをしたいと思います。一般質問の中で五十八年度予算編成についてお尋ねさせていただきました。こういった問題について残していくことについての来年度予算編成のあり方について、財政部長の方からご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（青山峯男君） 財政部長。

〔財政部長（阿南輝彦君）登壇〕

○財政部長（阿南輝彦君） この小集落事業の完成を図るために早く実施をしたいところですが、鉄道との協議の関係でうまく調整ができずに明年度に残ることになってまいりました。早く推進を図っていききたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 私のお尋ねいたしました内容は、そういうことと違いまして、全国的に五十八年度予算案において総枠が非常に苦しくなってきたというときに、そういう予算の組み方をしていくことが果たしていいものかどうか。だから、現実を起こってきたときに予算なり、こちらの市負担分をつけていくというやり方が、全国的に予算編成時期に当たって見られる傾向が、通達が出ているわけですが、そういうことについてお尋ねしているんであって、踏切がどうのこうのということではございませんので、再度お願いしたいと思います。

○議長（青山峯男君） 財政部長。

〔財政部長（阿南輝彦君）登壇〕

○財政部長（阿南輝彦君） たびたび申し上げておりますように、本来予算というものは通年予算であるべきであるし、特に五十七年度予算に当たってはそういう形で予算の編成が行われております。その中で国県事業等の変動に伴うもの、まだ決定していないものについてはこれはその時点ということにして、ぜひ年度の間に実施をしたいというものについては当初に組んでおります。明年度につきましても、通年予算を大きな原則として編成に取り組む所存であります。

○議長（青山峯男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付の付託議案一覧表のとおりであります。

○議長（青山峯男君） 次に、今定例会において受理しました請願及び陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

○議長（青山峯男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、十二月二十一日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後二時五十一分散会

昭和五十七年十二月二十一日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和五十七年十二月二十一日(火) 午後二時開議

- 第一 議案第一二三号ないし議案第一四七号……………委員長報告：質疑、討論、採決
- 第二 議案第一四八号 教育委員会委員の任命について……………採決
- 第三 議案第一四九号 公平委員会委員の選任について……………採決
- 第四 委員会報告第一一号 請願の審査結果について……………採決
- 第五 委員会報告第一二号 陳情の審査結果について……………採決

○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

二、日程追加 緊急質問

○出席議員(四十二名)

青	小	伊	伊	小	大
山	井	藤	藤	川	島
峯	道	信	雅	四	武
男	夫	一	敏	郎	雄

○欠席議員（一名）

宇治田良市
 渡山山山山山森森水松前堀堀古平橋野
 辺本中路口口野島川内市野本呂
 一忠信安真幹良辰弘新元行増平
 彦勝一剛生孝吉朗郎一男士衛一信蔵和

生永中谷田高高佐坂後後小粉訓喜川川金大
 川田村口中木井野口藤藤林川霸野村口森谷
 平正信基三光正長寛博也幸洋喜
 蔵巳夫保介勲夫信次六次次茂男等善二正正

○出席議事説明者

市	助	助	市	収	市	総	財	市	福	産	環	都	建	下	消	次	病
長	役	役	長	入	長	務	政	民	祉	業	境	市	設	水	防	院	務
加	三	坂	平	片	藪	阿	毛	岩	宮	樋	内	奥	石	渡	河	田	
藤	輪	倉	井	岡	田	南	利	山	田	口	田	山	井	井	村	中	
寛	喜	哲	清	一	輝	道	義	弘	利	照	忠	武	三	靖	昭	利	
嗣	代	司	三	裕	彦	男	彦	三	雄	一	泰	助	夫	三	郎	夫	

○出席事務局職員

水道事業管理者	次	教	代	事	議	議	主	主
長	長	育	表	務	事	事	事	事
村	館	長	監	局	係	課	事	事
山	長	長	査	長	長	長	事	事
仁	伊	長	委	川	板	板	川	川
了	藤	長	員	合	崎	崎	合	合
	長	増		一	大	大	一	一
	爾	男		郎	之	之	郎	郎
	吉			隆	丞	丞	隆	隆

午後二時三分開議

○議長（青山峯男君）これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第五号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 議案第一二二二号ないし議案第一四七号

○議長（青山峯男君） 日程第一、議案第二百二十三号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし議案第四百七十七号工事請負契約の締結についての二十五件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第二百二十三号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳入につきましては、第八款使用料及び手数料において、廃棄物処理施設使用料が多額な減額補正となっているのでありますが、理事者から、本使用料の計上については、当初見通しにおいても経済情勢にかんがみ前年度より減額し計上したが、予想をさらに上回る収入減となったものであり、今後はさらに研さんを重ね、精度の高い見通しを立てるべく努力するとの説明があり、これを了といたしましたほか、第十五款諸収入において、一部委員から競輪事業特別会計繰入金金の減額に関連して競輪事業について質疑がありました。

次に、歳出の関係部分についてであります。

歳出第二款総務費における平山物産の廃業経費の計上につきまして、県、市相互の理解、協調により、廃業契約の一日も早い締結に努めるよう要望いたしました。

なお、これに関連して過日の本会議で質問のありました水沢地区の悪臭問題についてただしましたところ、理事者から事業開始の経緯、地域住民の就労事情、悪臭防止法の指定区域外であること等々から、その対策にはむずかしい面はあるが、悪臭防止のため関係自治会と歩調を合わせ施設改善を申し入れるとともに、畜産公害をなくすという農林行政の面からも取り組みを進めたいとの説明がありましたことを付言いたします。

第四款衛生費、第九款消防費、第十二款公債費第二条債務負担行為及び第三条地方債については、別段異議はありませんでした。

議案第二百三十四号四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び議案第二百三十五号四日市市特別会計条例の一部改正についての二議案は、別段異議はありませんでした。

次に、議案第三百三十七号四日市市農業委員会の委員の選挙区並びに各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について、議案第三百三十八号四日市市地区市民センター条例の一部改正について、及び議案第三百三十九号町及び字の区域の設定及び変更についての三議案は、大矢知地区の十志町、西富田町の各一部を「富田栄町」として、富田地区に編入するとともに、関連する条例の改正を行おうとするものであります。本件につきましては、今議会に一部住民から反対の陳情が提出されているところから、特に当委員会は今回提案に至るまでの経過など、その実情について詳細な説明を求め、審査に慎重を期したのであります。

理事者からは、本地域の富田地区への編入は、昭和四十九年来長い間地域住民から要望されてきたもので、各自治会や関係連合自治会において十分な論議がなされ、ようやく十志町西・東の自治会同士の合意や大矢知、富田両地区の連合自治会の了承がなされるに至ったものである。また、反対者に対しては自治会とともに行政側としてもその説得に努めてきたが、さらになお理解を得るよう努力を重ねたいとの説明がなされたのであります。

当委員会は、住民全員の完全な意見の一致が見られなかったのは遺憾であるが、地域住民の大多数が編入を長い間

待望していた実情及びすでに各自治会、連合自治会での合意も得られた現状にかんがみ、本件を承認いたしました次第であります。

議案第四百十号町及び字の区域の設定及び変更について、議案第四百一十号町及び字の区域の廃止及び変更について、及び議案第四百十二号町及び字の区域の変更についての三議案につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第四百十五号ないし議案第四百十七号の三議案は、いずれも工事請負契約の締結案であり、電気設備業者の格づけ等について、また他社に比しかなり廉価な落札価額に対する工事の責任ある履行の確保について質疑がありました。

以上の経過により、当委員会に付託の関係議案はいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして、総務委員会の審査報告いたします。

○議長（青山峯男君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂口正次君。

〔教育民生委員長（坂口正次君）登壇〕

○教育民生委員長（坂口正次君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

今回、当委員会に付託されました議案は七件であります。いずれも老人保健法の施行に関連するものでありますので、一括してご報告申し上げます。

今年八月十日、国会において老人保健法が可決され成立しましたことは各位のご承知のところであります。この法律がよい以来年二月一日から施行されるわけでありますが、この法律が施行されますと、現行の七十歳以上の老人の医療費無料制度は廃止され、来年二月一日からは七十歳以上の老人であっても、通院については一カ月につき四百

円、また入院については二カ月間に限り一日三百円を負担しなければならなくなるのであります。

理事者からは、このことにつきまして、国の制度として新しく発足する以上従わざるを得ないが、市としてはこれまで県、市の共同事業として独自に実施してきた六十八歳、六十九歳の老人の医療費助成制度については、今後県、市共同事業として新しい国の制度との整合性を図り、通院については従来どおりとし、入院については現行制度の上に二カ月間に限り一日二百円の患者負担の形で存続を図っていきたい。

また、六十五歳以上の寝たきり老人等障害者に対しては、老人保健法の定める自己負担分を市が助成することにより、無料化を図ってまいりたいとの説明がなされたのであります。

当委員会におきましては、老人医療費の無料化制度は老人福祉の大きな柱であり、これを廃止することは老人福祉の後退であり、県、市で負担して存続させるべきであるとの強い反対意見がありました。これを廃止することは老人福祉は、老人医療が老人福祉のすべてではなく、また時代の流れからして一部自己負担もやむを得ないものと考え、老人保健法の施行に伴う理事者の今回の条例の改正及び予算の補正の措置を賛成多数により承認いたしました次第であります。なお、当委員会は理事者に対しまして、今後真に医療費の一部負担ができない老人の救済策を検討するとともに、老人の生活実態調査を早急に実施し、各種の保健事業等の推進に鋭意努力され、老人福祉の充実に努められんことを強く要望いたしました次第であります。

以上が老人保健法の施行に関連するものであります。

次に、一般会計補正予算の関係部分につきまして申し上げます。

特に、今回の補正で教育費における一般財源が八千万円以上減額されていることは、教育行政の推進を図る上からまことにゆゆしいことであることから、理事者に対し来年度予算編成に向け、教育の充実のため最善の努力をされることを強く要望いたしました。

民生費につきましては、地方改善施設整備等にかかわる予算の編成と執行について一部反対意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました七議案のうち、議案第二百二十三号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)の関係部分、議案第二百五号昭和五十七年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)、議案第二百二十八号昭和五十七年度四日市市老人保健医療特別会計予算、議案第三百二十二号四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について、及び議案第三百三十四号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、及び議案第三百三十三号四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり承認いたしました次第であります。

これもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長(青山峯男君) 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。
後藤寛次君。

(産業公営企業委員長(後藤寛次君)登壇)

○産業公営企業委員長(後藤寛次君) ただいま議題となっております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第二百二十三号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)の関係部分についてであります。

歳出第六款農林水産業費につきましては、県支出金の決定に基づく広域的集団転作事業費等の追加、家畜ふん尿処理施設設置事業費等の追加補正及び県単土地改良事業費の新規計上等が主な内容であり、別段異議はありませんでした。

歳出第十一款第二項農林水産施設災害復旧費につきましては、県管理河川内の農業用施設復旧工事における一連の許可申請手続の中で、とりわけ水利権許可申請に添付しなければならない資料の作成に必要な調査費用が地元農家にとって相当な負担となっている現況から、これの軽減措置について理事者の考えをたざしたのであります。理事者からは、水利権は地元農家に帰属する固有の権利であり、調査費は地元負担が原則であるが、前例等を十分考慮の上前向きに検討していきたいとの説明があり、これを了としたのであります。

次に、議案第二百二十四号昭和五十七年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)につきましては、鈴鹿市及び桑名市の業績悪化による競輪開催権の返上と本市がそれを引き受けることに伴う所要の補正であります。本市開催分にあっても不振の色合いを濃くしており、今後の事業収益面において深刻な事態が懸念されるところから、事業運営体制のあり方について種々論議がなされたのであります。

その結果、当委員会としましては、特に入場者数に比し車券売上額の落ち込みが顕著であることから、車券売り上げ向上の大きな阻害要因と思われる場内でのノミ行為等不正行為の防止徹底を図るべく、警察機関との連携を密にした取り締まり体制を確立し、収益向上を図るとともに、場内の健全性の確保に努めるよう強く要望いたしました。また、新規ファン層の開拓を図るため、新しい企画による宣伝媒体の活用等、現行のPR対策の抜本的な見直しを強く指摘いたしました。

なお、当委員会といたしましては、今後の事業収益の動向いかんによっては、市議会としても本問題に積極的に取り組むべきものと考え次第であります。

議案第二百二十九号昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算につきましては、すでに飽和状態となっている駐車場問題について、地域の中核医療機関としての責務を遂行していく上からも、増加する当病院利用者には便宜を図るため、経営採算面のみにとらわれることなく、抜本的な改善策に意を用いるよう要望いたしました。か、院内の衛生設備の改善について意見がありました。

議案第三百三十六号四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正については、国の通達に従い条例中の字句の修正を行うもので、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（青山峯男君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

小井道夫君。

〔建設委員長（小井道夫君）登壇〕

○建設委員長（小井道夫君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第二百二十三号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳出第八款土木費のうち、道路橋梁費につきましては、道路路面復旧工事に関連して掘削工事等が行われた場合の路面復旧の一部に不備があり、また同じ道路で復旧後時をおかず掘削工事が行われるなど、道路管理上の問題についてただしたのであります。

これに対して理事者からは、毎年度初めに「道路占用協議会」を開催し、道路占業者に年間事業計画書の提出を求め、道路の掘削工事等が効率的に計画施工されるよう調整していること、また路面復旧についても「道路路面復旧基準」に基づき実施しており、占用者自身による路面復旧工事についても、完全に原形に復するよう指導、監督しているとの説明がありました。

しかし、当委員会といたしましてはなお問題点もあり、道路工事に係る復旧について抜本的な改善策を検討するよう強く指摘いたしました。

なお、この道路復旧工事につきましては、原因者の一員であります水道局においても前述の趣旨を十分留意するよう望むものであります。

また、市道の補修に関し、維持課の道路補修作業所の機能を充実させるよう強く指摘いたしました。

都市計画費につきましては、公園関係予算の増大を図り、公園の整備、緑化に意を配ること。また四日市中央線の近鉄四日市駅西周辺における交通渋滞を区画整理事業等の推進により、その早期解消を図ること、及び都市美の形成の観点からも、同駅前の整備と美化に努めるよう指摘いたしました。

議案第二百二十六号昭和五十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第二号）、及び議案第二百二十七号昭和五十七年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第二号）につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第四百十三号市道路線の認定について、及び議案第四百十四号市道路線の変更については、三滝台松本団地線を市道として認定し、環状一号線の起点を変更しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましてはいずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（青山峯男君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対しご質疑がありましたらご発言を願います。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 ちょっとお時間をかりまして、総務委員長にお伺いいたします。

大変財政が悪化したときでございますが、その補正についてのあるいは財政運営上の問題がご討論になり、ないしはご意見、ご要望などございましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

それは、先ほど教育民生委員長の報告にありましたように、教育財政について確かに二千八百万ばかりの補正があります。しかし、その財源の内訳をよく見ると、一般財源を八千八百六十四万八千円減額しております。

このことについては、今回は大変異例でありますけれども、われわれが認めた教育予算の中で一般財源をこれほど削減をするということについては問題ではないか。

一般財源の一つの見方としては、一般財源をどれだけ使うかは、その行政水準をあらわすものでもあり、市長の政策の姿勢を示す物差しであろうと思います。そういった意味で、財政がよくても、悪くても、特に教育予算というのはそんなに増減ができるものではないわけでございます。そういうことにつきまして予算編成上の問題あるいは補正の仕方についてのご論議がございまして、ご要望がございましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（青山峯男君） 総務委員長 田中基介君。

〔総務委員長（田中基介君）登壇〕

○総務委員長（田中基介君） ただいま訓覇議員より財源取り崩しについてのご質問にお答えしたいと思います。す。

今回のそういう問題については、ただ平山物産の悪臭を早く解決するということで一億八千六百万についての承認をし、さらにその話の中で県においてのあと一億五千万、またハイミールの一億、この件について早く協定をしつかりし、立てかえてでもやりなさいということで、深くその財源の取り崩しについての審議は行いませんでした。以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山峯男君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 よくわかりました。ご要望にとどめたいと思います。

教育民生委員会でも、教育財源の確保については大変強く要望をいたしましたところでございます。何しろ今回は一般財源の補正がゼロという異例な形でございますし、いま委員長の意見にありましたように、廃業経費についてひねり出さなきゃならぬという事情は十分理解をするわけでございますけれども、少なくとも教育財政におきまして地方債を求めることができるならば、なおさら上積みをして一般財源をそちらの方にまわす、削減をするということのないように、今後とも十分注意をお願いいたします。

部分的でございますけれども、たとえば小学校の家庭科の教室、つまり流し台で親たちが陶芸教室をやって、どうんことをこねてやっているというような現状でございます。ほんの一例でございますけれども、こういった形で教育予算については財政の好悪にかかわらず私は確保をすべきだと、そのことを十分ご認識をいただきたいと思っております。

なお、一言平山物産の問題でございますが、いまとなつてはやむを得ないことでございますけれども、一体平山物産については、市民は加害者だったのか、被害者だったのか。他のコンビナート公害問題と比べるわけにはいきませんけれども、それにしても被害者がなぜこの廃業の経費に一般財源を使って補償しなければならぬかという疑問については、市民全体が大変理解に苦しんでいるところでございます。もう少しやり方があったのではなからうか。いまとなつてはいたし方ないとは言いがた、やっぱり一般住民の組織力、被害者の力などを借りながらですね、被害者が金を払わなければならぬということ、私は失敗であったと思うわけです。そういう反省の上に立って、今後ともこの問題をいち早く処理いただきますようお願いをいたし、ご要望して終わりたいと思っております。

○議長（青山峯男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は日本共産党を代表いたしまして、今議会に提出された議案のうち、幾つかの議案に反対するものがございます。

議案第二百二十三号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）並びに議案第二百二十五号、議案第二百二十八号、議案第三百三十二号、議案第三百三十四号、これらの老人保健法の成立に伴う特別会計あるいは条例の一部改正について反対をするものでございます。

老人保健法の成立に伴い条例改正が行われる中で、まず第一点はこの老人保健法の成立によって国の支出は減少いたしますが、地方自治体並びに七十歳以上、そして六十八歳、六十九歳の患者負担がふえていく、こういった点でこの条例改正について容認することはできません。

また、第二点目には、老人が大切にせられるべきであるにもかかわらず、受診抑制などまさに老人にしわ寄せが行われる、このことについて認めることができないわけでございます。

補正予算につきましては、総務管理費の平山物産に対する補償費につきましては、その額の決定経過、それらについて異論があり、認めることはできません。

また、第三款の民生費、社会福祉費の福祉施設費、小集落地区改良事業につきましては、このような補正が出てくることについて納得をできないものであり、事業について改善を求めるものでございます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（青山峯男君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、議案第二百二十三号昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算（第二号）を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青山峯男君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第二百二十五号昭和五十七年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、議案第二百二十八号昭和五十七年度四日市市老人保健医療特別会計予算、議案第三百三十二号四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について、及び議案第三百三十四号四日市市国民健康保険条例の一部改正についての四議案を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青山峯男君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り二十議案を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二 議案第一四八号 教育委員会委員の任命について

○議長（青山峯男君） 日程第二、議案第四百四十八号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第百四十八号は、本市の教育委員会委員のうち、榎谷定子氏の任期が来る十二月二十五日をもって満了いたしますので、その後任として岡田久江氏を任命したいと存じ提案するものであります。

なお、同氏の経歴はお手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただきご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第三 議案第一四九号 公平委員会委員の選任について

○議長（青山峯男君） 日程第三、議案第百四十九号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第百四十九号は、本市の公平委員会委員のうち、佐藤榮二氏の任期が来る十二月二十二日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を選任したいと存じ提案するものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただきご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山峯男君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決しました。

日程第四 委員会報告第一号 請願の審査結果について、ないし

日程第五 委員会報告第一二号 陳情の審査結果について

○議長（青山峯男君） 日程第四、委員会報告第十一号請願の審査結果について、及び日程第五、委員会報告第十二

母陳情の審査結果についてを一括議題といたします。

なお、請願第二十号人事院勧告凍結撤回・完全実施実現の条例化については、取り下げの申し出がありましたので、ご了承願います。

請願、陳情の審査結果の報告に対しご質疑がありましたら、ご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。
これより本件を採決いたします。

本件は、各委員会からの報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（青山峯男君） 起立多数であります。よって、本件は各委員会からの報告のとおり決しました。

○議長（青山峯男君） この際、緊急質問の通告がありますので、暫時、休憩いたします。

午後二時四十三分休憩

午後三時十七分再開

○議長（青山峯男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（青山峯男君） おはかりいたします。四日市工業高校跡地について、坂口正次君から緊急質問の通告があります。

坂口正次君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） ご異議なしと認めます。よって、坂口正次君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、発言を許すことに決しました。

日程追加 緊急質問

○議長（青山峯男君） 坂口正次君の発言を許します。

坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 四日市工業高校跡地利用についてお尋ねしたいと思えます。四日市工業高校跡地利用については、都市再開発特別委員会を設置しながら、前年度私委員長もさしていただいたわけなんですけれども、あの土地をどう利用していくかということで大卒の専門の方にも調査していただき、われわれ委員会の中でも研究しながらA案、B案という案を出して、その後今年度も委員会を継続しておるわけなんです。

しかし、まだ方向づけは決定してないわけなんですけれども、ちょうど九月三日の中日新聞ですか、に商業組合を発足したということで、あの計画の案の中にショッピングセンターをつくるということが案にあるわけなんです。それに便乗してだと思えますけれども、商業組合を発足したということを見たと聞かれます。それは過去組合をつくって、どうしようと思われるの知ったことではないわけなんですけれども、最近聞くところによると、それについて入会金が十万円であるということなんです。その十万円はどうするんだろうということ聞いておいたら、それはその商業組合の調査研究費だということなんです。

それについてはあえて問題ないわけなんですけれども、その後その会員について百万円の徴収をしておると、なおかつ、もうすでに納めた方もあるし、それからまだこの一月末に納めなけりゃならないということも聞いたわけなんです。

そうすると、そうした金をつくりながら組合を発足した、一部の人間が発足してつくっているところ、いよいよあの工業高校跡地の中にショッピングセンターをつくるんだということにわれわれ議会も承認していくならば、そうした組合から金も寄せてあるんだからやらせということに一方的な圧力がかかってくるんじゃないか。そうして、すでに聞くところによると、その組合へ最近になって入れてもらえぬかと言ったら、もうすでに定員いっぱいだから入れるわけにいかぬというようなことも言われたということなんですから、そうした既成事実がつけられて、市へ一方的に圧力がかかってきた場合に、市長はそれに対してどう対応していくんだということがお聞きしたいわけなんです。

同じ商店を持ちながら何も知らない方が、そうしたところ、つくるといったときに入りたいと言っても入れないということが起きるんじゃないか。あるいはまた、大手メーカーにあれをやらしたらどうだろうというご意見が出てきたときに、その百万円を納めていた会員はどうなるんだろうというようなことも疑問に思うわけなんです。そうした面で市長のわかっている範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○議長（青山峯男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

すでに先ほどの坂口議員のご質問の中にもありましたように、駅西につきましては、四日市市にとりまして中心部で残されている唯一の今後の利用できる地域でございますし、駅西の玄関口にふさわしい活用をしなければならぬ

ということ、すでに都市計画協会、本省の建設省の外郭団体であります都市づくりの研究をいたしておるコンサルタントでございますが、そこをお願いをいたしまして、たたき台としての利用計画案をまとめてもらったことはすでにご報告をしたとおりでございます。その中にA案、B案と二つあるわけでございますが、教育文化あるいは国際都市にふさわしいということから、そういったものにふさわしい施設を入れるということ、あるいは公園を考えるとというようなこと、さらには商業ゾーンといえますか、あの地域が商業地域でございますし、駅の玄関口ということであれば、そこにある程度のショッピングモールをつくる必要があるというようなことで、A案、B案と二つ提案をされておるわけでございまして、これからこのA案、B案についての議論を取りまとめなければならぬという段階にあるわけでございます。

この議論を取りまとめる手法といたしまして、一応多くの方々のご意見を聞く必要がありますし、それをまとめて最終的には議会の都市再開発特別委員会のご意見によって、この市の考え方を取り決めて県の方に提出をすると、こういう段階になっていくだろうと思うわけでございます。

このことを商業界の方々が早くから緊要されておりまして、一部の方々は駅西商業開発組合というものをつくりまして、駅西のショッピングモールのあり方についてどういうふうにやったらいいか調査、研究をしようということで、かねてからある程度の集まりができておったようございまして、それがこの九月三日にいよいよいたしますか、法人格を持った商業組合をつくらうということで、先ほど指摘のあったような形になってまいりました。

発起人の方は二十一名、組合員数は百七十八名ということでございまして、出資金を百万円募集するということが、このことについて私はまだ百万円募集したのか、しなかったのか知りませんが、最近の情報ですと坂口議員のご指摘のあったようなことのようにございます。

そこで、今後はこれを見過ぐすといいますが、何の接触もなしに過ぐしていくということは、ご指摘のあったよう

なことも考えられますので、私はまず商工会議所の意見をまとめてもらう必要があるということ、早くから会頭にはその旨申し出ておったのでございます。会頭の方でも、いずれまとめますと。あれは商業者の任意の団体ですからやっちゃいかぬとも言えないので、その経過を見ておるんだというような話がありました。

ただ、一口百万円ずつ募集して、ある一定の数をまとめ上げてくるということになりますと、やはり一つの勢力であることは間違いないというふうに思いますので、私は早速会頭と相談をいたしまして、その発起人の方々と一遍お目にかかった上で真意を確かめ、かつまた私どもとしてはいまだここにあのショッピングモールをどういう形でやらせるかということについては案を固めているわけではありませんので、これが既成の事実であるということと押しつけられないように、十分なコミュニケーションを今後とってまいりたいと、かように思っておるところでございます。その経過についてはまた都市再開発特別委員会の皆さん方にご報告を申し上げてまいりたいと、かように思っておるところでございます。

いずれにしても、いまの段階で行政側としてはフリーハンドであると、フリーハンドを堅持していくということとでご理解を賜りたいと思う次第でございます。以上でございます。

○議長（青山峯男君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 いまのご答弁では話し合っていたということなんですけれども、やはり私どもの側から見た場合に、いまの現在の諏訪公園の駐車場が、一年前からそうした組織をつくって金を寄せて駐車場を建設にかかったということも聞いておるわけなんです。

それと全く今回同じようなケースじゃないかというふうに考えましたので、お時間ちょうだいしたわけなんです。やはりもしそれが地元四日市の方にショッピングセンターをやらすということになれば、多くの希望者もあろうかと

思いますし、そうした方が多く参加し、その中でいろいろ審議しながら選定していくことになれば問題はないわけなんですけれども、一部の方たちがそうした組織をつくって、組織で圧力をかけてくる、そうした既成をつくっていくということについては断じて許すわけにはいきませんので、今後市長からも十分その旨のご注意を願ってしていただきたいというふうに要望しておきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（青山峯男君） 緊急質問に対しては関連質問は認められませんので、ご理解のほどよろしく願います。これをもって坂口正次君の緊急質問を終了いたします。

○議長（青山峯男君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じ、昭和五十七年十二月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでした。

午後三時三十一分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

青山峯男

四日市市議会副議長

小林博次

署名議員

田中基介

署名議員

橋本増蔵

昭和五十七年十二月定例会会期日程

十二月

九日(木)

午前十時開会

議案上程：説明

十日(金)

休 会

十一日(土)

十二日(日)

午前十時開議

一般質問

十三日(月)

十四日(火)

午前十時開議

一般質問

十五日(水)

午前十時開議

一般質問
議案質疑：委員会付託

十六日(木)

各常任委員会

十七日(金)

十八日(土)

十九日(日)

二十日(月)

休 会

二十一日(火)

午後二時開議

委員会報告：質疑、討論、採決

追加議案上程：説明：質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(昭和五十七年十二月二日)

◎十二月定例市議会について

- 一、会期日程 別紙のとおり
- 二、発言通告等の期限
 - (一) 一般質問 十二月 九日(木) 午後二時まで
 - (二) 請願・陳情 十二月十三日(月) 午後四時まで
 - (三) 討論・その他 十二月十八日(土) 正午まで
- 三、発言順序
 - (一) 一般質問
 - ① 自由クラブ
 - ② 日本共産党
 - ③ 公明党
 - ④ 無所属クラブ
 - ⑤ 市民クラブ
 - ⑥ 清風会
 - ⑦ 社会クラブ
 - ⑧ 民政クラブ
- 四、発言時間
 - (一) 一般質問 二十五分以内(答弁含まず)
 - (二) 関連質問 五分以内(答弁含まず)
 - (三) 議案質疑 三十分以内(答弁含む)

一般質問通告一覧表

発言順序	要旨	氏名	ページ
------	----	----	-----

第1日(12月13日)

3	2	1
一、来年度予算編成に関して 二、平山物産と新化製場建設問題について 三、文化会館問題について 四、畜産公社の経営について 五、地域問題について	一、排水問題について 二、防犯外灯について 三、非行問題について <ol style="list-style-type: none"> 1. 頭髪と服装について 2. 生徒手帳について 3. 道徳教育について 4. クラブ活動用地について 5. 登校拒否について 6. 夏休み後の指導について 7. 学校ぐるみの非行防止について 8. シンナー遊びについて 二、中学校卒業式について 三、青少年対策本部設置について	自由クラブ 山口 孝
日本共産党 佐野 光 信	自由クラブ 橋本 増 蔵	32
56	38	

9	8	7	6	5	4
<p>一、北勢公設市場について</p> <p>二、行財政改革に関連した職員研修制度のあり方について</p>	<p>一、地域社会づくりにおける積極的接点としての対応具体策について、併せて市長の姿勢を問う</p>	<p>一、地域社会づくりにおける積極的接点としての対応具体策について</p> <p>二、文化会館のその後の運営について</p> <p>三、消防防災体制の整備計画について</p> <p>四、競輪開催返上問題について</p>	<p>一、地域整備と開発について</p> <p>二、中里住宅問題について</p> <p>三、中小企業・地場産業の振興と金融問題について</p> <p>一、天津市との友好都市関係締結後の諸問題について</p>	<p>一、第三次基本計画素案について</p> <p>1. 活力と調和のある都市づくりについて</p> <p>2. 学校教育と心の問題について</p> <p>二、八千代工業進出問題に関連して</p>	<p>一、ある産廃物の処理をめぐる問題について</p> <p>二、第三次基本計画素案について</p> <p>三、市職員の給与改定について</p> <p>四、いくつかの地域地区問題について</p>
渡辺一彦	無所属クラブ 市民クラブ 訓覇也男	無所属クラブ 野呂平和	公明党 大島武雄	公明党 田中基介	日本共産党 小井道夫
156	142	132	112	95	78

12	11	10	
<p>一、再び遠洋漁業基地について</p> <p>二、入札について</p> <p>三、都市美について</p>	<p>一、再び遠洋漁業基地について</p> <p>二、緑の学校</p> <p>三、自然に生きる教育</p>	<p>一、第三次基本計画素案について (住民参加、情報公開、ボランティア)</p> <p>二、五十八年度当初予算編成方針について</p> <p>三、遊休地・中里団地・北部墓地について</p> <p>四、中心市街地のスポーツ広場づくりについて</p> <p>五、ノー包装、ノーパック運動について</p> <p>六、国際交流について</p> <p>七、障害者福祉について</p> <p>八、特別養護老人ホームの充実について</p> <p>九、水沢地区の悪臭について</p> <p>一〇、発注について</p> <p>一一、ユニークな活動表彰について</p> <p>一二、中学生の非行に関連して</p>	<p>三、交通安全対策について</p>
伊藤信一	清風会 粉川茂	清風会 川口洋二	
209	194	170	

15	14	13
<p>一、第三次基本計画素案に関連して</p>	<p>一、農民不在の三重用水事業について</p>	<p>一、下水処理問題について</p> <p>1. 個人浄化槽の問題について</p> <p>2. 集中浄化槽の問題について</p> <p>二、老人医療の問題について</p>
<p>民政クラブ 金森 正</p>	<p>社会クラブ 山本 勝</p>	<p>社会クラブ 川村 幸善</p>
252	241	230

付託議案一覧表

○総務委員会

議案第一二三号 昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入全般

歳出第 二款 総務費

第 四款 衛生費

第 九款 消防費

第一二款 公債費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第一三〇号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第一三五号 四日市市特別会計条例の一部改正について

議案第一三七号 四日市市農業委員会の委員の選挙区並びに各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第一三八号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第一三九号 町及び字の区域の設定及び変更について

議案第一四〇号 町及び字の区域の設定及び変更について

議案第一四一号 町及び字の区域の廃止及び変更について

議案第一四二号 町及び字の区域の変更について

議案第一四五号 工事請負契約の締結について

議案第一四六号 工事請負契約の締結について

議案第一四七号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第一二三号 昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳出第三款 民生費

歳出第十款 教育費

議案第一二五号 昭和五十七年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

議案第一二八号 昭和五十七年度四日市市老人保健医療特別会計予算
 議案第一三一号 四日市市社会福祉事務所設置条例の一部改正について
 議案第一三二号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について
 議案第一三三号 四日市市心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について
 議案第一三四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

議案第一二三号 昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
 第一条 歳出第 六款 農林水産業費
 歳出第一一款 第二項 農林水産施設災害復旧費
 議案第一二四号 昭和五十七年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)
 議案第一二九号 昭和五十七年度四日市市立四日市病院事業会計第一回補正予算
 議案第一三六号 四日市市地方卸売市場業務条例の一部改正について

○建設委員会

議案第一二三号 昭和五十七年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
 第一条 歳出第 八款 土木費
 歳出第一一款 第一項 土木施設災害復旧費
 議案第一二六号 昭和五十七年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第二号)

議案第一二七号 昭和五十七年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第二号)
 議案第一四三号 市道路線の認定について
 議案第一四四号 市道路線の変更について

委員会報告第一一号

請願の審査結果について

番号	受理年月日	件名	請願者の住所・氏名	紹介議員	付託委員会	審査結果
17	57. 12. 9	優生保護法の改正に反対について	四日市市中部一七一五 吉川 一 弥 ほか八名	橋本 増 蔵	総 務	継続審査
16	57. 12. 9	午起三丁目住宅移転について	四日市市午起三丁目六一一九 田 中 洋 治 ほか三名	大谷 喜 正	建 設	継続審査
15	57. 12. 9	三重西小学校運動場にかかわる防砂じん対策について	四日市市三重三丁目一〇 三重団地自治会協議会 会長 馬屋原 寛 ほか一名	喜多野 等	教育民生	採 択

21	20	19	18
57. 12. 13	57. 12. 13	57. 12. 9	57. 12. 9
三浜小学校校庭整備について	人事院勧告凍結撤回・完全実施実現の条例化について	優生保護法の改正について	智積地区内の水路改良について
四日市市小浜町六一 塩浜地区連合自治会長 伊藤利三郎 ほか二名	四日市市誠訪町一五 自治労四日市市職員労働組合 執行委員長 村上甚栄 ほか二、五一一名	四日市市生桑町一六四二一 藤森慶司 ほか一〇名 一六二	四日市市智積町九一一 智積町自治会 代表 伊藤惣吉
松田小川 島中基四 良介郎 一	小坂大山 井口島本 道正武勝 次雄勝	川口洋二	粉川茂
教育民生	総務	総務	建設
採択	取り下げ	継続審査	採択

委員会報告第一二号

陳情の審査結果について

10	9	8	番号
57. 12. 9	57. 12. 9	57. 12. 9	年月日理
十志町半分以上を富田米町に町区域設定及び変更図について	泊山墓地整備について	八郷西小学校普通教室増設について	件名
四日市市十志町八二一一 福田半三郎	四日市市中部三一一二 四日市仏教会 会長 丹羽房雄 ほか一八名	四日市市山村町五一八 八郷地区連合自治会長 水谷善郎 ほか一、六三二名	陳情者の住所・氏名
総務	総務	教育民生	付託委員会
不採択	採択	採択	審査結果

(前回から継続のもの)

6	1	2	番号
57. 9. 9	57. 3. 9	56. 3. 5	受 年 月 日 理
朝鮮の自主的平和統一について	市民ホール存続について	四日市工業高等学校跡地利用について	件 名
四日市市阿倉川町八一三〇 在日本朝鮮人総連合会 三重県四日市支部 委員長 金 成 達	四日市市諏訪町八一二二 諏訪新道発展会 会長 山 本 旭 ほか四四〇名	四日市市諏訪栄町一二一六 諏訪栄町連合自治会 代表 大久保 憲 一 ほか二九五名	陳情者の住所・氏名
総 務	総 務	建 設	付託委員会
継続審査	継続審査	継続審査	審査結果